

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前																
<p>別冊</p> <p>酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第1編 総 則</p> <p>用語の意義</p> <p>この通達において使用する用語の意義は、次表に掲げるところによる。</p> <p>なお、酒税法、酒税法施行令、酒税法施行規則で定義されている用語については、当該定義されているところによる。</p>	<p>別冊</p> <p>酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第1編 総 則</p> <p>用語の意義</p> <p>この通達において使用する用語の意義は、次表に掲げるところによる。</p> <p>なお、酒税法、酒税法施行令、酒税法施行規則で定義されている用語については、当該定義されているところによる。</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用 語</th> <th style="width: 85%;">意 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">酒類販売業者</td> <td>酒類の販売業免許を受けている者をいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">販 売 場</td> <td>酒類販売業者が継続して販売業をする場所であって、その場所につき酒類の販売業免許を受けている場所をいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 体 組 合</td> <td>組合法第9条第2項ただし書又は第4項ただし書の規定の適用を受けて、酒造組合の組合員たる資格に係る酒類の品目を2以上とし、又は販売業の業態を卸売及び小売とする組合をいい、そのものが、酒造組合である場合は「合体酒造組合」と、酒販組合である場合は「合体酒販組合」といい、合体組合がその直接又は間接の構成員である連合会又は中央会を「合体連合会」又は「合体中央会」という。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 義	酒類販売業者	酒類の販売業免許を受けている者をいう。	販 売 場	酒類販売業者が継続して販売業をする場所であって、その場所につき酒類の販売業免許を受けている場所をいう。	合 体 組 合	組合法第9条第2項ただし書又は第4項ただし書の規定の適用を受けて、酒造組合の組合員たる資格に係る酒類の品目を2以上とし、又は販売業の業態を卸売及び小売とする組合をいい、そのものが、酒造組合である場合は「合体酒造組合」と、酒販組合である場合は「合体酒販組合」といい、合体組合がその直接又は間接の構成員である連合会又は中央会を「合体連合会」又は「合体中央会」という。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用 語</th> <th style="width: 85%;">意 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">販 売 業 者</td> <td>酒類の販売業免許を受けている者をいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">販 売 場</td> <td>販売業者が継続して販売業をする場所であって、その場所につき酒類の販売業免許を受けている場所をいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 体 組 合</td> <td>組合法第9条第2項ただし書又は第4項ただし書の規定の適用を受けて、酒造組合の組合員たる資格に係る酒類の種類を2以上とし、又は販売業の業態を卸売及び小売とする組合をいい、そのものが、酒造組合である場合は「合体酒造組合」と、酒販組合である場合は「合体酒販組合」といい、合体組合がその直接又は間接の構成員である連合会又は中央会を「合体連合会」又は「合体中央会」という。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 義	販 売 業 者	酒類の販売業免許を受けている者をいう。	販 売 場	販売業者が継続して販売業をする場所であって、その場所につき酒類の販売業免許を受けている場所をいう。	合 体 組 合	組合法第9条第2項ただし書又は第4項ただし書の規定の適用を受けて、酒造組合の組合員たる資格に係る酒類の種類を2以上とし、又は販売業の業態を卸売及び小売とする組合をいい、そのものが、酒造組合である場合は「合体酒造組合」と、酒販組合である場合は「合体酒販組合」といい、合体組合がその直接又は間接の構成員である連合会又は中央会を「合体連合会」又は「合体中央会」という。
用 語	意 義																
酒類販売業者	酒類の販売業免許を受けている者をいう。																
販 売 場	酒類販売業者が継続して販売業をする場所であって、その場所につき酒類の販売業免許を受けている場所をいう。																
合 体 組 合	組合法第9条第2項ただし書又は第4項ただし書の規定の適用を受けて、酒造組合の組合員たる資格に係る酒類の品目を2以上とし、又は販売業の業態を卸売及び小売とする組合をいい、そのものが、酒造組合である場合は「合体酒造組合」と、酒販組合である場合は「合体酒販組合」といい、合体組合がその直接又は間接の構成員である連合会又は中央会を「合体連合会」又は「合体中央会」という。																
用 語	意 義																
販 売 業 者	酒類の販売業免許を受けている者をいう。																
販 売 場	販売業者が継続して販売業をする場所であって、その場所につき酒類の販売業免許を受けている場所をいう。																
合 体 組 合	組合法第9条第2項ただし書又は第4項ただし書の規定の適用を受けて、酒造組合の組合員たる資格に係る酒類の種類を2以上とし、又は販売業の業態を卸売及び小売とする組合をいい、そのものが、酒造組合である場合は「合体酒造組合」と、酒販組合である場合は「合体酒販組合」といい、合体組合がその直接又は間接の構成員である連合会又は中央会を「合体連合会」又は「合体中央会」という。																
<p>第2編 酒税法関係</p> <p>第2条 酒類の定義及び種類</p> <p>第1項関係</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 「アルコール」の定義</p> <p>「アルコール」とは、法の適用を受けるものとアルコール事業法の適用を受けるもの（以下「工業用アルコール」という。）とを問わず、アルコール含有物を蒸留したもの（これに水を加えたものを含む。）で、<u>法第3条第9号イからニまでに該当しないものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) アルコール分が45度を超えるもの</p> <p>(2) スピリッツのうち、その蒸留方法が連続式蒸留機によるものでアルコール分が36度以上45度以下のもの（法第3条《その他の用語の定義》第15号及び第16号並びに法第8条《酒母等の製造免許》の規定には適用しない。）</p> <p>5・6 (省略)</p>	<p>第2編 酒税法関係</p> <p>第2条 酒類の定義及び種類</p> <p>第1項関係</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 「アルコール」の定義</p> <p>「アルコール」とは、法の適用を受けるものとアルコール事業法の適用を受けるもの（以下「工業用アルコール」という。）とを問わず、アルコール含有物を蒸留したもの（これに水を加えたものを含む。）で、<u>法第3条第5号イからニまで（しょうちゅうから除かれるもの）に該当しないものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) アルコール分が45度を超えるもの</p> <p>(2) スピリッツのうち、その蒸留方法が連続式蒸留機によるものでアルコール分が36度以上45度以下のもの（法第3条《その他の用語の定義》第9号及び法第8条《酒母等の製造免許》の規定には適用しない。）</p> <p>5・6 (同左)</p>																

改正後	改正前
<p>第3条 その他の用語の定義 (共通事項)</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 酒類の原料物品等の定義 (1)～(8) (省略)</p> <p>(9) 「でんぷん質物分解物」とは、でんぷん質物を加水分解したものをいう。<u>ただし、糖類に該当するものを除く。</u></p> <p>(10)～(19) (省略)</p> <p>(20) 「香味料」とは、酒類に香り又は味を付ける目的に使用される物品(酒類を含み、その物品を使用することにより製造しようとする酒類の品目を異にするおそれがあるものを除く。)をいう。</p> <p>なお、これらの物品が酒類である場合は、当該酒類のアルコール分の総量が、製造される酒類のアルコール分の総量の100分の5を超えない範囲の数量である場合に限り、香味料として取り扱う。ただし、酒類の原料として香味料及び酒類が規定されている場合には、当該酒類(香味料の原料として使用される原料用アルコール以外の酒類を含む。)は、香味料としては取り扱わない。</p> <p>(21)・(22) (省略)</p> <p>6 酒類原料を溶解し又は薄めた場合の重量の計算</p> <p>アルコール、しょうちゅう(法第3条第9号に規定する連続式蒸留しょうちゅう及び同条第10号に規定する単式蒸留しょうちゅうをいう。以下、第2編において同じ。)、砂糖、ぶどう糖、水あめ、乳酸、こはく酸、グルタミン酸ソーダ、でんぷん等を溶解し又は薄めて酒類の原料とする場合に使用する水は、仕込水として使用したものとして取扱うものとし、当該原料の重量の計算は、その溶解し又は薄める前の重量(数回にわたって薄める場合は、初回の際に薄める前の重量)による。</p> <p>7 酒類の原料として取り扱わない物品</p> <p>次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。</p> <p>なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 発酵を助成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最少限の次の物品</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ 酵母発酵助成剤(不活性酵母、酵母エキス、酵母細胞壁、りん酸アンモニウム、硫酸マグネシム、チアミン塩酸塩、葉酸、パントテン酸カルシウム、ナイアシン、ビオチンの全部又は一部で組成されるもの)</p>	<p>第3条 その他の用語の定義 (共通事項)</p> <p>1～4 (同左)</p> <p>5 酒類の原料物品等の定義 (1)～(8) (同左)</p> <p>(9) 「でんぷん質物分解物」とは、でんぷん質物を加水分解したものをいう。<u>ただし、精製して糖類となったものを除く。</u></p> <p>(10)～(19) (同左)</p> <p>(20) 「香味料」とは、酒類に香り又は味を付ける目的に使用される物品(酒類を含み、その物品を使用することにより製造しようとする酒類の種類又は品目を異にするおそれがあるものを除く。)をいう。</p> <p>なお、これらの物品が酒類である場合は、当該酒類のアルコール分の総量が、製造される酒類のアルコール分の総量の100分の5を超えない範囲の数量である場合に限り、香味料として取り扱う。ただし、酒類の原料として香味料及び酒類が規定されている場合には、当該酒類(香味料の原料として使用される原料用アルコール以外の酒類を含む。)は、香味料としては取り扱わない。</p> <p>(21)・(22) (同左)</p> <p>6 酒類原料を溶解し又は薄めた場合の重量の計算</p> <p>アルコール、しょうちゅう、砂糖、ぶどう糖、水あめ、乳酸、こはく酸、グルタミン酸ソーダ、でんぷん等を溶解し、又は薄めて酒類の原料とする場合に使用する水は、仕込水として使用したものとして取扱うものとし、当該原料の重量の計算は、その溶解し、又は薄める前の重量(数回にわたって薄める場合は、初回の際に薄める前の重量)による。</p> <p>7 酒類の原料として取り扱わない物品</p> <p>次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。</p> <p>なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 発酵を助成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最少限の次の物品</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ 酵母発酵助成剤(酵母細胞壁、りん酸アンモニウム、硫酸マグネシム、チアミン塩酸塩、葉酸、パントテン酸カルシウム、ナイアシン、ビオチンの全部又は一部で組成されるもの)</p>

改正後	改正前
<p>へ (省略)</p> <p>(3) 酒造の合理化等の目的で醸造工程中に加える次の酵素剤</p> <p>イ 清酒、合成清酒及びみりんの製造の際に米こうじと併用する原料（清酒については米、合成清酒については令第3条第1号に掲げる物品、みりんについては米及びとうもろこしに限る。）の重量の1,000分の1以下に相当する酵素剤</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 法第3条第15号イ及びロに規定するウイスキーの製造の際に麦芽と併用する必要最少量の酵素剤</p> <p>ニ・ホ (省略)</p> <p>(4)～(7) (省略)</p> <p>8 「アルコール分」等の度数の定義</p> <p>法、令及び規則に規定する「アルコール分1度」又は「エキス分1度」とは、法第3条《その他の用語の定義》第1号に規定する「アルコール分」が「1容量」であること又は同条第2号に規定する「エキス分」が「1グラム」であることをいう。</p> <p>9 アルコールの重量の計算</p> <p><u>アルコールを酒類の原料とする場合における当該アルコールの重量の計算は次による。</u></p> <p>イ <u>当該アルコールの数量(ℓ)×当該アルコールのアルコール分(度)÷100=純アルコール数量(ℓ)</u></p> <p>ロ <u>純アルコール数量(ℓ)÷0.95=アルコール分95度換算数量(ℓ)</u></p> <p>ハ <u>アルコール分95度換算数量(ℓ)×95度アルコール1ℓ当たりの重量(0.8161kg)=原料用アルコールの重量(kg)</u></p> <p>10～13 (省略)</p> <p>14 「発泡性を有するもの」の取扱い</p> <p><u>法第3条第3号ハ及び同条第18号に規定する「発泡性を有するもの」とは、温度せつ氏20度の時におけるガス圧が49kpa（キロパスカル）以上の炭酸ガスを含有する酒類をいう。</u></p> <p><u>なお、法定計量単位としてはN/m²（ニュートン毎平方メートル）、bar（バール）及びatm（アトム）も認められていることから、当該単位を使用した場合及び従来使用していた法定計量kgf/cm²（重量キログラム毎平方セン</u></p>	<p>へ (同左)</p> <p>(3) 酒造の合理化等の目的で醸造工程中に加える次の酵素剤</p> <p>イ 清酒、合成清酒及びみりんの製造の際に米こうじと併用する原料（清酒については米及び令第2条第1号に掲げる物品、合成清酒については令第3条第1号に掲げる物品、みりんについては米及びとうもろこしに限る。）の重量の1,000分の1以下に相当する酵素剤</p> <p><u>(注) 令第2条第1号に掲げる物品を使用して清酒を製造しようとする場合については、法第50条第1項第1号の規定に基づく承認を要するものであるから留意する。</u></p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 法第3条第9号イ及びロに規定するウイスキーの製造の際に麦芽と併用する必要最少量の酵素剤</p> <p>ニ・ホ (同左)</p> <p>(4)～(7) (同左)</p> <p>8 「アルコール分」等の度数の定義</p> <p>法、令及び規則に規定する「アルコール分1度」又は「エキス分1度」とは、法第3条《その他の用語の定義》第1号（アルコール分の定義）に規定する「アルコール分」が「1容量」であること又は同条第2号（エキス分の定義）に規定する「エキス分」が「1グラム」であることをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>9～12 (同左)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前																																																					
<p>チメートル)との換算を行う場合については、次のとおりである。</p> <p>(圧力の換算関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">単 位</td> <td style="padding: 2px;">Kgf/cm²</td> <td style="padding: 2px;">Pa(N/m²)</td> <td style="padding: 2px;">bar</td> <td style="padding: 2px;">Atm</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">9.80665×10⁴</td> <td style="padding: 2px;">9.80665×10⁻¹</td> <td style="padding: 2px;">9.67841×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">圧 力</td> <td style="padding: 2px;">1.01972×10⁻⁵</td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">1×10⁻⁵</td> <td style="padding: 2px;">9.86923×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">1.01972</td> <td style="padding: 2px;">1×10⁵</td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">9.86923×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">1.03323</td> <td style="padding: 2px;">1.01325×10⁵</td> <td style="padding: 2px;">1.01325</td> <td style="padding: 2px;">1</td> </tr> </table> <p>(注) ビール、シャンパン及びサイダーの温度せつ氏20度の時におけるガス圧は、おおむね次のとおりである。</p> <p style="margin-left: 40px;">ビール 196kPa (2.0kgf/cm²)</p> <p style="margin-left: 40px;">シャンパン 490kPa (5.0kgf/cm²)</p> <p style="margin-left: 40px;">サイダー 196kPa～294kPa (2.0～3.0kgf/cm²)</p> <p>15 酒類の製成の時期</p> <p>酒類の製成の時期とは、法第3条《その他の用語の定義》各号に定める酒類の品目ごとにその製造方法に従って、次のとき又は酒類に炭酸ガス(炭酸水を含む。)を加えたとき若しくは水を加えた場合で品目に異動が生じたときをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">品 目</th> <th style="width: 85%;">製 成 の 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清酒</td> <td>こしたとき(かすこしたときを含む。)</td> </tr> <tr> <td>合成清酒</td> <td>原料品を混和したとき、発酵させたとき又はこしたとき。</td> </tr> <tr> <td>連続式蒸留し ようち ゆう及 び単式 蒸留し ようち ゆう</td> <td>蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。</td> </tr> <tr> <td>みりん</td> <td>こしたとき(かすこしたときを含む。)又は原料品を混和したとき。</td> </tr> <tr> <td>ビール</td> <td>主発酵が終わったとき。</td> </tr> <tr> <td>果実酒</td> <td>1 主発酵(糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。)が終わったとき。 2 主発酵(糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。)が終わった後又はブランデー等を混和した後にこす場合にはそのこしたとき。 3 ブランデー等、糖類又は香料を加えたとき。</td> </tr> </tbody> </table>	単 位	Kgf/cm ²	Pa(N/m ²)	bar	Atm		1	9.80665×10 ⁴	9.80665×10 ⁻¹	9.67841×10 ⁻¹	圧 力	1.01972×10 ⁻⁵	1	1×10 ⁻⁵	9.86923×10 ⁻⁶		1.01972	1×10 ⁵	1	9.86923×10 ⁻¹		1.03323	1.01325×10 ⁵	1.01325	1	品 目	製 成 の 時 期	清酒	こしたとき(かすこしたときを含む。)	合成清酒	原料品を混和したとき、発酵させたとき又はこしたとき。	連続式蒸留し ようち ゆう及 び単式 蒸留し ようち ゆう	蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。	みりん	こしたとき(かすこしたときを含む。)又は原料品を混和したとき。	ビール	主発酵が終わったとき。	果実酒	1 主発酵(糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。)が終わったとき。 2 主発酵(糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。)が終わった後又はブランデー等を混和した後にこす場合にはそのこしたとき。 3 ブランデー等、糖類又は香料を加えたとき。	<p>13 酒類の製成の時期</p> <p>酒類の製成の時期とは、法第3条《その他の用語の定義》各号に定める酒類の種類ごとにその製造方法に従って、次のときをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 85%;">製 成 の 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清酒</td> <td>こしたとき(かすこしたときを含む。)又は清酒に炭酸水を混和したとき。</td> </tr> <tr> <td>合成清酒</td> <td>原料品を混和したとき、発酵させたとき又はこしたとき。</td> </tr> <tr> <td>しょう ちゅう</td> <td>蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。</td> </tr> <tr> <td>みりん</td> <td>こしたとき(かすこしたときを含む。)又は原料品を混和したとき。</td> </tr> <tr> <td>ビール</td> <td>主発酵が終わったとき又はビールに炭酸水を混和したとき。</td> </tr> <tr> <td>果実酒 類</td> <td>1 主発酵(糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。)が終わったとき。 2 主発酵(糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。)が終わった後又はブランデー等を混和した後にこす場合にはそのこしたとき。 3 ブランデー等、糖類、香料、色素、薬剤又は水を加えたとき。 4 植物を浸してその成分を浸出させるものについては浸出し終わったとき又はろ過したとき。 5 果実酒類に炭酸水を混和したとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	製 成 の 時 期	清酒	こしたとき(かすこしたときを含む。)又は清酒に炭酸水を混和したとき。	合成清酒	原料品を混和したとき、発酵させたとき又はこしたとき。	しょう ちゅう	蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。	みりん	こしたとき(かすこしたときを含む。)又は原料品を混和したとき。	ビール	主発酵が終わったとき又はビールに炭酸水を混和したとき。	果実酒 類	1 主発酵(糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。)が終わったとき。 2 主発酵(糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。)が終わった後又はブランデー等を混和した後にこす場合にはそのこしたとき。 3 ブランデー等、糖類、香料、色素、薬剤又は水を加えたとき。 4 植物を浸してその成分を浸出させるものについては浸出し終わったとき又はろ過したとき。 5 果実酒類に炭酸水を混和したとき。
単 位	Kgf/cm ²	Pa(N/m ²)	bar	Atm																																																		
	1	9.80665×10 ⁴	9.80665×10 ⁻¹	9.67841×10 ⁻¹																																																		
圧 力	1.01972×10 ⁻⁵	1	1×10 ⁻⁵	9.86923×10 ⁻⁶																																																		
	1.01972	1×10 ⁵	1	9.86923×10 ⁻¹																																																		
	1.03323	1.01325×10 ⁵	1.01325	1																																																		
品 目	製 成 の 時 期																																																					
清酒	こしたとき(かすこしたときを含む。)																																																					
合成清酒	原料品を混和したとき、発酵させたとき又はこしたとき。																																																					
連続式蒸留し ようち ゆう及 び単式 蒸留し ようち ゆう	蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。																																																					
みりん	こしたとき(かすこしたときを含む。)又は原料品を混和したとき。																																																					
ビール	主発酵が終わったとき。																																																					
果実酒	1 主発酵(糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。)が終わったとき。 2 主発酵(糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。)が終わった後又はブランデー等を混和した後にこす場合にはそのこしたとき。 3 ブランデー等、糖類又は香料を加えたとき。																																																					
種 類	製 成 の 時 期																																																					
清酒	こしたとき(かすこしたときを含む。)又は清酒に炭酸水を混和したとき。																																																					
合成清酒	原料品を混和したとき、発酵させたとき又はこしたとき。																																																					
しょう ちゅう	蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。																																																					
みりん	こしたとき(かすこしたときを含む。)又は原料品を混和したとき。																																																					
ビール	主発酵が終わったとき又はビールに炭酸水を混和したとき。																																																					
果実酒 類	1 主発酵(糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。)が終わったとき。 2 主発酵(糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。)が終わった後又はブランデー等を混和した後にこす場合にはそのこしたとき。 3 ブランデー等、糖類、香料、色素、薬剤又は水を加えたとき。 4 植物を浸してその成分を浸出させるものについては浸出し終わったとき又はろ過したとき。 5 果実酒類に炭酸水を混和したとき。																																																					

改正後		改正前	
甘味果 実酒	<ol style="list-style-type: none"> 1 主発酵(糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。)が終わったとき。 2 主発酵(糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。)が終わった後又はブランデー等を混和した後にこす場合にはそのこしたとき。 3 ブランデー等、糖類、香味料、色素又は薬剤を加えたとき。 4 植物を浸してその成分を浸出させるものについては浸出し終わったとき又はろ過したとき。 	(新設)	
ウイスキー 及び ブランデー	蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。	ウイスキー類	蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。
原料用 アルコール	蒸留が終わったとき。	(新設)	
発泡酒	<ol style="list-style-type: none"> 1 主発酵が終わったとき。 2 原料品を混和したとき又はろ過したとき。 	(新設)	
その他の醸造 酒	<ol style="list-style-type: none"> 1 主発酵(穀類、糖類その他の物品を加えて更に発酵させた場合を含む。)が終わったとき。 2 こしたとき。 3 すりつぶしたとき。 	(新設)	
スピリ ッツ	<ol style="list-style-type: none"> 1 蒸留が終わったとき。 2 原料品を混和したとき又はろ過したとき。 3 主発酵が終わったとき又はこしたとき。 	スピリッツ類	<ol style="list-style-type: none"> 1 蒸留が終わったとき。 2 原料品を混和したとき又はろ過したとき。 3 主発酵が終わったとき又はこしたとき。
リキュ ール	<ol style="list-style-type: none"> 1 原料品を混和したとき又はろ過したとき。 2 すりつぶしたとき。 3 原料品を浸してその成分を浸出させるものについては浸出し終わったとき。 	リキュール類	<ol style="list-style-type: none"> 1 原料品を混和したとき又はろ過したとき。 2 すりつぶしたとき。
粉末酒	粉末状にしたとき又はこれに糖類その他の物品を混和して粉末状にしたとき。	(新設)	
雑酒	<ol style="list-style-type: none"> 1 主発酵が終わったとき又はこしたとき。 2 すりつぶしたとき。 3 原料品を混和したとき又はろ過したとき。 	雑酒	<ol style="list-style-type: none"> 1 主発酵が終わったとき又はこしたとき。 2 すりつぶしたとき。 3 原料品を混和したとき又はろ過したとき。 4 粉末状にしたとき又はこれに糖類その他の物品を混和して粉末状にしたとき。
16 品目の判定 (1) 酒類の品目の判定は、原則として、15<酒類の製成の時期>に該当することとなったときに、法第3条第7号から第23号までの規定により判定する。 (注) 製成後の酒類に水又は炭酸ガス(炭酸水を含む。)を混和したものは、法令で別に定める場合を除き混和前と同一の品目となる。 (2) 製成後の酒類について、当該品目としての要件(ア		(新設)	

改正後	改正前
<p><u>アルコール分、エキス分等)を満たさなくなったときは、そのときに新たな酒類を製成したものとして改めて品目の判定を行う。</u></p> <p><u>(3) 法に規定する製造工程に相当する新たな製造方法等が開発・実施された場合には、従来の製造工程が行われたものとして品目を判定する。</u></p> <p>(清酒の定義)</p> <p>1 清酒の原料の種類 法第3条第7号ロに規定する清酒の原料は、米、米こうじ及び水のほか、清酒かす又は令第2条《清酒の原料》に掲げる物品のうち1種類以上のものとする。</p> <p>2 清酒の原料となる糖類 規則第1条の2に規定する「<u>ぶどう糖以外の糖類でんぷん質物を分解したもの</u>」とは、水あめのほか、例えば、米を原料として加水分解して精製した糖類をいう。</p> <p>3 こうじ米の重量 法第3条第7号ロに規定するこうじ米の重量は、こうじの原料に使用した米の重量とする。また、酵素液(米こうじを水に浸し、こうじ中の酵素を水に浸出させたもの)を清酒の原料として使用した場合の米の重量には、当該酵素液の仕込みに使用した米こうじの原料米の重量は算入しないこととし、酵素液の残りがすを清酒の原料として使用した場合の米の重量には、当該酵素液の仕込みに使用した米こうじの原料米の重量は算入する。</p> <p>4 清酒原料米の重量計算 令第2条に規定する物品の重量が米(こうじ米を含む。以下5までにおいて同じ。)の重量の100分の50を超えるかどうかは、その仕込みに使用した米、水、清酒かす及び原料として使用した清酒以外の原料の総重量が当該仕込みに使用した<u>米の重量の100分の50</u>を超えるかどうかにより判定する。</p> <p>5 清酒原料米の重量不足の場合の酒類の品目 令第2条に規定する物品の重量が、<u>米の重量の100分の50</u>を超えて製造されたものは、清酒には該当しないことから、製造方法等を踏まえ、法第3条各号の規定により品目を判定する。</p>	<p>(清酒の定義)</p> <p>1 清酒の原料の種類 法第3条第3号ロに規定する清酒の原料は、米及び水のほか、清酒かす、米こうじ又は令第2条《清酒の原料》各号に掲げる物品のうち1種類以上のものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 こうじ米の重量 法第3条第3号ロに規定するこうじ米の重量は、こうじの原料に使用した米の重量とする。また、酵素液(米こうじを水に浸し、こうじ中の酵素を水に浸出させたもの)を清酒の原料として使用した場合の米の重量には、当該酵素液の仕込みに使用した米こうじの原料米の重量は算入しないこととし、酵素液の残りがすを清酒の原料として使用した場合の米の重量には、当該酵素液の仕込みに使用した米こうじの原料米の重量は算入する。</p> <p>3 清酒原料米の重量計算 令第2条に規定する物品の重量が米(こうじ米を含む。以下4までにおいて同じ。)の重量を超えるかどうかは、その仕込みに使用した米、水、清酒かす及び原料として使用した清酒以外の原料の総重量が当該仕込みに使用した<u>米の重量</u>を超えるかどうかにより判定する。</p> <p>4 清酒原料米の重量不足の場合の酒類の種類等 令第2条に規定する原料の重量が、<u>米の重量を超える製造方法により製造された酒類の種類及び品目等は、その使用した米の重量又は製造された酒類のエキス分により合成清酒、スピリッツ又はその他の雑酒となるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 1 原料用アルコールの重量の計算方法は次による。</u></p> <p>イ <u>原料用アルコールの数量(ℓ)×原料用アルコールのアルコール分(度)÷100=純アルコール数量(ℓ)</u></p> <p>ロ <u>純アルコール数量(ℓ)÷0.95=アルコール分95度換算数量(ℓ)</u></p>

改正後	改正前
<p>6 糖類の重量計算</p> <p>(1) <u>令第2条《清酒の原料》に規定する「ぶどう糖その他財務省令で定める糖類」の重量には、当該糖類に含有される水分の重量を含めないことに取り扱う。ただし、当該糖類に含有される水分の重量を測定することが困難な場合には、当該水分の重量を含めて計算することとして差し支えない。</u></p> <p>(2) <u>規則第1条の2に規定する「ぶどう糖以外の糖類ででんぷん質物を分解したもの」が液状の場合における糖類の重量の計算方法は、原則として、当該糖類の製造方法等を踏まえ、当該液体に含まれる糖類の重量を合理的に計算する。ただし、米（こうじ米を含む。）を原料として製造する場合で、当該液体の製造方法等による合理的な計算が困難な場合には、次の計算方法によることとして差し支えない。</u></p> <p><u>[計算方法]</u></p> <p><u>米(こうじ米を含む。)の使用重量×0.65＝糖類の重量</u></p> <p>(合成清酒の定義)</p> <p>1 「米を原料の全部又は一部として製造した物品」の範囲</p> <p>法第3条第8号に規定する「米を原料の全部又は一部として製造した物品」には、酒類（米を原料として発酵させて蒸留したものを除く。）及び米を原料として製造したでんぷん質物分解物、たんぱく質物等を含み、アルコール含有物であるかどうかは問わない。ただし、米を原料として製造した酒類のかすは含まないことに取り扱う。</p> <p>2 合成清酒に更に合成清酒の原料を加えたものの取扱い</p> <p>合成清酒に更に法第3条第8号に規定する物品を加えたものについても、合成清酒に該当することに取り扱う</p>	<p><u>ハ アルコール分 95 度換算数量(ℓ)×95 度アルコール 1 ℓ当たりの重量(0.8161kg)＝原料用アルコールの重量(kg)</u></p> <p>2 <u>当該酒類を原料として使用した米の重量がその酒類のアルコール分を 20 度に換算した場合の重量の 100 分の 5 以下で、その原料としてアルコール又はしょうちゅうを使用しており、かつ、香味、色沢その他の性状が清酒に類似している場合には合成清酒に該当する。</u></p> <p><u>その他の場合で、当該酒類のエキス分が 2 度未満である場合にはスピリッツに、当該酒類のエキス分が 2 度以上である場合にはその他の雑酒に、それぞれ該当する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(合成清酒の定義)</p> <p>1 「米を原料の全部又は一部として製造した物品」の範囲</p> <p>法第3条第4号に規定する「米を原料の全部又は一部として製造した物品」には、酒類（米を原料として発酵させて蒸留したものを除く。）及び米を原料として製造したでんぷん質物分解物、たんぱく質物等を含み、アルコール含有物であるかどうかは問わない。ただし、米を原料として製造した酒類のかすは含まないことに取り扱う。</p> <p>2 合成清酒に更に合成清酒の原料を加えたものの取扱い</p> <p>合成清酒に更に法第3条第4号に規定する物品で規則第13条第1項の表に規定する物品以外の色素その他の物</p>

改正後	改正前
<p><u>(加えた後の酒類が合成清酒の定義に合致しなくなるものを除く。)</u></p> <p>3 合成清酒原料米の重量超過の場合の酒類の品目</p> <p><u>合成清酒の原料として、米又は米を原料の全部若しくは一部として製造した物品（以下この3において「米等」という。）を使用する場合において、当該酒類をアルコール分20度に換算したときに、米等の重量が当該酒類の重量の100分の5を超えるものは、合成清酒には該当しないことから、製造方法等を踏まえ、法第3条各号の規定により品目を判定する。</u></p> <p>4 アミノ酸度の意義等</p> <p><u>(1) アミノ酸度とは、令第3条《合成清酒の原料等》第2項第1号に規定する「財務省令で定める方法により測定した場合における原容量10立方センチメートル中に含有するアミノ酸を中和する0.1モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液の容量」をいう。</u></p> <p><u>(2) (1)の数値の測定方法及び「0.5立方センチメートル以上であること」とは、具体的には次によるのであるから留意する。</u></p> <p><u>[測定方法等]</u></p> <p><u>室温（温度が摂氏5度から35度の範囲をいう。以下同じ。）において、検体10ミリリットルを50ミリリットルビーカーに取り、pH計を用いて0.1モル毎リットルでかつ力価1の水酸化ナトリウム水溶液（水酸化ナトリウム4グラムを水に溶かして全量を1リットルとした水溶液をいう。なお、この溶液は、試験の度に力価を国税庁所定分析法を定める訓令（昭和36年国税庁訓令第1号）の別冊「国税庁所定分析法」（以下「国税庁所定分析法」という。）に従い標定するのであるから留意する。以下同じ。）により水素イオン指数8.2まで中和する。これに200グラム毎リットルでかつ中性のホルムアルデヒド水溶液5ミリリットル</u></p>	<p>品を加えたものについても、合成清酒に該当することに取り扱う。</p> <p>3 合成清酒原料米の重量超過の場合の酒類の種類</p> <p><u>合成清酒の原料として米又は米を原料の全部若しくは一部として製造した物品を使用する場合において、その使用する米又はその物品の原料に使用した米の重量が、アルコール分を20度に換算した場合の当該酒類の重量の100分の5を超えて製造された酒類は、その原料の種類、製造方法又は製造された酒類のエキス分により、清酒、スピリッツ、リキュール類又はその他の雑酒となる。</u></p> <p><u>(注)① 当該酒類の原料として使用した米（こうじ米を含む。以下この(注)において同じ。）の重量が米、水、清酒かす及び原料として使用した清酒以外の原料の合計重量を超え、かつ、清酒の原料として定められているものとともに発酵させてこしたものは清酒に該当する。</u></p> <p><u>② その他の場合で、その酒類のエキス分が2度未満のものであるときはスピリッツに、そのエキス分が2度以上のもので発酵させてこしたものはその他の雑酒に、エキス分が2度以上のものでその製造方法が酒類に物品（酒類を含む。）を混和したものはリキュール類に、それぞれ該当する。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>を加え、pH計を用いて0.1モル毎リットルでかつ力価1の水酸化ナトリウム水溶液により水素イオン指数8.2まで滴定した結果が0.5ミリリットル以上であることをいう。</u></p> <p>5 酸度の意義等</p> <p>(1) <u>酸度とは、令第3条《合成清酒の原料等》第2項第2号に規定する「財務省令で定める方法により測定した場合における原容量10立方センチメートル中に含有する酸を中和する0.1モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液の容量」をいう。</u></p> <p>(2) <u>(1)の数値の測定方法及び「1立方センチメートル以上であること」とは、具体的には次によるのであるから留意する。</u></p> <p><u>[測定方法等]</u></p> <p><u>室温において、検体10ミリリットルを100ミリリットルの沸騰した水が入っている200ミリリットルビーカーに取り、更に1分間沸騰させる。室温まで冷却し、pH計を用いて0.1モル毎リットルでかつ力価1の水酸化ナトリウム水溶液により水素イオン指数7.2まで滴定した結果が1ミリリットル以上であることをいう。</u></p> <p>(しょうちゅうの定義)</p> <p>1 アルコール含有物を蒸留した酒類に水を加えたものの範囲</p> <p>法第3条第9号又は第10号に規定するアルコール含有物を蒸留した酒類に水を加えたものには、蒸留された酒類に水を混和したもののほか、蒸留中の留出液に水を混和したものを含むものとする。</p> <p>2 しょうちゅうから除かれる酒類</p> <p>アルコール含有物を蒸留したものであっても、法第3条第9号イからニまでに該当する酒類は、しょうちゅうから除かれるものであり、その酒類の品目は次のとおりとなる。</p> <p>(1) 法第3条第9号イに該当するもの</p> <p>イ 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて発酵させたものを蒸留したもので、留出時のアルコール分が、95度未満のものはウイスキー、95度以上のものはスピリッツ</p> <p>ロ 発芽させた穀類及び水によって穀類を糖化させて発酵させたものを蒸留したもので、留出時のアルコール分が、95度未満のものはウイスキー、95度以上のものはスピリッツ</p> <p>ハ 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたものを蒸留したもの又は果実酒（果実酒かすを</p>	<p>(新設)</p> <p>(しょうちゅうの定義)</p> <p>1 アルコール含有物を蒸留した酒類に水を加えたものの範囲</p> <p>法第3条第5号に規定するアルコール含有物を蒸留した酒類に水を加えたものには、蒸留された酒類に水を混和したもののほか、蒸留中の留出液に水を混和したものを含むものとする。</p> <p>2 しょうちゅうから除かれる酒類</p> <p>アルコール含有物を蒸留したものであっても、法第3条第5号イからニまでに該当する酒類は、しょうちゅうから除かれるものであり、その酒類の種類又は品目は次のとおりとなる。</p> <p>(1) 法第3条第5号イに該当するもの</p> <p>イ 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて発酵させたものを蒸留したもので、留出時のアルコール分が、95度未満のものはウイスキー、95度以上のものはスピリッツ</p> <p>ロ 発芽させた穀類及び水によって穀類を糖化させて発酵させたものを蒸留したもので、留出時のアルコール分が、95度未満のものはウイスキー、95度以上のものはスピリッツ</p> <p>ハ 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたものを蒸留したもの又は果実酒（果実酒かすを</p>

改正後	改正前
<p>含む。)を蒸留したもので、留出時のアルコール分が、95度未満のものはブランデー、95度以上のものはスピリッツ</p>	<p>含む。)を蒸留したもので、留出時のアルコール分が、95度未満のものはブランデー、95度以上のものはスピリッツ</p>
<p>(2) 法第3条第9号ロに該当するものは、スピリッツ(いわゆるウオッカ等)</p>	<p>(2) 法第3条第5号ロに該当するものは、スピリッツ(いわゆるウオッカ等)</p>
<p>(3) 法第3条第9号ハに該当するものは、スピリッツ(いわゆるラム等)</p>	<p>(3) 法第3条第5号ハに該当するものは、スピリッツ(いわゆるラム等)</p>
<p>(4) 法第3条第9号ニに該当するものは、スピリッツ(いわゆるジン等)</p>	<p>(4) 法第3条第5号ニに該当するものは、スピリッツ(いわゆるジン等)</p>
<p>3 砂糖等を加えたしょうちゅうの取扱い</p>	<p>3 砂糖等を加えたしょうちゅうの取扱い</p>
<p>法第3条第9号又は第10号へに規定する砂糖等を加えたしょうちゅうの取扱いは、次による。</p>	<p>法第3条第5号に規定する砂糖等を加えたしょうちゅうの取扱いは、次による。</p>
<p>(1) <u>法第3条第9号に規定する連続式蒸留しょうちゅう又は同条第10号へに規定する単式蒸留しょうちゅうに混和することができる物品は、令第3条の2《連続式蒸留しょうちゅうの原料等》第1項に規定する分みつをした砂糖、酒石酸若しくはくえん酸又はこれらの物品とともに混和する場合の規則第3条《連続式蒸留しょうちゅうの合成着色料》に規定する食用黄色4号及び食用黄色5号に限る。</u></p>	<p>(1) <u>法第3条第5号に規定するしょうちゅうに混和することができる物品は、令第3条の2《砂糖等を加えたしょうちゅう》第1項に規定する特定の砂糖、酒石酸若しくはくえん酸又はこれらの物品とともに混和する場合の規則第3条《しょうちゅうの合成着色料》に規定する食用黄色4号及び食用黄色5号に限る。</u></p>
<p>(注) (省略)</p>	<p>(注) (同左)</p>
<p>(2) <u>法第3条第9号又は第10号への規定に基づいて製造した砂糖等を加えたしょうちゅうに、更に令第3条の2第2項の規定に基づいて、同条第1項に規定する物品を混和したものは、法第3条第9号又は第10号へに規定する砂糖等を加えたしょうちゅうに該当する。</u></p>	<p>(4) <u>法第3条第5号の規定に基づいて製造した砂糖等を加えたしょうちゅうに、更に令第3条の2第2項の規定に基づいて、同条第1項に規定する物品を混和したものは、法第3条第5号に規定する砂糖等を加えたしょうちゅうに該当する。</u></p>
<p>(3) <u>法第3条第9号ハ又は第10号ニに規定するしょうちゅうの原料とすることができる「政令で定める砂糖」は、分みつをしない砂糖で令第4条第2項に規定するものをいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(4)・(5) (省略)</p>	<p>(2)・(3) (同左)</p>
<p>4 果実の取扱い</p>	<p>4 果実の取扱い</p>
<p>法第3条第9号イに規定する「果実」には、果実の搾りかすを含むものであり、また、果実を乾燥させたものを粉末状にしたものは、乾燥させた果実として取り扱う。</p>	<p>法第3条第5号イに規定する「果実」には、果実の搾りかすを含むものであり、また、果実を乾燥させたものを粉末状にしたものは、乾燥させた果実として取り扱う。</p>
<p>5 「しらかばの炭」の意義</p>	<p>5 「しらかばの炭」の意義</p>
<p>法第3条第9号ロに規定する「しらかばの炭」とは、しらかばを原料として製造した炭をいい、そのものの形状及び活性化の有無は問わない。</p>	<p>法第3条第5号ロに規定する「しらかばの炭」とは、しらかばを原料として製造した炭をいい、そのものの形状及び活性化の有無は問わない。</p>
<p>6 (省略)</p>	<p>6 (同左)</p>
<p>7 (省略)</p>	<p>8 (同左)</p>
<p>8 「留出時のアルコール分」の取扱い</p>	<p>9 「留出時のアルコール分」の取扱い</p>
<p>法第3条第9号ハに規定する「留出時のアルコール分」とは、蒸留機から留出しつつあるときのアルコール分を</p>	<p>法第3条第5号ハに規定する「留出時のアルコール分」とは、蒸留機から留出しつつあるときのアルコール分を</p>

改正後	改正前
<p>いうものではなく、酒類が製成されたときのその容器に容在する酒類のアルコール分をいうことに取り扱う。</p>	<p>いうものではなく、酒類が製成されたときのその容器に容在する酒類のアルコール分をいうことに取り扱う。</p>
<p>9 「蒸留する際、発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させた」の意義</p>	<p>10 「蒸留する際、発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させた」の意義</p>
<p>法第3条第9号ニに規定する「蒸留する際、発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させた」とは、蒸留する際に発生するアルコール蒸気又は液化されて留出するまでのアルコールに、他の物品の成分を浸出させることをいう。</p>	<p>法第3条第5号ニに規定する「蒸留する際、発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させた」とは、蒸留する際に発生するアルコール蒸気又は液化されて留出するまでのアルコールに、他の物品の成分を浸出させることをいう。</p>
<p>なお、蒸留前のアルコール含有物に他の物品の成分を浸出させて蒸留する場合であっても、他の物品の成分が蒸留後の酒類に含有され、当該他の物品の香味を有しているものは、同号ニに該当するものとして取り扱う。</p>	<p>なお、蒸留前のアルコール含有物に他の物品の成分を浸出させて蒸留する場合であっても、他の物品の成分が蒸留後の酒類に含有され、当該他の物品の香味を有しているものは、同号ニに該当するものとして取り扱う。</p>
<p>(注) アルコール分を95度未満で留出させるような蒸留方法による場合は、他の物品の成分が、留出後の酒類に含有される場合が多いから留意する。</p>	<p>(注) アルコール分を95度未満で留出させるような蒸留方法による場合は、他の物品の成分が、留出後の酒類に含有される場合が多いから留意する。</p>
<p>10 単式蒸留しょうちゅうの原料として砂糖を使用する場合の取扱い</p>	<p>7 含糖質物から除かれる砂糖をしょうちゅう乙類の原料として使用する場合の取扱い</p>
<p>法第3条第10号ニに規定する政令で定める砂糖を単式蒸留しょうちゅうの原料として使用することは、大島税務署(鹿児島県)の管轄区域内において製造する場合で、当該砂糖と米こうじとを併用するときに限り認める。</p>	<p>法第3条第5号ハに規定する含糖質物から除かれる砂糖をしょうちゅう乙類の原料として使用することは、大島税務署(鹿児島県)の管轄区域内において製造する場合で、当該砂糖と米こうじとを併用するときに限り認める。</p>
<p>11 アルコール含有物を蒸留したものの品目</p>	<p>11 アルコール含有物を蒸留したものの種類等</p>
<p>アルコール含有物である酒類を蒸留したもので、そのアルコール分が45度以下(連続式蒸留機により蒸留したものについてはアルコール分が36度未満)の酒類の品目は、次のとおりとなる。</p>	<p>アルコール含有物である酒類を蒸留したもので、そのアルコール分が45度以下(連続式蒸留機により蒸留したものについてはアルコール分が36度未満)の酒類の種類及び品目等は、次のとおりとなる。</p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p>
<p>(2) <u>連続式蒸留しょうちゅう又は単式蒸留しょうちゅう</u>を連続式蒸留機で蒸留したもの <u>連続式蒸留しょうちゅう</u></p>	<p>(2) <u>しょうちゅう甲類又はしょうちゅう乙類</u>を連続式蒸留機で蒸留したもの <u>しょうちゅう甲類</u></p>
<p>(3) <u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅう</u>とを混和したものを連続式蒸留機で蒸留したもの <u>連続式蒸留しょうちゅう</u></p>	<p>(3) <u>しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類</u>とを混和したものを連続式蒸留機で蒸留したもの <u>しょうちゅう甲類</u></p>
<p>(4) <u>連続式蒸留しょうちゅう</u>を連続式蒸留機以外の蒸留機(以下、第2編において「単式蒸留機」という。)で蒸留したもの <u>連続式蒸留しょうちゅう</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(5) <u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅう</u>とを混和したものを単式蒸留機で蒸留したもの <u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうの混和酒</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(6) (省略)</p>	<p>(4) (同左)</p>
<p>(7) <u>果実酒又は甘味果実酒</u>を蒸留したもの ブランデー又はスピリッツ</p>	<p>(5) <u>果実酒類</u>を蒸留したもの ブランデー又はスピリッツ</p>

改正後	改正前
<p>(8) <u>ウイスキーを蒸留したもの</u> <u>ウイスキー又はスピリッツ</u></p> <p>(9) <u>ブランデーを蒸留したもの</u> <u>ブランデー又はスピリッツ</u></p> <p>(10) (省略)</p> <p>(11) (省略)</p> <p>(12) <u>その他の醸造酒を蒸留したもの</u> <u>しょうちゅう、ウイスキー又はスピリッツ</u></p> <p>(13) <u>スピリッツを蒸留したもの</u> <u>スピリッツ</u></p> <p>(14) <u>リキュールを蒸留したもの</u> <u>リキュールの原料又は製造方法を法第3条第9号、第10号、第15号から第17号まで及び第20号の規定に照らして判定する</u></p> <p>(15) <u>雑酒を蒸留したもの</u> <u>雑酒の原料及び製造方法を法第3条第9号、第10号、第15号から第17号まで及び第20号の規定に照らして判定する</u></p>	<p>(6) <u>ウイスキー類を蒸留したもの</u> <u>ウイスキー類又はスピリッツ</u> (新設)</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(10) (同左) (新設)</p> <p>(8) <u>スピリッツ類を蒸留したもの</u> <u>スピリッツ類</u></p> <p>(9) <u>リキュール類を蒸留したもの</u> <u>リキュール類の原料又は製造方法を法第3条第5号、第9号及び第10号の規定に照らして判定する</u></p> <p>(11) <u>その他の雑酒を蒸留したもの</u> <u>その他の雑酒の原料又は製造方法を法第3条第5号、第9号及び第10号の規定に照らして判定する</u></p>
<p>(みりんの定義)</p>	<p>(みりんの定義)</p>
<p>1 <u>たんぱく質物分解物の取扱い</u> 令第5条《<u>みりんの原料等</u>》第2項第1号に規定するたんぱく質物分解物は、当分の間、小麦グルテンを原料としたものに限る。</p>	<p>1 <u>たんぱく質物分解物の取扱い</u> 令第5条第1号に規定するたんぱく質物分解物は、当分の間、小麦グルテンを原料としたものに限る。</p>
<p>2 <u>ぶどう糖、水あめ又は米の重量計算の取扱い</u> 令第5条《<u>みりんの原料等</u>》第1項第1号に規定するぶどう糖、水あめ又は米（以下この2において「<u>ぶどう糖等</u>」という。）の重量には、原料として使用するみりんの原料として使用したぶどう糖等の重量を含めて計算することに取扱う。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 <u>原料ぶどう糖等の重量計算の取扱い</u> 令第5条《<u>みりんの原料等</u>》第1項第2号に規定する原料ぶどう糖等の固形分の重量には、当該原料ぶどう糖等に含有される水分の重量を含めないことに取扱う。<u>ただし、原料ぶどう糖等に含有される水分の重量を測定することが困難な場合には、当該水分の重量を含めて計算することとして差し支えない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(ビールの定義)</p>	<p>(ビールの定義)</p>
<p>1 「<u>ホップ</u>」の取扱い 法第3条第12号に規定する「<u>ホップ</u>」には、ルプリン、フムロン又はホップエキスを含むことに取扱う。</p>	<p>1 「<u>ホップ</u>」の取扱い 法第3条第7号に規定する「<u>ホップ</u>」には、ルプリン、フムロン、又はホップエキスを含むことに取扱う。</p>
<p>2・3 (省略)</p>	<p>2・3 (同左)</p>
<p>(果実酒及び甘味果実酒の定義)</p>	<p>(果実酒類の定義)</p>
<p>1 <u>果実酒及び甘味果実酒の原料となる果実</u> 法第3条第13号に規定する果実酒及び同条第14号に規定する甘味果実酒（以下、第2編において「<u>果実酒等</u>」</p>	<p>1 <u>果実酒類の原料となる果実</u> 法第3条第8号に規定する「<u>果実</u>」には、果実を乾燥させたもの、果実を煮つめたもの、濃縮させた果汁又は</p>

改正後	改正前
<p>という。)の原料となる「<u>果実</u>」には、果実を乾燥させたもの、果実を煮つめたもの、濃縮させた果汁又は果実の搾りかすを含む。</p>	<p>果実の搾りかすを含む。</p>
<p>2 果実酒等に水を加える場合の取扱い</p>	<p>2 果実酒類に水を加える場合の取扱い</p>
<p>法第3条第13号ニ又は第14号ハに規定する<u>果実酒等</u>の製造方法として、<u>第13号イからハまでに掲げる酒類又は第14号イ若しくはロに掲げる酒類</u>に水だけを加える場合は、<u>第13号ニ又は第14号ハ</u>に掲げる酒類の製造としては取り扱わない。</p>	<p>法第3条第8号ニに規定する<u>果実酒類</u>の製造方法として、<u>同号イからハまでに掲げる酒類</u>に水だけを加える場合は、<u>同号ニ</u>に掲げる酒類の製造としては取り扱わない。</p>
<p>(注) (省略)</p>	<p>(注) (同左)</p>
<p>3 「既に加えたブランデー等」の取扱い</p>	<p>3 「既に加えたブランデー等」の取扱い</p>
<p>法第3条第13号ニ及び第14号ハに規定する「既に加えたブランデー等」には、<u>果実酒等</u>を製造するときに加えたもの、その後において更に加えたもの及び法第43条《みなし製造》第1項第6号の規定により酒類の保存のために加えたもの<u>すべて</u>を含むことに取り扱う。</p>	<p>法第3条第8号ニに規定する「既に加えたブランデー等」には、<u>果実酒類</u>を製造するときに加えたもの、その後において更に加えたもの及び法第43条《みなし製造》第1項第6号の規定により酒類の保存のために加えたもの<u>全て</u>を含むことに取り扱う。</p>
<p>なお、ブランデー等を加えた<u>果実酒等</u>を<u>果実酒等</u>の原料等とするために未納税移出する場合には、移入製造場において「既に加えたブランデー等」の数量を把握する必要があるため、移出製造場において、当該ブランデー等を加えた<u>果実酒等</u>に係る製造方法を明らかにさせる。</p>	<p>なお、ブランデー等を加えた<u>果実酒類</u>を<u>果実酒類</u>の原料等とするために未納税移出する場合には、移入製造場において「既に加えたブランデー等」の数量を把握する必要があるため、移出製造場において、当該ブランデー等を加えた<u>果実酒類</u>に係る製造方法を明らかにさせる。</p>
<p>4 果実酒等にブランデー等を加えた場合の混和割合の取扱い</p>	<p>4 果実酒類にブランデー等を加えた場合の混和割合の取扱い</p>
<p>法第3条第13号ニ又は第14号ハ若しくはニに規定する<u>果実酒等</u>のうち、ブランデー等を加えたものについての混和割合は、当該ブランデー等を加えた後の<u>果実酒等</u>のアルコール分の総量に対する加えた当該ブランデー等のアルコール分の総量の割合をいうことに取り扱う。</p>	<p>法第3条第8号ニに規定する<u>果実酒類</u>のうち、ブランデー等を加えたものについての混和割合は、当該ブランデー等を加えた後の<u>果実酒類</u>のアルコール分の総量に対する加えた当該ブランデー等のアルコール分の総量の割合をいうことに取り扱う。</p>
<p>[例] (省略)</p>	<p>[例] (同左)</p>
<p>5 ブランデー等のアルコール分の総量が100分の90を超えるものの取扱い</p>	<p>5 ブランデー等のアルコール分の総量が100分の90を超えるものの取扱い</p>
<p>法第3条第14号ハ若しくはニに規定する<u>甘味果実酒</u>を製造する場合で、ブランデー等を加えた場合のブランデー等のアルコール分の総量が、当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の100分の90を超えることとなったものは、そのエキス分が2度未満のものはスピリッツに、そのエキス分が2度以上のものは、<u>リキュール</u>に、それぞれ該当する。</p>	<p>法第3条第8号ニに規定する<u>酒類</u>を製造する場合で、ブランデー等を加えた場合のブランデー等のアルコール分の総量が、当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の100分の90を超えることとなったものは、そのエキス分が2度未満のものはスピリッツに、そのエキス分が2度以上のものは、<u>リキュール類</u>に、それぞれ該当する。</p>
<p>6 果実酒等にブランデー等を加える時期</p>	<p>6 果実酒類にブランデー等を加える時期</p>
<p>法第3条第13号ニ又は第14号ハに規定する<u>果実酒等</u>を製造する場合のブランデー等を加える時期は、主発酵が50パーセント以上進行した場合に限る。</p>	<p>法第3条第8号ニに規定する<u>果実酒類</u>を製造する場合のブランデー等を加える時期は、主発酵が50パーセント以上進行した場合に限る。</p>
<p>7 第13号ニに規定する酒類の範囲</p>	<p>7 ニに規定する酒類の範囲</p>
<p>法第3条第13号ニに規定する<u>果実酒</u>にブランデー等若しくは糖類、香料又はこれらと水を加えたものも、同</p>	<p>法第3条第8号ニに規定する<u>酒類</u>にブランデー等若しくは糖類、香料、色素又はこれらと水を加えたものも、同</p>

改正後	改正前
<p>号ニに規定する酒類に該当することに取り扱うこととする。</p>	<p>同号ニに規定する酒類に該当することに取り扱うこととし、<u>同号ホについても同様とする。</u></p>
<p>8 第14号ハ又はニに規定する酒類の範囲</p>	<p>(新設)</p>
<p>法第3条第14号ハに規定する甘味果実酒にブランデー等若しくは糖類、香料、色素又はこれらと水を加えたものも、<u>同号ハに規定する酒類に該当することに取り扱うこととし、<u>同号ニについても同様とする。</u></u></p>	
<p>9 「加えた糖類の重量」の計算方法</p>	<p>(新設)</p>
<p>令第7条に規定する「<u>加えた糖類の重量</u>」を転化糖として換算する方法は、次による。</p>	
<p>(1) <u>ぶどう糖及び果糖</u></p>	
<p><u>転化糖の重量=ぶどう糖又は果糖の重量×1</u></p>	
<p>(2) <u>砂糖</u></p>	
<p><u>転化糖の重量=砂糖の重量×1.05</u></p>	
<p>10 「果実に含まれる糖類の重量」の計算方法</p>	<p>(新設)</p>
<p>令第7条に規定する「<u>果実に含まれる糖類の重量</u>」(転化糖の重量)の計算方法は、次による。</p>	
<p><u>[計算方法]</u></p>	
<p><u>果実に含まれる糖類の重量=果汁の容量×転化糖分/100</u></p>	
<p><u>[計算例]</u></p>	
<p><u>ぶどう果汁500ℓに含まれる糖類(転化糖)の重量を算出する。</u></p>	
<p><u>イ 果汁の温度及び比重を測定し、温度15度における比重に換算する。</u></p>	
<p><u>(例) 果汁の温度20度、比重1.0600の場合、温度15度における比重は、1.0610となる。</u></p>	
<p><u>ロ 次の算式により転化糖分を算出する。</u></p>	
<p><u>転化糖分=(温度15度における比重-1)×100×2.7-2.5=</u></p>	
<p><u>13.97(小数第3位は切捨て。)</u></p>	
<p><u>ハ 果実に含まれる糖類の重量を算出する。</u></p>	
<p><u>果実に含まれる糖類の重量=果汁の容量500ℓ×転化糖分13.97/100=69.9kg</u></p>	
<p>(ウイスキーの定義)</p>	<p>(ウイスキー類の定義)</p>
<p>1 発芽させた穀類の取扱い</p>	<p>1 発芽させた穀類の取扱い</p>
<p>法第3条第15号イ及びロに規定する「<u>発芽させた穀類</u>」には、<u>発芽させた穀類を糖化させたもの(糖化液)を含むことに取り扱う。</u></p>	<p>法第3条第9号イ及びロに規定する「<u>発芽させた穀類</u>」には、<u>発芽させた穀類を糖化させたもの(糖化液)を含むことに取り扱う。</u></p>
<p>2 第15号ハに規定するウイスキーの範囲</p>	<p>4 ハに規定するウイスキーの範囲</p>
<p>法第3条第15号ハに規定するウイスキーに、アルコール、スピリッツ、香料、色素又は水を加えた場合において、当該ウイスキー及び加えたスピリッツに含まれる<u>同号イ及びロに規定するウイスキー(以下、これらを「ウ</u></p>	<p>法第3条第9号ハに規定するウイスキーに、アルコール、スピリッツ、香料、色素又は水を加えた場合において、当該ウイスキー及び加えたスピリッツに含まれる<u>同号イ及びロに規定するウイスキー(以下、これらを「ウ</u></p>

改正後	改正前
<p>イスキー原酒」という。)のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の100分の10以上のものは、同号ハに規定するウイスキーに該当する。</p>	<p>イスキー原酒」という。)のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の100分の10以上のものは、同号ハに規定するウイスキーに該当する。</p>
<p>なお、法第3条第15号イ又はロに規定するウイスキーが含まれている酒類を同号ハに規定するウイスキーの原料等とするために未納税移出する場合には、移入製造場において、当該酒類に含まれる同号イ又はロに規定するウイスキーのアルコール分の総量を把握する必要があるため、移出製造場において、当該酒類の製造方法を明らかにさせる。</p>	<p>なお、法第3条第9号イ又はロに規定するウイスキーが含まれている酒類を同号ハに規定するウイスキーの原料等とするために未納税移出する場合には、移入製造場において、当該酒類に含まれる同号イ又はロに規定するウイスキーのアルコール分の総量を把握する必要があるため、移出製造場において、当該酒類の製造方法を明らかにさせる。</p>
<p>3 留出時のアルコール分の取扱い</p>	<p>3 留出時のアルコール分の取扱い</p>
<p>法第3条第15号イ及びロに規定する「留出時のアルコール分」の取扱いは、しょうちゅうの定義の8（「留出時のアルコール分」の取扱い）の定めを準用する。</p>	<p>法第3条第9号イ及びロに規定する「留出時のアルコール分」の取扱いは、しょうちゅうの定義の9（「留出時のアルコール分」の取扱い）の定めを準用する。</p>
<p>4 ウイスキーに使用する色素の取扱い</p>	<p>5 ウイスキー類に使用する色素の取扱い</p>
<p>法第3条第15号ハに規定する色素は、当分の間カラメルに限る。</p>	<p>法第3条第9号ハ及びホに規定する色素は、当分の間カラメルに限る。</p>
<p>(ブランデーの定義)</p>	<p>(新設)</p>
<p>1 果実の取扱い</p>	<p>2 果実の取扱い</p>
<p>法第3条第16号イに規定する果実の取扱いは、しょうちゅうの定義の4（果実の取扱い）の定めを準用する。</p>	<p>法第3条第9号ニに規定する果実の取扱いは、しょうちゅうの定義の4（果実の取扱い）の定めを準用する。</p>
<p>2 留出時のアルコール分の取扱い</p>	<p>3 留出時のアルコール分の取扱い</p>
<p>法第3条第16号イに規定する「留出時のアルコール分」の取扱いは、しょうちゅうの定義の8（「留出時のアルコール分」の取扱い）の定めを準用する。</p>	<p>法第3条第9号イ及びロに規定する「留出時のアルコール分」の取扱いは、しょうちゅうの定義の9（「留出時のアルコール分」の取扱い）の定めを準用する。</p>
<p>3 果実酒かすを水に浸したものの取扱い</p>	<p>6 果実酒かすを水に浸したものの取扱い</p>
<p>法第3条第16号イに規定する「果実酒かす」には、果実酒かすを水に浸して、そのアルコール分を浸出させたものを含むことに取り扱う。</p>	<p>法第3条第9号ニに規定する「果実酒かす」には、果実酒かすを水に浸して、そのアルコール分を浸出させたものを含むことに取り扱う。</p>
<p>4 ブランデーに使用する色素の取扱い</p>	<p>5 ウイスキー類に使用する色素の取扱い</p>
<p>法第3条第16号ロに規定する色素は、当分の間カラメルに限る。</p>	<p>法第3条第9号ハ及びホに規定する色素は、当分の間カラメルに限る。</p>
<p>5 第16号ロに規定するブランデーの範囲</p>	<p>7 第9号ホに規定するブランデーの範囲</p>
<p>法第3条第16号ロに規定するブランデーに、アルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えた場合において、当該ブランデー及び加えたスピリッツに含まれる同号イに規定するブランデー（以下「ブランデー原酒」という。）のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の100分の10以上のものは、同号ロに規定するブランデーに該当する。</p>	<p>法第3条第9号ホに規定するブランデーに、アルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えた場合において、当該ブランデー及び加えたスピリッツに含まれる同号ニに規定するブランデー（以下「ブランデー原酒」という。）のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の100分の10以上のものは、同号ホに規定するブランデーに該当する。</p>
<p>なお、法第3条第16号イに規定するブランデーが含まれている酒類を同号ロに規定するブランデーの原料等と</p>	<p>なお、法第3条第9号ニに規定するブランデーが含まれている酒類を同号ホに規定するブランデーの原料等と</p>

改正後	改正前
<p>するために未納税移出する場合には、移入製造場において、当該酒類に含まれる<u>同号イ</u>に規定するブランデーのアルコール分の総量を把握する必要があるため、移出製造場において、当該酒類の製造方法を明らかにさせる。</p>	<p>するために未納税移出する場合には、移入製造場において、当該酒類に含まれる<u>同号ニ</u>に規定するブランデーのアルコール分の総量を把握する必要があるため、移出製造場において、当該酒類の製造方法を明らかにさせる。</p>
<p>(発泡酒の定義)</p>	<p>(スピリッツ類の定義)</p>
<p>1 <u>「麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの」の意義</u></p>	<p>1 <u>スピリッツ類から除く酒類</u></p>
<p>法第3条第18号に規定する「<u>麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの</u>」には、<u>麦芽又は麦を原料の全部としたものを含む。</u></p>	<p>法第3条第10号に規定するスピリッツ類から除く「<u>麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの</u>」とは、<u>麦芽又は麦を原料の全部としたものを含み、発泡酒に該当する酒類をいう。</u></p>
<p>2 <u>「麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたもの」の意義</u></p>	<p>2 <u>「麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたもの」の意義</u></p>
<p>法第3条第18号に規定する「<u>麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたもの</u>」とは、<u>しょうちゅう、ウイスキー又はブランデーに該当する酒類以外のもの（例えばいわゆるウオッカ又はジン等）をいう。</u></p>	<p>法第3条第10号に掲げる「<u>麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたもの</u>」とは、<u>しょうちゅう又はウイスキー類に該当する酒類以外のもの（例えばいわゆるウオッカ又はジン等）をいう。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>(雑酒の定義)</p>
<p>3 (省略)</p>	<p>1 (同左)</p>
<p>4 (省略)</p>	<p>2 (同左)</p>
<p>(リキュールの定義)</p>	<p>(リキュール類の定義)</p>
<p>1 <u>リキュールの原料となる酒類の取扱い</u></p>	<p>1 <u>リキュール類の原料となる酒類の取扱い</u></p>
<p>法第3条第21号に掲げる<u>リキュールの原料となる酒類</u>とは、<u>製成された酒類をいうものとし、発酵過程中の酒類（アルコール分1度以上を有するもろみを含む。）は含まないことに取り扱う。</u></p>	<p>法第3条第11号に掲げる<u>リキュール類の原料となる酒類</u>とは、<u>製成された酒類をいうものとし、発酵過程中の酒類（アルコール分1度以上を有するもろみを含む。）は含まないことに取り扱う。</u></p>
<p>2 <u>リキュールから除かれる「その性状がみりに類似する酒類」の取扱い</u></p>	<p>2 <u>「リキュール類の原料から除くもの」の取扱い</u></p>
<p>令第8条の2《<u>みりに類似する酒類</u>》第1号の取扱いは、次による。</p>	<p>令第8条《<u>リキュール類の原料から除くもの</u>》の規定による<u>リキュール類の原料から除くもの</u>の取扱いは、次による。</p>
<p>(1) 酒類の製造過程で、既に木灰が加えられているものについては、既に加えられている木灰の重量も令第8条の2第1号に規定する木灰の重量に含まれるものとして取り扱う。</p>	<p>(1) <u>酒類と木灰又は木灰を原料の一部として製造した物品（以下「木灰等」という。）を原料とした酒類で、その酒類の原料とした酒類の製造過程で、既に木灰が加えられているものについては、既に加えられている木灰の重量も令第8条に規定する木灰の重量に含まれるものとして取り扱う。</u></p>
	<p>(注) <u>令第8条に規定する木灰等を酒類に加えたものでエキス分が2度以上のものは、その他の雑酒に該当し、当該その他の雑酒に糖類その他の物品を加えたものでエキス分が2度以上のものは、リキュール類に該当するのであ</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(2) 木灰汁を酒類の原料とする場合の木灰の重量は、木灰汁に使用した木灰がすべて溶解したのものとして計算する。 [計算例] 木灰 21 キログラムに水を加え、100 リットルの木灰汁を作り、その上澄液 60 リットルを酒類 6,100 リットルに加え、6,160 リットルの酒類を製成した場合の木灰の重量は次のとおりである。</p> <p>1 原料とした木灰の重量</p> $21(\text{kg}) \times \frac{60(\text{l})}{100(\text{l})} = 12.6(\text{kg})$ <p>2 製成酒類 1 キロリットル当たり木灰のキログラム数</p> $12.6(\text{kg}) \div 6.16(\text{k}\ell) = 2.0(\text{kg}/\text{k}\ell) > 1(\text{kg}/\text{k}\ell) \quad \underline{\text{(令第8条の2第1号に該当)}}$ <p>3 吸光度</p> <p>(1) <u>吸光度とは、令第8条の2第3号に規定する「財務省令で定める方法により測定した場合における光を吸収する割合」をいう。</u></p> <p>(2) <u>当該数値の測定方法は、具体的には次によるのであるから留意する。</u> <u>[測定方法]</u> <u>日本工業規格(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項に規定する日本工業規格をいう。)に定める吸光度分析通則に従い、検体について、10ミリメートル長のセルを用いて、波長430ナノメートルにおける吸光度を光電光度計又は分光光度計により測定した結果をいう。</u></p> <p>(酒母、もろみ及びびこうじの定義)</p> <p>1 酒母の取扱い 法第3条第24号に規定する「酒母」とは、アルコール分の有無を問わないものとし、また、同号及び規則に定める用途に供するものを除いては、酒類製造の用に供すると供しないとを問わないことに取り扱う。</p> <p>2 もろみの取扱い</p>	<p><u>るから留意する。</u></p> <p>(2) <u>木灰等を原料として製造した酒類の重量に占める木灰の重量の割合が100分の0.1以上であるかどうかは、当該酒類1キロリットルにつき木灰を1キログラム以上使用したかどうかにより判定しても差し支えない。</u></p> <p>(3) 木灰汁を酒類の原料とする場合の木灰の重量は、木灰汁に使用した木灰がすべて溶解したのものとして計算する。 [計算例] 木灰 21 キログラムに水を加え、100 リットルの木灰汁を作り、その上澄液 60 リットルを酒類 6,100 リットルに加え、6,160 リットルの酒類を製成した場合の木灰の重量は次のとおりである。</p> <p>1 原料とした木灰の重量</p> $21(\text{kg}) \times \frac{60(\text{l})}{100(\text{l})} = 12.6(\text{kg})$ <p>2 製成酒類 1 キロリットル当たり木灰のキログラム数</p> $12.6(\text{kg}) \div 6.16(\text{k}\ell) = 2.0(\text{kg}/\text{k}\ell) > 1(\text{kg}/\text{k}\ell)$ <p><u>(注) 計算例の酒類は、製成酒類1キロリットルにつき1キログラム以上の木灰を使用していることとなり、その他の雑酒に該当する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(酒母、もろみ及びびこうじの定義)</p> <p>1 酒母の取扱い 法第3条第13号に規定する「酒母」とは、アルコール分の有無を問わないものとし、また、同号及び規則に定める用途に供するものを除いては、酒類製造の用に供すると供しないとを問わないことに取り扱う。</p> <p>2 もろみの取扱い</p>

改正後	改正前
<p>第3条第25号に規定する「もろみ」とは、アルコール分の有無を問わないものとし、また、「発酵させる手段を講じたもの」には、発酵過程において冷却等の手段を講ずることにより1度以上のアルコール分を有しないこととなるものであっても、通常の状態に放置したときは、1度以上のアルコール分を有することとなるものも含む。</p> <p>3 残しビール等の取扱い (中略) (注) 1・2 (省略)</p> <p>3 この規定の用途以外に使用する残しビール等は、ビールの定義の3〈「残しビール」の意義等〉及び発泡酒の定義の4〈「残し発泡酒」の意義等〉による酒類であることに留意する。</p> <p>4 こうじの原料の取扱い こうじの原料の取扱いは、次による。 (1) 法第3条第26号に規定する「こうじ」の原料には、液状のものも含むことに取り扱う。 (2) (省略)</p> <p>5 種こうじの取扱い 種こうじ及び種こうじから分離した胞子は、法第3条第26号に規定する「こうじ」として取り扱う。</p> <p>(削除)</p> <p>第6条の3 移出又は引取り等とみなす場合 第1項関係 1 (省略) 2 「製造免許に係る酒類」の範囲 法第6条の3《移出又は引取り等とみなす場合》第1項第2号に規定する「製造免許に係る酒類」には、自己が製造した酒類のほか、自己が製造した酒類と<u>同一品目</u>の移入酒を含む。</p> <p>3 製造免許が消滅した場合の現存酒類の取扱い 法人が合併又は解散により消滅した場合又は個人が死亡し相続人について法第19条《製造業又は販売業の相続》第2項の規定の適用がない場合において製造場に酒類等が現存するときは、法第20条《必要な行為の継続等》第1項又は第2項の規定による必要行為の継続の適用を受ける場合を除き、当該酒類等が製造場から移出したものとみなされるから留意する。</p> <p>(注) <u>取り消された製造免許</u>又は消滅した<u>製造免許</u>に係る酒類等が製造場に現存しないときの移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告は、納税申告書(法第30条の2《移出に係る酒類につ</p>	<p>第3条第14号に規定する「もろみ」とは、アルコール分の有無を問わないものとし、また、「発酵させる手段を講じたもの」には、発酵過程において冷却等の手段を講ずることにより1度以上のアルコール分を有しないこととなるものであっても、通常の状態に放置したときは、1度以上のアルコール分を有することとなるものも含む。</p> <p>3 残しビール等の取扱い (同左) (注) 1・2 (同左)</p> <p>3 この規定の用途以外に使用する残しビール等は、ビールの定義の2〈「残しビール」の意義等〉及び雑酒の定義の2〈「残し発泡酒」の意義等〉による酒類であることに留意する。</p> <p>4 こうじの原料の取扱い こうじの原料の取扱いは、次による。 (1) 法第3条第15号に規定する「こうじ」の原料には、液状のものも含むことに取り扱う。 (2) (同左)</p> <p>5 種こうじの取扱い 種こうじ及び種こうじから分離した胞子は、法第3条第15号に規定する「こうじ」として取り扱う。</p> <p>第4条 品目等 (省略)</p> <p>第6条の3 移出又は引取り等とみなす場合 第1項関係 1 (同左) 2 「免許に係る酒類」の範囲 法第6条の3《移出又は引取り等とみなす場合》第1項第2号に規定する「免許に係る酒類」には、自己が製造した酒類のほか、自己が製造した酒類と<u>同一種類(品目のある酒類については、品目)</u>の移入酒を含む。</p> <p>3 製造免許が消滅した場合の現存酒類の取扱い 法人が合併又は解散により消滅した場合又は個人が死亡し相続人について法第19条《製造業又は販売業の相続》第2項の規定の適用がない場合において製造場に酒類等が現存するときは、法第20条《必要な行為の継続等》第1項又は第2項の規定による必要行為の継続の適用を受ける場合を除き、当該酒類等が製造場から移出したものとみなされるから留意する。</p> <p>(注) <u>取消された免許</u>又は消滅した<u>免許</u>に係る酒類等が製造場に現存しないときの移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告は、納税申告書(法第30条の2《移出に係る酒類についての課税標準</p>

改正後	改正前
<p>ての課税標準及び税額の申告》に規定する申告書をいう。以下同じ。)による。</p> <p>なお、この場合において通則法第38条《繰上請求》第3項の規定に該当すると認められるときは、繰上保全差押えを要するものであるから留意する。</p> <p>4 「申請に基づく製造免許の取消し」の取扱い</p> <p>法第6条の3《移出又は引取り等とみなす場合》第1項第2号に規定する「申請に基づく製造免許の取消し」には、免許者が死亡した場合であって製造免許については、相続がないとき若しくは相続人が不適格者であるとき又は法人が合併により消滅した場合を含むものとして取り扱う。</p> <p>(注) 法人が合併により消滅した場合で、合併後存続する法人又は合併により設立した法人が製造免許を受けるときは、合併により消滅する法人の製造場に現存する酒類は、合併後存続する法人又は合併により設立した法人に未納税移出することとなり、消滅の時に、現存酒類がないこととなるので、同号の規定は適用されないから留意する。</p> <p>5・6 (省略)</p> <p>第2項関係</p> <p>1 「飲用につき、当該製造者の責めに帰することができないとき」の意義</p> <p>法第6条の3《移出又は引取り等とみなす場合》第2項に規定する「飲用につき、当該製造者の責めに帰することができないとき」とは、製造者が通常の方法をもってしてもなお当該酒類等の飲用を防止し得なかつたと認められる場合をいい、例えば、窃盗のため製造場に侵入した者により飲用された場合であり、製造者が個人である場合において、その同居の親族等若しくは使用人その他の従業員等により飲用されたとき又は製造者が法人である場合において、その役員若しくは製造者の代理人、使用人その他の従業員等により飲用されたときは、原則として該当しない。</p> <p>なお、「責めに帰することができないとき」の判定は、当該製造者の提出した証拠その他の資料により客観的に行う。</p> <p>第4項関係</p> <p>1 「移出につき、当該製造者の責めに帰することができないとき」の意義</p> <p>法第6条の3《移出又は引取り等とみなす場合》第4項に規定する「移出につき、当該製造者の責めに帰する</p>	<p>及び税額の申告》に規定する申告書をいう。以下同じ。)による。</p> <p>なお、この場合において通則法第38条《繰上請求》第3項の規定に該当すると認められるときは、繰上保全差押えを要するものであるから留意する。</p> <p>4 「申請に基づく免許の取消し」の取扱い</p> <p>法第6条の3《移出又は引取り等とみなす場合》第1項第2号に規定する「申請に基づく免許の取消し」には、免許者が死亡した場合であって免許については、相続がないとき若しくは相続人が不適格者であるとき又は法人が合併により消滅した場合を含むものとして取り扱う。</p> <p>(注) 法人が合併により消滅した場合で、合併後存続する法人又は合併により設立した法人が免許を受けるときは、合併により消滅する法人の製造場に現存する酒類は、合併後存続する法人又は合併により設立した法人に未納税移出することとなり、消滅の時に、現存酒類がないこととなるので、同号の規定は適用されないから留意する。</p> <p>5・6 (同左)</p> <p>第2項関係</p> <p>1 「飲用につき、当該製造者の責めに帰することができないとき」の意義</p> <p>法第6条の3《移出又は引取り等とみなす場合》第2項に規定する「飲用につき、当該製造者の責めに帰することができないとき」とは、製造者が通常の方法をもってしてもなお当該酒類の飲用を防止し得なかつたと認められる場合をいい、例えば、窃盗のため製造場に侵入した者により飲用された場合であり、製造者が個人である場合において、その同居の親族等若しくは使用人その他の従業員等により飲用されたとき又は製造者が法人である場合において、その役員若しくは製造者の代理人、使用人その他の従業員等により飲用されたときは、原則として該当しない。</p> <p>なお、「責めに帰することができないとき」の判定は、当該製造者の提出した証拠その他の資料により客観的に行う。</p> <p>第4項関係</p> <p>1 「移出につき、当該製造者の責めに帰することができないとき」の意義</p> <p>法第6条の3《移出又は引取り等とみなす場合》第4項に規定する「移出につき、当該製造者の責めに帰する</p>

改正後	改正前
<p>ことができないとき」とは、製造者が通常の管理方法をもってしてもなお当該酒類等の移出を防止し得なかったと認められる場合をいい、例えば、窃盗のため製造場に侵入した者により搬出された場合であり、製造者が製造場において他人に譲渡した酒類等を当該酒類等を譲り受けた者等により搬出されたとき又は製造者が個人である場合において、その同居の親族等若しくは使用人その他の従業員等により搬出されたとき又は製造者が法人である場合において、その役員若しくは製造者の代理人、使用人その他の従業員等により搬出されたときは、原則として該当しない。</p> <p>なお、「責めに帰することができないとき」の判定は、当該製造者の提出した証拠その他の資料により客観的に行う。</p>	<p>ことができないとき」とは、製造者が通常の管理方法をもってしてもなお当該酒類の移出を防止し得なかったと認められる場合をいい、例えば、窃盗のため製造場に侵入した者により搬出された場合であり、製造者が製造場において他人に譲渡した酒類を当該酒類を譲り受けた者等により搬出されたとき又は製造者が個人である場合において、その同居の親族等若しくは使用人その他の従業員等により搬出されたとき又は製造者が法人である場合において、その役員若しくは製造者の代理人、使用人その他の従業員等により搬出されたときは、原則として該当しない。</p> <p>なお、「責めに帰することができないとき」の判定は、当該製造者の提出した証拠その他の資料により客観的に行う。</p>
<p>第6条の4 収去酒類等の非課税</p> <p>1 収去酒類等の領収書の取扱い</p> <p>法第6条の4《収去酒類等の非課税》の規定により酒類を収去された場合には、製造者に、収去した者から当該酒類の税率の適用区分（品目を含む。以下同じ。）別の数量及び収去した理由等を記載した書類を受領させ、これを保存させる。</p>	<p>第6条の4 収去酒類等の非課税</p> <p>1 収去酒類等の領収書の取扱い</p> <p>法第6条の4《収去酒類等の非課税》の規定により酒類を収去された場合には、製造者に、収去した者から当該酒類の税率適用区分別の数量及び収去した理由等を記載した書類を受領させ、これを保存させる。</p>
<p>第7条 酒類の製造免許</p> <p>第1項関係</p> <p>1 「製造場の所在地」の意義</p> <p>令第12条《酒類の製造免許の申請》等に規定する「製造場の所在地」とは、申請しようとする酒類の製造場の存する場所の地番をいう。ただし、その場所が同一地番の一部分である場合（同一の建物又は施設の一部である場合を含む。）には、図示その他適宜の方法により表示した場所をいう。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 酒類等の製造免許の申請書等の取扱い</p> <p>(1) 申請書等（免許申請書、移転許可申請書、条件緩和（解除）申出書及び期限延長申出書をいう。以下同じ。）は、記載内容に記入漏れがないかどうか、添付書類に不足がないかどうかを確認の上受理することとし、申請書等の記載内容が不完全なもの又は添</p>	<p>第7条 酒類の製造免許</p> <p>第1項関係</p> <p>1 「製造場の所在地」の意義</p> <p>令第12条《酒類の製造免許の申請》に規定する「製造場の所在地」とは、申請しようとする酒類の製造場の存する場所の地番をいう。ただし、その場所が同一地番の一部分である場合（同一の建物又は施設の一部である場合を含む。）には、図示その他適宜の方法により表示した場所をいう。</p> <p>また、令第13条《酒母等の製造免許の申請》、令第14条《酒類の販売業免許の申請》及び法第16条《製造又は販売業の廃止の手続》に規定する「製造場の所在地」又は「販売場の所在地」についても同様とする。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 酒類等の製造免許の申請書等の取扱い</p> <p>(1) 申請書等（免許申請書、移転許可申請書、条件緩和（解除）申立書及び期限延長申立書をいう。以下同じ。）は、記載内容に記入漏れがないかどうか、添付書類に不足がないかどうかを確認の上受理することとし、申請書等の記載内容が不完全なもの又は添</p>

改正後	改正前
<p>付書類の不備なものは、期限を定めて補正させる。</p> <p>(注) 提出された申請書等については、<u>申請者等</u>（<u>申請者又は申出者をいう。</u>以下同じ。）や製造場の所在地等の記載がないなど申請書等の基本的記載事項が欠落しており、申請等（申請及び<u>申出</u>をいう。以下同じ。）自体が酒類等の製造免許の申請等と認められない場合以外は、原則として受理することに留意する。</p> <p>(2) 酒類等の製造免許の申請書等を受理する際は、製造しようとする<u>酒類等</u>の範囲を申請書等に明記させることとし、原則として申請等事項が免許条件と合致するよう申請書等に記載させる。</p> <p>また、法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》各号の要件に該当することが明らかな場合等、当該<u>申請等</u>について免許の<u>付与等</u>（<u>付与、許可及び緩和（解除）をいう。</u>以下同じ。）の可能性が極めて低いと認められるときは、その旨を当該<u>申請者等</u>に説明し、<u>申請等</u>の意思を確認する。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 申請書等は、(5)に定める場合を除き、<u>申請等製造場の所轄税務署</u>（<u>移転前の製造場の所轄税務署を含む。</u>(5)において同じ。）の文書受付業務を担当する窓口到達した時点で受理したものとする。</p> <p>また、当該所轄税務署の時間外文書収受箱に提出された申請書等については、当該時間外文書収受箱から取り出した日の直前の開庁日に到達したものと取り扱う。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(5) 電磁的方法によって申請書等の提出があった場合は、送信された申請書等が国税電子申告・納税システムに記録された時点（同システムによって申請者等に通知する受付日時）に受理したものとする。ただし、別途送付等される添付書類が<u>申請等製造場の所轄税務署</u>の文書受付業務を担当する窓口申請書等を受理した日から合理的な期間内に到達しなかったときは、審査順位の決定に当たっては、当該添付書類が到達した日に受理したものとして取り扱う。</p> <p>4 地方公共団体に対する酒類等の製造免許の取扱い</p> <p>地方公共団体に対しては、法第7条《酒類の製造免許》第3項第4号に規定する「試験のために酒類を製造しようとする場合」の<u>製造免許</u>（<u>以下「試験製造免許」という。</u>）を除き、原則として、酒類等の製造免許を付与しない。ただし、地域の実情を踏まえ、他に一般の参入希望者がなく、かつ、民間等からの出資による第3セクター</p>	<p>付書類の不備なものは、期限を定めて補正させる。</p> <p>(注) 提出された申請書等については、<u>申請者</u>や製造場の所在地等の記載がないなど申請書等の基本的記載事項が欠落しており、申請等（申請及び<u>申立</u>をいう。以下同じ。）自体が酒類等の製造免許の申請等と認められない場合以外は、原則として受理することに留意する。</p> <p>(2) 酒類等の製造免許の申請書等を受理する際は、製造しようとする<u>酒類</u>の範囲を申請書等に明記させることとし、原則として申請等事項が免許条件と合致するよう申請書等に記載させる。</p> <p>また、法第10条各号の<u>免許拒否要件</u>に該当することが明らかな場合等、当該<u>申請</u>について免許の<u>付与</u>の可能性が極めて低いと認められるときは、その旨を当該<u>申請者</u>に説明し、<u>申請</u>の意思を確認する。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 申請書等は、(5)に定める場合を除き、<u>申請製造場等の所轄税務署</u>（<u>移転前の製造場の所轄税務署を含む。</u>(5)において同じ。）の文書受付業務を担当する窓口到達した時点で受理したものとする。</p> <p>また、当該所轄税務署の時間外文書収受箱に提出された申請書等については、当該時間外文書収受箱から取り出した日の直前の開庁日に到達したものと取り扱う。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(5) 電磁的方法によって申請書等の提出があった場合は、送信された申請書等が国税電子申告・納税システムに記録された時点（同システムによって申請者等に通知する受付日時）に受理したものとする。ただし、別途送付等される添付書類が<u>申請製造場等の所轄税務署</u>の文書受付業務を担当する窓口申請書等を受理した日から合理的な期間内に到達しなかったときは、審査順位の決定に当たっては、当該添付書類が到達した日に受理したものとして取り扱う。</p> <p>4 地方公共団体に対する酒類等の製造免許の取扱い</p> <p>地方公共団体に対しては、法第7条《酒類の製造免許》第3項第4号に規定する「試験のために酒類を製造しようとする場合」の<u>免許</u>（<u>以下、「試験製造免許」という。</u>）を除き、原則として、酒類等の製造免許を付与しない。ただし、地域の実情を踏まえ、他に一般の参入希望者がなく、かつ、民間等からの出資による第3セクターの設</p>

改正後	改正前
<p>の設立も困難で、事実上、地方公共団体以外には事業を行うことができないなど、特段の事由があり、<u>酒類等製造事業の実施が地方公共団体の議会の議決により決定される場合は、この限りでない。</u></p>	<p>立も困難で、事実上、地方公共団体以外には事業を行うことができないなど、特段の事由があり、<u>酒類製造事業の実施が地方公共団体の議会の議決により決定される場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(注) (省略)</p>	<p>(注) (同左)</p>
<p>5 法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い</p>	<p>5 法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い</p>
<p><u>酒類等製造者（製造者又は酒母等の製造免許を受けている者をいう。以下同じ。）</u>が、次の(1)に掲げる営業主体の人格の変更等（以下、製造免許関係の取扱いにおいて「法人成り等」という。）を行うことにより、新たに酒類等の製造免許の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に掲げる要件を満たすときは、酒類等の製造場の増加を伴わないものに限りに、法人成り等が行われる直前において当該製造場において受けていた酒類等の製造免許と同一の新規免許を付与することに取り扱う。</p>	<p><u>酒類等の製造者が、次の(1)に掲げる営業主体の人格の変更等（以下、製造免許関係の取扱いにおいて「法人成り等」という。）を行うことにより、新たに酒類等の製造免許の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に掲げる要件を満たすときは、酒類等の製造場の増加を伴わないものに限りに、法人成り等が行われる直前において当該製造場において受けていた酒類等の製造免許と同一の新規免許を付与することに取り扱う。</u></p>
<p>(1) 営業主体の人格の変更等の形態</p>	<p>(1) 営業主体の人格の変更等の形態</p>
<p>イ <u>酒類等製造者</u>である個人が主体となって法人を設立する場合又は<u>酒類等製造者</u>である2以上の個人が合同して法人を設立する場合 (削除)</p>	<p>イ <u>酒類等の製造者</u>である個人が主体となって法人を設立する場合又は<u>酒類等の製造者</u>である2以上の個人が合同して法人を設立する場合</p>
<p>ロ <u>酒類等製造者</u>である法人が解散し、新たに独立の人格（法人又は個人）となる場合</p>	<p>ロ <u>酒類等の製造者</u>である法人がその組織を変更する場合 <u>(注) 法人がその組織を変更する場合とは、合名会社と合資会社との相互間及び株式会社と有限会社との相互間で組織を変更する場合をいうのであるから留意する。</u></p>
<p>ハ <u>酒類等製造者</u>の一部の製造場（清酒、合成清酒、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>、その他のしょうちゅう（第10条第11号関係の2《酒類の製造免許の取扱い》の(4)のハに定める<u>単式蒸留しょうちゅう</u>をいう。以下同じ。）、みりん及び原料用アルコールの製造場を除く。）が、<u>当該酒類等製造者</u>から離れ、独立の人格となる場合</p>	<p>ハ <u>酒類等の製造者</u>である法人が解散し、新たに独立の人格（法人又は個人）となる場合</p>
<p>ニ 法人が<u>酒類等製造者</u>である法人と合併する場合又は法人と<u>酒類等製造者</u>である法人が合併して法人を新設する場合</p>	<p>ニ <u>酒類等の製造者</u>の一部の製造場（清酒、合成清酒、<u>しょうちゅう甲類</u>、その他のしょうちゅう（第10条第11号関係の2《酒類の製造免許の取扱い》の(4)のロに定めるしょうちゅう乙類をいう。以下同じ。）、みりん及び原料用アルコールの製造場を除く。）が、<u>当該製造者</u>から離れ、独立の人格となる場合</p>
<p>ホ <u>酒類等製造者</u>の3親等以内の親族で、現在その酒類等の製造業務に従事している者が、<u>酒類等製造者</u>の同意を得てその製造場及び移出先等をそのまま引き継いで新たに製造業をしようとする場合で、経営内容の実質に変化がないと認められるとき。</p>	<p>ホ 法人が<u>酒類等の製造者</u>である法人と合併する場合又は法人と<u>酒類等の製造者</u>である法人が合併して法人を新設する場合</p>
<p>ヘ 製造者の営業を譲り受けて酒類（清酒、合成清</p>	<p>ヘ <u>酒類等の製造者</u>の3親等以内の親族で、現在その酒類等の製造業務に従事している者が、<u>酒類等の製造者</u>の同意を得てその製造場及び移出先等をそのまま引き継いで新たに製造業をしようとする場合で、経営内容の実質に変化がないと認められるとき。</p>
<p>ト 製造者の営業を譲り受けて酒類（清酒、合成清</p>	<p>ト 製造者の営業を譲り受けて酒類（清酒、合成清</p>

改正後	改正前
<p>酒、<u>連続式蒸留</u>しょうちゅう、その他のしょうちゅう、みりん及び原料用アルコールに限る。)の製造をしようとする場合。ただし、次の1つに該当する場合を除く。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 営業を譲り渡す者が、法第12条《酒類の製造免許の<u>取消し</u>》第1号、第3号又は第4号に該当している場合</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>酒、<u>しょうちゅう甲類</u>、その他のしょうちゅう、みりん及び原料用アルコールに限る。)の製造をしようとする場合。ただし、次の1つに該当する場合を除く。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 営業を譲り渡す者が、法第12条《酒類の製造免許の<u>取消</u>》第1号、第3号又は第4号に該当している場合</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>6 (省略)</p>	<p>6 (同左)</p>
<p>7 酒類等の製造免許の取扱官庁</p>	<p>7 酒類等の製造免許の取扱官庁</p>
<p>(1) 国税庁長官に上申を要するもの</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 法第10条《<u>製造免許等</u>の要件》第7号の2に規定する者に該当することとなったことを理由として法第12条《酒類の製造免許の取消し》第2号(第13条において準用する場合を含む。)の規定により酒類等の製造免許の取消しを行う場合</p> <p>(2) 国税局長限りで処理するもの</p> <p>(1)及び(3)に掲げる以外のもの又は税務署長において<u>製造免許</u>の付与若しくは移転の許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。ただし、国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものは、この限りでない。</p> <p>(3) 税務署長限りで処理するもの</p> <p>次に掲げるものは、税務署長限りで処理する。ただし、法第10条《<u>製造免許等</u>の要件》各号に規定する要件に該当している又はこの通達に定める取扱いに適合していないが、税務署長が特に免許の付与、移転の許可又は期限の延長を適当と認めたものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 薬用酒(薬事法の規定により、厚生労働大臣の許可を受けた者が製造し又は輸入するアルコール含有医薬品である酒類をいう。以下同じ。)の製造免許</p> <p>ハ～ニ (省略)</p>	<p>(1) 国税庁長官に上申を要するもの</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 法第10条《<u>免許の要件</u>》第7号の2に規定する者に該当することとなったことを理由として法第12条《酒類の製造免許の取消し》第2号(第13条において準用する場合を含む。)の規定により酒類等の製造免許の取消しを行う場合</p> <p>(2) 国税局長限りで処理するもの</p> <p>(1)及び(3)に掲げる以外のもの又は税務署長において<u>免許</u>の付与若しくは移転の許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。ただし、国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものは、この限りでない。</p> <p>(3) 税務署長限りで処理するもの</p> <p>次に掲げるものは、税務署長限りで処理する。ただし、法第10条《<u>免許の要件</u>》各号に規定する<u>免許の要件</u>に該当している又はこの通達に定める取扱いに適合していないが、税務署長が特に免許の付与、移転の許可又は期限の延長を適当と認めたものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 薬用酒(薬事法(昭和35年法律第145号)の規定により、厚生労働大臣から製造許可を受けたアルコール含有医薬品で酒税法の適用を受けるものをいう。以下同じ。)の製造免許</p> <p>ハ～ニ (同左)</p>
<p>8 (省略)</p>	<p>8 (同左)</p>
<p>第2項関係</p> <p>1 法定製造数量の計算</p>	<p>第2項関係</p> <p>1 法定製造数量の計算</p>

改正後	改正前
<p>法定製造数量（法第7条《酒類の製造免許》第2項（同条第3項の規定の適用がある場合を含む。）に規定されている一の製造場における<u>製造免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量（以下「製造見込数量」という。）</u>をいう。以下同じ。）の計算は、第3条（共通事項）の<u>15</u>（酒類の製成の時期）に定める時期に測定すべき数量による。</p>	<p>法定製造数量（法第7条《酒類の製造免許》第2項（同条第3項の規定の適用がある場合を含む。）に規定されている一の製造場における<u>免許を受けた後1年間の酒類の製造見込数量</u>をいう。以下同じ。）の計算は、第3条（共通事項）の<u>13</u>（酒類の製成の時期）に定める時期に測定すべき数量による。</p>
<p>2 （省略）</p>	<p>2 （同左）</p>
<p>第4項関係</p>	<p>第4項関係</p>
<p>1 免許期限を付す場合の取扱い</p>	<p>1 免許期限を付す場合の取扱い</p>
<p>次のいずれかに該当する場合には、法第7条《酒類の製造免許》第4項に規定する「酒類の品質につき十分な保証がないため特に必要があると認められるとき」に該当するものとして<u>当該製造免許の付与</u>に際して期限を付ける。</p>	<p>次のいずれかに該当する場合には、法第7条《酒類の製造免許》第4項に規定する「酒類の品質につき十分な保証がないため特に必要があると認められるとき」に該当するものとして<u>免許</u>に際して期限を付ける。</p>
<p>(1) 製造者以外の者が新たに製造免許を受けて酒類を製造しようとする場合。ただし、法人成り等により新規に<u>製造免許</u>を受けて引き続き同一<u>品目</u>の酒類を製造しようとする場合で、技術的能力及び酒類の製造場の設備が十分と認められるときを除く。</p>	<p>(1) 製造者以外の者が新たに製造免許を受けて酒類を製造しようとする場合。ただし、法人成り等により新規に<u>免許</u>を受けて引き続き同一<u>種類</u>の酒類を製造しようとする場合で、技術的能力及び酒類の製造場の設備が十分と認められるときを除く。</p>
<p>(2) （省略）</p>	<p>(2) （同左）</p>
<p>(3) 製造者が現に製造免許を受けている以外の酒類を製造しようとする場合。ただし、法人成り等により新規に<u>製造免許</u>を受けて引き続き同一<u>品目</u>の酒類を製造しようとする場合で、技術的能力及び酒類の製造場の設備が十分と認められるときを除く。</p>	<p>(3) 製造者が現に製造免許を受けている以外の酒類を製造しようとする場合。ただし、法人成り等により新規に<u>免許</u>を受けて引き続き同一<u>種類</u>の酒類を製造しようとする場合で、技術的能力及び酒類の製造場の設備が十分と認められるときを除く。</p>
<p>(4) （省略）</p>	<p>(4) （同左）</p>
<p>2 免許期限の設定の取扱い</p>	<p>2 免許期限の設定の取扱い</p>
<p><u>製造免許の付与</u>に際し、<u>期限の設定</u>は次による。</p>	<p><u>免許</u>に際し<u>期限の設定</u>は、<u>次</u>による。</p>
<p>(1)・(2) （省略）</p>	<p>(1)・(2) （同左）</p>
<p>第5項関係</p>	<p>第5項関係</p>
<p>1 試験製造免許以外の免許期限の延長の取扱い</p>	<p>1 試験製造免許以外の免許期限の延長の取扱い</p>
<p>試験製造免許以外の<u>製造免許</u>に期限を付けている場合において、<u>当該製造者から、当該免許期限の到来前にその延長を受けたい旨の申出</u>があったときは、第10条の1《申請者等に関する人的要件》及び同条第10号関係の1《「経営の基礎が薄弱と認められる場合」の意義》に該当せず、かつ、次の要件を満たす場合は、その免許期限を翌会計年度の末日まで延長する。</p>	<p>試験製造免許以外の<u>免許</u>に期限を付けている場合において、<u>免許に期限が付けられている製造者から、免許期限の到来前に当該免許期限の延長を受けたい旨の申立て</u>があったときは、第10条の1《申請者に関する人的要件》及び同条第10号関係の1《「経営の基礎が薄弱と認められる場合」の意義》に該当せず、かつ、次の要件を満たす場合は、その免許期限を翌会計年度の末日まで延長する。</p>
<p>(1) 国税局の行う当該酒類に対する品質審査の結果が「可」以上であり、かつ、当該製造場における製造技術等からみて、その製造にかかる酒類の品質に</p>	<p>(1) 国税局の行う当該酒類に対する品質審査の結果が「可」以上であり、かつ、当該製造場における製造技術等からみて、その製造にかかる酒類の品質に</p>

改正後	改正前
<p>ついて十分な保証が得られると認められる場合。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この定めを満たしているものとして取り扱う。</p> <p>イ 品質審査に出品できない期日に<u>製造免許</u>を受けたため又は通常の製造技術を有すると認められる者が天災若しくは不測の機械等の故障による等のため、審査期日までに当該酒類の製造ができず審査が受けられなかった場合</p> <p>ロ 品質審査の結果が「要注意」又は「不可」であったが、その欠かぬ是正が適切であり、かつ、当該製造場における製造技術等からみて、次の1年間に限って期限の延長を認めることにより酒類の品質向上について十分な保証が得られると認められる場合</p> <p>(注) 2年引き続いて「要注意」又は「不可」である場合は期限の延長はできず、免許期限の到来により当該<u>製造免許</u>は消滅することとなるのであるから留意する。</p>	<p>ついて十分な保証が得られると認められる場合。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この定めを満たしているものとして取り扱う。</p> <p>イ 品質審査に出品できない期日に<u>免許</u>を受けたため又は通常の製造技術を有すると認められる者が天災若しくは不測の機械等の故障による等のため、審査期日までに当該酒類の製造ができず審査が受けられなかった場合</p> <p>ロ 品質審査の結果が「要注意」又は「不可」であったが、その欠かぬ是正が適切であり、かつ、当該製造場における製造技術等からみて、次の1年間に限って期限の延長を認めることにより酒類の品質向上について十分な保証が得られると認められる場合</p> <p>(注) 2年引き続いて「要注意」又は「不可」である場合は期限の延長はできず、免許期限の到来により当該<u>免許</u>は消滅することとなるのであるから留意する</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p>2 試験製造免許の免許期限の延長の取扱い</p>	<p>2 試験製造免許の免許期限の延長の取扱い</p>
<p>試験製造免許について、<u>当該製造者から、当該試験製造免許の免許期限の到来前にその延長を受けたい旨の申出</u>があった場合において、第3項関係の2《試験製造免許の取扱い》に該当するときは、更に5年以内の範囲で免許期限の延長を行う。この場合、次の事項に留意して処理する。</p>	<p>試験製造免許について、<u>期限が付けられている製造者から、当該期限の到来前に免許期限の延長を受けたい旨の申出</u>てがあった場合において、第3項関係の2《試験製造免許の取扱い》に該当するときは、更に5年以内の範囲で免許期限の延長を行う。この場合、次の事項に留意して処理する。</p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p>
<p>(2) 過去における試験製造の事積及び今後における試験目的からみて、必要がないと認められる<u>品目</u>の酒類については、当該期限の延長を行わないこととし、また、条件として付いている製造数量が、今後の試験目的に照らして必要のない数量である場合には、当該期限の延長を行わず、今後における試験研究に必要な最小限度の数量の条件を付した試験製造免許を新たに付与する。</p>	<p>(2) 過去における試験製造の事積及び今後における試験目的からみて、必要がないと認められる<u>種類又は品目</u>の酒類については、当該期限の延長を行わないこととし、また、条件として付いている製造数量が、今後の試験目的に照らして必要のない数量である場合には、当該期限の延長を行わず、今後における試験研究に必要な最小限度の数量の条件を付した試験製造免許を新たに付与する。</p>
<p>(3) (省略)</p>	<p>(3) (同左)</p>
<p>3 期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い</p>	<p>3 期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い</p>
<p>製造免許に期限が付けられている製造者から免許期限経過後も引き続き<u>現在製造免許</u>を受けている酒類の製造をしようとして、改めて<u>製造免許</u>の申請があった場合は、当該申請者が第10条の1《申請者等に関する人的要件》及び同条第10号関係の1《「経営の基礎が薄弱と認められる場合」の意義》に該当せず、かつ、次の要件を満たすときは、永久免許(期限が付けられていない製造免許を</p>	<p><u>免許</u>に期限が付けられている製造者から免許期限経過後も引き続き<u>現在免許</u>を受けている酒類の製造をしようとして、改めて<u>免許</u>の申請があった場合は、当該申請者が第10条の1《申請者に関する人的要件》及び同条第10号関係の1《「経営の基礎が薄弱と認められる場合」の意義》に該当せず、かつ、次の要件を満たすときは、永久免許を付与する。ただし、試験製造免許については永久</p>

改正後	改正前
<p>いう。以下同じ。)を付与する。ただし、試験製造免許については永久免許を付与しない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>免許を付与しない。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p>
<p>第8条 酒母等の製造免許</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3 現地破碎に係るもろみの製造免許の取扱い</p> <p>果実酒等原料用ぶどう果を果実酒等製造場以外の場所で破碎(以下「現地破碎」という。)しようとする者に対するもろみの製造免許については、次の(1)～(3)に該当する場合に限り付与する。ただし、もろみの製造免許には、条件を付すことができないので、(1)のハ及びニ、(3)のロ、並びに(4)についての誓約書の提出がある場合に限るものとする。</p> <p>(1) 現地破碎の実施者</p> <p>申請者は、<u>果実酒等</u>製造者であって、次のいずれにも該当する者である場合</p> <p>イ 法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第1号から第8号及び第10号に該当しない。</p> <p>ロ 最近3か年間、引き続きぶどう果を原料として<u>果実酒等</u>を製造している。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>ニ 現地破碎に係るもろみを自己の製造場において<u>果実酒等</u>の原料として使用する。</p> <p>ホ 現地破碎を行うことについて、<u>検査取締り</u>上支障がないと認められる者である。</p> <p>(2) 現地破碎の実施場所</p> <p>現地破碎を行うことができる場所(以下「破碎場所」という。)は、次のいずれにも該当し、その場所数が、<u>果実酒等</u>製造者ごとにおおむね10か所程度である場合</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ <u>果実酒等</u>製造者が共同して使用する場所でない。</p> <p>ハ 自己の<u>果実酒等</u>製造場からおおむね50キロメートル以内の距離にある場所である。</p> <p>ニ <u>検査取締り</u>上支障がないと認められる場所である。</p> <p>(3) 現地破碎の方法等</p> <p>現地破碎は、次により行われる場合</p> <p>イ 破碎に使用する破碎機及びこれに付随する容器、機械器具等はすべて<u>果実酒等</u>製造者が管理している。</p> <p>ロ・ハ (省略)</p>	<p>第8条 酒母等の製造免許</p> <p>1・2 (同左)</p> <p>3 現地破碎に係るもろみの製造免許の取扱い</p> <p>果実酒類原料用ぶどう果を果実酒類製造場以外の場所で破碎(以下「現地破碎」という。)しようとする者に対するもろみの製造免許については、次の(1)～(3)に該当する場合に限り付与する。ただし、もろみの製造免許には、<u>免許</u>の条件を付すことができないので、(1)のハ及びニ、(3)のロ、並びに(4)についての誓約書の提出がある場合に限るものとする。</p> <p>(1) 現地破碎の実施者</p> <p>申請者は、<u>果実酒類</u>製造者であって、次のいずれにも該当する者である場合</p> <p>イ 法第10条《<u>免許の要件</u>》第1号から第8号及び第10号に該当しない。</p> <p>ロ 最近3か年間、引き続きぶどう果を原料として<u>果実酒類</u>を製造している。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>ニ 現地破碎に係るもろみを自己の製造場において<u>果実酒類</u>の原料として使用する。</p> <p>ホ 現地破碎を行うことについて、<u>検査取締り</u>上支障がないと認められる者である。</p> <p>(2) 現地破碎の実施場所</p> <p>現地破碎を行うことができる場所(以下「破碎場所」という。)は、次のいずれにも該当し、その場所数が、<u>果実酒類</u>製造者ごとにおおむね10か所程度である場合</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ <u>果実酒類</u>製造者が共同して使用する場所でない。</p> <p>ハ 自己の<u>果実酒類</u>製造場からおおむね50キロメートル以内の距離にある場所である。</p> <p>ニ <u>検査取締り</u>上支障がないと認められる場所である。</p> <p>(3) 現地破碎の方法等</p> <p>現地破碎は、次により行われる場合</p> <p>イ 破碎に使用する破碎機及びこれに付随する容器、機械器具等はすべて<u>果実酒類</u>製造者が管理している。</p> <p>ロ・ハ (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(4) (省略)</p> <p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第1項関係</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 「酒類の販売の代理業」の意義</p> <p>法第9条《酒類の販売業免許》第1項に規定する「酒類の販売の代理業」とは、製造者又は<u>酒類販売業者</u>の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいい、営利を目的とするかどうかは問わない。</p> <p>3・4 (省略)</p> <p>5 「製造場においてする酒類の販売業」の意義</p> <p>法第9条《酒類の販売業免許》第1項に規定する「製造場においてする酒類の販売業」とは、製造者がその製造場において、現に製造免許を受けている酒類と同一の<u>品目</u>の酒類又は法第44条《原料用酒類及び酒母等の処分禁止》第1項の規定により移出の承認を受けた原料用酒類を継続的に販売することをいう。</p> <p>(注) 1 「製造免許を受けている酒類と同一の<u>品目</u>」には、法第28条《未納税移出》の規定により未納税移入した酒類、法第28条の3《未納税引取》の規定により未納税引取りした酒類及び法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第3項の適用を受ける酒類も含まれる。</p> <p>2 製造者が製造場において酒類を販売する場合であっても、その製造場から移出する酒類ではないものを販売するときは、法第9条《酒類の販売業免許》第1項に規定する「製造場においてする酒類の販売業」に該当しないのであり、例えば、果実酒の製造者がその<u>製造免許</u>を受けた製造場付近に蔵置所を設置し、当該蔵置所に蔵置している輸入果実酒（当該製造場から移出していないものに限る。）を販売しようとするときには酒類販売業免許が必要であるから留意する。</p> <p>6 販売場の取扱い</p> <p>(1) 製造者又は<u>酒類販売業者</u>が、その製造場又は販売場以外の特定の場所において、酒類の販売契約の締結を継続的に行う場合又は酒類の販売代金の受領及び酒類の現物の引渡しを継続的に行う場合においては、その場所について酒類の販売業免許が必要であるから留意する。</p>	<p>(4) (同左)</p> <p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第1項関係</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 「酒類の販売の代理業」の意義</p> <p>法第9条《酒類の販売業免許》第1項に規定する「酒類の販売の代理業」とは、製造者又は<u>販売業者</u>の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいい、営利を目的とするかどうかは問わない。</p> <p>3・4 (同左)</p> <p>5 「製造場においてする酒類の販売業」の意義</p> <p>法第9条《酒類の販売業免許》第1項に規定する「製造場においてする酒類の販売業」とは、製造者がその製造場において、現に製造免許を受けている酒類と同一の<u>種類若しくは品目</u>の酒類又は法第44条《原料用酒類及び酒母等の処分禁止》第1項の規定により移出の承認を受けた原料用酒類を継続的に販売することをいう。</p> <p>(注) 1 「製造免許を受けている酒類と同一の<u>種類若しくは品目</u>」には、法第28条《未納税移出》の規定により未納税移入した酒類、法第28条の3《未納税引取》の規定により未納税引取りした酒類及び法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第3項の適用を受ける酒類も含まれる。</p> <p>2 製造者が製造場において酒類を販売する場合であっても、その製造場から移出する酒類ではないものを販売するときは、法第9条《酒類の販売業免許》第1項に規定する「製造場においてする酒類の販売業」に該当しないのであり、例えば、果実酒の製造者がその<u>免許</u>を受けた製造場付近に蔵置所を設置し、当該蔵置所に蔵置している輸入果実酒（当該製造場から移出していないものに限る。）を販売しようとするときには酒類販売業免許が必要であるから留意する。</p> <p>6 販売場の取扱い</p> <p>(1) 製造者又は<u>販売業者</u>が、その製造場又は販売場以外の特定の場所において、酒類の販売契約の締結を継続的に行う場合又は酒類の販売代金の受領及び酒類の現物の引渡しを継続的に行う場合においては、その場所について酒類の販売業免許が必要であるから留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(注) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>7 (省略)</p> <p>8 <u>酒類の販売業免許の区分及びその意義</u></p> <p>法第9条《<u>酒類の販売業免許</u>》に規定する<u>販売業免許</u>の区分及びその意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 酒類販売業免許</p> <p>酒類販売業免許とは、酒類を継続的に販売することが認められる次の<u>酒類の販売業免許</u>をいう（営利を目的にするかどうか又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。）。</p> <p>イ 酒類小売業免許</p> <p>酒類小売業免許とは、消費者、料飲店営業者（酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する営業を行う者をいう。）又は菓子等製造業者（酒類を菓子、パン、漬物等の製造用の原料として使用する営業者をいう。）（以下「消費者等」という。）に対して酒類を継続的に販売（以下「小売」という。）することが認められる次の<u>酒類販売業免許</u>をいう。</p> <p>(注) 酒類小売業免許は、酒税の保全上酒類の需給均衡を維持するために法第11条《<u>製造免許等の条件</u>》に基づき、酒類の販売は小売に限る旨の条件を付されている<u>販売業免許</u>である。</p> <p>(イ) 一般酒類小売業免許</p> <p>一般酒類小売業免許とは、販売場において、原則として、すべての<u>品目</u>の酒類を小売（<u>ロ</u>）に規定する通信販売を除く。）することができる<u>酒類小売業免許</u>をいう。</p> <p>(ロ) 通信販売酒類小売業免許</p> <p>通信販売酒類小売業免許とは、通信販売（2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う販売をいう。以下同じ。）によって酒類を小売することができる<u>酒類小売業免許</u>をいう。</p> <p>(注) 1～3 (省略)</p> <p>(ハ) 特殊酒類小売業免許</p>	<p>(注) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>7 (同左)</p> <p>8 <u>酒類販売業免許等の区分及びその意義</u></p> <p><u>酒類販売業免許等</u>（法第9条《<u>酒類の販売業免許</u>》の規定に基づき酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業をしようとする者に対して税務署長が付与する<u>免許</u>をいう。以下同じ。）の区分及びその意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 酒類販売業免許</p> <p>酒類販売業免許とは、酒類を継続的に販売することを認められる次の<u>免許</u>をいう（営利を目的にするかどうか又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。）。</p> <p>イ 酒類小売業免許</p> <p>酒類小売業免許とは、消費者、料飲店営業者（酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する営業を行う者をいう。）又は菓子等製造業者（酒類を菓子、パン、漬物等の製造用の原料として使用する営業者をいう。）（以下「消費者等」という。）に対して酒類を継続的に販売（以下「小売」という。）することが認められる次の<u>免許</u>をいう。</p> <p>(注) 酒類小売業免許は、酒税の保全上酒類の需給均衡を維持するために法第11条《<u>免許の条件</u>》に基づき、酒類の販売は小売に限る旨の条件を付されている<u>酒類販売業免許</u>である。</p> <p>(イ) 一般酒類小売業免許</p> <p>一般酒類小売業免許とは、販売場において、原則として、すべての<u>種類</u>の酒類を小売（<u>ロ</u>）に規定する通信販売を除く。）することができる<u>免許</u>をいう。</p> <p>(ロ) 通信販売酒類小売業免許</p> <p>通信販売酒類小売業免許とは、通信販売（2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う販売をいう。以下同じ。）によって酒類を小売することができる<u>免許</u>をいう。</p> <p>(注) 1～3 (同左)</p> <p>(ハ) 特殊酒類小売業免許</p>

改正後	改正前
<p>特殊酒類小売業免許とは、酒類の消費者等の特別の必要に応ずるため、酒類を小売することが認められる<u>酒類小売業免許</u>をいう。</p> <p>ロ 酒類卸売業免許</p> <p>酒類卸売業免許とは、酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を継続的に販売（以下「<u>卸売</u>」と<u>いう。</u>）することが認められる次の<u>酒類販売業免許</u>をいう。</p> <p>（注） 酒類卸売業免許は、酒税の保全上酒類の需給均衡を維持するために法第11条《<u>製造免許等の条件</u>》に基づき、酒類の販売は<u>卸売</u>に限る旨の条件を付されている<u>販売業免許</u>である。</p> <p>(イ) 全酒類卸売業免許</p> <p>全酒類卸売業免許とは、原則として、すべての品目の酒類を<u>卸売</u>することができる酒類卸売業免許をいう。</p> <p>(ロ) ビール卸売業免許</p> <p>ビール卸売業免許とは、ビールを<u>卸売</u>することができる酒類卸売業免許をいう。</p> <p>(ハ) 洋酒卸売業免許</p> <p>洋酒卸売業免許とは、<u>果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール、粉末酒及び雑酒</u>のすべて又はこれらの酒類の品目の1以上の酒類を<u>卸売</u>することができる酒類卸売業免許をいう。</p> <p>(ニ) 輸出入酒類卸売業免許</p> <p>輸出入酒類卸売業免許とは、輸出される酒類、輸入される酒類又は輸出される酒類及び輸入される酒類を<u>卸売</u>することができる酒類卸売業免許をいう。</p> <p>(ホ) 特殊酒類卸売業免許</p> <p>特殊酒類卸売業免許とは、酒類事業者の特別の必要に応ずるため、酒類を<u>卸売</u>することが認められる次の<u>酒類卸売業免許</u>をいう。</p> <p>A 製造者の本支店、出張所等に対する<u>酒類卸売業免許</u></p> <p>B 製造者の企業合同に伴う<u>酒類卸売業免許</u></p> <p>C 製造者の共同販売機関に対する<u>酒類卸売業免許</u></p>	<p>特殊酒類小売業免許とは、酒類の消費者等の特別の必要に応ずるため、酒類を小売することが認められる<u>免許</u>をいう。</p> <p>ロ 酒類卸売業免許</p> <p>酒類卸売業免許とは、酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を継続的に販売することを認められる次の<u>免許</u>をいう。</p> <p>（注） 酒類卸売業免許は、酒税の保全上酒類の需給均衡を維持するために法第11条《<u>免許の条件</u>》に基づき、酒類の販売は<u>卸売販売</u>に限る旨の条件を付されている<u>酒類販売業免許</u>である。</p> <p>(イ) 全酒類卸売業免許</p> <p>全酒類卸売業免許とは、原則として、すべての<u>種類</u>の酒類を<u>販売</u>することができる酒類卸売業免許（(ロ)から(ホ)に定める酒類卸売業免許を除く。）をいう。</p> <p>(ロ) ビール卸売業免許</p> <p>ビール卸売業免許とは、ビールを<u>販売</u>することができる酒類卸売業免許（(ニ)及び(ホ)に定める酒類卸売業免許を除く。）をいう。</p> <p>(ハ) 洋酒卸売業免許</p> <p>洋酒卸売業免許とは、<u>果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ、リキュール類及び雑酒</u>のすべて又はこれらの酒類の<u>種類若しくは品目の1以上</u>の酒類を<u>販売</u>することができる酒類卸売業免許（(ニ)及び(ホ)に定める酒類卸売業免許を除く。）をいう。</p> <p>(ニ) 輸出入酒類卸売業免許</p> <p>輸出入酒類卸売業免許とは、輸出される酒類、輸入される酒類又は輸出される酒類及び輸入される酒類を<u>販売</u>することができる酒類卸売業免許をいう。</p> <p>(ホ) 特殊酒類卸売業免許</p> <p>特殊酒類卸売業免許とは、酒類事業者の特別の必要に応ずるため、酒類を<u>販売</u>することを認められる次の<u>免許</u>をいう。</p> <p>A <u>酒類製造者</u>の本支店、出張所等に対する<u>免許</u></p> <p>B <u>酒類製造者</u>の企業合同に伴う<u>免許</u></p> <p>C <u>酒類製造者</u>の共同販売機関に対する<u>免許</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(2) 酒類販売代理業免許 酒類販売代理業免許とは、酒類の販売の代理業を認められる<u>酒類の販売業免許</u>をいう。</p> <p>(3) 酒類販売媒介業免許 酒類販売媒介業免許とは、酒類の販売の媒介業を認められる<u>酒類の販売業免許</u>をいう。</p> <p>9 酒類の販売業免許の申請書等の取扱い</p> <p>(1) 申請書等の提出 酒類の販売業免許の申請書等は、免許年度（9月1日から翌年の8月31日までをいう。以下同じ。）内の何時においても提出が可能であることに留意する。</p> <p>(2) 申請書等の受理 イ 申請書等は、記載内容に記入漏れがないかどうか、添付書類に不足がないかどうかを確認の上受理することとし、申請書等の記載内容が不完全なもの又は添付書類の不備なものは、期限を定めて補正させる。 (注) 提出された申請書等については、<u>申請者等</u>や販売場の所在地等の記載がないなど申請書等の基本的記載事項が欠落しており、申請等自体が<u>酒類の販売業免許</u>の申請等と認められない場合以外は、原則として受理することに留意する。 ロ <u>申請書等</u>を受理する際は、<u>酒類の販売業免許</u>の区分、販売しようとする酒類の範囲及び販売方法を申請書等に明記させることとし、原則として、申請等事項が免許条件と合致するよう申請書等を記載させる。 また、法第10条<u>《製造免許等の要件》</u>各号の要件に該当することが明らかな場合等、当該申請等について<u>免許の付与等の可能性が極めて低い</u>と認められるときは、その旨を当該<u>申請者等</u>に説明し、<u>申請等</u>の意思を確認する。 ハ 申請書等は、(4)に定める場合を除き、<u>申請等販売場の所轄税務署</u>（移転前の販売場の所轄税務署を含む。(4)において同じ。）の文書受付業務を担当する窓口到達した時点で受理したものとする。 また、当該所轄税務署の時間外文書収受箱に提出された申請書等については、当該時間外文書収受箱から取り出した日の直前の開庁日に到達したものとして取り扱う。</p>	<p><u>D 期限付酒類卸売業免許</u></p> <p>(2) 酒類販売代理業免許 酒類販売代理業免許とは、酒類の販売の代理業を認められる<u>免許</u>をいう。</p> <p>(3) 酒類販売媒介業免許 酒類販売媒介業免許とは、酒類の販売の媒介業を認められる<u>免許</u>をいう。</p> <p>9 酒類販売業免許等の申請書等の取扱い</p> <p>(1) 申請書等の提出 酒類販売業免許等の申請書等は、免許年度（9月1日から翌年の8月31日までをいう。以下同じ。）内の何時においても提出が可能であることに留意する。</p> <p>(2) 申請書等の受理 イ 申請書等は、記載内容に記入漏れがないかどうか、添付書類に不足がないかどうかを確認の上受理することとし、申請書等の記載内容が不完全なもの又は添付書類の不備なものは、期限を定めて補正させる。 (注) 提出された申請書等については、<u>申請者</u>や販売場の所在地等の記載がないなど申請書等の基本的記載事項が欠落しており、申請等自体が<u>酒類販売業免許等</u>の申請等と認められない場合以外は、原則として受理することに留意する。 ロ <u>酒類販売業免許申請書</u>を受理する際は、<u>酒類販売業免許</u>の区分、販売しようとする酒類の範囲及び販売方法を申請書等に明記させることとし、原則として、申請等事項が免許条件と合致するよう申請書等を記載させる。 また、法第10条各号の<u>免許拒否要件</u>に該当することが明らかな場合等、当該申請について<u>免許の付与の可能性が極めて低い</u>と認められるときは、その旨を当該<u>申請者</u>に説明し、<u>申請</u>の意思を確認する。 ハ 申請書等は、(4)に定める場合を除き、<u>申請販売場等の所轄税務署</u>（移転前の販売場の所轄税務署を含む。(4)において同じ。）の文書受付業務を担当する窓口到達した時点で受理したものとする。 また、当該所轄税務署の時間外文書収受箱に提出された申請書等については、当該時間外文書収受箱から取り出した日の直前の開庁日に到達したものとして取り扱う。</p>

改正後	改正前
(注) (省略)	(注) (同左)
(3) (省略)	(3) (同左)
<p>(4) 電磁的方法により提出された申請書等の取扱い</p> <p>電磁的方法によって申請書等の提出があった場合は、送信された申請書等が国税電子申告・納税システムに記録された時点（同システムによって申請者等に通知する受付日時）に受理したものとする。ただし、別途送付等される添付書類が申請等販売場の所轄税務署の文書受付業務を担当する窓口申請書等を受理した日から合理的な期間内に到達しなかったときは、審査順位の決定に当たっては、当該添付書類が到達した日に受理したものとして取り扱う。</p>	<p>(4) 電磁的方法により提出された申請書等の取扱い</p> <p>電磁的方法によって申請書等の提出があった場合は、送信された申請書等が国税電子申告・納税システムに記録された時点（同システムによって申請者等に通知する受付日時）に受理したものとする。ただし、別途送付等される添付書類が申請販売場等の所轄税務署の文書受付業務を担当する窓口申請書等を受理した日から合理的な期間内に到達しなかったときは、審査順位の決定に当たっては、当該添付書類が到達した日に受理したものとして取り扱う。</p>
<p>10 一般酒類小売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等</p>	<p>10 一般酒類小売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等</p>
<p>9月1日から同月30日までの期間（当該期間の最終日が閉庁日の場合は、その次の開庁日までの期間とする。以下「抽選対象申請期間」という。）に受理した一般酒類小売業免許に係る申請書等（他の小売販売地域からの販売場の移転の許可申請書及び一般酒類小売業免許となる旨の免許条件の緩和申出書を含み、14に定める法人成り等に併い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除き、添付書類を含む。以下「抽選対象申請書等」という。）に係る審査順位の決定及び審査については、9の(3)の規定にかかわらず、以下による。</p>	<p>9月1日から同月30日までの期間（当該期間の最終日が閉庁日の場合は、その次の開庁日までの期間とする。以下「抽選対象申請期間」という。）に受理した一般酒類小売業免許に係る申請書等（他の小売販売地域からの販売場の移転の許可申請書及び一般酒類小売業免許となる旨の免許条件の緩和申出書を含み、14に定める法人成り等に併い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除き、添付書類を含む。以下「抽選対象申請書等」という。）に係る審査順位の決定及び審査については、9の(3)の規定にかかわらず、以下による。</p>
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 申請要領等の公告	(2) 申請要領等の公告
<p>税務署長は、一般酒類小売業免許の要件、小売販売地域の範囲及び公開抽選への参加方法その他<u>抽選対象申請書等</u>に係る手続に必要な事項を記載した要領を免許年度の開始日（当該開始日が閉庁日の場合は、その次の開庁日とする。）に税務署の掲示場その他税務署内の見やすい場所に掲示し公告する。</p>	<p>税務署長は、一般酒類小売業免許の要件、小売販売地域の範囲及び公開抽選への参加方法その他<u>抽選対象申請</u>に係る手続に必要な事項を記載した要領を免許年度の開始日（当該開始日が閉庁日の場合は、その次の開庁日とする。）に税務署の掲示場その他税務署内の見やすい場所に掲示し公告する。</p>
(3) 抽選対象申請書等の期間内提出の取扱い	(3) 抽選対象申請書等の期間内提出の取扱い
<p>抽選対象申請書等について、<u>期限を定めた上で申請書等（添付書類を含む。）の補正又は再提出を</u>しようとした場合において、当該期限までに補正又は再提出されたときは、抽選対象申請期間内に提出されたものとして取り扱う。</p>	<p>抽選対象申請書等について、<u>合理的な期限を定めた上で、補正又は再提出を</u>しようとした場合において、当該期限までに補正又は再提出されたときは、抽選対象申請期間内に提出されたものとして取り扱う。</p>
<p>(注) 申請書等については、9の(4)《電磁的方法により提出された申請書等の取扱い》に定める場合を除き、原則として添付書類を含め抽選対象申請期間内に<u>申請等</u>販売場の所轄税務署の文書受付業務を担当する窓口</p>	<p>(注) 申請書等については、9の(4)《電磁的方法により提出された申請書等の取扱い》に定める場合を除き、原則として添付書類を含め抽選対象申請期間内に<u>申請販売場等</u>の所轄税務署の文書受付業務を担当する窓口</p>

改正後	改正前
<p>ているもの限り抽選対象申請書等として取り扱われるのであるから留意する。</p> <p>(4) 抽選対象申請書等の受理時の確認</p> <p>抽選対象申請書等に係る受理時の確認については、原則として、形式的な確認に留まるものであり、法第10条《製造免許等の要件》に規定する要件の確認等については、(5)の公開抽選日前における確認及び(8)の公開抽選の実施後の審査において行うものであることに留意する。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 公開抽選の実施(手続)</p> <p>抽選対象申請書等については、原則として、次及び(7)に定める手続により公開抽選を実施し、審査順位を決定する。</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 抽選実施日等の通知</p> <p>抽選実施日、抽選場所等については、あらかじめ<u>申請者等</u>に文書で通知する。</p> <p>(7) 公開抽選の実施及び審査順位決定の方法</p> <p>国税局長は、以下のイ又はロのいずれかの方法を選択して公開抽選を行い、審査順位を決定する。</p> <p>この場合において、国税局長は、国税局管内の実情に応じ、これらの方法に必要な修正を加えることができる。</p> <p>イ 国税局一括総番号方式</p> <p>(イ) 抽選場所には、抽選の公平を確保する観点から<u>申請者等</u>又はその代理人(1名に限る。)及び国税局職員以外の第三者で国税局長が選任した立会人1名以上を立ち合わせる。</p> <p>(ロ)・(ハ) (省略)</p> <p>(ニ) 「抽選結果表」に基づき、小売販売地域ごとに審査順位を決定し、<u>申請者等</u>に文書で通知する。</p> <p>ロ 国税局一括一連番号方式</p> <p>(イ) 抽選場所には、抽選の公平を確保する観点から<u>申請者等</u>又はその代理人(1名に限る。)及び国税局職員以外の第三者で国税局長が選任した立会人1名以上を立ち合わせる。</p> <p>(ロ)・(ハ) (省略)</p> <p>(ニ) 「抽選結果表」に基づき、小売販売地域ごとに審査順位を決定し、<u>申請者等</u>に文書で通知する。</p> <p>(8) 抽選対象申請書等の審査</p> <p>イ 抽選対象申請書等については、審査順位に従っ</p>	<p>ているもの限り抽選対象申請書等として取り扱われるのであるから留意する。</p> <p>(4) 抽選対象申請書等の受理時の確認</p> <p>抽選対象申請書等に係る受理時の確認については、原則として、形式的な確認に留まるものであり、法第10条《<u>免許</u>の要件》に規定する要件の確認等については、(5)の公開抽選日前における確認及び(8)の公開抽選の実施後の審査において行うものであることに留意する。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 公開抽選の実施(手続)</p> <p>抽選対象申請書等については、原則として、次及び(7)に定める手続により公開抽選を実施し、審査順位を決定する。</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 抽選実施日等の通知</p> <p>抽選実施日、抽選場所等については、あらかじめ<u>申請者</u>に文書で通知する。</p> <p>(7) 公開抽選の実施及び審査順位決定の方法</p> <p>国税局長は、以下のイ又はロのいずれかの方法を選択して公開抽選を行い、審査順位を決定する。</p> <p>この場合において、国税局長は、国税局管内の実情に応じ、これらの方法に必要な修正を加えることができる。</p> <p>イ 国税局一括総番号方式</p> <p>(イ) 抽選場所には、抽選の公平を確保する観点から<u>申請者</u>又はその代理人(1名に限る。)及び国税局職員以外の第三者で国税局長が選任した立会人1名以上を立ち合わせる。</p> <p>(ロ)・(ハ) (同左)</p> <p>(ニ) 「抽選結果表」に基づき、小売販売地域ごとに審査順位を決定し、<u>申請者</u>に文書で通知する。</p> <p>ロ 国税局一括一連番号方式</p> <p>(イ) 抽選場所には、抽選の公平を確保する観点から<u>申請者</u>又はその代理人(1名に限る。)及び国税局職員以外の第三者で国税局長が選任した立会人1名以上を立ち合わせる。</p> <p>(ロ)・(ハ) (同左)</p> <p>(ニ) 「抽選結果表」に基づき、小売販売地域ごとに審査順位を決定し、<u>申請者</u>に文書で通知する。</p> <p>(8) 抽選対象申請書等の審査</p> <p>イ 抽選対象申請書等については、審査順位に従っ</p>

改正後	改正前
<p>て審査を行う。</p> <p>なお、抽選対象申請期間後に提出された申請書等（14に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除く。）については、当該申請書等の申請等販売場が属する小売販売地域における抽選対象申請書等の最終審査順位の次の順位から受理した順に審査順位を付し、当該小売販売地域のすべての抽選対象申請書等に係る審査を了した後に審査を行う。</p> <p>ロ 公開抽選の公平を担保する観点から、抽選対象申請書等に虚偽の記載がある場合その他不正行為が認められた場合には、当該申請等に対して拒否処分を行う。</p> <p>(9) 免許年度の開始日前一定期間における一般酒類小売業免許の申請書等の取扱い</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 8月1日からその年の8月31日までに受理した一般酒類小売業免許に係る申請書等については、<u>申請等販売場の所在する小売販売地域に係る「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」</u>（平成15年法律第34号。以下「緊急措置法」という。）第3条に規定する緊急調整地域（以下「緊急調整地域」という。）の指定状況に応じ、次のとおり処理する。</p> <p>(イ)・(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 申請書等を受理した日の属する免許年度の最終日において緊急調整地域に指定されておらず、かつ、翌免許年度の抽選対象申請期間の開始日において緊急調整地域に指定されていない場合は、当該抽選対象申請期間の開始日から1か月以内に処理する。<u>21の(5)</u>の定めは、この場合において準用する。</p>	<p>て審査を行う。</p> <p>なお、抽選対象申請期間後に提出された申請書等（14に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除く。）については、当該申請書等の申請販売場が属する小売販売地域における抽選対象申請書等の最終審査順位の次の順位から受理した順に審査順位を付し、当該小売販売地域のすべての抽選対象申請書等に係る審査を了した後に審査を行う。</p> <p>ロ 公開抽選の公平を担保する観点から、抽選対象申請書等に虚偽の記載がある場合その他不正行為が認められた場合には、当該申請に対して拒否処分を行う。</p> <p>(9) 免許年度の開始日前一定期間における一般酒類小売業免許の申請書等の取扱い</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 8月1日からその年の8月31日までに受理した一般酒類小売業免許に係る申請書等については、<u>申請販売場等の所在する小売販売地域に係る「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」</u>（平成15年法律第34号。以下「緊急措置法」という。）第3条に規定する緊急調整地域（以下「緊急調整地域」という。）の指定状況に応じ、次のとおり処理する。</p> <p>(イ)・(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 申請書等を受理した日の属する免許年度の最終日において緊急調整地域に指定されておらず、かつ、翌免許年度の抽選対象申請期間の開始日において緊急調整地域に指定されていない場合は、当該抽選対象申請期間の開始日から1か月以内に処理する。<u>22の(5)</u>の定めは、この場合において準用する。</p>
<p>11 特殊酒類小売業免許の取扱い</p> <p>特殊酒類小売業免許は、酒類の消費者等の特別の必要に応ずるために<u>付与等</u>するものであるから、その販売行為は必要最低限のものとし、それぞれの免許に応じて販売する酒類の範囲又はその販売方法につき具体的な条件を付して免許を<u>付与等</u>する。</p> <p>なお、自社の役員及び従業員に対して小売するため酒類小売業免許の申請等があった場合には、<u>当該申請者等</u>が第10条関係の1《<u>申請者等</u>に関する人的要件》に定める要件を満たし、第10条第10号関係の1《<u>経営の基礎が薄弱</u>であると認められる場合の意義》に該当せず、かつ、</p>	<p>11 特殊酒類小売業免許の取扱い</p> <p>特殊酒類小売業免許は、酒類の消費者等の特別の必要に応ずるために<u>付与</u>するものであるから、その販売行為は必要最低限のものとし、それぞれの免許に応じて販売する酒類の範囲又はその販売方法につき具体的な条件を付して免許を<u>付与</u>する。</p> <p>なお、自社の役員及び従業員に対して小売するため酒類小売業免許の申請があった場合には、<u>免許の申請者</u>が第10条関係の1《<u>申請者</u>に関する人的要件》に定める要件を満たし、第10条第10号関係の1《<u>経営の基礎が薄弱</u>であると認められる場合の意義》に該当せず、かつ、次</p>

改正後	改正前
<p>次に定める基準に該当するときには、その販売方法について、「自社の役員及び従業員に対する小売に限る。」旨の条件を付して<u>販売業免許</u>を付与等しても差し支えない。</p> <p>(1) 申請者等は、申請等販売場において酒類卸売業免許を付与されている者又は新たに酒類卸売業免許を受けようとする者である。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 販売する酒類は、主たる免許に付されている又は付すこととする「販売する酒類の範囲の条件」の範囲内の酒類である。</p> <p>(注) 当該条件を付された<u>販売業免許</u>により、同一系列の企業の役員等に対する小売はできないのであるから留意する。</p>	<p>に定める基準に該当するときには、その販売方法について、「自社の役員及び従業員に対する小売に限る。」旨の条件を付して<u>免許</u>を付与しても差し支えない。</p> <p>(1) 申請者は、申請販売場において酒類卸売業免許を付与されている者又は新たに酒類卸売業免許を受けようとする者である。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 販売する酒類は、主たる免許に付されている又は付すこととする「販売する酒類の範囲の条件」の範囲内の酒類である。</p> <p>(注) 当該条件を付された<u>免許</u>により、同一系列の企業の役員等に対する小売はできないのであるから留意する。</p>
<p>12 酒類卸売業免許の取扱い</p>	<p>12 酒類卸売業免許の取扱い</p>
<p>酒類卸売業免許の取扱いは、次による。</p>	<p>酒類卸売業免許の取扱いは、次による。</p>
<p>(1) 全酒類卸売業者の分離分割に対する<u>全酒類卸売業免許</u>の取扱い</p>	<p>(1) 全酒類卸売業者の分離分割に対する<u>免許</u>の取扱い</p>
<p>既存の全酒類卸売業者から分離し、又は既存の全酒類卸売業者を分割して2以上の全酒類卸売業者となる場合の免許は、申請者及び申請販売場が次に該当しているときに限り付与する。</p>	<p>既存の全酒類卸売業者から分離し、又は既存の全酒類卸売業者を分割して2以上の全酒類卸売業者となる場合の免許は、申請者及び申請販売場が次に該当しているときに限り付与する。</p>
<p>イ～ニ (省略)</p>	<p>イ～ニ (同左)</p>
<p>(2) 輸出入酒類卸売業免許の取扱い</p>	<p>(2) 輸出入酒類卸売業免許の取扱い</p>
<p>輸入酒類卸売業免許は、自己又は自己と密接な関係にある特定の者の輸入した酒類の<u>卸売</u>に限られるものであり、他の者が輸入した酒類の<u>卸売</u>をも行う場合は、販売する酒類の品目に応じ、該当する<u>酒類卸売業免許</u>の区分の取扱いにより処理する。</p>	<p>輸入酒類卸売業免許は、自己又は自己と密接な関係にある特定の者の輸入した酒類の<u>販売</u>に限られるものであり、他の者が輸入した酒類の<u>販売</u>をも行う場合は、販売する酒類の<u>種類</u>に応じ、該当する<u>免許</u>の区分の取扱いにより処理する。</p>
<p>(3) 特殊酒類卸売業免許の取扱い</p>	<p>(3) 特殊酒類卸売業免許の取扱い</p>
<p>イ 酒類製造者の本支店、出張所等に対する<u>酒類卸売業免許</u></p>	<p>イ 酒類製造者の本支店、出張所等に対する<u>免許</u></p>
<p>製造者（共同びん詰業者又は製造者と同一系列下にある<u>酒類販売業者</u>（新たに<u>酒類販売業者</u>となる場合を含む。）を含む。）から、製造場以外の一定の場所に本店、支店又は出張所等を設け、自己の製造した酒類等を<u>卸売</u>するため次に掲げる<u>酒類卸売業免許</u>の申請等があった場合は、申請等販売場の販売能力、酒類の需給調整上に及ぼす影響を十分に検討し、支障がないと認められるときは、販売する酒類の範囲及び販売方法の条件を付し、<u>免許</u>を付与等しても差し支えない。</p>	<p>製造者（共同びん詰業者、又は製造者と同一系列下にある<u>販売業者</u>（新たに<u>販売業者</u>となる場合を含む。）を含む。）から、製造場以外の一定の場所に本店、支店又は出張所等を設け、自己の製造した酒類等を<u>販売</u>するため次に掲げる<u>免許</u>の申請又は条件緩和の申立があった場合は、申請販売場の販売能力、酒類の需給調整上に及ぼす影響を十分に検討し、支障がないと認められるときは、販売する酒類の範囲及び販売方法の条件を付し、<u>免許</u>を付与しても差し支えない。</p>
<p>なお、同一系列下かどうかは、資本の出資比率（およそ50%以上）又は役員の出向状況等により</p>	<p>なお、同一系列下かどうかは、資本の出資比率（およそ50%以上）又は役員の出向状況等により</p>

改正後	改正前
<p>客観的に判断する（以下このイにおいて同じ。）。</p> <p>(イ) 製造者（共同びん詰業者を除く。）が、自己の製造した酒類（自己の製造した酒類と同一の商標を用いて移出する酒類を含む。<u>以下「自製酒」という。</u>）を<u>卸売</u>する場合</p> <p>(注) 「自己の製造した酒類と同一の商標を用いて移出する酒類」とは、令第32条《未納税移出の目的及び製造場等》第2号イに該当する未納税移入酒類又は法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第3項に該当する移入酒類に自己の商標を付して移出する場合の当該酒類をいう。</p> <p>(ロ) 共同びん詰業者が、その共同びん詰した酒類を<u>卸売</u>する場合</p> <p>(ハ) 共同びん詰場の構成員である製造者が、自製酒及び参加共同びん詰場において共同びん詰した酒類を<u>卸売</u>する場合</p> <p>(ニ) 同一系列下にある子会社（<u>会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に定める子会社をいう。以下同じ。</u>）の製造した酒類を親会社（<u>会社法第2条第4号に定める親会社をいう。以下同じ。</u>）の本店、支店、出張所等において、又は親会社の製造した酒類を同一系列下にある子会社の本店、支店、出張所等において<u>卸売</u>する場合</p> <p>(ホ) 持株会社（<u>独占禁止法第9条第5項第1号に規定する持株会社をいう。以下同じ。</u>）の所有子会社の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出する酒類を他の所有子会社の本店、支店、出張所等において<u>卸売</u>する場合</p> <p>ロ 製造者の企業合同に伴う<u>酒類卸売業免許</u></p> <p>2以上の製造者が企業合理化のために企業合同する場合において、従来の取引先を確保するための酒類の<u>卸売</u>のみを引き続き行おうとするときで、次に掲げる場合は、申請販売場の販売能力、酒類の需給調整上に及ぼす影響を十分に検討し、支障がないと認められるときは、免許を付与しても差し支えない。</p> <p>(イ) 企業合同の結果生ずる廃止製造場において酒類を<u>卸売</u>する場合</p> <p>(ロ) 企業合同をした結果、製造者でなくなる者又は当該者が主となって設立する法人が酒類を<u>卸売</u>する場合</p>	<p>客観的に判断する（以下このイにおいて同じ。）。</p> <p>(イ) 製造者（共同びん詰業者を除く。）が、自己の製造した酒類（自己の製造した酒類と同一の商標を用いて移出する酒類を含む。<u>以下、「自製酒」という。</u>）を<u>販売</u>する場合</p> <p>(注) 「自己の製造した酒類と同一の商標を用いて移出する酒類」とは、令第32条《未納税移出の目的及び製造場等》第2号イに該当する未納税移入酒類又は法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第3項に該当する移入酒類に自己の商標を付して移出する場合の当該酒類をいう。</p> <p>(ロ) 共同びん詰業者が、その共同びん詰した酒類を<u>販売</u>する場合</p> <p>(ハ) 共同びん詰場の構成員である製造者が、自製酒及び参加共同びん詰場において共同びん詰した酒類を<u>販売</u>する場合</p> <p>(ニ) 同一系列下にある子会社の製造した酒類を親会社の本店、支店、出張所等において、又は親会社の製造した酒類を同一系列下にある子会社の本店、支店、出張所等において<u>販売</u>する場合 <u>なお、商法（明治32年法律第48号）第211条の2《子会社による親会社株式の取得》第1項の規定による子会社及び同第3項の規定により子会社とみなされる会社については、子会社として取り扱う（ホ）において同じ。</u></p> <p>(ホ) 持株会社の所有子会社の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出する酒類を他の所有子会社の本店、支店、出張所等において<u>販売</u>する場合</p> <p>ロ 製造者の企業合同に伴う<u>免許</u></p> <p>2以上の製造者が企業合理化のために企業合同する場合において、従来の取引先を確保するための酒類の<u>販売</u>のみを引き続き行おうとするときで、次に掲げる場合は、申請販売場の販売能力、酒類の需給調整上に及ぼす影響を十分に検討し、支障がないと認められるときは、免許を付与しても差し支えない。</p> <p>(イ) 企業合同の結果生ずる廃止製造場において酒類の<u>卸売業</u>を行う場合</p> <p>(ロ) 企業合同をした結果、製造者でなくなる者又は当該者が主となって設立する法人が酒類の<u>卸売業</u>を行う場合</p>

改正後	改正前
<p>ハ 製造者の共同販売機関に対する<u>酒類卸売業免許</u> 2以上の製造者（共同びん詰業者を含む。）が、共同して販売機関を設け、その構成員の自製酒を<u>卸売するための酒類卸売業免許</u>の申請がある場合は、申請販売場の販売能力、酒類の需給調整上に及ぼす影響を十分に検討し、支障がないと認められるときは、免許を付与しても差し支えない。</p>	<p>ハ 製造者の共同販売機関に対する<u>免許</u> 2以上の製造者（共同びん詰業者を含む。）が、共同して販売機関を設け、その構成員の自製酒を<u>販売するための免許</u>の申請がある場合は、申請販売場の販売能力、酒類の需給調整上に及ぼす影響を十分に検討し、支障がないと認められるときは、免許を付与しても差し支えない。</p>
<p>13 酒類販売代理業及び酒類販売媒介業免許の取扱い 酒類販売代理業及び酒類販売媒介業免許の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 酒類販売代理業免許の取扱い</p> <p>イ 申請者が代理を行う酒類販売業者の<u>酒類販売業免許</u>に係る酒類販売業務以外の業務についての代理業は行わない旨の誓約がある場合は、代理を行う酒類販売業者の<u>酒類販売業免許</u>の区分に従い、免許の可否を決定する。</p> <p>ロ・ハ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>13 酒類販売代理業及び酒類販売媒介業免許の取扱い 酒類販売代理業及び酒類販売媒介業免許の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 酒類販売代理業免許の取扱い</p> <p>イ 申請者が代理を行う酒類販売業者の<u>免許</u>に係る酒類販売業務以外の業務についての代理業は行わない旨の誓約がある場合は、代理を行う酒類販売業者の<u>免許</u>の区分に従い、免許の可否を決定する。</p> <p>ロ・ハ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>14 法人成り等の場合の<u>酒類の販売業免許</u>の取扱い 酒類販売業者が、次の(1)の各号に掲げる営業主体の人格の変更等（以下、<u>酒類の販売業免許関係の取扱い</u>において「法人成り等」という。）を行うことにより、新たに<u>酒類の販売業免許</u>の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に規定する要件を満たすときは、免許を付与することに取り扱う。</p> <p>なお、この取扱いにより新たに一般酒類小売業免許を付与した後1年間は、当該販売場の移転の取扱いを行わない。</p> <p>(注) 法人成り等に伴い新規の<u>酒類の販売業免許</u>の申請がなされた場合には、当該申請までに至る経緯や内容等について十分に聴取する。</p> <p>(1) 営業主体の人格の変更等の形態</p> <p>イ 法人成り</p> <p>酒類販売業者である個人が主体となって法人を設立する場合又は酒類販売業者である2以上の個人が合同して法人を設立する場合</p> <p>(削除)</p>	<p>14 法人成り等の場合の<u>酒類販売業等免許</u>の取扱い 酒類販売業者等（販売業者、酒類販売代理業者及び酒類販売媒介業者をいう。以下同じ。）が、次の(1)の各号に掲げる営業主体の人格の変更等（以下、<u>酒類販売業免許等関係の取扱い</u>において「法人成り等」という。）を行うことにより、新たに<u>酒類販売業等免許</u>の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に規定する要件を満たすときは、免許を付与することに取り扱う。</p> <p>なお、この取扱いにより新たに一般酒類小売業免許を付与した後1年間は、当該販売場の移転の取扱いを行わない。</p> <p>(注) 法人成り等に伴い新規の<u>酒類販売業等免許</u>申請がなされた場合には、当該申請までに至る経緯や内容等について十分に聴取する。</p> <p>(1) 営業主体の人格の変更等の形態</p> <p>イ 法人成り</p> <p>酒類販売業者等である個人が主体となって法人を設立する場合又は酒類販売業者等である2以上の個人が合同して法人を設立する場合</p> <p>ロ <u>法人の組織変更</u></p> <p><u>酒類販売業者等である法人がその組織を変更する場合</u></p> <p>(注) <u>この場合の法人の組織変更とは、合名会社と合資会社との相互間及び株式会社と有限会社との相互間において組織を変更しようとする場合に限るものであるから留意す</u></p>

改正後	改正前
<p>ロ 法人の合併 法人が酒類販売業者である法人と合併する場合又は法人と酒類販売業者である法人が合併して法人を新設する場合</p> <p>ハ 会社分割 会社法第5編第3章第1節《吸収分割》又は同第2節《新設分割》の規定の適用を受け、酒類販売業者である会社がその営業の全部若しくは一部を<u>他の会社</u>に承継させる場合又は酒類販売業者である会社がその営業の全部若しくは一部を<u>設立する会社</u>に承継させる場合で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条《定義》第12号の11に定める適格分割又はこれに準ずるもの。 （注）（省略）</p> <p>(ロ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続の開始決定を受けた再生計画又は株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）の規定により支援決定を受けた事業再生計画等に則って行われる分割で、分割事業について営業の継続性が認められるもの。</p> <p>ニ 営業の承継 酒類販売業者の3親等以内の親族で、その酒類販売業者の販売場で現に酒類の販売等の業務に従事している者が、酒類販売業者の同意を得てその酒類販売業者の販売場及び販売先等をそのまま引き継いで新たに酒類の販売業をしようとする場合で、経営内容の実質に変化がないと認められる場合</p> <p>（注） この特例の取扱いは、酒類販売業者が身体の故障等の事情により実質的に営業を行うことができず、その親族が実質的経営者として経営に従事しているという事情がある場合において、実質的経営者から酒類の販売業免許の申請があった場合には、需給調整要件にかかわらず免許を付与することとして取り扱う趣旨であるから、実質的に営業を継続する者から形式的に営業のみを承継した場合や、その他違法・不当な目的で営業を承継することとした場合には、免</p>	<p>る。</p> <p>ハ 法人の合併 法人が酒類販売業者等である法人と合併する場合又は法人と酒類販売業者等である法人が合併して法人を新設する場合</p> <p>ニ 会社分割 商法（明治32年法律第48号）第373条《新設分割の意義》、同法第374条の16《吸収分割の意義》、有限会社法（昭和13年法律第74号）第63条の2《有限会社の新設分割》及び同法第63条の7《吸収分割》の規定の適用を受け、酒類販売業者等である会社がその営業の全部若しくは一部を<u>設立する会社</u>に承継させる場合又は酒類販売業者等である会社がその営業の全部若しくは一部を<u>他の会社</u>に承継させる場合で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条《定義》第十二の十一号に定める適格分割又はこれに準ずるもの。 （注）（同左）</p> <p>2 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続の開始決定を受けた再生計画又は株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）の規定により支援決定を受けた事業再生計画等に則って行われる分割で、分割事業について営業の継続性が認められるもの。</p> <p>ホ 営業の承継 酒類販売業者等の3親等以内の親族で、その酒類販売業者等の販売場で現に酒類の販売等の業務に従事している者が、酒類販売業者等の同意を得てその酒類販売業者等の販売場及び販売先等をそのまま引き継いで新たに酒類販売業等をしようとする場合で、経営内容の実質に変化がないと認められる場合</p> <p>（注） この特例の取扱いは、酒類販売業者等が身体の故障等の事情により実質的に営業を行うことができず、その親族が実質的経営者として経営に従事しているという事情がある場合において、実質的経営者から免許申請があった場合には、需給調整要件にかかわらず免許を付与することとして取り扱う趣旨であるから、実質的に営業を継続する者から形式的に営業のみを承継した場合や、その他違法・不当な目的で営業を承継することとした場合には、免許を付与しな</p>

改正後	改正前
<p>許を付与しないのであるから留意する。</p> <p>(2) 法人成り等の取扱いの要件</p> <p>イ 法人成り等に伴う新規の<u>酒類の販売業免許</u>の申請書の提出に併せて、それまで営業をしてきた既存の販売場（以下「既存販売場」という。）に係る<u>酒類の販売業免許</u>の取消申請書が同時に提出されている。</p> <p>ロ 当該申請が第10条の1《<u>申請者等</u>に関する人的要件》及び同条第10号関係の1《「<u>経営の基礎が薄弱</u>であると認められる場合」の意義》に定める要件を満たしている。</p> <p>ホ (省略)</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 この法人成り等の取扱いの要件を満たさない申請については、純然たる新規の<u>酒類の販売業免許</u>申請として審査する。</p> <p>15 営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い</p> <p>酒類卸売業者の営業の全部又は重要な一部を譲り受ける者から当該譲受けに伴い酒類卸売業免許申請がなされた場合に、当該申請が次の要件を満たすときには、第10条第11号関係の6《全酒類卸売業免許の需給調整要件》又は同号関係の7《ビール卸売業免許の需給調整要件》に定める要件を満たしていない場合であっても酒類卸売業免許を付与することができる。</p> <p>(1) 当該営業の譲受けに伴う新規の<u>酒類卸売業免許の申請書</u>の提出に併せて、それまで営業をしてきた既存販売場に係る酒類販売業免許の取消申請書が同時に提出されている。</p> <p>(2) 当該申請が第10条の1《<u>申請者等</u>に関する人的要件》及び同条第10号関係の1《「<u>経営の基礎が薄弱</u>であると認められる場合」の意義》に定める要件を満たしている。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(注) 1・2 (省略)</p> <p>3 <u>卸売及び小売</u>することが認められる酒類販売業免許にあっては、<u>卸売</u>に係る販売実績数量が休業場の基準に該当する場合は、この取扱いをしない。</p> <p>4 新たに付与する酒類卸売業免許に係る条件については、必要に応じ、販売方法又は販売する酒類の範囲について条件を付すことに留意する。</p> <p>5 営業の譲受けに伴う新規の<u>酒類卸売業免許の申請</u>に係る申請販売場の所在地は、それまで営</p>	<p>いのであるから留意する。</p> <p>(2) 法人成り等の取扱いの要件</p> <p>イ 法人成り等に伴う新規の<u>酒類販売業等免許</u>申請書の提出に併せて、それまで営業をしてきた既存の販売場（以下「既存販売場」という。）に係る<u>酒類販売業等免許</u>の取消申請書が同時に提出されている。</p> <p>ロ 当該申請が第10条の1《<u>申請者</u>に関する人的要件》及び同条第10号関係の1《「<u>経営の基礎が薄弱</u>であると認められる場合」の意義》に定める要件を満たしている。</p> <p>ホ (同左)</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 この法人成り等の取扱いの要件を満たさない申請については、純然たる新規の<u>販売業等免許</u>申請として審査する。</p> <p>15 営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い</p> <p>酒類卸売業者の営業の全部又は重要な一部を譲り受ける者から当該譲受けに伴い酒類卸売業免許申請がなされた場合に、当該申請が次の要件を満たすときには、第10条第11号関係の6《全酒類卸売業免許の需給調整要件》又は同号関係の7《ビール卸売業免許の需給調整要件》に定める要件を満たしていない場合であっても酒類卸売業免許を付与することができる。</p> <p>(1) 当該営業の譲受けに伴う新規の<u>酒類卸売業免許申請書</u>の提出に併せて、それまで営業をしてきた既存販売場に係る酒類販売業免許の取消申請書が同時に提出されている。</p> <p>(2) 当該申請が第10条の1《<u>申請者</u>に関する人的要件》及び同条第10号関係の1《「<u>経営の基礎が薄弱</u>であると認められる場合」の意義》に定める要件を満たしている。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(注) 1・2 (同左)</p> <p>3 <u>卸売業及び小売業を行う</u>ことを認められる酒類販売業免許にあっては、<u>卸売業</u>に係る販売実績数量が休業場の基準に該当する場合は、この取扱いをしない。</p> <p>4 新たに付与する酒類卸売業免許に係る<u>免許</u>の条件については、必要に応じ、販売方法又は販売する酒類の範囲について条件を付すことに留意する。</p> <p>5 営業の譲受けに伴う新規の<u>酒類卸売業免許申請</u>に係る申請販売場の所在地は、それまで営業</p>

改正後	改正前
<p>業をしてきた既存販売場の所在地と同一であることとし、販売場の移転をしたい場合には、新規の酒類卸売業免許の取得後に移転申請させる。</p>	<p>をしてきた既存販売場の所在地と同一であることとし、販売場の移転をしたい場合には、新規の酒類卸売業免許の取得後に移転申請させる。</p>
<p>16 酒類の移動販売の取扱い</p>	<p>16 酒類の移動販売の取扱い</p>
<p>一定の販売場を設けず、自己の住所等を根拠として酒類を携行し、又は運搬車、舟等に積載して随時随所において注文を受け、酒類を引き渡し、又は酒類の販売代金を受領する等の方法により酒類の<u>小売</u>を行ういわゆる酒類の移動販売に対する<u>酒類小売業免許</u>については、当分の間付与等しない。</p>	<p>一定の販売場を設けず、自己の住所等を根拠として酒類を携行し、又は運搬車、舟等に積載して随時随所において注文を受け、酒類を引き渡し、又は酒類の販売代金を受領する等の方法により酒類の<u>販売</u>を行ういわゆる酒類の移動販売に対する<u>酒類販売業の免許</u>については、当分の間付与等しない。</p>
<p>17 自動販売機による酒類小売業免許の取扱い</p>	<p>17 自動販売機による酒類小売業免許の取扱い</p>
<p>自動販売機のみによって酒類を<u>小売</u>しようとする場合は、未成年者飲酒防止及び交通事故防止の観点から、原則として<u>酒類小売業免許</u>を付与等しない。</p>	<p>自動販売機のみによって酒類<u>小売業</u>をしようとする場合は、未成年者飲酒防止及び交通事故防止の観点から、原則として免許を付与しない。</p>
<p>18 酒類販売管理者の選任状況等の確認</p>	<p>18 酒類販売管理者の選任状況等の確認</p>
<p>(1) 酒類小売業免許の<u>申請者等</u>に対しては、組合法第86条の9第1項に規定する酒類販売管理者に選任することを予定している者の有無について、免許申請書の「申請販売場の酒類販売管理者（選任予定者）の氏名・役職」欄への記載等により確認する。</p> <p>なお、酒類販売管理者の選任予定者が未定である場合には、酒類販売業免許を受けた後遅滞なく酒類販売管理者を選任するよう指導する。</p>	<p>(1) 酒類小売業免許の<u>申請者</u>に対しては、組合法第86条の9第1項に規定する酒類販売管理者に選任することを予定している者の有無について、免許申請書の「申請販売場の酒類販売管理者（選任予定者）の氏名・役職」欄への記載等により確認する。</p> <p>なお、酒類販売管理者の選任予定者が未定である場合には、酒類販売業免許を受けた後遅滞なく酒類販売管理者を選任するよう指導する。</p>
<p>(2)・(3) (省略)</p>	<p>(2)・(3) (同左)</p>
<p>19 薬用酒の販売業免許の取扱い</p>	<p>19 薬用酒の販売業免許の取扱い</p>
<p>(1) 薬用酒のみの酒類販売業をしようとする場合は、次のいずれかに該当する薬用酒の販売場を除き、<u>酒類販売業免許</u>を受ける必要はないものとして取り扱う。</p> <p>イ・ロ (省略)</p>	<p>(1) 薬用酒のみの酒類販売業をしようとする場合は、次のいずれかに該当する薬用酒の販売場を除き、<u>免許</u>を受ける必要はないものとして取り扱う。</p> <p>イ・ロ (同左)</p>
<p>ハ <u>薬用酒製造者</u>から直接薬用酒を仕入れ、これを他の薬用酒販売業者に販売する<u>酒類卸売業者</u>の販売場（支店、出張所等のうち、薬用酒製造者との直接取引は行わず、酒類販売業免許を受けている自己の他の販売場を通じて薬用酒を仕入れる販売場を除く。）</p>	<p>ハ <u>薬用酒の製造者</u>から直接薬用酒を仕入れ、これを他の薬用酒販売業者に販売する<u>卸売業者</u>の販売場（支店、出張所等のうち、薬用酒製造者との直接取引は行わず、酒類販売業免許を受けている自己の他の販売場を通じて薬用酒を仕入れる販売場を除く。）</p>
<p>(2) 薬用酒の卸売業に対する免許</p>	<p>(2) 薬用酒の卸売業に対する免許</p>
<p>薬事法の規定により都道府県知事から医薬品の販売業の許可を受けている者から、その許可を受けている店舗と同一場所において<u>薬用酒を卸売</u>するため<u>酒類卸売業免許</u>の申請がある場合は、第10条第10号関係の8《洋酒卸売業免許についての取扱い》の定めにかかわらず免許の可否を判定し、支障がないと</p>	<p>薬事法の規定により都道府県知事から医薬品の販売業の許可を受けている者から、その許可を受けている店舗と同一場所において<u>薬用酒の卸売業</u>をするため<u>免許</u>の申請がある場合は、第10条第10号関係の8《洋酒卸売業免許についての取扱い》の定めにかかわらず免許の可否を判定し、支障がないと認めら</p>

改正後	改正前
<p>認められるときは、免許を付与しても差し支えない。</p> <p>20 酒類の販売業免許の取扱官庁</p> <p>(1) 国税庁長官に上申を要するもの</p> <p>イ 全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許で、法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》各号に規定する要件に該当しているが、国税局長が特に免許の付与を適当と認めたもの</p> <p>ロ 法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第7号の2に規定する者に該当することとなったことを理由として法第14条《<u>酒類の販売業免許の取消し</u>》第2号の規定により酒類の販売業免許の取消しを行う場合</p> <p>(2) 国税局長限りで処理するもの</p> <p>次に掲げるもの又は税務署長において<u>酒類の販売業免許</u>の付与若しくは移転の許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 全酒類卸売業免許、ビール卸売業免許及び特殊酒類卸売業免許（<u>期限付酒類卸売業免許（期限を付した酒類卸売業免許をいう。以下同じ。）</u>を除く。）</p> <p>ニ (省略)</p> <p>(注) 次に掲げる<u>酒類の販売業免許</u>の付与又は許可のほか、国税局長において税務署長限りで処理しても特に支障がないと認めたものについては、税務署長限りで処理することとしても差し支えない。</p> <p>1 14《<u>法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い</u>》の場合の<u>酒類の販売業免許</u></p> <p>2 15《<u>営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い</u>》に定める営業の譲受けに伴う<u>酒類卸売業免許</u>の付与のうち組織変更に準ずるものの<u>販売業免許</u></p> <p>3 (省略)</p> <p>(3) 税務署長限りで処理するもの</p> <p>(1)及び(2)以外の<u>酒類の販売業免許</u>は、税務署長限りで処理する。ただし、法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》各号に規定する要件に該当しているが税務署長において特に免許の付与又は移転の許可を適当と認めたものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。</p> <p>21 酒類の販売業免許の事務処理期間（標準処理期間）</p>	<p>れるときは、免許を付与しても差し支えない。</p> <p>20 酒類販売業免許の取扱官庁</p> <p>(1) 国税庁長官に上申を要するもの</p> <p>イ 全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許で、法第10条《<u>免許の要件</u>》各号に規定する免許の要件に該当しているが、国税局長が特に免許の付与を適当と認めたもの</p> <p>ロ 法第10条《<u>免許の要件</u>》第7号の2に規定する者に該当することとなったことを理由として法第14条《<u>酒類の販売業免許の取消し</u>》第2号の規定により酒類販売業免許の取消しを行う場合</p> <p>(2) 国税局長限りで処理するもの</p> <p>次に掲げるもの又は税務署長において<u>免許</u>の付与若しくは移転の許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 全酒類卸売業免許、ビール卸売業免許及び特殊酒類卸売業免許（<u>期限付酒類卸売業免許を除く。</u>）</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(注) 次に掲げる<u>免許</u>の付与又は許可のほか、国税局長において税務署長限りで処理しても特に支障がないと認めたものについては、税務署長限りで処理することとしても差し支えない。</p> <p>1 14《<u>法人成り等の場合の酒類販売業等免許の取扱い</u>》の場合の<u>免許</u></p> <p>2 15《<u>営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い</u>》に定める営業の譲受けに伴う<u>免許</u>の付与のうち組織変更に準ずるものの<u>免許</u></p> <p>3 (同左)</p> <p>(3) 税務署長限りで処理するもの</p> <p>(1)及び(2)以外の<u>酒類販売業免許</u>は、税務署長限りで処理する。ただし、法第10条《<u>免許の要件</u>》各号に規定する<u>免許の要件</u>に該当しているが税務署長において特に免許の付与又は移転の許可を適当と認めたものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。</p> <p>21 酒類販売業免許の事務処理期間（標準処理期間）</p>

改正後	改正前
<p><u>酒類の販売業免許</u>の申請等があった場合の標準処理期間は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。</p> <p>ただし、抽選対象申請書等のうち、一般酒類小売業免許に係る申請等については、遅くとも申請等のあった免許年度内に処理するのであるから留意する。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p>	<p><u>酒類販売業等免許</u>の申請等があった場合の標準処理期間は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。</p> <p>ただし、抽選対象申請書等のうち、一般酒類小売業免許に係る申請等については、遅くとも申請等のあった免許年度内に処理するのであるから留意する。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p>
<p>第2項関係</p>	<p>第2項関係</p>
<p>1 期限付酒類小売業免許の取扱い</p>	<p>1 期限付酒類小売業免許の取扱い</p>
<p>(1) 免許の要件</p> <p>期限付酒類小売業免許 (<u>期限を付した酒類小売業免許をいう。以下同じ。</u>)は、申請者及び申請販売場等が、次に該当している場合に付与する。</p> <p>イ 申請者が製造者又は<u>酒類販売業者</u>であり、博覧会場、即売会場その他これらに類する場所で、臨時に販売場を設けて酒類の<u>小売</u>を行う。</p> <p>(注) 1 即売会場とは、会社、官公庁若しくは団体等の職場において開催される即売会場、地方特産物、新製品若しくは贈答品の即売会場又は製造者の自製酒、<u>酒類販売業者</u>の自己の商標を付した酒類若しくは自己の輸入した酒類の広報宣伝のための展示等即売会場をいう。</p> <p>2 (同左)</p> <p>ロ～ニ (省略)</p> <p>ホ ダム工事現場に係るものについては工事の終期が、臨時列車又は遊覧船に係るものについては運行期間等が<u>明瞭</u>に定められている。</p> <p>(注) 上記イの(注)2の場所において、現に固定した店舗を設け、清涼飲料又は嗜好飲料の販売を業として行っている者が申請者の場合で、販売場廃止後の酒類の引渡先(当該免許申請に係る酒類の<u>品目</u>について<u>製造免許又は販売業免許</u>を受けている製造者又は<u>酒類販売業者</u>をいう。)及び引渡期日があらかじめ定められており、かつ、当該引渡先が確実に引き取る旨の確約書を提出しているときは、上記イの規定にかかわらず、期限付酒類小売業免許を付与することができる。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(1) 免許の要件</p> <p>期限付酒類小売業免許は、申請者及び申請販売場等が、次に該当している場合に付与する。</p> <p>イ 申請者が製造者又は<u>販売業者</u>であり、博覧会場、即売会場その他これらに類する場所で、臨時に販売場を設けて酒類の<u>販売</u>を行う。</p> <p>(注) 1 即売会場とは、会社、官公庁若しくは団体等の職場において開催される即売会場、地方特産物、新製品若しくは贈答品の即売会場又は製造者の自製酒、<u>販売業者</u>の自己の商標を付した酒類若しくは自己の輸入した酒類の広報宣伝のための展示等即売会場をいう。</p> <p>2 (同左)</p> <p>ロ～ニ (同左)</p> <p>ホ ダム工事現場に係るものについては工事の終期が、臨時列車又は遊覧船に係るものについては運行期間等が<u>めいりょう</u>に定められている。</p> <p>(注) 上記イの(注)2の場所において、現に固定した店舗を設け、清涼飲料又は嗜好飲料の販売を業として行っている者が申請者の場合で、販売場廃止後の酒類の引渡先(免許申請に係る酒類の<u>種類(品目)</u>について<u>免許</u>を受けている製造者又は<u>販売業者</u>をいう。)及び引渡期日があらかじめ定められており、かつ、当該引渡先が確実に引き取る旨の確約書を提出しているときは、上記イの規定にかかわらず、期限付酒類小売業免許を付与することができる。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>2 輸入酒フェア等の実施を目的とした期限付酒類小売業免許の取扱い</p> <p>輸入酒フェア等の実施を目的とした期限付酒類小売業</p>	<p>2 輸入酒フェア等の実施を目的とした期限付酒類小売業免許の取扱い</p> <p>輸入酒フェア等の実施を目的とした期限付酒類小売業</p>

改正後	改正前
<p>免許の申請があった場合において、次に該当しているときは、免許を付与して差し支えない。</p> <p>(1) <u>酒類販売業者</u>が輸入酒フェア等を実施するために臨時に販売場を設けて輸入酒類の小売を行うこと。</p> <p>(注) 1 <u>酒類販売業者</u>には、<u>酒類販売業者</u>が中心となって組織する団体を含むものとして取り扱う。</p> <p>2 <u>酒類販売業者</u>とは、国内のいずれかの場所において<u>酒類の販売業免許</u>を有しているものであればよいのであるから留意する。</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>3 届出による期限付酒類小売業免許の取扱い</p> <p>製造者又は<u>酒類販売業者</u>が博覧会場、野球場等の競技場、遊園地その他の臨時に人の集まる特定の場所（届出者又は届出者と密接な関係にある者が催物等の主催者として管理、運営していない場所（施設、建物等を含む。）に限る。）で臨時に販売場を設け酒類の<u>小売</u>を行う場合であり、次の要件に該当し、かつ、販売場を開設する日の10日前までに、酒類の<u>小売</u>を行う旨を当該販売場の所在地の所轄税務署長に届け出たときは、当該届出により<u>期限付酒類小売業免許</u>を付与したものととして取り扱う。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 催物等の内容は、酒類の<u>小売</u>を主目的とするものでない。</p> <p>(3) 催物等の開催期間又は開催期日があらかじめ定められており、かつ、それが客観的に<u>明瞭</u>である。</p> <p>(4) 酒類を<u>小売</u>する目的が特売又は在庫処分等でない。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の<u>品目</u>と同一であり、かつ、1ℓ以下の容器入りのものである。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>4 期限付酒類卸売業免許の取扱い</p> <p>製造者又は<u>酒類販売業者</u>（<u>酒類を卸売</u>することができる販売場を有する者に限る。）が、新製品の広告宣伝のために臨時に展示等即売会場を設けて酒類の<u>卸売</u>を行おうとする場合、1回の展示等即売会の開催期間が5日以内であり、かつ、新製品の発売後おおむね1か月までの間に開催するときには、適切に期限並びに販売する酒類の範囲及びその販売方法について条件を付し、<u>期限付酒類卸売業免許</u>を付与しても差し支えない。</p>	<p>免許の申請があった場合において、次に該当しているときは、免許を付与して差し支えない。</p> <p>(1) <u>販売業者</u>が輸入酒フェア等を実施するために臨時に販売場を設けて輸入酒類の小売を行うこと。</p> <p>(注) 1 <u>販売業者</u>には、<u>販売業者</u>が中心となって組織する団体を含むものとして取り扱う。</p> <p>2 <u>販売業者</u>とは、国内のいずれかの場所において<u>販売業免許</u>を有しているものであればよいのであるから留意する。</p> <p>(2)・(3) (同左)</p> <p>3 期限付酒類小売業免許の届出による免許の取扱い</p> <p>製造者又は<u>販売業者</u>が博覧会場、野球場等の競技場、遊園地その他の臨時に人の集まる特定の場所（届出者又は届出者と密接な関係にある者が催物等の主催者として管理、運営していない場所（施設、建物等を含む。）に限る。）で臨時に販売場を設け酒類の<u>販売</u>を行う場合であり、次の要件に該当し、かつ、販売場を開設する日の10日前までに、酒類の<u>販売</u>を行う旨を当該販売場の所在地の所轄税務署長に届け出たときは、当該届出により<u>免許</u>を付与したものととして取り扱う。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 催物等の内容は、酒類の<u>販売</u>を主目的とするものでない。</p> <p>(3) 催物等の開催期間又は開催期日があらかじめ定められており、かつ、それが客観的に<u>めいりよう</u>である。</p> <p>(4) 酒類を<u>販売</u>する目的が特売又は在庫処分等でない。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の<u>種類（品目）</u>と同一であり、かつ、1ℓ以下の容器入りのものである。</p> <p>(7) (同左)</p> <p>4 期限付酒類卸売業免許の取扱い</p> <p>製造者又は<u>販売業者</u>（<u>酒類の卸売販売</u>をすることができる販売場を有する者に限る。）が、新製品の広告宣伝のために臨時に展示等即売会場を設けて酒類の<u>販売</u>を行おうとする場合、1回の展示等即売会の開催期間が5日以内であり、かつ、新製品の発売後おおむね1か月までの間に開催するときには、適切に期限並びに販売する酒類の範囲及びその販売方法について条件を付し、<u>免許</u>を付与しても差し支えない。</p>

改正後	改正前
<p>第10条 製造免許等の要件</p> <p>酒類の製造免許、酒母等の製造免許及び酒類の販売業免許を受けようとする申請等があった場合、免許処分時において、<u>申請等の内容が法第10条《製造免許等の要件》各号の要件に該当しないときは免許を付与等する。</u></p> <p>1 申請者等に関する人的要件</p> <p>申請者等に関する人的要件は、<u>申請者等については法第10条《製造免許等の要件》第1号から第8号まで、申請者等の法定代理人（酒類の製造又は販売に係る営業に関し代理権を有するものに限る。以下同じ。）、申請者等若しくは申請者等の法定代理人が法人である場合はその役員又は申請等製造場若しくは申請等販売場の支配人については法第10条第1号、第2号又は第7号から第8号までの規定に該当しないこととする。</u></p> <p>第2号関係</p> <p>1 「その取消しの原因となった事実があった日」の意義</p> <p>法第10条《製造免許等の要件》第2号に規定する「その取消しの原因となった事実があった日」とは、次に掲げる日をいう。</p> <p>(1) 偽りその他不正の行為により<u>酒類等の製造免許又は酒類の販売業免許を受けた場合には、その受けた日</u></p> <p>(2)～(8) (省略)</p> <p>2 「業務を執行する役員」の意義</p> <p>法第10条《製造免許等の要件》第2号に規定する「業務を執行する役員」とは、例えば、株式会社における<u>業務を執行する取締役（会社法第2条第12号に定める委員会設置会社における執行役を含む。）、会社法第575条第1項に規定する持分会社における業務を執行する社員又は事業協同組合における理事をいう。</u></p> <p>(注) (省略)</p> <p>第5号関係</p> <p>1 「支配人」の意義</p> <p>法第10条《製造免許等の要件》第5号に規定する「支配人」とは、<u>会社法第11条《支配人の代理権》に規定する支配人をいい、営業主に代ってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する者をいう。</u></p> <p>第6号関係</p> <p>1 「滞納処分を受けた」の意義</p>	<p>第10条 免許の要件</p> <p>酒類の製造免許、酒母等の製造免許及び酒類の販売業免許を受けようとする申請があった場合、免許処分時において、<u>申請内容が法第10条《免許の要件》各号の要件に該当しないときは免許を付与する。</u></p> <p>1 申請者に関する人的要件</p> <p>申請者に関する人的要件は、<u>申請者については法第10条《免許の要件》第1号から第8号まで、申請者の法定代理人（酒類の製造又は販売に係る営業に関し代理権を有するものに限る。以下同じ。）、申請者若しくは申請者の法定代理人が法人である場合はその役員又は申請製造場若しくは申請販売場の支配人については法第10条第1号、第2号又は第7号から第8号までの規定に該当しないこととする。</u></p> <p>第2号関係</p> <p>1 「その取消しの原因となった事実があった日」の意義</p> <p>法第10条《免許の要件》第2号に規定する「その取消しの原因となった事実があった日」とは、次に掲げる日をいう。</p> <p>(1) 偽りその他不正の行為により<u>酒類、酒母等の製造免許又は酒類の販売業免許を受けた場合には、その受けた日</u></p> <p>(2)～(8) (同左)</p> <p>2 「業務を執行する役員」の意義</p> <p>法第10条《免許の要件》第2号に規定する「業務を執行する役員」とは、例えば、株式会社における取締役（<u>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に定める委員会等設置会社における執行役を含む。）、有限会社における取締役、合名会社若しくは合資会社における業務執行社員（原則として無限責任社員）、事業協同組合における理事をいう。</u></p> <p>(注) (同左)</p> <p>第5号関係</p> <p>1 「支配人」の意義</p> <p>法第10条《免許の要件》第5号に規定する「支配人」とは、<u>商法（明治32年法律第48号）第38条《支配人の代理権》に規定する支配人をいい、営業主に代ってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する者をいう。</u></p> <p>第6号関係</p> <p>1 「滞納処分を受けた」の意義</p>

改正後	改正前
<p>法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第6号に規定する「<u>滞納処分を受けた</u>」とは、徴収法第47条《<u>差押の要件</u>》第1項又は第2項の規定により、財産を差押さえられたこと（地方税法（昭和25年法律第226号）等の規定により滞納処分の例によることとされた場合の差押えを含む。）をいう。</p> <p>2 滞納処分を受けてからの期間の計算の取扱い</p> <p>法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第6号に規定する「<u>免許の申請前2年以内において滞納処分を受けた者</u>」であるかどうかを判定する場合の期間の計算は、<u>滞納処分の終了した日の翌日から起算して、製造免許等の申請書を受理した日までの期間とすることに取り扱う。</u></p> <p>（注） <u>製造免許等の申請書を受理した日</u>において同号に該当していたが、その後当該<u>製造免許等の申請</u>について処分をしようとする日までに同号に該当しないこととなった場合には同号に該当しないものとして、また、<u>製造免許等の申請書の受理後</u>当該申請者が滞納処分を受けた場合には、同号に該当するものとして、それぞれ取り扱う。</p> <p>第9号関係</p> <p>1 「<u>取締り上不適当と認められる場所</u>」の意義</p> <p>次の一に該当する場合は、法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第9号に規定する「<u>正当な理由がないのに取締り上不適当と認められる場所に製造場又は販売場を設けようとする場合</u>」に該当するものとして取り扱う。</p> <p>（1）申請製造場が、酒場、料理店等と同一の場所である場合</p> <p>（注）申請製造場が酒場、料理店等と接近した場所にある場合には、必ず図面上で明確に区分させる。この場合、<u>検査取締り上</u>特に必要があると認められるときには、製造場と酒場、料理店等とを壁、扉等で区分させる。</p> <p>（2）申請販売場が、製造場、販売場、酒場、料理店等と同一の場所である場合</p> <p>（注）既存の販売場が、現に酒類の販売を行っていない販売場であって、かつ、次のいずれかに該当する場合は、原則としてこのために該当しないものとして取り扱う。</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 当該販売場の<u>酒類販売業者が賃貸借契約に基づき建物所有者から建物等を借り受け販売業を行っていた場合</u>において、当該賃貸借契約が解除されており、かつ、建物所</p>	<p>法第10条《<u>免許の要件</u>》第6号に規定する「<u>滞納処分を受けた</u>」とは、徴収法第47条《<u>差押の要件</u>》第1項又は第2項の規定により、財産を差押さえられたこと（地方税法（昭和25年法律第226号）等の規定により滞納処分の例によることとされた場合の差押えを含む。）をいう。</p> <p>2 滞納処分を受けてからの期間の計算の取扱い</p> <p>法第10条《<u>免許の要件</u>》第6号に規定する「<u>免許の申請前2年以内において滞納処分を受けた者</u>」であるかどうかを判定する場合の期間の計算は、<u>免許申請書を受理した日の前日からさかのぼって計算して滞納処分の終了した日までの期間とすることに取り扱う。</u></p> <p>（注） <u>免許申請書を受理した日</u>において同号に該当していたが、その後当該<u>免許申請</u>について処分をしようとする日までに同号に該当しないこととなった場合には同号に該当しないものとして、また、<u>免許申請書の受理後</u>当該申請者が滞納処分を受けた場合には、同号に該当するものとして、それぞれ取り扱う。</p> <p>第9号関係</p> <p>1 「<u>取締り上不適当と認められる場所</u>」の意義</p> <p>次の一に該当する場合は、法第10条《<u>免許の要件</u>》第9号に規定する「<u>正当な理由がないのに取締り上不適当と認められる場所に製造場又は販売場を設けようとする場合</u>」に該当するものとして取り扱う。</p> <p>（1）申請製造場が、酒場、料理店等と同一の場所である場合。</p> <p>（注）申請製造場が酒場、料理店等と接近した場所にある場合には、必ず図面上で明確に区分させる。この場合、<u>検査取締り上</u>特に必要があると認められるときには、製造場と酒場、料理店等とを壁、扉等で区分させる。</p> <p>（2）申請販売場が、製造場、販売場、酒場、料理店等と同一の場所である場合。</p> <p>（注）既存の販売場が、現に酒類の販売を行っていない販売場であって、かつ、次のいずれかに該当する場合は、原則としてこのために該当しないものとして取り扱う。</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 当該販売場の<u>販売業者が賃貸借契約に基づき建物所有者から建物等を借り受け販売業を行っていた場合</u>において、当該賃貸借契約が解除されており、かつ、建物所有者</p>

改正後	改正前
<p>有者と申請者との間に新たに賃貸借契約が締結されているとき等、建物等の所有又は貸借の状況等から当該販売場において販売業を再開する見込みがないと認められる場合</p> <p>(3) 申請販売場における申請者の営業が、販売場の区画割り、専属の販売従事者の有無、代金決済の独立性その他販売行為において他の営業主体の営業と明確に区分されていない場合</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>と申請者との間に新たに賃貸借契約が締結されているとき等、建物等の所有又は貸借の状況等から当該販売場において販売業を再開する見込みがないと認められる場合</p> <p>(3) 申請販売場における申請者の営業が、販売場の区画割り、専属の販売従事者の有無、代金決済の独立性その他販売行為において他の営業主体の営業と明確に区分されていない場合。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>第10号関係</p>	<p>第10号関係</p>
<p>1 「<u>経営の基礎が薄弱であると認められる場合</u>」の意義</p> <p>法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第10号に規定する「<u>経営の基礎が薄弱であると認められる場合</u>」とは、<u>申請者等</u>において、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、製品又は販売設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいう。</p> <p><u>なお、申請者等が破産者で復権を得ていない場合のほか、申請者等（申請者等が法人のときはその役員（代表権を有する者に限る。）又は主たる出資者を含む。）が次の(1)から(8)の事項のいずれかに該当する場合又は申請者等が次の2から10に掲げる要件を充足していない場合には、申請者等において、「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金を控除した額とする。以下同じ。）を上回っている場合又は最終事業年度以前3事業年度のすべての事業年度において資本等の額の20%を超える額の欠損を生じている場合</u></p> <p>(注) <u>会社法施行前に終了する事業年度における貸借対照表については、「繰越利益剰余金」とあるのを「当期末処分利益又は当期末処理損失」と読み替える。</u></p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(7) 酒類の製造免許を付与することとした場合において、当該製造者が今後1年間に納付すべき酒税額（既免許の酒税額を含む。）の平均3か月分に相当する価</p>	<p>1 「<u>経営の基礎が薄弱であると認められる場合</u>」の意義</p> <p>法第10条《<u>免許の要件</u>》第10号に規定する「<u>経営の基礎が薄弱であると認められる場合</u>」とは、<u>申請者</u>において、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、製品又は販売設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいう。</p> <p>申請者等が次の(1)から(8)の事項のいずれかに該当する場合及び申請者が次の2から10に掲げる要件を充足していない場合には、<u>申請者</u>において、「<u>経営の基礎が薄弱であると認められる場合</u>」に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(注) <u>申請者等とは、申請者、申請者が法人のときはその役員（代表権を有する者に限る。）又は主たる出資者をいう。</u></p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) <u>直近終了事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っている場合又は直近終了前3事業年度のすべての事業年度において資本等の額の20%を超える額の欠損を生じている場合</u></p> <p>(注) <u>「資本等の額」とは、資本金、資本剰余金及び利益剰余金（当期末処分利益又は当期末処理損失の金額が含まれている場合は、これらの金額を除く。）の合計額とする。</u></p> <p>(4)～(6) (同左)</p> <p>(7) 酒類の製造免許を付与することとした場合において、当該製造者が今後1年間に納付すべき酒税額（既免許の酒税額を含む。）の平均3か月分に相当する価</p>

改正後	改正前
<p>額又は製造免許申請書に記載している酒類の数量に対する酒税相当額（以下「申請酒類の酒税額」という。）の4か月分に相当する価額のうち、いずれか多い方の価額以上の担保を提供する能力がないと認められる者である場合。ただし、申請酒類の酒税額が、<u>製造免許を付与</u>した場合における当該製造者の今後1年間に納付すべき酒税額（既免許の酒税額を含む。）の3割以下であって、当該製造者について申請酒類の酒税額の4か月分に相当する価額以上の担保を提供する能力があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(8) (省略)</p> <p>2 酒類製造免許についての取扱い</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>3 一般酒類小売業免許についての取扱い</p> <p>(1) 経歴及び経営能力等</p> <p>申請者等は、経験その他から判断し、適正に酒類の小売業を経営するに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</p> <p>(注) <u>申請者等</u>（申請者等が法人の場合はその役員）及び申請等販売場の支配人がおおむね次に掲げる経歴を有する者であって、酒類に関する知識及び記帳能力等、酒類の小売業を営するに十分な知識及び能力を有し、独立して営業ができるものと認められる場合は原則としてこの定めを満たすものとして取り扱う。</p> <p>1 酒類の製造業若しくは販売業（薬用酒だけの販売業を除く。）の業務に直接従事した期間が引き続き3年以上である者、調味食品等の販売業を3年以上継続して経営している者又はこれらの業務に従事した期間が相互に通算して3年以上である者</p> <p>2 (省略)</p> <p>(2) 販売能力及び所要資金等</p> <p>申請者等は、<u>申請等販売場</u>において酒類を継続的に販売するための所要資金を賄うに足りる所有資金</p>	<p>額又は<u>免許</u>申請書に記載している酒類の数量に対する酒税相当額（以下「申請酒類の酒税額」という。）の4か月分に相当する価額のうち、いずれか多い方の価額以上の担保を提供する能力がないと認められる者である場合。ただし、申請酒類の酒税額が、<u>免許</u>した場合における当該製造者の今後1年間に納付すべき酒税額（既免許の酒税額を含む。）の3割以下であって、当該製造者について申請酒類の酒税額の4か月分に相当する価額以上の担保を提供する能力があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(8) (同左)</p> <p>2 酒類製造免許についての取扱い</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) <u>申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。</u></p> <p>3 一般酒類小売業免許についての取扱い</p> <p>(1) 経歴及び経営能力等</p> <p><u>申請者</u>は、経験その他から判断し、適正に酒類の小売業を営するに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</p> <p>(注) <u>申請者</u>（申請者が法人の場合はその役員）及び申請販売場の支配人がおおむね次に掲げる経歴を有する者であって、酒類に関する知識及び記帳能力等、酒類の小売業を営するに十分な知識及び能力を有し、独立して営業ができるものと認められる場合は原則としてこの定めを満たすものとして取り扱う。</p> <p>1 <u>免許を受けている酒類の製造業若しくは販売業（薬用酒（薬事法（昭和35年法律第145号）の規定により厚生労働大臣の許可を受けた者が製造し又は輸入するアルコール含有医薬品である酒類をいう。以下同じ。）だけの販売業を除く。）の業務に直接従事した期間が引き続き3年以上である者、調味食品等の販売業を3年以上継続して経営している者又はこれらの業務に従事した期間が相互に通算して3年以上である者</u></p> <p>2 (同左)</p> <p>(2) 販売能力及び所要資金等</p> <p>申請者は、<u>申請販売場</u>において酒類を継続的に販売するための所要資金を賄うに足りる所有資金等並</p>

改正後	改正前
<p>等並びに必要な販売施設及び設備を有している者又は所要資金を有し申請がなされた免許年度の終了日までに販売施設及び設備を有することが確実に認められる者である。</p>	<p>びに必要な販売施設及び設備を有している者又は所有資金を有し申請がなされた免許年度の終了日までに販売施設及び設備を有することが確実に認められる者である。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(3) 申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。</u></p>
<p>4 通信販売酒類小売業免許についての取扱い</p>	<p>4 通信販売酒類小売業免許についての取扱い</p>
<p>(1) 申請者等は、経験その他から判断し、適正に酒類の通信販売を行うため十分な知識、経営能力及び販売能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</p>	<p>(1) 申請者は、経験その他から判断し、適正に酒類の通信販売を行うため十分な知識、経営能力及び販売能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</p>
<p>(2) 申請者等は、酒類の通信販売を行うための所要資金等を有し、販売方法が特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)の消費者保護関係規定に準拠し、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」を満たし、又はこの定めを満たすことが確実にであると見込まれる。</p>	<p>(2) 申請者は、酒類の通信販売を行うための所要資金等を有し、販売方法が特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)の消費者保護関係規定に準拠し、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」を満たし、又はこの定めを満たすことが確実にであると見込まれる。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(3) 申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。</u></p>
<p><u>(3) 申請者等は、酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずるものと認められる。</u></p>	<p><u>(4) 申請者は、酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずるものと認められる。</u></p>
<p>(注) 酒類購入者の年齢確認に関する手段について審査を行うとともに、必要に応じて、組合法第86条の6《酒類の表示の基準》に基づく「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」(平成元年11月22日付国税庁告示第9号)に定める酒類の通信販売における表示等に関する助言を行う。</p>	<p>(注) 酒類購入者の年齢確認に関する手段について審査を行うとともに、必要に応じて、組合法第86条の6《酒類の表示の基準》に基づく「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」(平成元年11月22日付国税庁告示第9号)に定める酒類の通信販売における表示等に関する助言を行う。</p>
<p>5 特殊酒類小売業免許についての取扱い</p>	<p>5 特殊酒類小売業免許についての取扱い</p>
<p>申請者等について、特段の定めのある場合を除き、一般酒類小売業免許の取扱いを準用する。</p>	<p>申請者について、特段の定めのある場合を除き、一般酒類小売業免許の取扱いを準用する。</p>
<p>6 全酒類卸売業免許についての取扱い</p>	<p>6 全酒類卸売業免許についての取扱い</p>
<p>(1) 経歴及び経営能力等</p>	<p>(1) 経歴及び経営能力等</p>
<p>申請者等は、経験その他から判断し、適正に酒類の卸売業を営むに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</p>	<p>申請者は、経験その他から判断し、適正に酒類の卸売業を営むに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</p>
<p>(注) 申請者等(申請者等が法人の場合はその役員)及び申請等販売場の支配人がおおむね次に掲げる経歴を有する者であって、酒類に関する知識及び記帳能力等、酒類の卸売業を営むに十分な知識及び能力を有し、独立して営業ができるものと認められる場合は原則としてこの定めを満たすものとして取り扱</p>	<p>(注) 申請者(申請者が法人の場合はその役員)及び申請販売場の支配人がおおむね次に掲げる経歴を有する者であって、酒類に関する知識及び記帳能力等、酒類の卸売業を営むに十分な知識及び能力を有し、独立して営業ができるものと認められる場合は原則としてこの定めを満たすものとして取り扱う。</p>

改正後	改正前
<p>う。</p> <p>1 酒類の製造業若しくは販売業（薬用酒だけの販売業を除く。）の業務に直接従事した期間が引き続き10年（これらの事業の経営者として直接業務に従事した者にあつては5年）以上である者、調味食品等の卸売業を10年以上継続して経営している者又はこれらの業務に従事した期間が相互に通算して10年以上である者</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 <u>申請等販売場</u>が沖縄県に所在する場合の申請者等の経歴については、1に定める期間が10年とあるのを3年と読み替える。</p> <p>(2) 販売能力及び所要資金等</p> <p><u>申請等販売場</u>の所在地が、大都市又は大都市以外の地域のいずれの地域に属するかにより、その属する地域について、次に定める販売能力及び所要資金等を有している者である。ただし、<u>申請等販売場</u>が大都市以外の地域に所在する場合で、その所在する地域が大都市と接近しており、かつ、その卸売販売地域に大都市が相当広範囲に包含されているため、<u>申請等販売場</u>が大都市以外の地域に所在する場合の基準数量をそのまま適用することは、他の販売場所在地の地域の基準数量との権衡上不合理であると認められるときは、<u>申請等販売場</u>が大都市以外の地域に所在する場合の基準数量と大都市に所在する場合の基準数量との平均をもって<u>申請等販売場</u>の所在地の基準数量としても差し支えない。</p> <p>イ 年平均販売見込数量（全酒類卸売基準数量）</p> <p><u>申請等販売場</u>における年平均販売見込数量は、次の基準数量以上である。</p> <p><u>申請等販売場</u>が大都市に所在する場合 720k1</p> <p><u>申請等販売場</u>が大都市以外の地域に所在する場合 270k1</p> <p>ただし、<u>申請等販売場</u>が沖縄県に所在する場合 100k1</p> <p>ロ 所要資金等</p> <p><u>申請者等</u>は、月平均販売見込数量、月平均在庫数量、平均在庫日数、平均売上サイト及びハに定める設備等を勘案して全酒類卸売業を経営するに十分と認められる所要資金等を有している者である。</p> <p>ハ 設備</p> <p><u>申請者等</u>は、販売見込数量から勘案して適当と</p>	<p>1 <u>免許を受けている酒類</u>の製造業若しくは販売業（薬用酒だけの販売業を除く。）の業務に直接従事した期間が引き続き10年（これらの事業の経営者として直接業務に従事した者にあつては5年）以上である者、調味食品等の卸売業を10年以上継続して経営している者又はこれらの業務に従事した期間が相互に通算して10年以上である者</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 <u>申請販売場</u>が沖縄県に所在する場合の申請者の経歴については、1に定める期間が10年とあるのを3年と読み替える。</p> <p>(2) 販売能力及び所要資金等</p> <p><u>申請販売場</u>の所在地が、大都市又は大都市以外の地域のいずれの地域に属するかにより、その属する地域について、次に定める販売能力及び所要資金等を有している者である。ただし、<u>申請販売場</u>が大都市以外の地域に所在する場合で、その所在する地域が大都市と接近しており、かつ、その卸売販売地域に大都市が相当広範囲に包含されているため、<u>申請販売場</u>が大都市以外の地域に所在する場合の基準数量をそのまま適用することは、他の販売場所在地の地域の基準数量との権衡上不合理であると認められるときは、<u>申請販売場</u>が大都市以外の地域に所在する場合の基準数量と大都市に所在する場合の基準数量との平均をもって<u>申請販売場</u>の所在地の基準数量としても差し支えない。</p> <p>イ 年平均販売見込数量（全酒類卸売基準数量）</p> <p><u>申請販売場</u>における年平均販売見込数量は、次の基準数量以上である。</p> <p><u>申請販売場</u>が大都市に所在する場合 720k1</p> <p><u>申請販売場</u>が大都市以外の地域に所在する場合 270k1</p> <p>ただし、<u>申請販売場</u>が沖縄県に所在する場合 100k1</p> <p>ロ 所要資金等</p> <p><u>申請者</u>は、月平均販売見込数量、月平均在庫数量、平均在庫日数、平均売上サイト及びハに定める設備等を勘案して全酒類卸売業を経営するに十分と認められる所要資金等を有している者である。</p> <p>ハ 設備</p> <p><u>申請者</u>は、販売見込数量から勘案して適当と認</p>

改正後	改正前
<p>認められる店舗、倉庫、器具及び運搬車等の販売施設及び設備を有し又は有することが確実に認められる者である。</p> <p>(削除)</p>	<p>められる店舗、倉庫、器具及び運搬車等の販売施設及び設備を有し又は有することが確実に認められる者である。</p> <p>(3) <u>申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。</u></p>
<p>7 ビール卸売業免許についての取扱い</p> <p><u>申請者等</u>について、次に定めるところを除き、全酒類卸売業の取扱いを準用する。</p> <p>販売能力及び所要資金等</p> <p><u>申請等販売場の所在地</u>が、大都市、大都市を除く人口10万人以上の市制施行地（以下「中都市」という。）又は大都市及び中都市以外の地域（以下「その他の地域」という。）のいずれの地域に属するかにより、その属する地域について、次に定める販売能力及び所要資金等を有している者である。ただし、<u>申請等販売場</u>がその他の地域又は中都市に所在する場合で、その所在する地域が中都市又は大都市と接近しており、かつ、その卸売販売地域に中都市又は大都市が相当広範囲に含まれているため、<u>申請等販売場</u>がその他の地域又は中都市に所在する場合の基準数量をそのまま適用することは他の販売場所在地の地域の基準数量との権衡上不合理であると認められるときは、<u>申請等販売場</u>が、その他の地域又は中都市に所在する場合の基準数量と中都市又は大都市に所在する場合の基準数量との平均をもって<u>申請等販売場</u>の所在地の基準数量としても差し支えない。</p> <p>年平均販売見込数量（ビール卸売基準数量）</p> <p><u>申請等販売場</u>における年平均販売見込数量は、次の基準数量以上である。</p> <p><u>申請等販売場</u>が大都市に所在する場合 360kl <u>申請等販売場</u>が中都市に所在する場合 240kl <u>申請等販売場</u>がその他の地域に所在する場合 120kl</p>	<p>7 ビール卸売業免許についての取扱い</p> <p><u>申請者</u>について、次に定めるところを除き、全酒類卸売業の取扱いを準用する。</p> <p>販売能力及び所要資金等</p> <p><u>申請販売場の所在地</u>が、大都市、大都市を除く人口10万人以上の市制施行地（以下「中都市」という。）又は大都市及び中都市以外の地域（以下「その他の地域」という。）のいずれの地域に属するかにより、その属する地域について、次に定める販売能力及び所要資金等を有している者である。ただし、<u>申請販売場</u>がその他の地域又は中都市に所在する場合で、その所在する地域が中都市又は大都市と接近しており、かつ、その卸売販売地域に中都市又は大都市が相当広範囲に含まれているため、<u>申請販売場</u>がその他の地域又は中都市に所在する場合の基準数量をそのまま適用することは他の販売場所在地の地域の基準数量との権衡上不合理であると認められるときは、<u>申請販売場</u>が、その他の地域又は中都市に所在する場合の基準数量と中都市又は大都市に所在する場合の基準数量との平均をもって<u>申請販売場</u>の所在地の基準数量としても差し支えない。</p> <p>年平均販売見込数量（ビール卸売基準数量）</p> <p><u>申請販売場</u>における年平均販売見込数量は、次の基準数量以上である。</p> <p><u>申請販売場</u>が大都市に所在する場合 360kl <u>申請販売場</u>が中都市に所在する場合 240kl <u>申請販売場</u>がその他の地域に所在する場合 120kl</p>
<p>8 洋酒卸売業免許についての取扱い</p> <p><u>申請者等</u>について、次に定めるところを除き、3の(1)《一般酒類小売業免許についての経歴及び経営能力等》、(3)、6の(2)のロ《全酒類卸売業免許についての所要資金等》及びハ《全酒類卸売業免許についての設備》の取扱いを準用する。</p> <p>販売能力及び所要資金等</p> <p><u>申請等販売場の所在地</u>が大都市と大都市以外の地域とのいずれの地域に属するかにより、その属する地域について、次に定める販売能力及び所要資金等を有している者である。なお、6の(2)のただし書きは、この</p>	<p>8 洋酒卸売業免許についての取扱い</p> <p><u>申請者</u>について、次に定めるところを除き、3の(1)《一般酒類小売業免許についての経歴及び経営能力等》、(3)、6の(2)のロ《全酒類卸売業免許についての所要資金等》及びハ《全酒類卸売業免許についての設備》の取扱いを準用する。</p> <p>販売能力及び所要資金等</p> <p><u>申請販売場の所在地</u>が大都市と大都市以外の地域とのいずれの地域に属するかにより、その属する地域について、次に定める販売能力及び所要資金等を有している者である。なお、6の(2)のただし書きは、この定</p>

改正後	改正前
<p>定めにおいても準用する。</p> <p>年平均販売見込数量（洋酒卸売基準数量） <u>申請等販売場</u>における年平均販売見込数量は、次の基準数量以上である。</p> <p><u>申請等販売場</u>が大都市に所在する場合 36k1 <u>申請等販売場</u>が大都市以外の地域に所在する場合 24k1</p>	<p>めにおいても準用する。</p> <p>年平均販売見込数量（洋酒卸売基準数量） <u>申請販売場</u>における年平均販売見込数量は、次の基準数量以上である。</p> <p><u>申請販売場</u>が大都市に所在する場合 36k1 <u>申請販売場</u>が大都市以外の地域に所在する場合 24k1</p>
<p>9 輸出入酒類卸売業免許についての取扱い</p> <p>(1) <u>申請者等</u>が、外国人である場合は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人登録証明書を有している、また、外国法人である場合は日本において支店登記が完了している。</p> <p>(2) 経歴及び経営能力 <u>申請者等</u>は、経験その他から判断し、適正に酒類の卸売業を営むに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</p> <p>(3) 販売能力及び所要資金等 イ・ロ （省略） ハ 輸入酒類卸売業免許については、次に該当している。 (イ)・(ロ) （省略）</p> <p>(注) 1 輸出又は輸入が1回限り等取引回数に限られている場合であっても、それをもって<u>輸出入酒類卸売業免許</u>の拒否の理由としない。</p> <p>2 輸出又は輸入の契約内容が確定するまでには至っていない場合であっても、輸出又は輸入が行われることが確実であると認められるときは、<u>輸出入酒類卸売業免許を付与等</u>することができる。</p> <p>(削除)</p>	<p>9 輸出入酒類卸売業免許についての取扱い</p> <p>(1) <u>申請者</u>が、外国人である場合は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人登録証明書を有している、また、外国法人である場合は日本において支店登記が完了している。</p> <p>(2) 経歴及び経営能力 <u>申請者</u>は、経験その他から判断し、適正に酒類の卸売業を営むに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</p> <p>(3) 販売能力及び所要資金等 イ・ロ （同左） ハ 輸入酒類卸売業免許については、次に該当している。 (イ)・(ロ) （同左）</p> <p>(注) 1 輸出又は輸入が1回限り等取引回数に限られている場合であっても、それをもって<u>免許拒否</u>の理由としない。</p> <p>2 輸出又は輸入の契約内容が確定するまでには至っていない場合であっても、輸出又は輸入が行われることが確実であると認められるときは、<u>免許を付与</u>することができる。</p> <p>(4) <u>申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。</u></p>
<p>10 酒類販売媒介業免許についての取扱い</p> <p>(1) 経歴及び経営能力等 申請者は、経験その他から判断し、適正に酒類の媒介業を営むに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。ただし、現に酒類業団体の役職員である者を除く。</p> <p>(注) 「営むに十分な知識及び能力を有すると認める者」とは、おおむね次の経歴を有する者で、酒類の製造技術又は酒質の判定能力等酒類に関する知識及び記帳能力等が十分に</p>	<p>10 酒類販売媒介業免許についての取扱い</p> <p>(1) 経歴及び経営能力等 申請者は、経験その他から判断し、適正に酒類の媒介業を営むに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。ただし、現に酒類業団体の役職員である者を除く。</p> <p>(注) 「営むに十分な知識及び能力を有すると認める者」とは、おおむね次の経歴を有する者で、酒類の製造技術又は酒質の判定能力等酒類に関する知識及び記帳能力等が十分に</p>

改正後	改正前
<p>独立して営業ができるものと認められる者をいう。</p> <p>1 酒類の製造業又は販売業（薬用酒だけの販売業を除く。）の業務に直接従事した期間が引き続き10年（これらの事業の経営者として直接業務に従事した者にあつては5年）以上である者</p> <p>2～4 （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（削除）</p>	<p>独立して営業ができるものと認められる者をいう。</p> <p>1 <u>免許を受けている</u>酒類の製造業又は販売業（薬用酒だけの販売業を除く。）の業務に直接従事した期間が引き続き10年（これらの事業の経営者として直接業務に従事した者にあつては5年）以上である者</p> <p>2～4 （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) <u>申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。</u></p>
<p>第11号関係</p> <p>1 「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある」の意義</p> <p>法第10条《<u>製造免許等</u>の要件》第11号に規定する「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある」とは、新たに酒類の製造免許又は販売業免許を与えたときは、地域的又は全国的に酒類の需給の均衡を破り、その生産及び販売の面に混乱を来し、製造者又は<u>酒類販売業者</u>の経営の基礎を危うくし、ひいては、酒税の保全に悪影響を及ぼすと認められる場合をいう。</p> <p>2 酒類の製造免許の取扱い</p> <p>次に掲げる酒類の製造免許は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、次に該当する場合に限り<u>製造免許を付与等</u>する。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) <u>連続式蒸留しょうちゅう</u></p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p>イ <u>連続式蒸留しょうちゅう</u>製造者が、企業合理化を図るため新たに製造場を設置して<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>を製造しようとする場合</p> <p>ロ 二以上の<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>を共同製造しようとする場合</p> <p>ハ <u>連続式蒸留しょうちゅう</u>製造者が、企業合理化を図るため分離又は分割し、新たに製造場を設置して<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>を製造しようとする場合</p> <p>(4) <u>単式蒸留しょうちゅう</u></p> <p>イ かす取りしょうちゅう（<u>単式蒸留しょうちゅう</u>のうち、酒かす又は米ぬか等を主原料として製造するものをいう。以下同じ。）</p>	<p>第11号関係</p> <p>1 「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある」の意義</p> <p>法第10条《<u>免許</u>の要件》第11号に規定する「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある」とは、新たに酒類の製造免許又は販売業免許を与えたときは、地域的又は全国的に酒類の需給の均衡を破り、その生産及び販売の面に混乱を来し、製造者又は<u>販売業者</u>の経営の基礎を危うくし、ひいては、酒税の保全に悪影響を及ぼすと認められる場合をいう。</p> <p>2 酒類の製造免許の取扱い</p> <p>次に掲げる酒類の製造免許は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、次に該当する場合に限り<u>免許を付与</u>する。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(3) <u>しょうちゅう甲類</u></p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p>イ <u>しょうちゅう甲類</u>製造者が、企業合理化を図るため新たに製造場を設置して<u>しょうちゅう甲類</u>を製造しようとする場合</p> <p>ロ 二以上の<u>しょうちゅう甲類</u>製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して<u>しょうちゅう甲類</u>を共同製造しようとする場合</p> <p>ハ <u>しょうちゅう甲類</u>製造者が、企業合理化を図るため分離又は分割し、新たに製造場を設置して<u>しょうちゅう甲類</u>を製造しようとする場合</p> <p>(4) <u>しょうちゅう乙類</u></p> <p>イ かす取りしょうちゅう（<u>しょうちゅう乙類</u>のうち、酒かす又は米ぬか等を主原料として製造するものをいう。以下同じ。）</p>

改正後	改正前
<p>次のいずれかに該当する場合に限り付与等する。</p> <p>(イ) 清酒製造者が、自己の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として、当該清酒製造場又は自己の他の製造場において<u>単式蒸留しょうちゅう</u>を製造しようとする場合</p> <p>(ロ) 二以上の清酒製造者が、新たに法人を組織して、その構成員である<u>清酒製造者</u>の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として、新たに製造場を設置して<u>単式蒸留しょうちゅう</u>を製造しようとする場合</p> <p>ロ 特産品しょうちゅう (<u>単式蒸留しょうちゅう</u>のうち、申請等製造場の所在する地域で生産された特産品を主原料として製造するものをいう。以下同じ。)</p> <p>製造しようとする酒類が、特産品の特性を有するものであり、かつ、その製造及び販売見込数量から販売先が申請等地域に限定されていると認められる場合には、申請等に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与等の可否を決定する。</p> <p>なお、特産品のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとする場合には、申請等製造場の所在する都道府県が、申請等しようとする日の属する年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までをいい、申請等しようとする日が4月1日から8月31日までの間にあつては、申請等しようとする日の直前の3月31日までの年度をいうものとする。以下「判定基準年度」という。）前3年度における平均課税移出数量（当該3年度内の各年度の当該都道府県における<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の課税移出数量を合算したものの三分の一に相当する数量をいう。以下同じ。）と平均小売数量（当該3年度内の各年度の当該都道府県における<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の小売数量を合算したものの三分の一に相当する数量をいう。以下同じ。）を比較して、平均課税移出数量が平均小売数量を下回っている都道府県である場合に限り付与等する。</p> <p>(注) 1 申請等製造場の所在する地域は、原則として当該申請等製造場の所在する市町村（特別区を含む。）とする。</p> <p>2 特産品とは、地方公共団体による振興計画が策定されているなど、特産品とし</p>	<p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p>(イ) 清酒製造者が、自己の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として、当該清酒製造場又は自己の他の製造場において<u>しょうちゅう乙類</u>を製造しようとする場合</p> <p>(ロ) 二以上の清酒製造者が、新たに法人を組織して、その構成員である製造者の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として、新たに製造場を設置して<u>しょうちゅう乙類</u>を製造しようとする場合</p> <p>ロ 特産品しょうちゅう (<u>しょうちゅう乙類</u>のうち、申請製造場の所在する地域で生産された特産品を主原料として製造するものをいう。以下同じ。)</p> <p>製造しようとする酒類が、特産品の特性を有するものであり、かつ、その製造及び販売見込数量から販売先が申請地域に限定されていると認められる場合には、申請に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与の可否を決定する。</p> <p>なお、特産品のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとする場合には、申請製造場の所在する都道府県が、申請しようとする日の属する年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までをいい、申請しようとする日が4月1日から8月31日までの間にあつては、申請しようとする日の直前の3月31日までの年度をいうものとする。以下「判定基準年度」という。）前3年度における平均課税移出数量（当該3年度内の各年度の当該都道府県における<u>しょうちゅう乙類</u>の課税移出数量を合算したものの三分の一に相当する数量をいう。以下同じ。）と平均小売数量（当該3年度内の各年度の当該都道府県における<u>しょうちゅう乙類</u>の小売数量を合算したものの三分の一に相当する数量をいう。以下同じ。）を比較して、平均課税移出数量が平均小売数量を下回っている都道府県である場合に限り付与する。</p> <p>(注) 1 申請製造場の所在する地域は、原則として当該申請製造場の所在する市町村（特別区を含む。）とする。</p> <p>2 特産品とは、地方公共団体による振興計画が策定されているなど、特産品とし</p>

改正後	改正前
<p>て育成することが確実な産品又は当該産品を主原料とした商品が多数あるなど、当該申請等製造場の所在する地域において認知されている産品をいう。</p> <p>3・4 (省略)</p> <p>ハ その他のしょうちゅう (<u>単式蒸留しょうちゅう</u>のうち、イ及びロ以外のものをいう。以下同じ。) 次のいずれかに該当する場合に限り付与する。 (イ)～(ハ) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 原料用アルコール 次のいずれかに該当する場合に限り付与する。 イ (省略) ロ 二以上の<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>製造者又は二以上の原料用アルコール製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して原料用アルコールを共同製造しようとする場合 ハ (省略) ニ 製造者が、<u>酒類の製造のために連続式蒸留機</u>を設置している製造場において原料用アルコールを製造しようとする場合</p> <p>3 一般酒類小売業免許の需給調整要件 次の各号のいずれかに該当する者には、当分の間一般酒類小売業免許を付与等しない。</p> <p>(1) 設立の主旨からみて販売先が原則としてその構成員に特定されている法人又は団体。ただし、その法人又は団体の申請等販売場の所在地の周辺地域内に居住している住民の大半が、これらの法人又は団体の構成員となっている場合で、その近辺に一般酒類小売販売場がなく、消費者の酒類の購入に不便であり酒類の需給状況からみてもこれらの者に免許を付与等する必要があり、かつ、これらの者が酒類小売業を営んでも、適正な酒類の取引を損なうおそれがないと認められるときはこの限りではない。</p> <p>(2) 酒場、旅館、料理店等酒類を取り扱う接客業者(接客業者の組合等を含む。)。ただし、国税局長において免許を付与等することについて支障がないと認めた場合を除く。</p> <p>4 通信販売酒類小売業免許の需給調整要件 通信販売酒類小売業免許は、販売しようとする酒類の範囲が、カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、すべて3,000キロリットル未満である製造者が製造、販売す</p>	<p>て育成することが確実な産品又は当該産品を主原料とした商品が多数あるなど、当該申請製造場の所在する地域において認知されている産品をいう。</p> <p>3・4 (同左)</p> <p>ハ その他のしょうちゅう (<u>しょうちゅう乙類</u>のうち、イ及びロ以外のものをいう。以下同じ。) 次のいずれかに該当する場合に限り付与する。 (イ)～(ハ) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 原料用アルコール 次のいずれかに該当する場合に限り付与する。 イ (同左) ロ 二以上の<u>しょうちゅう甲類</u>製造者又は二以上の原料用アルコール製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して原料用アルコールを共同製造しようとする場合 ハ (同左) ニ 製造者が、連続式蒸留機を設置している製造場において原料用アルコールを製造しようとする場合</p> <p>3 一般酒類小売業免許の需給調整要件 次の各号のいずれかに該当する者には、当分の間一般酒類小売業免許を付与しない。</p> <p>(1) 設立の主旨からみて販売先が原則としてその構成員に特定されている法人又は団体。ただし、その法人又は団体の申請販売場の所在地の周辺地域内に居住している住民の大半が、これらの法人又は団体の構成員となっている場合で、その近辺に一般酒類小売販売場がなく、消費者の酒類の購入に不便であり酒類の需給状況からみてもこれらの者に免許を付与する必要があり、かつ、これらの者が酒類小売業を営んでも、適正な酒類の取引を損なうおそれがないと認められるときはこの限りではない。</p> <p>(2) 酒場、旅館、料理店等酒類を取り扱う接客業者(接客業者の組合等を含む。)。ただし、国税局長において免許を与えることについて支障がないと認めた場合を除く。</p> <p>4 通信販売酒類小売業免許の需給調整要件 通信販売酒類小売業免許は、販売しようとする酒類の範囲が、カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の<u>種類ごと(品目のある種類の酒類については品目ごと)</u>の課税移出数量が、すべて3,000</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る酒類又は輸入酒類である場合には免許を付与等する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>5 全酒類卸売業免許の需給調整要件</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 需給調整要件</p> <p>申請等販売場の卸売販売地域内に所在する既存の全酒類卸売業者の販売場（休業場を除く。以下「既存卸売販売場」という。）から、その地域の全酒類卸売基準数量の5倍以上の数量の卸売実績を有する大規模な既存卸売販売場（以下「大規模卸売販売場」という。）を除外した残りの既存卸売販売場の最近1年間における総卸売数量に酒類消費数量（製造者及び酒類販売業者が消費者等に対して小売した酒類の数量をいう。以下同じ。）の増減率（申請販売場の卸売販売地域内における最近1年間の酒類消費数量のその前1年間の酒類消費数量に対する割合をいう。以下同じ。）を乗じて算出される数量を、その販売場の数に申請等販売場数を加えた数で除して得た数量又は卸売販売地域内に所在する既存の酒類小売販売場の最近1年間における総小売数量に酒類消費数量の増減率を乗じて算出される数量を、既存卸売販売場数に申請等販売場数を加えた数で除して得た数量とのいずれか少ない方の数量が、全酒類卸売基準数量を2倍（東京都の特別区及び大阪市については3倍）した数量以上となる場合には、免許を付与等する。</p> <p>ただし、以上の要件に合致する場合であっても、既存の酒類卸売業者の経営実態又は酒類の取引状況等から見て、新たに免許を付与等するときは酒類の需給の均衡を破り、ひいては酒税の確保に支障を来すおそれがあると認められる場合は、免許を付与等しない。</p> <p>(注)</p> <p>免許の付与等後1場当たりの卸売見込数量</p> $\left(\frac{\left(\begin{array}{l} \text{卸売総} \\ \text{数量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{大規模卸売販売} \\ \text{場の卸売数量} \end{array} \right) \times \text{増減率}}{\left(\begin{array}{l} \text{既存卸売} \\ \text{販売場数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{大規模卸売} \\ \text{販売場数} \end{array} \right) + \begin{array}{l} \text{申請等} \\ \text{販売場数} \end{array}} \right) > \text{全酒類卸売基準数量} \times 2$ <p>又は</p> $\frac{\text{既存小売販売場の小売数量} \times \text{増減率}}{\text{既存卸売販売場数} + \text{申請等販売場数}} > \left[\begin{array}{l} \text{東京都の特別区及び} \\ \text{大阪市については3倍} \end{array} \right]$ <p>のいずれか少ない方</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>6 ビール卸売業免許の需給調整要件</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>キロリットル未満である製造者が製造、販売する酒類又は輸入酒類である場合には免許を付与する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>5 全酒類卸売業免許の需給調整要件</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 需給調整要件</p> <p>申請販売場の卸売販売地域内に所在する既存の全酒類卸売業者の販売場（休業場を除く。以下「既存卸売販売場」という。）から、その地域の全酒類卸売基準数量の5倍以上の数量の販売実績を有する大規模な既存卸売販売場（以下「大規模卸売販売場」という。）を除外した残りの既存卸売販売場の最近1年間における総卸売数量に酒類消費数量（製造者及び販売業者が消費者又は料飲店営業者に対して販売した酒類の数量をいう。以下同じ。）の増減率（申請販売場の卸売販売地域内における最近1年間の酒類消費数量のその前1年間の酒類消費数量に対する割合をいう。以下同じ。）を乗じて算出される数量を、その販売場の数に申請販売場数を加えた数で除して得た数量又は卸売販売地域内に所在する既存の酒類小売販売場の最近1年間における総小売数量に酒類消費数量の増減率を乗じて算出される数量を、既存卸売販売場数に申請販売場数を加えた数で除して得た数量とのいずれか少ない方の数量が、全酒類卸売基準数量を2倍（東京都の特別区及び大阪市については3倍）した数量以上となる場合には、免許を付与する。</p> <p>ただし、以上の要件に合致する場合であっても、既存の酒類卸売業者の経営実態又は酒類の取引状況等から見て、新たに免許を付与するときは酒類の需給の均衡を破り、ひいては酒税の確保に支障を来すおそれがあると認められる場合は、免許を付与しない。</p> <p>(注)</p> <p>免許後1場当たり販売見込数量</p> $\left(\frac{\left(\begin{array}{l} \text{卸売総} \\ \text{数量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{大規模卸売販売} \\ \text{場の卸売数量} \end{array} \right) \times \text{増減率}}{\left(\begin{array}{l} \text{既存卸売} \\ \text{販売場数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{大規模卸売} \\ \text{販売場数} \end{array} \right) + \begin{array}{l} \text{申請販} \\ \text{売場数} \end{array}} \right) > \text{全酒類卸売基準数量} \times 2$ <p>又は</p> $\frac{\text{既存小売販売場の小売数量} \times \text{増減率}}{\text{既存卸売販売場数} + \text{申請販売場数}} > \left[\begin{array}{l} \text{東京都の特別区及び} \\ \text{大阪市については3倍} \end{array} \right]$ <p>のいずれか少ない方</p> <p>(3)・(4) (同左)</p> <p>6 ビール卸売業免許の需給調整要件</p> <p>(1) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 需給調整要件</p> <p>申請等販売場の卸売販売地域内に所在するビールの卸売を行うことができる既存卸売販売場と既存のビール卸売業者の販売場（休業場を除く。以下これらを「既存ビール卸売販売場」という。）から、その地域のビール卸売基準数量の5倍以上の数量のビールの卸売実績を有する大規模な既存ビール卸売販売場（以下「大規模ビール卸売販売場」という。）を除外した残りの既存ビール卸売販売場の最近1年間におけるビールの総卸売数量にビール消費数量の増減率を乗じて算出される数量を、その販売場の数に申請等販売場数を加えた数で除して得た数量が、ビール卸売基準数量を1.5倍（東京都の特別区及び大阪市については2倍）した数量以上となる場合には、免許を付与等する。</p> <p>なお、5《全酒類卸売業免許の需給調整要件》の(2)に定めるただし書きは、この(2)においても準用する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>免許の付与等後1場当たりの卸売見込数量</p> $\left(\frac{\text{ビール卸売総数量} - \text{大規模ビール卸売販売場のビール卸売数量}}{\text{既存ビール卸売販売場数} - \text{大規模ビール卸売販売場数} + \text{申請等販売場数}} \right) \times \text{増減率} > \left[\begin{array}{l} \text{ビール卸売基準数量} \times 1.5 \\ \text{〔東京都の特別区及び} \\ \text{大阪市については2倍} \end{array} \right]$ <p>第12号関係</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 設備要件</p> <p>酒類の製造又は貯蔵に必要な機械、器具、容器等が十分に備わっている又は十分に備えられることが確実であるとともに、工場立地法（昭和34年法律第24号）、下水道法（昭和33年法律第79号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していない又は抵触しないことが確実である。</p> <p>(注) 酒類の製造免許を付与する場合にあっては、酒類容器のリサイクルの推進の趣旨の徹底を図りその理解を得て製造免許を付与する。</p> <p>第11条 製造免許等の条件</p> <p>第1項関係</p> <p>1 「製造する酒類の数量の条件」の取扱い</p> <p>製造する酒類の数量につき条件を付ける場合は、次により行う。</p>	<p>(2) 需給調整要件</p> <p>申請販売場の卸売販売地域内に所在するビールの販売を行うことができる既存卸売販売場と既存のビール卸売業者の販売場（休業場を除く。以下これらを「既存ビール卸売販売場」という。）から、その地域のビール卸売基準数量の五倍以上の数量のビールの販売実績を有する大規模な既存ビール卸売販売場（以下「大規模ビール卸売販売場」という。）を除外した残りの既存ビール卸売販売場の最近1年間におけるビールの総卸売数量にビール消費数量の増減率を乗じて算出される数量を、その販売場の数に申請販売場数を加えた数で除して得た数量が、ビール卸売基準数量を1.5倍（東京都の特別区及び大阪市については2倍）した数量以上となる場合には、免許を付与する。</p> <p>なお、5《全酒類卸売業免許の需給調整要件》の(2)に定めるただし書きは、この(2)においても準用する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>免許後一場当たり販売見込数量</p> $\left(\frac{\text{ビール卸売総数量} - \text{大規模ビール卸売販売場のビール卸売数量}}{\text{既存ビール卸売販売場数} - \text{大規模ビール卸売販売場数} + \text{申請販売場数}} \right) \times \text{増減率} > \left[\begin{array}{l} \text{ビール卸売基準数量} \times 1.5 \\ \text{〔東京都の特別区及び} \\ \text{大阪市については2倍} \end{array} \right]$ <p>第12号関係</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 設備要件</p> <p>酒類の製造又は貯蔵に必要な機械、器具、容器等が十分に備わっている又は十分に備えられることが確実であるとともに、工場立地法（昭和34年法律第24号）、下水道法（昭和33年法律第79号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していない又は抵触しないことが確実である。</p> <p>(注) 酒類の製造免許を付与する場合にあっては、酒類容器のリサイクルの推進の趣旨の徹底を図りその理解を得て免許を付与する。</p> <p>第11条 免許の条件</p> <p>第1項関係</p> <p>1 「製造する酒類の数量の条件」の取扱い</p> <p>製造する酒類の数量につき条件を付ける場合又は条件として付けた数量（以下「製造制限数量」という。）を緩</p>

改正後	改正前
<p>(1) 製造制限数量の設定の範囲</p> <p>製造する酒類の数量の条件（以下「<u>製造制限数量</u>という。）は、<u>製造免許</u>に期限を付ける場合又は当該酒類の需給の均衡を破り、ひいては酒税の確保に支障をきたすおそれがあると認められる場合に限り付ける。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(2) 製造制限数量の算定方法</p> <p><u>製造免許</u>に付ける製造制限数量は、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるところにより算出した数量とし、その算出数量にキロリットル位（試験製造免許についてはリットル位。以下同じ。）未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してキロリットル位にとどめる。</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 製造制限数量は、原則として第3条（共通事項）の<u>15</u>（酒類の製成の時期）に定める時期に測定すべき数量によるが、合成清酒についてはアルコール分を<u>15度</u>、しょうちゅうについては、アルコール分を25度にそれぞれ換算した数量による。ただし、<u>製造免許</u>を受けた酒類の原料とするために製造する酒類は、製造制限数量には算入しない。</p> <p>イ <u>製造免許</u>を付与等しようとする酒類の需給状況並びに申請者等の製造技術及び販売能力等から判断して、<u>製造免許</u>申請書等に記載されている製造見込数量の範囲内において適当と認められる数量による。</p> <p>ただし、特産品しょうちゅうの製造免許のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとするものについては、「製造する数量は、100キロリットル以下に限る。」旨の条件を付ける。</p> <p>(注) 製造制限数量を算定する場合は、その理由及び算定の根基を明確にしておく。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い</p> <p>製造する酒類の範囲について条件を付ける場合には、当該酒類の成分規格、原料、製造方法等の区分によるものとし、これらの条件は、特に酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときに限り付ける。</p> <p>(1) 試験製造免許以外の製造免許の酒類の範囲の条件</p>	<p>和若しくは解除する場合は、次により行う。</p> <p>(1) 製造制限数量の設定の範囲</p> <p>製造する酒類の数量の条件は、免許に際し期限を付ける場合又は当該酒類の需給の均衡を破り、ひいては酒税の確保に支障をきたすおそれがあると認められる場合に限り付ける。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(2) 製造制限数量の算定方法</p> <p>免許に際し条件として付ける製造制限数量は、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるところにより算出した数量とし、その算出数量にキロリットル位（試験製造免許についてはリットル位。以下同じ。）未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してキロリットル位にとどめる。</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 <u>条件として付ける</u>製造制限数量は、原則として第3条（共通事項）の<u>13</u>（酒類の製成の時期）に定める時期に測定すべき数量によるが、合成清酒についてはアルコール分を<u>20度</u>、しょうちゅうについては、アルコール分を25度にそれぞれ換算した数量による。ただし、<u>免許</u>を受けた酒類の原料とするために製造する酒類は、製造制限数量には算入しない。</p> <p>イ <u>免許</u>しようとする酒類の需給状況並びに申請者の製造技術及び販売能力等から判断して、<u>免許</u>申請書に記載されている製造見込数量の範囲内において適当と認められる数量による。</p> <p>ただし、特産品しょうちゅうの製造免許のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとするものについては、「製造する<u>しょうちゅう乙類</u>の数量は、100キロリットル以下に限る。」旨の条件を付ける。</p> <p>(注) 製造制限数量を算定する場合は、その理由及び算定の根基を明確にしておく。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い</p> <p>製造する酒類の範囲について条件を付ける場合には、当該酒類の成分規格、原料、製造方法等の区分によるものとし、これらの条件は、特に酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときに限り付ける。</p> <p>(1) 試験製造免許以外の製造免許の酒類の範囲の条件</p>

改正後	改正前
<p>の取扱い</p> <p>製造免許の酒類の範囲につき条件を付ける場合及び具体的な免許条件は、次による。</p> <p>イ 清酒</p> <p>共同してびん詰めすることを目的として清酒製造者が主となって組織する法人の蔵置場又は自己のびん詰めのための蔵置場に対し、<u>製造免許</u>を付与するときは、「酒税法第28条第1項の規定により、未納税移入した清酒に炭酸ガス又は炭酸水を加える場合に限る。」旨。</p> <p>ロ かす取りしょうちゅう</p> <p>(イ) 第10条第11号関係の2《酒類の製造免許の取扱い》の(4)のイの(イ)により<u>製造免許を付与等</u>するときは、「自己の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として製造するもの及びこれに発泡性を持たせたものに限る。」旨。</p> <p>(ロ) 第10条第11号関係の2《酒類の製造免許の取扱い》の(4)のイの(ロ)により<u>製造免許を付与等</u>するときは、「その構成員の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として製造するもの及びこれに発泡性を持たせたものに限る。」旨。</p> <p>ハ 特産品しょうちゅう</p> <p>特産品しょうちゅうの<u>製造免許を付与等</u>するときは、「〇〇(産地の名称等を記載)で生産された特産品である〇〇を主原料として製造するもの(及びこれに発泡性を持たせたもの)に限る。」旨。</p> <p>ニ 薬用酒</p> <p>薬用酒の<u>製造免許</u>を付与するときは、「<u>リキュール又は甘味果実酒</u>のうち、薬事法の規定により厚生労働大臣より製造の許可を受けたアルコール含有医薬品に限る。」旨。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の取扱い</p> <p>販売する酒類の範囲又は販売方法についての条件は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められる場合に限り付ける。</p> <p>(1) 販売する酒類の範囲について条件を付ける場合には、酒類の品目、態様又は特定の者の製造した<u>酒類</u>の区分による。</p> <p>(例) 1 「清酒に限る。」「<u>ブランデー</u>に限る。」のように、特定の<u>品目</u>ごとに付ける。</p>	<p>の取扱い</p> <p>製造免許の酒類の範囲につき条件を付ける場合及び具体的な免許条件は、次による。</p> <p>イ 清酒</p> <p>共同してびん詰めすることを目的として清酒製造者が主となって組織する法人の蔵置場又は自己のびん詰めのための蔵置場に対し、<u>免許</u>を付与するときは、「酒税法第28条第1項の規定により、未納税移入した清酒に炭酸ガス又は炭酸水を加える場合に限る。」旨。</p> <p>ロ かす取りしょうちゅう</p> <p>(イ) 第10条第11号関係の2《酒類の製造免許の取扱い》の(4)のイの(イ)により<u>免許を付与</u>するときは、「自己の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として製造するもの及びこれに発泡性を持たせたものに限る。」旨。</p> <p>(ロ) 第10条第11号関係の2《酒類の製造免許の取扱い》の(4)のイの(ロ)により<u>免許を付与</u>するときは、「その構成員の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として製造するもの及びこれに発泡性を持たせたものに限る。」旨。</p> <p>ハ 特産品しょうちゅう</p> <p>特産品しょうちゅうの<u>免許を付与</u>するときは、「〇〇(産地の名称等を記載)で生産された特産品である〇〇を主原料として製造するもの(及びこれに発泡性を持たせたもの)に限る。」旨。</p> <p>ニ 薬用酒</p> <p>薬用酒の<u>免許</u>を付与するときは、「<u>リキュール類又は果実酒類</u>のうち、薬事法の規定により厚生労働大臣より製造の許可を受けたアルコール含有医薬品に限る。」旨。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の取扱い</p> <p>販売する酒類の範囲又は販売方法についての条件は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められる場合に限り付ける。</p> <p>(1) 販売する酒類の範囲について条件を付ける場合には、酒類の<u>種類</u>、品目、態様又は特定の者の製造した<u>酒類等</u>の区分による。</p> <p>(例) 1 「清酒に限る。」「<u>ウイスキー類ブランデー</u>に限る。」のように、特定の<u>種類又は品目</u>ごとに付ける。</p>

改正後	改正前
<p>2～7 (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 酒類販売業免許の区分ごとの具体的な<u>条件</u>は、次のとおりとする。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 通信販売酒類小売業免許</p> <p>(イ) 販売する酒類の範囲については、 「次に該当する〇〇、〇〇及び〇〇に限る。」</p> <p>A 国産酒類 カタログ等（インターネット等によるものを含む。）の発行年月日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の前会計年度における酒類の<u>品目ごとの課税移出数量</u>が、すべて3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する酒類</p> <p>B 輸入酒類」旨</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ハ (省略)</p> <p>ニ 全酒類卸売業免許</p> <p>(イ) 「<u>卸売</u>（酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。）に限る。」旨。 (注) (省略)</p> <p>(ロ) 小規模業者の共同購入機関に対して全酒類卸売業免許を<u>付与等</u>する場合には、「構成員である酒類卸売業者を対象とする<u>卸売</u>に限る。」旨。</p> <p>(ハ) 酒類小売業者の共同購入機関に対して全酒類卸売業免許を<u>付与等</u>する場合には、「〇〇協同組合の組合員（協同組合連合会にあっては「〇〇協同組合連合会の会員たる協同組合及びその組合員」。）である酒類小売業者を対象（〇〇協同組合自らが開発した商標又は銘柄の酒類で当該商標又は銘柄における組合員への<u>卸売総額</u>の百分の二十までのものについては、この限りではない。）とする<u>卸売</u>に限る。」旨 (注) 中小企業等協同組合法第9条の2第3項において、組合員以外の者の利用分量の総額は、一事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならないこととされている。</p> <p>ホ ビール卸売業免許 「ビールの<u>卸売</u>に限る。」旨。</p>	<p>2～7 (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 酒類販売業免許の区分ごとの具体的な<u>免許条件</u>は、次のとおりとする。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 通信販売酒類小売業免許</p> <p>(イ) 販売する酒類の範囲については、 「次に該当する〇〇、〇〇及び〇〇に限る。」</p> <p>A 国産酒類 カタログ等（インターネット等によるものを含む。）の発行年月日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の前会計年度における酒類の<u>種類ごと（品目のある種類の酒類については、品目ごと）の課税移出数量</u>が、すべて3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する酒類</p> <p>B 輸入酒類」旨</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ハ (同左)</p> <p>ニ 全酒類卸売業免許</p> <p>(イ) 「<u>卸売販売</u>（酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。）に限る。」旨。 (注) (同左)</p> <p>(ロ) 小規模業者の共同購入機関に対して全酒類卸売業免許を<u>付与</u>する場合には、「構成員である酒類卸売業者を対象とする<u>卸売販売</u>に限る。」旨。</p> <p>(ハ) 酒類小売業者の共同購入機関に対して全酒類卸売業免許を<u>付与</u>する場合には、「〇〇協同組合の組合員（協同組合連合会にあっては「〇〇協同組合連合会の会員たる協同組合及びその組合員」。）である酒類小売業者を対象（〇〇協同組合自らが開発した商標又は銘柄の酒類で当該商標又は銘柄における組合員への<u>卸売販売総額</u>の百分の二十までのものについては、この限りではない。）とする<u>卸売販売</u>に限る。」旨 (注) 中小企業等協同組合法第9条の2第3項において、組合員以外の者の利用分量の総額は、一事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならないこととされている。</p> <p>ホ ビール卸売業免許 「ビールの<u>卸売販売</u>に限る。」旨。</p>

改正後	改正前
<p>へ 洋酒卸売業免許</p> <p>(イ) 一般的な洋酒卸売業免許には、販売する酒類の範囲について「<u>果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール、粉末酒及び雑酒</u>に限る。」旨又はこれらの酒類の品目の一以上の酒類に限る旨並びに酒類の販売方法について「<u>卸売</u>に限る。」旨。</p> <p>(ロ) 薬用酒の卸売業に対する免許には、「薬用の酒類（アルコール含有医薬品）の<u>卸売</u>に限る。」旨。</p> <p>ト 輸出入酒類卸売業免許</p> <p>(イ) 輸出酒類卸売業免許には、「自己が輸出する〇〇の<u>卸売</u>に限る。」旨。</p> <p>(ロ) 一般的な輸入酒類卸売業免許には、「自己（又は〇〇株式会社）が輸入した〇〇の<u>卸売</u>に限る。」旨。</p> <p>(ハ) 薬用酒のみの輸入酒類卸売業免許には、「自己（又は〇〇株式会社）が輸入した薬用の酒類（アルコール含有医薬品）の<u>卸売</u>に限る。」旨。</p> <p>(ニ) 輸出入酒類卸売業免許には、「自己が輸出し又は輸入した〇〇の<u>卸売</u>に限る。」旨。</p> <p>チ 特殊酒類卸売業免許</p> <p>(イ) 製造者（共同びん詰業者を除く。）が、自製酒を<u>卸売</u>する場合は、「自製酒（自己の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出する酒類をいう。）の大卸（卸売することができる酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。）に限る。」旨又は「自製酒（自己の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出する酒類をいう。）の<u>卸売</u>（酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。）に限る。」旨。</p> <p>(ロ) 共同びん詰業者が、その共同びん詰した酒類を<u>卸売</u>する場合は、「自己のびん詰した酒類の大卸（卸売することができる酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。）に限る。」旨又は「自己のびん詰した酒類の<u>卸売</u>（酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。）に限る。」旨。</p> <p>(ハ) 共同びん詰場の構成員である製造者が、自製酒及び参加共同びん詰場において共同びん詰した酒類を<u>卸売</u>する場合は、「自製酒（自己の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出す</p>	<p>へ 洋酒卸売業免許</p> <p>(イ) 一般的な洋酒卸売業免許には、販売する酒類の範囲について「<u>果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ、リキュール類及び雑酒</u>に限る。」旨又はこれらの酒類の種類若しくは品目の一以上の酒類に限る旨並びに酒類の販売方法について「<u>卸売販売</u>に限る。」旨。</p> <p>(ロ) 薬用酒の卸売業に対する免許には、「薬用の酒類（アルコール含有医薬品）の<u>卸売販売</u>に限る。」旨。</p> <p>ト 輸出入酒類卸売業免許</p> <p>(イ) 輸出酒類卸売業免許には、「自己が輸出する〇〇の<u>卸売販売</u>に限る。」旨。</p> <p>(ロ) 一般的な輸入酒類卸売業免許には、「自己（又は〇〇株式会社）が輸入した〇〇の<u>卸売販売</u>に限る。」旨。</p> <p>(ハ) 薬用酒のみの輸入酒類卸売業免許には、「自己（又は〇〇株式会社）が輸入した薬用の酒類（アルコール含有医薬品）の<u>卸売販売</u>に限る。」旨。</p> <p>(ニ) 輸出入酒類卸売業免許には、「自己が輸出し又は輸入した〇〇の<u>卸売販売</u>に限る。」旨。</p> <p>チ 特殊酒類卸売業免許</p> <p>(イ) 製造者（共同びん詰業者を除く。）が、自製酒を<u>販売</u>する場合は、「自製酒（自己の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出する酒類をいう。）の大卸（卸売することができる酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。）に限る。」旨又は「自製酒（自己の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出する酒類をいう。）の<u>卸売販売</u>（酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。）に限る。」旨。</p> <p>(ロ) 共同びん詰業者が、その共同びん詰した酒類を<u>販売</u>する場合は、「自己のびん詰した酒類の大卸（卸売することができる酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。）に限る。」旨又は「自己のびん詰した酒類の<u>卸売販売</u>（酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。）に限る。」旨。</p> <p>(ハ) 共同びん詰場の構成員である製造者が、自製酒及び参加共同びん詰場において共同びん詰した酒類を<u>販売</u>する場合は、「自製酒（自己の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出す</p>

改正後	改正前
<p>る酒類をいう。)及び〇〇において共同びん詰した酒類の大卸(卸売することができる酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。)に限る。」旨又は「自製酒(自己の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出する酒類をいう。)及び〇〇において共同びん詰した酒類の<u>卸売</u>(酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。)に限る。」旨。</p> <p>(二) 同一系列下にある子会社の製造した酒類を親会社の本店、支店、出張所等において、親会社の製造した酒類を同一系列下にある子会社の本店、支店、出張所等において、又は持株会社の所有子会社の製造した酒類を他の所有子会社の本店、支店、出張所等において<u>卸売</u>する場合は、(イ)又は(ハ)に掲げた条件に「〇〇酒造株式会社の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出された酒類」を併記すること。</p> <p>(ホ) 2以上の製造者が企業合理化のために企業合同する場合において、従来の取引先を確保するための酒類の<u>卸売</u>のみを引き続き行おうとする場合は、「〇〇酒造株式会社が製造移出した〇〇の<u>卸売</u>に限る。」旨。</p> <p>(ハ) 2以上の製造者(共同びん詰業者を含む。)が、共同して販売機関を設け、その構成員の自製酒を<u>卸売</u>する場合は、「構成員の製造した酒類(構成員の製造した酒類と同一の商標を用いて移出される酒類を含む。)の大卸(卸売することができる酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。)に限る。」旨又は「構成員の製造した酒類の<u>卸売</u>(酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。)に限る。」旨。</p>	<p>る酒類をいう。)及び〇〇において共同びん詰した酒類の大卸(卸売することができる酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。)に限る。」旨又は「自製酒(自己の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出する酒類をいう。)及び〇〇において共同びん詰した酒類の<u>卸売販売</u>(酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。)に限る。」旨。</p> <p>(二) 同一系列下にある子会社の製造した酒類を親会社の本店、支店、出張所等において、親会社の製造した酒類を同一系列下にある子会社の本店、支店、出張所等において、又は持株会社の所有子会社の製造した酒類を他の所有子会社の本店、支店、出張所等において<u>販売</u>する場合は、(イ)又は(ハ)に掲げた条件に「〇〇酒造株式会社の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出された酒類」を併記すること。</p> <p>(ホ) 2以上の製造者が企業合理化のために企業合同する場合において、従来の取引先を確保するための酒類の<u>販売</u>のみを引き続き行おうとする場合は、「〇〇酒造株式会社が製造移出した〇〇の<u>卸売販売</u>に限る。」旨。</p> <p>(ハ) 2以上の製造者(共同びん詰業者を含む。)が、共同して販売機関を設け、その構成員の自製酒を<u>販売</u>する場合は、「構成員の製造した酒類(構成員の製造した酒類と同一の商標を用いて移出される酒類を含む。)の大卸(卸売することができる酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。)に限る。」旨又は「構成員の製造した酒類の<u>卸売販売</u>(酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。)に限る。」旨。</p>
<p>4 酒類の販売代理業及び媒介業に対する免許条件の取扱い</p> <p>法第11条《<u>製造免許等の条件</u>》第1項に規定する「販売」には販売の代理又は媒介は含まれないものである。したがって、販売の代理業及び媒介業については、販売する酒類の範囲又は販売方法についての条件は付けられないのであるから留意する。</p>	<p>4 酒類の販売代理業及び媒介業に対する免許条件の取扱い</p> <p>法第11条《<u>免許の条件</u>》第1項に規定する「販売」には販売の代理又は媒介は含まれないものである。したがって、販売の代理業及び媒介業については、販売する酒類の範囲又は販売方法についての条件は付けられないのであるから留意する。</p>
<p>第2項関係</p> <p>1 製造制限数量の緩和又は解除の取扱い</p> <p>製造制限数量の緩和又は解除について申出があった場</p>	<p>第2項関係</p> <p>1 製造制限数量の緩和又は解除の取扱い</p> <p>(1) 製造制限数量の緩和</p>

改正後	改正前
<p>合には、当該申出者等が第10条関係の1《申請者等に関する人的要件》に定める要件を満たしており、かつ、法第12条《酒類の製造免許の取消し》第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当しない場合（期限付免許の場合の第3号の適用については、その期間中に酒類を製造しない場合に限る。）は、当該製造制限数量を販売実績等を勘案し必要と認められる数量まで緩和又は解除する。ただし、特産品しょうちゅうの製造免許（米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造するものに限る。）については、この限りではない。</p> <p>（注） 期限を付けた製造免許及び試験製造免許については、緩和はできるが解除はしないのであるから留意する。</p>	<p>免許の条件として付けている製造制限数量の緩和は、当該申請者等が第10条関係の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たしており、かつ、法第12条《酒類の製造免許の取消し》第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当しない場合（期限付免許の場合の第3号の適用については、その期間中に酒類を製造しない場合に限る。）は、販売実績等を勘案し必要と認められる数量まで緩和する。ただし、特産品しょうちゅうの製造免許（米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造するものに限る。）については、この限りではない。</p> <p>（2） 製造制限数量の解除</p> <p>製造制限数量の条件は、永久免許を受けている酒類について、当該製造者より製造制限数量の条件の解除を受けたい旨の申出があった場合で、当該申請者等が第10条関係の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たしており、かつ、法第12条《酒類の製造免許の取消し》第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当しないときに解除する。ただし、特産品しょうちゅうの製造免許（米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造するものに限る。）及び試験製造免許については、この限りでない。</p> <p>（注） 1 この場合、当該製造者より条件の緩和又は解除を受けたい旨の申出をさせる。</p> <p>2 期限付免許及び試験製造免許については、緩和はできるが解除はしないのであるから留意する。</p>
<p>2 「製造する酒類の範囲の条件」の緩和又は解除の取扱い</p> <p>製造する酒類の範囲の条件の緩和又は解除について申出があった場合には、当該申出者等（申出者が法人のときはその役員（代表権を有するものに限る。）又は主たる出資者を含む。）が第10条関係の1《申請者等に関する人的要件》に定める要件を満たしており、かつ、第10条第11号関係の2《酒類の製造免許の取扱い》に該当する場合は、当該条件を緩和又は解除する。</p> <p>3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の緩和又は解除の取扱い</p> <p>販売する酒類の範囲又は販売方法の条件の緩和又は解除について申出があった場合には、当該申出者等が法第14条《酒類の販売業免許の取消し》の各号のいずれにも該当しない場合は、当該緩和又は解除した場合における</p>	<p>2 「製造する酒類の範囲の条件」の緩和又は解除の取扱い</p> <p>製造する酒類の範囲の条件の緩和又は解除は、当該申請者等が第10条関係の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たしており、かつ、第10条第11号関係の2《酒類の製造免許の取扱い》に該当する場合は、当該条件を緩和又は解除する。</p> <p>（注） この場合、当該製造者より条件の緩和又は解除を受けたい旨の申出をさせる。</p> <p>3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の緩和又は解除の取扱い</p> <p>販売する酒類の範囲又は販売方法の条件の緩和又は解除について申出があった場合には、当該申出者等が法第14条《酒類の販売業免許の取消し》の各号のいずれにも該当しない場合は、当該緩和又は解除した場合における</p>

改正後	改正前
<p>酒類の販売業免許の区分に従い、当該条件の緩和又は解除の可否を決定する。</p> <p>ただし、一般酒類小売業免許となる旨の条件緩和の申出については、当該申出に係る販売場の所在する地域が、緊急調整地域に指定されている場合には、法第11条《<u>製造免許等の条件</u>》第2項に規定する「その必要がなくなったとき」には当たらないものとして取り扱う。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>酒類販売業免許の区分に従い、当該条件の緩和又は解除の可否を決定する。</p> <p>ただし、一般酒類小売業免許となる旨の条件緩和の申出については、当該申出に係る販売場の所在する地域が、緊急調整地域に指定されている場合には、法第11条《<u>免許の条件</u>》第2項に規定する「その必要がなくなったとき」には当たらないものとして取り扱う。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>第12条 酒類の製造免許の取消し及び第13条 酒母等の製造免許の取消</p> <p>1 「偽りその他不正の行為」の意義</p> <p>法第12条《酒類の製造免許の取消し》第1号（法第13条《酒母等の製造免許の取消》において準用する場合を含む。）に規定する「偽りその他不正の行為」とは、法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》各号のいずれかの事項について、故意にその事実を偽った等の不正行為をいう。</p> <p>また、第14条《酒類の販売業免許の取消し》において同様とする。</p> <p>2 「免許の申請者」を「免許者」として取り扱う場合</p> <p>法第12条《酒類の製造免許の取消し》第2号（法第13条《酒母等の製造免許の取消》において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合における法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第3号から第5号まで、第7号から第8号までの規定中「免許の申請者」とあるのは「免許者」として取り扱う。</p> <p>また、第14条《酒類の販売業免許の取消し》において同様とする。</p> <p>3 休造期間の計算</p> <p>法第12条《酒類の製造免許の取消し》第3号（法第13条《酒母等の製造免許の取消》において準用する場合を含む。）に規定する期間の計算は、酒類についてはその製成を終わった日、酒母等についてはその製造を終わった日のそれぞれの翌日から計算する。</p> <p>また、<u>製造免許</u>を受けてから引き続き休造している場合は、<u>製造免許</u>を受けた日の翌日から起算する。</p> <p>4 法第12条《酒類の製造免許の取消し》第4号に規定する3年以上引続き法定製造数量に達していないかどうかを判定する場合の期間の計算は、法第47条《申告義務》第2項に規定する期間による。</p> <p>5 3年以上休造した場合又は3年以上法定製造数量に達しなかった場合の酒類の製造免許の取消しの取扱い (削除)</p>	<p>第12条 酒類の製造免許の取消し及び第13条 酒母等の製造免許の取消し</p> <p>1 「偽りその他不正の行為」の意義</p> <p>法第12条《酒類の製造免許の取消》第1号（法第13条《酒母等の製造免許の取消》において準用する場合を含む。）に規定する「偽りその他不正の行為」とは、法第10条《<u>免許の要件</u>》各号のいずれかの事項について、故意にその事実を偽った等の不正行為をいう。</p> <p>また、第14条《酒類の販売業免許の取消》において同様とする。</p> <p>2 「免許の申請者」を「免許者」として取り扱う場合</p> <p>法第12条《酒類の製造免許の取消》第2号（法第13条《酒母等の製造免許の取消》において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合における法第10条《<u>免許の要件</u>》第3号から第5号まで、第7号から第8号までの規定中「免許の申請者」とあるのは「免許者」として取り扱う。</p> <p>また、第14条《酒類の販売業免許の取消》において同様とする。</p> <p>3 休造期間の計算</p> <p>法第12条《酒類の製造免許の取消》第3号（法第13条《酒母等の製造免許の取消》において準用する場合を含む。）に規定する期間の計算は、酒類についてはその製成を終わった日、酒母等についてはその製造を終わった日のそれぞれの翌日から計算する。</p> <p>また、<u>免許</u>を受けてから引き続き休造している場合は、<u>免許</u>を受けた日の翌日から起算する。</p> <p>4 法第12条《酒類の製造免許の取消》第4号に規定する3年以上引続き法定製造数量に達していないかどうかを判定する場合の期間の計算は、法第47条《申告義務》第2項に規定する期間による。</p> <p>5 3年以上休造した場合又は3年以上法定製造数量に達しなかった場合の酒類の製造免許の取消しの取扱い <u>(1) 法第12条《酒類の製造免許の取消》第3号（法第13条《酒母等の製造免許の取消》において準用する</u></p>

改正後	改正前
<p>2以上の清酒製造者が、製造を必要とする清酒の数量全部をそれらのいずれかの製造者の製造場で集約して製造する（以下集約して製造する者を「実施者」、これに参加する者「参加者」という。）ことが契約上明らかである場合において、次に該当する数量については、当該参加者が自己の製造場において製造したものとみなして、法第12条《酒類の製造免許の取消し》第3号又は同条第4号に該当するかどうか判定する。</p> <p>(1) 集約製造した清酒を参加者の製造場に引き取った場合における当該引取数量</p> <p>(2) 酒類製造者が主となって組織する法人が設置したびん詰めのための蔵置場の構成員となっている実施者の製造場から、参加者分の清酒（当該参加者分であることが、契約等により明らかなものに限る。）を当該蔵置場へ移出した場合における当該移出数量</p> <p>(3) 同一おけ買い製造者に対しておけ売りを行っている実施者の製造場から、参加者分の清酒（当該参加者分であることが、契約等により明らかなものに限る。）をおけ買い製造者の製造場へ移出した場合における当該移出数量</p> <p>(注) (省略)</p> <p>6 相続人に対する休造等の期間の計算等の取扱い</p> <p>酒類又は酒母等の製造業を相続した者に対する法第12条《酒類の製造免許の取消し》第3号（法第13条《酒母等の製造免許の取消》において準用する場合を含む。）又は同条第4号の規定の適用に当たっての期間の計算は、被相続人が酒類若しくは酒母等を製造しなかった期間又は被相続人が製造した酒類の数量が法定製造数量に達しなかった期間は、相続人が酒類若しくは酒母等を製造しなかった期間又は製造した酒類の数量が法定製造数量に達しなかった期間に通算することに取り扱う。</p> <p>7 法定製造数量の計算に際しての原料用酒類の取扱い</p> <p>法第7条第1項ただし書《原料用酒類に対する製造免</p>	<p>場合を含む。)又は同条第4号の規定は、酒類の種類別に適用（ウイスキー類、スピリッツ類又は雑酒については、各品目の合計数量により適用）し、当該種類の酒類（法第13条において準用する場合には酒母等）を3年以上引き続き製造しなかった場合又は当該品目の酒類の製造数量が3年以上引き続き法定製造数量に達しなかった場合においては、当該品目の酒類（法第13条において準用する場合には酒母等）の製造免許を取り消すことに取り扱う。</p> <p>(2) 2以上の清酒製造者が、製造を必要とする清酒の数量全部をそれらのいずれかの製造者の製造場で集約して製造する（以下集約して製造する者を「実施者」、これに参加する者「参加者」という。）ことが契約上明らかである場合において、次に該当する数量については、当該参加者が自己の製造場において製造したものとみなして、法第12条《酒類の製造免許の取消》第3号又は同条第4号に該当するかどうか判定する。</p> <p>イ 集約製造した清酒を参加者の製造場に引き取った場合における当該引取数量</p> <p>ロ 酒類製造者が主となって組織する法人が設置したびん詰めのための蔵置場の構成員となっている実施者の製造場から、参加者分の清酒（当該参加者分であることが、契約等により明らかなものに限る。）を当該蔵置場へ移出した場合における当該移出数量</p> <p>ハ 同一おけ買い製造者に対しておけ売りを行っている実施者の製造場から、参加者分の清酒（当該参加者分であることが、契約等により明らかなものに限る。）をおけ買い製造者の製造場へ移出した場合における当該移出数量</p> <p>(注) (同左)</p> <p>6 相続人に対する休造等の期間の計算等の取扱い</p> <p>酒類又は酒母等の製造業を相続した者に対する法第12条《酒類の製造免許の取消》第3号（法第13条《酒母等の製造免許の取消》において準用する場合を含む。）又は同条第4号の規定の適用に当たっての期間の計算は、被相続人が酒類若しくは酒母等を製造しなかった期間又は被相続人が製造した酒類の数量が法定製造数量に達しなかった期間は、相続人が酒類若しくは酒母等を製造しなかった期間又は製造した酒類の数量が法定製造数量に達しなかった期間に通算することに取り扱う。</p> <p>7 法定製造数量の計算に際しての原料用酒類の取扱い</p> <p>法第7条第1項ただし書《原料用酒類に対する製造免</p>

改正後	改正前
<p>許不要》の規定に該当する原料用酒類の製造について法第12条《酒類の製造免許の取消し》第3号又は同条第4号の規定を適用する場合には、製造がなかったものとして取り扱う。</p>	<p>許不要》の規定に該当する原料用酒類の製造について法第12条《酒類の製造免許の取消》第3号又は同条第4号の規定を適用する場合には、製造がなかったものとして取り扱う。</p>
<p>第14条 酒類の販売業免許の取消し</p>	<p>第14条 酒類の販売業免許の取消し</p>
<p>1 酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法等の規定により罰金刑に処せられた場合の酒類の販売業免許の取扱い</p>	<p>1 酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法等の規定により罰金刑に処せられた場合の免許の取扱い</p>
<p>酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に違反し未成年者に酒類を販売又は提供したことにより罰金の刑に処せられた場合における法第14条第2号による<u>酒類の販売業免許</u>の取消しについては、当該販売又は提供行為に係る酒類販売業者の故意や過失の程度（酒類販売管理者の選任や研修受講の状況、他の従業員への指導の状況等を含む。）、及び当該販売業免許を取り消した場合における当該地域の消費者への影響等を総合的に勘案し、厳正かつ的確な処理を行う。</p>	<p>酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に違反し未成年者に酒類を販売又は提供したことにより罰金の刑に処せられた場合における法第14条第2号による<u>酒類販売業免許</u>の取消しについては、当該販売又は提供行為に係る酒類販売業者の故意や過失の程度（酒類販売管理者の選任や研修受講の状況、他の従業員への指導の状況等を含む。）、及び当該免許を取り消した場合における当該地域の消費者への影響等を総合的に勘案し、厳正かつ的確な処理を行う。</p>
<p>なお、第12条《酒類の製造免許の取消し》第2号（法第13条において準用する場合を含む。）による<u>製造免許の取消し</u>についても同様とする。</p>	<p>なお、第12条《酒類の製造免許の取消》第2号（第13条において準用する場合を含む。）による<u>免許取消</u>についても同様とする。</p>
<p>2 「2年以上引き続き酒類の販売業をしない場合」の意義</p>	<p>2 「2年以上引き続き酒類の販売業をしない場合」の意義</p>
<p>法第14条《酒類の販売業免許の取消し》第3号に規定する「2年以上引き続き酒類の販売業をしない場合」とは、2年以上の期間にわたって一度も業として酒類の販売をした事実がない場合をいい、<u>酒類販売業又は酒類販売代理業若しくは酒類販売媒介業</u>を2年以上引き続きしない場合には、これらの業態ごとに販売業免許を取り消す。</p>	<p>法第14条《酒類の販売業免許の取消し》第3号に規定する「2年以上引き続き酒類の販売業をしない場合」とは、2年以上の期間にわたって一度も業として酒類の販売をした事実がない場合をいい、<u>酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業</u>を2年以上引き続きしない場合には、これらの業態ごとに販売業免許を取り消す。</p>
<p>3 （省略）</p>	<p>3 （同左）</p>
<p>第16条 製造場又は販売場の移転の許可</p>	<p>第16条 製造場又は販売場の移転の許可</p>
<p>第1項関係</p>	<p>第1項関係</p>
<p>1 製造場又は販売場の移転の許可の効力</p>	<p>1 製造場又は販売場の移転の許可の効力</p>
<p>製造場又は販売場の移転を許可した場合は、その許可した時から移転先の製造場又は販売場について<u>製造免許等</u>の効力が発生するとともに、移転前の製造場又は販売場については、<u>製造免許等</u>の効力が消滅する。</p>	<p>製造場、<u>酒母等の製造場</u>又は販売場の移転を許可した場合は、その許可した時から移転先の製造場又は販売場について<u>免許</u>の効力が発生するとともに、移転前の製造場又は販売場については、<u>免許</u>の効力が消滅する。</p>
<p>2 移転の許可の取扱い</p>	<p>2 移転の許可の取扱い</p>
<p>製造場又は販売場の移転の許可の取扱いは、次による。</p>	<p>製造場、<u>酒母等の製造場</u>又は販売場の移転の許可の取扱いは、次による。</p>
<p>(1) 製造場の移転は、移転先が酒税の取締り上不適当</p>	<p>(1) 製造場又は酒母等の製造場の移転は、移転先が酒</p>

改正後	改正前
<p>と認められる場所でない場合に許可する。</p> <p>(2) 販売場の移転は、移転許可申請につき法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第9号又は第11号に掲げる事由があるかどうかを判断して、移転の可否を決定する。</p> <p>なお、移転後の販売場における酒類の販売に係る次の事項について十分に聴取を行うこととし、この場合、当該移転許可申請を行った<u>酒類販売業者</u>が移転後の販売場における酒類の販売を行わないと認められるときには、移転を許可しない。</p> <p>イ 移転後の販売場における経営者の確認</p> <p>販売場の移転は、移転後の販売場における酒類の販売を当該移転許可申請を行った<u>酒類販売業者</u>が引き続き行うことが前提となることから、移転後の販売場における酒類の販売を行う者の確認を十分に行う。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(3) 次に掲げる場合で特に支障がないと認められるときは、法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第11号に掲げる事由にかかわらず、販売場の移転を許可することができる。</p> <p>イ 同一販売地域内における移転で、法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第9号に掲げる事由がない場合</p> <p>ロ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）等に規定する土地区画整理事業、市街地再開発事業等に基づく移転で、次に掲げる場合</p> <p>(イ) 真にやむを得ない事由により販売地域を異にして移転する場合で、法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第9号に掲げる事由がないとき</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ハ (省略)</p>	<p>税の<u>取締</u>上不適当と認められる場所でない場合に許可する。</p> <p>(2) 販売場の移転は、移転許可申請につき法第10条《<u>免許の要件</u>》第9号又は第11号に掲げる事由があるかどうかを判断して、移転の可否を決定する。</p> <p>なお、移転後の販売場における酒類の販売について申請者等から次の事項について十分に聴取を行うこととし、この場合、当該移転許可申請を行った<u>酒類販売業者等</u>が移転後の販売場における酒類の販売を行わないと認められるときには、移転を許可しない。</p> <p>イ 移転後の販売場における経営者の確認</p> <p>販売場の移転は、移転後の販売場における酒類の販売を当該移転許可申請を行った<u>酒類販売業者等</u>が引き続き行うことが前提となることから、移転後の販売場における酒類の販売を行う者の確認を十分に行う。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(3) 次に掲げる場合で特に支障がないと認められるときは、法第10条《<u>免許の要件</u>》第11号に掲げる事由にかかわらず、販売場の移転を許可することができる。</p> <p>イ 同一販売地域内における移転で、法第10条《<u>免許の要件</u>》第9号に掲げる事由がない場合</p> <p>ロ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）等に規定する土地区画整理事業、市街地再開発事業等に基づく移転で、次に掲げる場合</p> <p>(イ) 真にやむを得ない事由により販売地域を異にして移転する場合で、法第10条《<u>免許の要件</u>》第9号に掲げる事由がないとき</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ハ (同左)</p>
<p>第19条 製造業又は販売業の相続</p> <p>第1項関係</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 製造業又は販売業をしようとする相続人が二人以上ある場合</p> <p>法第19条《製造業又は販売業の相続》第1項の規定による申告をした相続人が2人以上ある場合において、その相続人全員が不適格者でないときは、当該相続人全員の<u>共同の製造免許等</u>となるものである。</p> <p>(注) 同項の規定による申告をする場合において、引</p>	<p>第19条 製造業又は販売業の相続</p> <p>第1項関係</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 製造業又は販売業をしようとする相続人が二人以上ある場合</p> <p>法第19条《製造業又は販売業の相続》第1項の規定による申告をした相続人が2人以上ある場合において、その相続人全員が不適格者でないときは、当該相続人全員の<u>共同免許</u>となるものである。</p> <p>(注) 同項の規定による申告をする場合において、引</p>

改正後	改正前
<p>き続き製造業又は販売業をしようとする相続人が2人以上あるときは、その申告をする者はそのうち1人とするようしようようする。</p>	<p>き続き製造業又は販売業をしようとする相続人が2人以上あるときは、その申告をする者はそのうち1人とするようしようようする。</p>
<p>3 (省略)</p>	<p>3 (同左)</p>
<p>第2項関係</p>	<p>第2項関係</p>
<p>1 (省略)</p>	<p>1 (同左)</p>
<p>2 相続申告者の欠格要件に該当するか否かの判定の時期 法第19条《製造業又は販売業の相続》第1項の規定により申告があった場合において、当該申告をした相続人が法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第1号から第3号まで又は第6号から第8号までの欠格要件の1に該当するかどうかの判定は、相続開始の時（被相続人の死亡の時）において該当していたかどうかによる。</p>	<p>2 相続申告者の欠格要件に該当するか否かの判定の時期 法第19条《製造業又は販売業の相続》第1項の規定により申告があった場合において、当該申告をした相続人が法第10条《<u>免許の要件</u>》第1号から第3号まで又は第6号から第8号までの欠格要件の1に該当するかどうかの判定は、相続開始の時（被相続人の死亡の時）において該当していたかどうかによる。</p>
<p>3 (省略)</p>	<p>3 (同左)</p>
<p>4 共同免許者に対する要請</p>	<p>4 共同免許者に対する要請</p>
<p>法第19条《製造業又は販売業の相続》第2項の規定により2人以上の相続人が<u>酒類等</u>の製造免許又は酒類の販売業免許を受けた者とみなされた場合には、法に規定する申告、承認申請の手續又は通知の受理等については、<u>これらの者のうちの1人に委任させるものとし、委任した場合にはあらかじめ委任の事実を証する書類を提出させる。</u></p>	<p>法第19条《製造業又は販売業の相続》第2項の規定により2人以上の相続人が<u>酒類若しくは酒母等</u>の製造免許又は酒類の販売業免許を受けた者とみなされた場合には、法に規定する申告、承認申請の手續又は通知の受理等については、<u>共同免許者のうちの1人に委任させるものとし、委任した場合にはあらかじめ委任の事実を証する書類を提出させる。</u></p>
<p>5 (省略)</p>	<p>5 (同左)</p>
<p>6 「免許の申請者」を「相続人」として取り扱う場合</p>	<p>6 「免許の申請者」を「相続人」として取り扱う場合</p>
<p>法第19条《製造業又は販売業の相続》第2項を適用する場合における法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第1号、第3号及び第6号から第8号までの規定中「免許の申請者」とあるのは「相続人」と、同条第2号中「免許の申請をした場合」とあるのは「相続人である場合」として、それぞれ取り扱う。</p>	<p>法第19条《製造業又は販売業の相続》第2項を適用する場合における法第10条《<u>免許の要件</u>》第1号、第3号及び第6号から第8号までの規定中「免許の申請者」とあるのは「相続人」と、同条第2号中「免許の申請をした場合」とあるのは「相続人である場合」として、それぞれ取り扱う。</p>
<p>第20条 必要な行為の継続等</p>	<p>第20条 必要な行為の継続等</p>
<p>第1項、第2項及び第3項関係</p>	<p>第1項、第2項及び第3項関係</p>
<p>1 「免許が取り消された場合」の範囲</p>	<p>1 「免許が取り消された場合」の範囲</p>
<p>法第20条《必要な行為の継続等》第1項から第3項までに規定する「免許が取り消された場合」には、<u>酒類等製造者又は酒類販売業者が死亡した場合であって当該免許につき相続がない場合及び法人が解散したため当該免許が消滅した場合をも含むものとして取り扱う。</u>この場合において必要行為の継続申請は、相続がないときは法第19条《製造業又は販売業の相続》第1項の規定による申告をしない相続人において、また、法人が解散したときはその清算法人において、それぞれすることができる</p>	<p>法第20条《必要な行為の継続等》第1項から第3項までに規定する「免許が取り消された場合」には、<u>免許者が死亡した場合であって当該免許につき相続がない場合及び法人が解散したため当該免許が消滅した場合をも含むものとして取り扱う。</u>この場合において必要行為の継続申請は、相続がないときは法第19条《製造業又は販売業の相続》第1項の規定による申告をしない相続人において、また、法人が解散したときはその清算法人において、それぞれすることができることとする。</p>

改正後	改正前
<p>こととする。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 必要行為を継続させている製造場への戻し入れ酒類の取扱い</p> <p>法第20条《必要な行為の継続等》第1項の規定により、必要行為を継続させている期間中において、<u>製造免許</u>を取り消された製造場へ酒類が戻し入れされた場合には、当該戻し入れされた酒類については、法第30条《戻し入れの場合の酒税額の控除等》第1項又は第2項の規定を適用することに取り扱う。</p> <p>第21条 製造免許等の通知</p> <p>1 <u>製造免許等の通知</u></p> <p><u>製造免許等の付与等の可否</u>については、<u>申請者等</u>に対し文書により通知する。</p> <p>なお、第9条第2項関係の3《<u>届出による期限付酒類小売業免許の取扱い</u>》により<u>期限付酒類小売業免許</u>を付与したものと取り扱う場合には、<u>当該通知は省略する</u>。</p> <p>第22条 課税標準 (削除)</p> <p>第2項関係</p> <p>1 <u>粉末酒に係る数量の計算方法及び数量等の端数計算</u></p> <p><u>粉末酒に係る数量の計算方法及び数量等の端数計算</u>は、次による。</p> <p>(1) <u>粉末酒の重量から粉末酒の数量を計算する場合の取扱い</u></p> <p>イ <u>令第18条の2《粉末酒の数量の計算》第1項第1号に規定する「当該粉末酒を蒸留水に溶解した場合における当該粉末酒及び蒸留水の重量並びに当該溶解したものの温度15度における比重を明らかにすることができる場合」とは、少なくとも、粉末酒の製造者が、その製造場において粉末酒を製成した都度又は移出する都度(移出する都度が困難なときは移出するための容器等に充てんする都度)、その粉末酒の一部を採取し、当該粉末酒の重量及び当該粉末酒を溶解するために必要な蒸留水の重量並びに当該粉末酒を蒸留水に溶解したものの温度15度における比重(以下「比重」という。)を測定してこれらを明確に記帳している場合をいう。</u></p>	<p>2～5 (同左)</p> <p>6 必要行為を継続させている製造場への戻し入れ酒類の取扱い</p> <p>法第20条《必要な行為の継続等》第1項の規定により、必要行為を継続させている期間中において、<u>免許</u>を取り消された製造場へ酒類が戻し入れされた場合には、当該戻し入れされた酒類については、法第30条《戻し入れの場合の酒税額の控除等》第1項又は第2項の規定を適用することに取り扱う。</p> <p>第21条 免許等の通知</p> <p>1 <u>免許の通知</u></p> <p><u>免許の付与の可否</u>については、<u>申請者</u>に対し文書により通知する。</p> <p>なお、第9条第2項関係の3《<u>期限付酒類小売業免許の届出による免許の取扱い</u>》により<u>免許</u>を付与したものと取り扱う場合には、<u>免許の通知は省略する</u>。</p> <p>第22条 課税標準及び税率</p> <p>第1項関係 (省略)</p> <p>第2項関係</p> <p>1 <u>「発泡性を有する酒類」の取扱い</u></p> <p><u>法第22条《課税標準及び税率》第2項について規定する「発泡性を有する酒類」とは、温度せつ氏20度の時におけるガス圧が、49kpa以上の炭酸ガスを含有する酒類をいうことに取り扱う。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ロ 令第18条の2第1項第1号に規定する換算係数は、次により算出する。</u></p> <p><u>(イ) 当該粉末酒の重量の測定</u> <u>国税庁所定分析法の11—2により、換算係数を算出すべき粉末酒から速やかに採取した試料のうち約30グラムを10ミリグラム位まで量りとり、当該粉末酒の重量とする。</u></p> <p><u>(ロ) 当該粉末酒の溶解</u> <u>量りとした当該粉末酒を100ミリリットル容共せんフラスコにとり、これに約70ミリリットルの蒸留水を加えて溶解する。当該粉末酒に蒸留水を加えた後と蒸留水を加える前の共せんフラスコの重量の差を10ミリグラム位まで求めて当該粉末酒に加えた蒸留水の重量とする。</u></p> <p><u>(ハ) 比重の測定</u> <u>当該粉末酒を溶解したものの比重を国税庁所定分析法4—3により小数点以下第3位まで求める。</u></p> <p><u>(ニ) 換算係数の算出</u> <u>当該粉末酒の重量、蒸留水の重量及び比重を令第18条の2第1項第1号に規定する算式に代入して規則第7条の7《粉末酒の換算係数の端数計算》に規定する端数計算に基づき当該粉末酒の換算係数（小数点以下第2位未満の端数切捨て）を算出する。</u></p> <p><u>[計算例]</u> <u>粉末酒の重量が30.21グラム、蒸留水の重量が70.48グラム、比重が1.076の場合の換算係数は、次のとおりである。</u></p> $\text{換算係数} = \frac{(30.21 + 70.48 \times (1 - 1.076))}{(30.21 \times 1.076)}$ $= 24.854 / 32.505 = 0.764 \div 0.76$ <p><u>(注) 令第18条の2第1項第1号又は第2号に規定する「(1キログラム当たりのリットル数)」とは、当該粉末酒の重量1キログラムにつき、第1号にあつては算出された換算係数の数値をリットル数とし、第2号にあつては0.73リットルとすることをいうのであるから留意する。</u></p> <p><u>(2) 数量計算方法の承認等の取扱い</u></p> <p><u>イ 酒類製造場の所轄税務署長は、酒類製造者から令第18条の2第2項に規定する申請書の提出があつた場合において、その製造場が同条第3項各号の一に該当するものであるときは、その承認をし</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>ないこととする。</u></p> <p><u>なお、税務署長は、令第18条の2第3項第1号の規定に該当するか否かの検討を行うに当たって必要があると認める場合には、国税局長に上申することとし、国税局長は鑑定官室長（沖縄国税事務所にあつては主任鑑定官。以下同じ。）の調査結果に基づいて必要な指示を与える。</u></p> <p>ロ <u>酒類製造場の所轄税務署長は、令第18条の2第5項の規定に該当する製造場については、特別な理由がない限り、原則として、その承認を取り消す。</u></p> <p><u>なお、その承認の取消し前に当該製造場から移出された粉末酒で、同条第1項第1号の方法により計算することができないものの数量については、同項第2号の計算方法による。</u></p> <p>(3) <u>数量計算方法の変更届等</u></p> <p>イ <u>令第18条の2第8項の規定に基づく承認書又は承認取消通知書の送達は、通則法第12条《書類の送達》の規定によることとなるが、令第18条の2第4項又は同条第7項の規定の適用があることから円滑に行うよう配意する。</u></p> <p>ロ <u>令第18条の2第6項の規定に基づく届出書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出された場合の同条第7項に規定する「当該届出をした日」の判定に当たっては、通則法第22条《郵送等に係る納税申告書の提出時期》の規定に準ずる。</u></p> <p><u>なお、この届出書については、令第18条の2第7項の規定の適用があることから、なるべく届出書を所轄税務署に直接持参するようにさせる。</u></p> <p>(4) <u>引取りの場合の数量計算方法</u></p> <p><u>保税地域から引き取られる粉末酒については、令第18条の2第1項第1号の計算方法によることができないのであるから留意する。</u></p> <p>(5) <u>受払数量等の端数計算</u></p> <p><u>酒類製造者、酒類販売業者等が粉末酒の受払い等を重量により行う場合は、原則として、グラム位未満の端数を切り捨てる。ただし、1容器当たりの詰口量がグラム位未満の端数を付けて詰口表示されているものについては、当該詰口表示量とし、また、</u></p>	

改 正 後	改 正 前						
<p><u>グラム以外の重量表示されているものをグラム換算した場合には、グラム位未満3位以下の端数を切り捨てる。</u></p> <p>第23条 税率</p> <p>1 発泡酒の税率適用の取扱い</p> <p><u>法第23条《税率》第2項第1号又は第2号に規定する発泡酒の税率は、令第19条《発泡酒の原料の重量の計算》及び規則第8条《発泡酒の原料の重量の計算》の規定に基づき計算した麦芽比率により判定する。</u></p> <p><u>(注) 規則第8条の糖類には含糖質物を含むことに取り扱う。</u></p> <p><u>[計算例]</u></p> <p><u>・発泡酒の原料の重量等</u></p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">麦芽</td> <td>43.5kg</td> </tr> <tr> <td>麦</td> <td>70 kg</td> </tr> <tr> <td>糖類</td> <td>65 kg (含有される水分の重量が100分の25のもの)</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">アルコール含有物 10 ℓ (アルコール含有物1,000ℓの製造に使用した麦芽の重量150kg、アルコール含有物のアルコール分5度)</p> <p><u>・麦芽の重量の計算</u></p> $43.5\text{kg} + \frac{150\text{kg}}{1,000\ell} \times 10\ell = 45\text{kg} \dots\dots A$ <p>(麦芽) (アルコール含有物の麦芽：令19②)</p> <p><u>・原料の重量の計算</u></p> $\frac{43.5\text{kg} + 70\text{kg} + 65\text{kg} - 65\text{kg}}{(麦芽) (麦) (糖類) [規8]}$ $\times \frac{25-20}{100} + \frac{10\ell}{1,000\ell} \times 20\text{kg} \times 5 (\text{度})$ <p style="text-align: center;">(令19②)</p> $= 176.2\text{kg} \dots\dots B$ <p>※ 小数点以下第2位未満の端数切捨て</p> <p><u>・麦芽比率 (税率適用区分)</u></p> $(A/B) = 25.5\% (\text{法23②一適用})$ <p>2 その他の発泡性酒類の税率適用の取扱い</p> <p><u>法第23条《税率》第2項第3号に規定するその他の発泡性酒類の税率 (1キロリットルにつき、80,000円) が適用される酒類は、法第3条《その他の用語の定義》第三号ハに規定するその他の発泡性酒類 (ビール及び発泡酒以外の酒類でアルコール分が10度未満の発泡性を有す</u></p>	麦芽	43.5kg	麦	70 kg	糖類	65 kg (含有される水分の重量が100分の25のもの)	<p>(新設)</p>
麦芽	43.5kg						
麦	70 kg						
糖類	65 kg (含有される水分の重量が100分の25のもの)						

改正後	改正前
<p>るもの)が該当するものであるが、当該その他の発泡性酒類のうち、ホップ又は苦味料を原料の一部とした酒類については、次のものに限り、当該税率が適用される。</p> <p>(1) <u>糖類、ホップ、水及び令第20条《ホップ等を原料としたその他の発泡性酒類》第1項各号のいずれかに掲げる物品を原料として発酵させたもの(エキス分が2度以上のものに限る。)</u></p> <p>(2) <u>令第20条《ホップ等を原料としたその他の発泡性酒類》第2項に規定する発泡酒に同条第3項各号のいずれかに掲げるスピリッツを加えたもの(エキス分が2度以上のものに限る。)</u></p> <p><u>(注) ホップ又は苦味料を原料の一部とした酒類のうち、上記(1)又は(2)に定めるもの以外の酒類については、法第23条《税率》第1項第1号に規定する発泡性酒類の税率(1キロリットルにつき、220,000円)が適用されることに留意する。</u></p> <p>3 混和酒の税率適用の取扱い</p> <p><u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうとを混和した混和酒、ウイスキーとブランデーとを混和した混和酒又は納税義務の成立している酒類(以下「課税酒類」という。)と納税義務の成立していない酒類(以下「未課税酒類」という。)とを混和した混和酒を製造場から移出した場合における酒税額の算出は、次により取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>混和前のそれぞれの酒類のアルコール分の総量(計算の根基となるアルコール分に1度未満の端数がある場合は、度位未満第2位を切り捨て度位未満第1位とする。以下同じ。)の合計に対する混和前のそれぞれの酒類のアルコール分の総量の比率により、混和酒の移出数量をあん分して混和前のそれぞれの数量を算出して、これに該当する税率を適用して算出する。</u></p> <p><u>なお、この場合において混和前のそれぞれの酒類のアルコール分が同一である場合(1度未満を切り捨てた場合において同一となる場合を含む。)には、混和前のそれぞれの酒類の数量の比率により混和酒の数量をあん分して混和前のそれぞれの酒類の数量を算出しても差し支えない。</u></p> <p>(2) (1)の場合におけるアルコール分の総量の比率の算出は、次による。</p> <p><u>イ アルコール分の総量の比率は、原則として千分比によるものとし混和前のそれぞれの酒類について算出した比率の1つが1,000分の1未満である</u></p>	

改正後	改正前
<p>場合には万分比による。</p> <p>ロ イによって算出した比率に小数点以下の端数が生じた場合には、連続式蒸留しょうちゅう、ウイスキー又は未課税酒類についての小数点以下の端数を切り捨て、単式蒸留しょうちゅう、ブランデー又は課税酒類についての小数点以下の端数を切り上げ、それぞれの比率の合計を1,000又は10,000に符合させる。</p> <p>(3) (1)の場合におけるあん分して算出した混和前の酒類の数量に10ミリリットル未満の端数を生じたときは、連続式蒸留しょうちゅう、ウイスキー又は未課税酒類についての10ミリリットル未満の端数を切り捨て、単式蒸留しょうちゅう、ブランデー又は課税酒類についての10ミリリットル未満の端数を切り上げ、その合計数量を混和酒の移出数量に符合させる。</p> <p>(4) 連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうとを混和した後において、そのアルコール分が36度以上となる混和酒を、製造場から移出した場合の酒税額の算出は、(1)にかかわらず、当該混和する前の酒類の状態においてそれぞれの該当する税率を適用して算出する。</p> <p>[計算例]</p> <p>1 (1)による場合</p> <p>連続式蒸留しょうちゅうアルコール分20.6度のも3,020リットル、単式蒸留しょうちゅうアルコール分44.5度のも9,111リットル及び水1,229リットルを混和した混和酒アルコール分が35.0度のも13,360リットルを移出した場合の納付税額</p> <p>混和割合</p> <p>連続式蒸留しょうちゅうのアルコール分の総量</p> $3,020 \times 20.6 \text{ (度)} = 622.1200 \cdots A$ <p>単式蒸留しょうちゅうのアルコール分の総量</p> $9,111 \times 44.5 \text{ (度)} = 4,054.3950 \cdots B$ <p>連続式蒸留しょうちゅうの千分の比</p> $\frac{A}{A+B} \times 1,000 = 133.0 \div 133$ <p>単式蒸留しょうちゅうの千分の比</p> $\frac{B}{A+B} \times 1,000 = 866.9 \div 867$ <p>税額計算</p> <p>連続式蒸留しょうちゅう</p> $13,360 \times \frac{133}{1,000} = 1,776.8800$	

改 正 後	改 正 前
$\frac{1,776.880 \times 350,000 \text{円} / \text{kℓ}}{(35 \text{度の税率})}$ $= 621,908 \text{円}$ <p>単式蒸留しょうちゅう</p> $13,360 \times \frac{867}{1,000} = 11,583.120 \text{ℓ}$ $\frac{11,583.120 \times 350,000 \text{円} / \text{kℓ}}{(35 \text{度の税率})}$ $= 4,054,092 \text{円}$ <p>納付税額</p> $621,908 \text{円} + 4,054,092 \text{円}$ $= 4,676,000 \text{円}$	
<p>2 (4)による場合</p> <p>連続式蒸留しょうちゅうアルコール分20.6度 のもの3,020リットル、単式蒸留しょうちゅうア ルコール分44.5度のもの9,111リットルを混和 した混和酒アルコール分38.5度のもの12,131リ ットルを移出した場合の納付税額</p> <p>税額計算</p> <p>連続式蒸留しょうちゅう</p> $\frac{3,020 \times 200,000 \text{円} / \text{kℓ}}{(20 \text{度の税率})}$ $= 604,000 \text{円}$ <p>単式蒸留しょうちゅう</p> $\frac{9,111 \times 440,000 \text{円} / \text{kℓ}}{(44 \text{度の税率})}$ $= 4,008,840 \text{円}$ <p>納付税額</p> $604,000 \text{円} + 4,008,840 \text{円}$ $= 4,612,840 \text{円}$	
<p>4 混和酒を移出する場合の混和割合の表示の取扱い</p> <p>混和酒が製造場に戻し入れされた場合又は他の製造場 に移入され再移出された場合には、原則としてその混和 割合により税額を算出し、酒税を控除又は還付すること になるので、混和酒を製造場から移出する場合には、必 ず、その混和割合をその容器、仕切書又は納品伝票等に 表示させる。</p>	
<p>5 旧酒税法の基づく適用税率の取扱い</p> <p>旧酒税法（所得税法等の一部を改正する等の法律（平 成18年法律第10号）による改正前の酒税法をいう。）法第 22条《課税標準及び税率》第1項各号に規定するアルコ ール分は、次による。</p> <p>(1) 「アルコール分が15度を下る1度（1度未満の端 数があるときはその端数は1度とみなす。）」とは、 アルコール分が15度を0.1度下るものも含まれるも のである。したがって、アルコール分が14.8度の場 合は、15度－14.8度＝0.2度となり、15度を下るもの に含まれ、かつ、その下る度数が1度未満であるか ら、1度とみなすものである。</p>	

改正後	改正前
<p>(2) 「<u>アルコール分が13.5度を下る1度（1度未満の端数があるときはその端数は1度とみなす。）</u>」の場合には、<u>下る度数の計算の基点は13.5度であるから留意する。したがって、みりんの場合においては、アルコール分が、12.5度のものは13.5度－12.5度＝1.0度となり、1度下るものであるが、アルコール分が12.4度のものは、13.5度－12.4度＝1.1度となり、2度下るものである。</u></p> <p><u>(注) みりんのアルコール分が8.4度の場合には13.5度－8.4度＝5.1度となり、計算上は6度下るものとなるが、その税率はアルコール分が8度未満のものと同類となるのであるから留意する。</u></p> <p>第28条 未納税移出</p> <p>第1項関係</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 蔵置場の設置許可の要件</p> <p>蔵置場は、設置しようとする蔵置場の態様に従い、申請者及び申請場所が、次の共通の許可要件及び態様別許可要件のいずれにも該当している場合に限り許可する。</p> <p>(1) 共通の許可要件</p> <p>イ 申請者は、法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第6号、第7号から第8号まで又は第10号に規定する者でない。</p> <p>ロ 申請者が法人である場合には、その役員のうち法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第1号、第2号又は第7号から第8号までに規定する者がいない。</p> <p>ハ 申請者が支配人を選任して蔵置場における業務を行わせる場合には、その支配人が法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第1号、第2号又は第7号から第8号までに規定する者でない。</p> <p>ニ 申請場所は、次の各号に掲げる場所のいずれにも該当せず、かつ、独立した建物又は独立した建物とみなされる建物内である。</p> <p>(イ) <u>検査取締り上不適当と認められる場所</u></p> <p>(ロ)～(ニ) (省略)</p> <p>(注) 1 蔵置場の態様が同一であり、かつ、<u>検査取締り上不適当と認められる事情がないときは、同一の蔵置場において、同一の製造者等が二以上の品目の酒類を蔵置しても差し支えない。</u></p> <p>2 申請場所が委託管理されている場合には</p>	<p>第28条 未納税移出</p> <p>第1項関係</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 蔵置場の設置許可の要件</p> <p>蔵置場は、設置しようとする蔵置場の態様に従い、申請者及び申請場所が、次の共通の許可要件及び態様別許可要件のいずれにも該当している場合に限り許可する。</p> <p>(1) 共通の許可要件</p> <p>イ 申請者は、法第10条《<u>免許の要件</u>》第6号、第7号から第8号まで又は第10号に規定する者でない。</p> <p>ロ 申請者が法人である場合には、その役員のうち法第10条《<u>免許の要件</u>》第1号、第2号又は第7号から第8号までに規定する者がいない。</p> <p>ハ 申請者が支配人を選任して蔵置場における業務を行わせる場合には、その支配人が法第10条《<u>免許の要件</u>》第1号、第2号又は第7号から第8号までに規定する者でない。</p> <p>ニ 申請場所は、次の各号に掲げる場所のいずれにも該当せず、かつ、独立した建物又は独立した建物とみなされる建物内である。</p> <p>(イ) <u>検査取締り上不適当と認められる場所</u></p> <p>(ロ)～(ニ) (同左)</p> <p>(注) 1 蔵置場の態様が同一であり、かつ、<u>検査取締り上不適当と認められる事情がないときは、同一の蔵置場において、同一の製造者等が二以上の種類又は品目の酒類を蔵置しても差し支えない。</u></p> <p>2 申請場所が委託管理されている場合には</p>

改正後	改正前
<p>管理権を有しているものと取り扱う。</p> <p>ホ・ヘ (省略)</p> <p>(2) 態様別許可要件</p> <p>イ 輸出酒類の蔵置場</p> <p>(イ) 申請者は、輸出する酒類を販売することができる<u>酒類販売業者</u>又は製造者である。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ロ 容器詰等のための蔵置場</p> <p>(イ) びん詰等のための蔵置場</p> <p>A (省略)</p> <p>B 蔵置する酒類は、次に該当する酒類である。</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 申請者が共同蔵置法人である場合には、共同びん詰酒類（共同蔵置法人の商標を付して課税移出するものを含む。以下同じ。）、びん詰めを受託した酒類又は未納税移出するために構成員たる製造者から移入した清酒若しくは<u>単式蒸留しょうちゅう</u></p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ハ 果実酒集荷のための蔵置場</p> <p>(イ) 申請者は、果実酒の製造者、果実酒を卸売することができる<u>酒類販売業者</u>又は果実酒の共同蔵置法人（出資の状況については、ロの(イ)のAの定めを準用する。）である。</p> <p>(ロ) 申請者は、同一の態様（果実酒集荷のための蔵置場）の蔵置場を二以上設置しようとするものでない。</p> <p>(ハ) 申請場所を管轄する税務署の管轄区域内にすでに許可を受けた果実酒集荷のための蔵置場（自他の別を問わない。）が存在しない。</p> <p>(ニ) 蔵置する酒類は、果実酒である。</p> <p>ニ～ト (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 許可する場合の条件</p> <p>次の各号に掲げる蔵置場の設置許可を与える場合においては、令第29条《蔵置場の設置許可の申請》第2項の規定により酒類の<u>品目別</u>に与えるものとし、蔵置する酒類の範囲について、次の各号に掲げる条件を付する。</p> <p>なお、次の各号に掲げる条件のほかに、酒税の取締り若しくは保全上又は申請者の申請により、特に必要があると認められるときは、蔵置する酒類の範囲につきその必要と認められる条件を付すことができる。</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>管理権を有しているものと取り扱う。</p> <p>ホ・ヘ (同左)</p> <p>(2) 態様別許可要件</p> <p>イ 輸出酒類の蔵置場</p> <p>(イ) 申請者は、輸出する酒類を販売することができる<u>販売業者</u>又は製造者である。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ロ 容器詰等のための蔵置場</p> <p>(イ) びん詰等のための蔵置場</p> <p>A (同左)</p> <p>B 蔵置する酒類は、次に該当する酒類である。</p> <p>(A) (同左)</p> <p>(B) 申請者が共同蔵置法人である場合には、共同びん詰酒類（共同蔵置法人の商標を付して課税移出するものを含む。以下同じ。）、びん詰めを受託した酒類又は未納税移出するために構成員たる製造者から移入した清酒若しくは<u>しょうちゅう乙類</u></p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ハ 果実酒集荷のための蔵置場</p> <p>(イ) 申請者は、果実酒の製造者、果実酒を卸売することができる<u>販売業者</u>又は果実酒の共同蔵置法人（出資の状況については、ロの(イ)のAの定めを準用する。）である。</p> <p>(ロ) 申請者は、同一の態様（果実酒集荷のための蔵置場）の蔵置場を二以上設置しようとするものでない。</p> <p>(ハ) 申請場所を管轄する税務署の管轄区域内にすでに許可を受けた果実酒集荷のための蔵置場（自他の別を問わない。）が存在しない。</p> <p>(ニ) 蔵置する酒類は、果実酒である。</p> <p>ニ～ト (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 許可する場合の条件</p> <p>次の各号に掲げる蔵置場の設置許可を与える場合においては、令第29条《蔵置場の設置許可の申請》第2項の規定により酒類の<u>種類別</u>（<u>品目のある種類</u>については<u>品目別</u>）に与えるものとし、蔵置する酒類の範囲について、次の各号に掲げる条件を付する。</p> <p>なお、次の各号に掲げる条件のほかに、酒税の取締り若しくは保全上又は申請者の申請により、特に必要があると認められるときは、蔵置する酒類の範囲につきその必要と認められる条件を付すことができる。</p> <p>(1) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 容器詰等のための蔵置場</p> <p>イ びん詰等のための蔵置場</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 共同蔵置法人が設置する場合</p> <p>「蔵置する酒類は、共同びん詰酒類、びん詰めを受託した酒類又は未納税移出するために構成員たる製造者から移入した清酒若しくは<u>単式蒸留し</u><u>ょうちゅう</u>に限る。」旨。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(3) 果実酒集荷のための蔵置場</p> <p>「蔵置する酒類は、集荷して移出するための果実酒に限る。」旨。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 原料用アルコールの蔵置場</p> <p>「蔵置する酒類は、自己が製造した<u>原料用アルコ</u><u>ール</u>に限る。」旨。</p> <p>(6)・(7) (省略)</p> <p>5 期限の延長の取扱い</p> <p>期限を付して許可した蔵置場について、設置許可を受けた者からその期限を延長されたい旨の<u>申出</u>があった場合には、その理由を十分検討し、酒税の取締り又は保全上支障がないと認められる場合に限り、期限を延長して差し支えない。</p> <p>6 条件の緩和の取扱い</p> <p>(1) 4《許可する場合の条件》により条件を付して許可した蔵置場について、設置許可を受けた者から蔵置する酒類の範囲につきその条件を緩和されたい旨の<u>申出</u>があった場合には、その理由を十分検討し、酒税の取締り又は保全上支障がないと認められる場合に限り、条件を緩和して差し支えない。</p> <p>(2) 製造場狭あいのための蔵置場について、設置許可を受けた者から、条件として付されている未納税移入先を追加したい旨の<u>申出</u>があった場合には、その追加製造場が自製酒を蔵置するためには狭あいであると認められ、かつ、その蔵置場と追加製造場とが、原則として、同一国税局の管轄区域内に所在するときは、条件を緩和して差し支えない。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>7 (省略)</p> <p>8 許可等事務の取扱官庁</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 税務署長限りで処理するもの</p> <p>イ 次のいずれかに該当する蔵置場の設置許可</p> <p>(イ) 輸出酒類の蔵置場</p>	<p>(2) 容器詰等のための蔵置場</p> <p>イ びん詰等のための蔵置場</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 共同蔵置法人が設置する場合</p> <p>「蔵置する酒類は、共同びん詰酒類、びん詰めを受託した酒類又は未納税移出するために構成員たる製造者から移入した清酒若しくは<u>しよ</u><u>うちゅう乙類</u>に限る。」旨。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(3) 果実酒集荷のための蔵置場</p> <p>「蔵置する酒類は、集荷して移出するための果実酒に限る。」旨。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 原料用アルコールの蔵置場</p> <p>「蔵置する酒類は、自己が製造した<u>スピリッツ類</u><u>原料用アルコール</u>に限る。」旨。</p> <p>(6)・(7) (同左)</p> <p>5 期限の延長の取扱い</p> <p>期限を付して許可した蔵置場について、設置許可を受けた者からその期限を延長されたい旨の<u>申立て</u>があった場合には、その理由を十分検討し、酒税の取締り又は保全上支障がないと認められる場合に限り、期限を延長して差し支えない。</p> <p>6 条件の緩和の取扱い</p> <p>(1) 4《許可する場合の条件》の<u>なお書</u>により条件を付して許可した蔵置場について、設置許可を受けた者から蔵置する酒類の範囲につきその条件を緩和されたい旨の<u>申立て</u>があった場合には、その理由を十分検討し、酒税の取締り又は保全上支障がないと認められる場合に限り、条件を緩和して差し支えない。</p> <p>(2) 製造場狭あいのための蔵置場について、設置許可を受けた者から、条件として付されている未納税移入先を追加したい旨の<u>申立て</u>があった場合には、その追加製造場が自製酒を蔵置するためには狭あいであると認められ、かつ、その蔵置場と追加製造場とが、原則として、同一国税局の管轄区域内に所在するときは、条件を緩和して差し支えない。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>7 (同左)</p> <p>8 許可等事務の取扱官庁</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 税務署長限りで処理するもの</p> <p>次のいずれかに該当する蔵置場の設置許可<u>及びそ</u><u>の際に付した期限の延長又は条件の緩和</u></p>

改正後	改正前
<p>(ロ) <u>びん詰等のための蔵置場、果実酒集荷のための蔵置場、製造場移転のための蔵置場で、申請場所とその蔵置場へ酒類を未納税移出することを予定している製造場が同一税務署の管轄区域内である場合</u></p> <p>ロ 期限の延長又は条件の緩和 <u>ただし、異例又は特殊なものは国税局長とする。</u></p>	<p>イ 輸出酒類の蔵置場</p> <p>ロ <u>びん詰等のための蔵置場、果実酒集荷のための蔵置場、製造場移転のための蔵置場で、申請場所とその蔵置場へ酒類を未納税移出することを予定している製造場が同一税務署の管轄区域内である場合</u></p>
<p>9 (省略)</p>	<p>9 (同左)</p>
<p>10 「税率の適用区分」等の意義</p>	<p>10 「税率の適用区分」等の意義</p>
<p>法第28条《未納税移出》第7項、法第30条の2《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第1項、法第30条の3《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第1項、令第33条《未納税移出の承認申請》、令第34条《未納税移出が認められるために必要な申告書の添付書類等》及び令第35条《未納税引取》から令第38条《控除又は還付を受けようとする酒税額の計算に関する書類》までに規定する「税率の適用区分」とは、次の区分をいう。</p>	<p>法第28条《未納税移出》第7項、法第30条の2《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第1項、法第30条の3《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第1項、令第33条《未納税移出の承認申請》、令第34条《未納税移出が認められるために必要な申告書の添付書類等》及び令第35条《未納税引取》から令第38条《控除又は還付を受けようとする酒税額の計算に関する書類》までに規定する「税率の適用区分」とは、次の区分をいう。</p>
<p>(1) <u>法第23条《税率》第1項から第5項までの適用区分</u></p>	<p>(1) <u>法第22条《課税標準及び税率》第1項、第2項又は第3項の適用区分</u></p>
<p>(2) <u>酒類の品目別若しくはアルコール分別及び発泡性の有無の区分</u></p> <p>(注) 「アルコール分別」とは、同一税率の適用を受けるアルコール度数の範囲のものごとをいう。</p>	<p>(注) <u>措置法第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》の適用を受けたものについては、同条第1項各号の区分をいう。</u></p> <p>(2) <u>酒類の種類別、品目別及びアルコール分別の区分</u></p> <p>(注) 「アルコール分別」とは、同一税率の適用を受けるアルコール度数の範囲のものごとをいう。</p>
<p>(3) <u>発泡酒については法第23条《税率》第2項第1号又は第2号の区分</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(3) <u>発泡酒については法第22条《課税標準及び税率》第1項第10号のイの(1)、(2)及び(3)の区分</u></p>
<p>11 (省略)</p>	<p>11 (同左)</p>
<p>12 未納税移出承認の取扱い</p>	<p>12 未納税移出承認の取扱い</p>
<p>法第28条《未納税移出》第1項第4号に規定する未納税移出承認は、次の場合に与えることに取り扱う。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>連続式蒸留しょうちゅう又は単式蒸留しょうちゅう(いずれも未納税移入した製造者が製造したものに限る。)を混和する目的で、それぞれ単式蒸留しょうちゅう又は連続式蒸留しょうちゅうを移出しようとする場合</u></p>	<p>法第28条《未納税移出》第1項第4号に規定する未納税移出承認は、次の場合に与えることに取り扱う。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) <u>品目を異にするしょうちゅう(未納税移入した製造者が製造した酒類に限る。)に混和する目的で、しょうちゅうを移出しようとする場合。</u></p>

改正後	改正前
<p>(5) 製造者から酒類（当該製造者が製造免許を受けた品目の酒類に限る。）の製造の委託を受けた者が、当該委託を受けて製造した酒類を容器詰めのため他の製造者の製造場又は蔵置場（当該委託をした者の製造場又は蔵置場を除く。）へ移出しようとする場合。ただし、酒類の製造を委託した製造者の製造場又は蔵置場に移入されることが確実に認められる場合に限る。</p> <p>(6) (5)の酒類を、当該酒類の製造を委託した者の製造場又は蔵置場へ移出しようとする場合等で、<u>検査取締り上支障のないものと認められる場合</u></p>	<p>(5) 製造者から酒類（当該製造者が製造免許を受けた種類又は品目の酒類に限る。）の製造の委託を受けた者が、当該委託を受けて製造した酒類を容器詰めのため他の製造者の製造場又は蔵置場（当該委託をした者の製造場又は蔵置場を除く。）へ移出しようとする場合。ただし、酒類の製造を委託した製造者の製造場又は蔵置場に移入されることが確実に認められる場合に限る。</p> <p>(6) (5)の酒類を、当該酒類の製造を委託した者の製造場又は蔵置場へ移出しようとする場合等で、<u>検査取締り上支障のないものと認められる場合。</u></p>
<p>13 (省略)</p>	<p>13 (同左)</p>
<p>第5項関係</p>	<p>第5項関係</p>
<p>1 「酒税の取締り又は保全上特に不相当と認められる等の事情があるとき」の範囲</p>	<p>1 「酒税の取締り又は保全上特に不相当と認められる等の事情があるとき」の範囲</p>
<p>法第28条《未納税移出》第5項に規定する「酒税の取締り又は保全上特に不相当と認められる等の事情があるとき」の範囲は、次による。ただし、酒税の保全上支障がないと認められる場合はこの限りでない。</p>	<p>法第28条《未納税移出》第5項に規定する「酒税の取締り又は保全上特に不相当と認められる等の事情があるとき」の範囲は、次による。ただし、酒税の保全上支障がないと認められる場合はこの限りでない。</p>
<p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>(1)～(4) (同左)</p>
<p>(5) 移入しようとする製造場において、製造免許を受けていない酒類（製造する酒類の範囲についての条件が付されている酒類については製造する酒類の範囲を含む。）を移入しようとする場合。ただし、<u>第28条第1項関係の12(未納税移出承認の取扱い)の(4)に該当し連続式蒸留しようちゅう又は単式蒸留しようちゅうを移入しようとする場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(5) 移入しようとする製造場において、製造免許を受けていない酒類（品目のある種類については品目及び製造する酒類の範囲についての条件が付されている酒類については製造する酒類の範囲を含む。）を移入しようとする場合。ただし、<u>品目を異にするしようちゅうに混和する目的で、しようちゅうを移入しようとする場合は、この限りでない。</u></p>
<p>第30条 戻入れの場合の酒税額の控除等</p>	<p>第30条 戻入れの場合の酒税額の控除等</p>
<p>第3項関係</p>	<p>第3項関係</p>
<p>1・2 (省略)</p>	<p>1・2 (同左)</p>
<p>3 再移出控除を受けようとする場合における移入酒類の数量等の計算</p>	<p>3 再移出控除を受けようとする場合における移入酒類の数量等の計算</p>
<p>法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第3項に規定する「移入した製造場から更に移出したとき」の酒税額の控除（以下「再移出控除」という。）を受けようとする場合における再移出した酒類に占める移入した酒類の数量及び酒税額の計算は、アルコール分の総量によりあん分（あん分に用いる比率は1,000分比とし、小数点未満の端数がある場合は四捨五入（算出した端数がともに五入となる場合には、移入酒類に係る比率を切り上げる。）し、数量に1ミリリットル未満の端数がある場合はそれを切り捨てる。）して行う。</p>	<p>法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第3項に規定する「移入した製造場から更に移出したとき」の酒税額の控除（以下、「再移出控除」という。）を受けようとする場合における再移出した酒類に占める移入した酒類の数量及び酒税額の計算は、アルコール分の総量によりあん分（あん分に用いる比率は1,000分比とし、小数点未満の端数がある場合は四捨五入（算出した端数がともに五入となる場合には、移入酒類に係る比率を切り上げる。）し、数量に1ミリリットル未満の端数がある場合はそれを切り捨てる。）して行う。</p>
<p>(注) 控除税額のおん分計算による算出が不可能とな</p>	<p>(注) 控除税額のおん分計算による算出が不可能とな</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ったものについては、再移出控除は適用できないのであるから留意する。</p> <p>(計算例)</p> <p>1 <u>ウイスキー</u> 1キロリットル (アルコール分<u>39.5度</u>) を移入して、これを割水し<u>ウイスキー</u> 500リットル (アルコール分<u>37.5度</u>) を移出した場合の控除額</p> <p>・原料使用酒類中に占める移入酒類の数量及び税額</p> $5000 \times \frac{37.5(\text{度})}{39.5(\text{度})} = 5000 \times \frac{949}{1,000}$ <p style="text-align: right;">(四捨五入)</p> $= 474.5000 \text{ (ミリリットル未満切捨)}$ $\frac{390,000\text{円}/\text{k}\ell \times 0.4745 \text{ (k}\ell)}{(39\text{度})\text{の税率}} = \frac{185,055\text{円}}{(\text{円未満切捨})}$ <p>2 <u>ウイスキー</u> 300リットル (アルコール分<u>39.5度</u>) を移入し、これを蔵内の<u>ウイスキー</u> 300リットル (アルコール分<u>37.5度</u>) と混和した後瓶詰めし、<u>ウイスキー</u> 500リットル (アルコール分<u>38.5度</u>) を移出した場合の控除額</p> <p>・アルコール総量によるあん分</p> <p>(数量×アルコール分=アルコール分の数量) →比率</p> <p>移入酒類 $3000 \times 39.5(\text{度}) = 118.50 \rightarrow 513.0 \div 513$</p> <p>蔵内酒類 $3000 \times 37.5(\text{度}) = 112.50 \rightarrow 487.0 \div 487$</p> <p style="text-align: center;">計 231.00 1,000</p> <p style="text-align: right;">(四捨五入)</p> <p>・移出酒類中に占める移入酒類の数量及び税額</p> $5000 \times \frac{513}{1,000} = 256.5000 \text{ (ミリリットル未満切捨)}$ $256.5000 \times \frac{38.5(\text{度})}{39.5(\text{度})} = 256.5000 \times \frac{975}{1,000}$ <p style="text-align: right;">(四捨五入)</p> $= 250.0870 \text{ (ミリリットル未満切捨)}$ $\frac{390,000\text{円}/\text{k}\ell \times 0.250087 \text{ (k}\ell)}{(39\text{度})\text{の税率}} = \frac{97,533\text{円}}{(\text{円未満切捨})}$ <p>4 (省略)</p> <p>5 原料使用控除を受けようとする場合における移入酒類の数量等の計算</p> <p>法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第3項に規定する「第47条第1項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したとき」の酒税額の控除(以下「原料使用控除」という。)を受けようとする場合における原料として使用した酒類に占める移入した酒類の数量及び酒税額の計算は、アルコール分の総量によりあん分(あん分に用いる比率は1,000分比とし、小数点未満の端数がある場合は四捨五入(算出した端数がともに</p>	<p>ったものについては、再移出控除は適用できないのであるから留意する。</p> <p>(計算例)</p> <p>1 <u>清酒</u> 1キロリットル (アルコール分<u>16.5度</u>) を移入して、これを割水し<u>清酒</u> 500リットル (アルコール分<u>15.4度</u>) を移出した場合の控除額</p> <p>・アルコール総量によるあん分</p> $\frac{15.4(\text{度})}{16.5(\text{度})} = \frac{933.33 \cdot \cdot}{1,000} \div \frac{933}{1,000}$ <p style="text-align: right;">(四捨五入)</p> <p>・原料使用酒類中に占める移入酒類の数量及び税額</p> $5000 \times \frac{933}{1,000} = 466.5000 \text{ (ミリリットル未満切捨)}$ $\frac{149,870\text{円}/\text{k}\ell \times 0.4665 \text{ (k}\ell)}{(16\text{度})\text{の税率}} = \frac{69,914\text{円}}{(\text{円未満切捨})}$ <p>2 <u>清酒</u> 180リットル (アルコール分<u>15.4度</u>) を移入し、これを蔵内の<u>清酒</u> 370リットル (アルコール分<u>15.8度</u>) と混和した後瓶詰めし、<u>清酒</u> 540リットル (アルコール分<u>15.6度</u>) を移出した場合の控除額</p> <p>・アルコール総量によるあん分</p> <p>(数量×アルコール分=アルコール分の数量) →比率</p> <p>移入酒類 $1800 \times 15.4(\text{度}) = 27.7200 \rightarrow 321.6 \div 322$</p> <p>蔵内酒類 $3700 \times 15.8(\text{度}) = 58.4600 \rightarrow 678.3 \div 678$</p> <p style="text-align: center;">計 86.1800 1,000</p> <p style="text-align: right;">(四捨五入)</p> <p>・移出酒類中に占める移入酒類の数量及び税額</p> $5400 \times \frac{322}{1,000} = 173.8800 \text{ (ミリリットル未満切捨)}$ $173.8800 \times \frac{15.6(\text{度})}{15.4(\text{度})} = 173.8800 \times \frac{1,013}{1,000}$ <p style="text-align: right;">(四捨五入)</p> $= 176.1400 \text{ (ミリリットル未満切捨)}$ $\frac{140,500\text{円}/\text{k}\ell \times 0.17614 \text{ (k}\ell)}{(15\text{度})\text{の税率}} = \frac{24,747\text{円}}{(\text{円未満切捨})}$ <p>4 (同左)</p> <p>5 原料使用控除を受けようとする場合における移入酒類の数量等の計算</p> <p>法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第3項に規定する「第47条第1項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したとき」の酒税額の控除(以下、「原料使用控除」という。)を受けようとする場合における原料として使用した酒類に占める移入した酒類の数量及び酒税額の計算は、アルコール分の総量によりあん分(あん分に用いる比率は1,000分比とし、小数点未満の端数がある場合は四捨五入(算出した端数がとも</p>

改正後	改正前																		
<p>五入となる場合には、移入酒類に係る比率を切り上げる。)し、数量に1ミリリットル未満の端数がある場合はそれを切り捨てる。)して行う。</p> <p>[計算例]</p> <p>1 <u>ブランデー280リットル(アルコール分55.0度)</u>を移入し、これを割水し<u>ブランデー500リットル(アルコール分30.8度)</u>とした後、250リットルを<u>リキュール</u>の原料として使用した場合の控除額</p> <p>・原料使用酒類中に占める移入酒類の数量及び税額</p> $2500 \times \frac{30.8(\text{度})}{55.0(\text{度})} = 2500 \times \frac{560}{1,000}$ <p style="text-align: right;">(四捨五入) =140,000 (ミリリットル未満切捨)</p> $\frac{550,000\text{円}/\text{k}\ell \times 0.140000(\text{k}\ell)}{(55\text{度}の税率)}$ <p style="text-align: right;">=77,000円 (円未満切捨)</p> <p>2 <u>ブランデー100リットル(アルコール分40.0度)</u>を移入し、これを蔵内のブランデー60リットル(アルコール分55.0度)と混和した後、90リットル(アルコール分45.6度)を甘味果実酒の原料として使用した場合の控除額</p> <p>・アルコール総量によるあん分 (数量×アルコール分=アルコール分の数量)→比率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">移入酒類</td> <td style="width: 30%;">100ℓ×40.0(度)=40.0ℓ→547.9÷548</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>蔵内酒類</td> <td>60ℓ×55.0(度)=33.0ℓ→452.1÷452</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>73.0ℓ</td> <td>1,000</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(四捨五入)</p> <p>・原料使用酒類中に占める移入酒類の数量及び税額</p> $900 \times \frac{548}{1,000} = 49.3200$ <p style="text-align: right;">(ミリリットル未満切捨)</p> $49.3200 \times \frac{45.6(\text{度})}{40.0(\text{度})} = 49.3200 \times \frac{1,140}{1,000}$ <p style="text-align: right;">=56.2240 (ミリリットル未満切捨)</p> $\frac{400,000\text{円}/\text{k}\ell \times 0.056224(\text{k}\ell)}{(40\text{度}の税率)}$ <p style="text-align: right;">=22,489円 (円未満切捨)</p> <p>6 (省略)</p> <p>第5項関係</p> <p>1 「製造の廃止」の意義</p> <p>法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第5項に規定する「製造の廃止」とは、酒類の製造免許に付された期限が経過したこと、酒類の製造免許が取消されたこと(法人の合併又は解散によりその免許が消滅した場合を含む。)又は製造者の相続人につき法第19条《製造業又は販売業の相続》第2項の規定の適用がないことをい、</p>	移入酒類	100ℓ×40.0(度)=40.0ℓ→547.9÷548		蔵内酒類	60ℓ×55.0(度)=33.0ℓ→452.1÷452		計	73.0ℓ	1,000	<p>に五入となる場合には、移入酒類に係る比率を切り上げる。)し、数量に1ミリリットル未満の端数がある場合はそれを切り捨てる。)して行う。</p> <p>[計算例]</p> <p>1 <u>清酒200リットル(アルコール分21.0度)</u>を移入し、これを割水し<u>清酒500リットル(アルコール分8.5度)</u>とした後、250リットルを<u>リキュール類</u>の原料として使用した場合の控除額</p> <p>・アルコール総量によるあん分</p> $\frac{8.5(\text{度})}{21.0(\text{度})} = \frac{404.76}{1,000} \doteq \frac{405}{1,000}$ <p style="text-align: right;">(四捨五入)</p> <p>・原料使用酒類中に占める移入酒類の数量及び税額</p> $2500 \times \frac{405}{1,000} = 101.2500$ <p style="text-align: right;">(ミリリットル未満切捨)</p> $\frac{196,720\text{円}/\text{k}\ell \times 0.101250(\text{k}\ell)}{(21\text{度}の税率)}$ <p style="text-align: right;">=19,917円 (円未満切捨)</p> <p>2 <u>ブランデー100リットル(アルコール分40.0度)</u>を移入し、これを蔵内のブランデー60リットル(アルコール分55.0度)と混和した後、90リットル(アルコール分45.6度)を甘味果実酒の原料として使用した場合の控除額</p> <p>・アルコール総量によるあん分 (数量×アルコール分=アルコール分の数量)→比率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">移入酒類</td> <td style="width: 30%;">100ℓ×40.0(度)=40.0ℓ→547.9÷548</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>蔵内酒類</td> <td>60ℓ×55.0(度)=33.0ℓ→452.1÷452</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>73.0ℓ</td> <td>1,000</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(四捨五入)</p> <p>・原料使用酒類中に占める移入酒類の数量及び税額</p> $900 \times \frac{548}{1,000} = 49.3200$ <p style="text-align: right;">(ミリリットル未満切捨)</p> $49.3200 \times \frac{45.6(\text{度})}{40.0(\text{度})} = 49.3200 \times \frac{1,140}{1,000}$ <p style="text-align: right;">=56.2240 (ミリリットル未満切捨)</p> $\frac{409,000\text{円}/\text{k}\ell \times 0.056224(\text{k}\ell)}{(40\text{度}の税率)}$ <p style="text-align: right;">=22,995円 (円未満切捨)</p> <p>6 (同左)</p> <p>第5項関係</p> <p>1 「製造の廃止」の意義</p> <p>法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第5項に規定する「製造の廃止」とは、酒類の製造免許に付された期限が経過したこと、酒類の製造免許が取消されたこと(法人の合併又は解散によりその免許が消滅した場合を含む。)又は製造者の相続人につき法第19条《製造業又は販売業の相続》第2項の規定の適用がないことをい</p>	移入酒類	100ℓ×40.0(度)=40.0ℓ→547.9÷548		蔵内酒類	60ℓ×55.0(度)=33.0ℓ→452.1÷452		計	73.0ℓ	1,000
移入酒類	100ℓ×40.0(度)=40.0ℓ→547.9÷548																		
蔵内酒類	60ℓ×55.0(度)=33.0ℓ→452.1÷452																		
計	73.0ℓ	1,000																	
移入酒類	100ℓ×40.0(度)=40.0ℓ→547.9÷548																		
蔵内酒類	60ℓ×55.0(度)=33.0ℓ→452.1÷452																		
計	73.0ℓ	1,000																	

改正後	改正前
<p>法第20条《必要な行為の継続等》の規定により必要行為の継続を認められているときとは、その期間が経過したことをいう。したがって、2以上の酒類の品目について製造免許を受けていた場合でそのうちの一部の酒類を廃止した場合（例えば清酒と合成清酒の製造免許を受けていた者が清酒の製造だけを廃止した場合）を含み、製造場の移転に伴う移転前の製造場の廃止は含まない。</p> <p>2～6 （省略）</p> <p>第6項関係</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 戻入れ等の事実を証する書類</p> <p>令第38条《控除又は還付を受けようとする酒税額の計算に関する書類》に規定する「もどし入れの事実を証する書類」とは、戻入れ酒類の返品者（自己の支店、出張所等を含む。）が戻入れ年月日、戻入れ酒類に係る税率の適用区分及び当該税率の適用区分ごとの数量等の事項を記載した送り状等の書類をいい、「移入の事実を証する書類」とは、移入酒類に係る納品書等の書類をいう。</p> <p>第30条の2 移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告</p> <p>第1項、第2項及び第3項関係</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 税額の端数計算</p> <p>酒税額についての端数計算等については、通則法第119条《国税の確定金額の端数計算等》及び第120条《還付金等の端数計算等》の規定によるほか、次による。</p> <p>また、法第28条の3《未納税引取》第6項、法第30条の3《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等》、法第30条の4《移出に係る酒類についての期限内申告による納付等》第2項、法第30条の5《引取りに係る酒類についての酒税の納付等》、法第54条、法第56条、法第58条及び法第59条の規定による酒税額についての端数計算等についても、この取扱いに準ずる。</p> <p>(1) 酒税額の端数計算は、次による。</p> <p>イ 酒税額は、税率の適用区分の異なるものごとに算出し、その各算出額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p>	<p>い、法第20条《必要な行為の継続等》の規定により必要行為の継続を認められているときとは、その期間が経過したことをいう。したがって、2以上の酒類の種別又は品目について製造免許を受けていた場合でそのうちの一部の酒類を廃止した場合（例えば清酒と合成清酒の製造免許を受けていた者が清酒の製造だけを廃止した場合）を含み、製造場の移転に伴う移転前の製造場の廃止は含まない。</p> <p>2～6 （同左）</p> <p>第6項関係</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 戻入れ等の事実を証する書類</p> <p>令第38条《控除又は還付を受けようとする酒税額の計算に関する書類》に規定する「もどし入れの事実を証する書類」とは、戻入れ酒類の返品者（自己の支店、出張所等を含む。）が戻入れ年月日、戻入れ酒類に係る税率の適用区分（酒類の種類別、品目別及びアルコール分別等の区分）及び当該税率の適用区分ごとの数量等の事項を記載した送り状等の書類をいい、「移入の事実を証する書類」とは、移入酒類に係る納品書等の書類をいう。</p> <p>第30条の2 移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告</p> <p>第1項、第2項及び第3項関係</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 税額の端数計算</p> <p>酒税額についての端数計算等については、通則法第119条《国税の確定金額の端数計算等》及び第120条《還付金等の端数計算等》に規定しているところであるが、この取扱いについては、昭和37年7月17日付徴管2—76ほか8課共同「国税の確定金額等の端数計算について」通達によるほか、次による。</p> <p>また、法第28条の3《未納税引取》第6項、法第30条の3《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等》、法第30条の4《移出に係る酒類についての期限内申告による納付等》第2項、法第30条の5《引取りに係る酒類についての酒税の納付等》、法第54条、法第56条、法第58条及び法第59条の規定による酒税額についての端数計算等についても、この取扱いに準ずる。</p> <p>(1) 酒税額の端数計算は、次による。</p> <p>イ 酒税額は、税率の適用区分（しょうちゅう、ウイスキー類及びスピリッツ類については、品目を含む。以下同じ。）の異なるものごとに算出し、その</p>

改 正 後	改 正 前																																																																																																																				
<p>ロ～ニ (省略)</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>3～7 (省略)</p> <p>8 酒類を重量により詰口する場合の取扱い</p> <p>酒類を重量により詰口する場合における1キロリットル当たりの重量の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 次表に掲げる酒類は、次表の「1kℓ当たりの重量」欄に掲げるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">酒類の品目</th> <th style="width: 10%;">アルコール分</th> <th style="width: 10%;">1kℓ当たりの重量</th> <th style="width: 10%;">度</th> <th style="width: 10%;">kg</th> <th style="width: 10%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清酒及び合成清酒</td> <td>—</td> <td>1,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">連続式蒸留しょうちゅう又は単式蒸留しょうちゅう</td> <td>20</td> <td>976</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>971</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>965</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>959</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビール及び発泡酒</td> <td>—</td> <td>1,008</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>果実酒</td> <td>—</td> <td>997</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原料用アルコール</td> <td>88</td> <td>841</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>95</td> <td>817</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (1)の表に掲げる酒類以外のうち蒸留酒類の1キロリットル当たりの重量は、次表の数値から求める。この場合、1キロリットル当たりの重量については、キログラム位未満第4位の数値を切り上げてキログラム位未満第3位にとどめる。 (表は省略)</p> <p>(3) みりん、甘味果実酒、<u>その他の醸造酒、リキュール及び雑酒</u>の1キロリットル当たりの重量は、当該酒類の比重により算定する。この場合、1リットル当たりの重量については、キログラム位未満第4位の数値を切り上げてキログラム位未満第3位にとどめる。</p> <p>9～12 (省略)</p> <p>第30条の3 引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等</p> <p>1 輸入酒類に対する税率適用区分</p> <p>輸入酒類に対する酒税の税率の適用区分は、その酒類の製造方法等につき輸出国政府機関又はこれに準ずる機関の証明書により判定することに取り扱う。ただし、次</p>	酒類の品目	アルコール分	1kℓ当たりの重量	度	kg	摘要	清酒及び合成清酒	—	1,000				連続式蒸留しょうちゅう又は単式蒸留しょうちゅう	20	976				25	971				30	965				35	959				ビール及び発泡酒	—	1,008				果実酒	—	997				原料用アルコール	88	841				95	817				<p>各算出額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>ロ～ニ (同左)</p> <p>(2)・(3) (同左)</p> <p>3～7 (同左)</p> <p>8 酒類を重量により詰口する場合の取扱い</p> <p>酒類を重量により詰口する場合における1キロリットル当たりの重量の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 次表に掲げる酒類は、次表の「1kℓ当たりの重量」欄に掲げるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">酒類の種類及び品目</th> <th style="width: 10%;">アルコール分</th> <th style="width: 10%;">1kℓ当たりの重量</th> <th style="width: 10%;">度</th> <th style="width: 10%;">kg</th> <th style="width: 10%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清酒及び合成清酒</td> <td>—</td> <td>1,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>しょうちゅう</td> <td>20</td> <td>976</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>25</td> <td>971</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>30</td> <td>965</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>35</td> <td>959</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビール及び発泡酒</td> <td>—</td> <td>1,008</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>果実酒</td> <td>—</td> <td>997</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原料用アルコール</td> <td>88</td> <td>841</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>95</td> <td>817</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (1)の表に掲げる酒類以外のうち蒸留酒の1キロリットル当たりの重量は、次表の数値から求める。この場合、1キロリットル当たりの重量については、キログラム位未満第4位の数値を切り上げてキログラム位未満第3位にとどめる。 (同左)</p> <p>(3) みりん、甘味果実酒、<u>リキュール類及びその他の雑酒</u>の1キロリットル当たりの重量は、当該酒類の比重により算定する。この場合、1リットル当たりの重量については、キログラム位未満第4位の数値を切り上げてキログラム位未満第3位にとどめる。</p> <p>9～12 (同左)</p> <p>第30条の3 引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等</p> <p>1 輸入酒類に対する税率適用区分</p> <p>輸入酒類に対する酒税の税率の適用区分は、その酒類の製造方法等につき輸出国政府機関又はこれに準ずる機関の証明書により判定することに取り扱う。ただし、次</p>	酒類の種類及び品目	アルコール分	1kℓ当たりの重量	度	kg	摘要	清酒及び合成清酒	—	1,000				しょうちゅう	20	976				〃	25	971				〃	30	965				〃	35	959				ビール及び発泡酒	—	1,008				果実酒	—	997				原料用アルコール	88	841				〃	95	817			
酒類の品目	アルコール分	1kℓ当たりの重量	度	kg	摘要																																																																																																																
清酒及び合成清酒	—	1,000																																																																																																																			
連続式蒸留しょうちゅう又は単式蒸留しょうちゅう	20	976																																																																																																																			
	25	971																																																																																																																			
	30	965																																																																																																																			
	35	959																																																																																																																			
ビール及び発泡酒	—	1,008																																																																																																																			
果実酒	—	997																																																																																																																			
原料用アルコール	88	841																																																																																																																			
	95	817																																																																																																																			
酒類の種類及び品目	アルコール分	1kℓ当たりの重量	度	kg	摘要																																																																																																																
清酒及び合成清酒	—	1,000																																																																																																																			
しょうちゅう	20	976																																																																																																																			
〃	25	971																																																																																																																			
〃	30	965																																																																																																																			
〃	35	959																																																																																																																			
ビール及び発泡酒	—	1,008																																																																																																																			
果実酒	—	997																																																																																																																			
原料用アルコール	88	841																																																																																																																			
〃	95	817																																																																																																																			

改 正 後	改 正 前
<p>に該当する場合にあっては、次のとおり取り扱うこととして差し支えない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 老酒については、<u>その他の醸造酒</u>に該当することが明らかなものを除き、<u>リキュール</u>とする。</p> <p>第31条 担保の提供及び酒類の保存</p> <p>第1項関係</p> <p>1 担保の提供等を命ずる場合の取扱い</p> <p>法第31条《担保の提供及び酒類の保存》第1項に規定する「酒税の保全のため必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 今後1年間に課税移出する見込の酒類に対する酒税額が製造場又は蔵置場1場当たり600万円超であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>(注) (省略)</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ イ及びロに掲げるほか、酒類製造者が第10条第10号関係の1《「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義》の(1)から(5)のいずれかに該当する場合</p> <p>(注) (省略)</p> <p>2～21 (省略)</p> <p>第43条 みなし製造</p> <p>第1項関係</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 「混和後のものが酒類であるとき」の範囲</p> <p>法第43条《みなし製造》第1項に規定する「混和後のものが酒類であるとき」には、混和前の<u>酒類の品目</u>と同一の場合も含まれる。</p> <p>3 清酒にアルコール等を加えた場合の取扱い</p> <p>法第43条《みなし製造》第1項第1号の規定により、清酒にアルコール又はしょうちゅうを加えた場合において、当該アルコール又はしょうちゅうのアルコール分の重量が、当該清酒の原料となった米(こうじ米を含む。)の重量の100分の50を超えることとなった場合又はアルコール分が22度以上となった場合には、令第50条《みなし製造の規定の適用除外等》第2項の規定の適用がないので、新たに酒類を製造したものとなり、その<u>酒類の品目</u>は法第3条《その他の用語の定義》により判定する。</p> <p>4 混和酒の取扱い</p>	<p>に該当する場合にあっては、次のとおり取り扱うこととして差し支えない。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 老酒については、<u>リキュール類</u>に該当することが明らかなものを除き、<u>その他の雑酒</u>とする。</p> <p>第31条 担保の提供及び酒類の保存</p> <p>第1項関係</p> <p>1 担保の提供等を命ずる場合の取扱い</p> <p>法第31条《担保の提供及び酒類の保存》第1項に規定する「酒税の保全のため必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 今後1年間に課税移出する見込の酒類に対する酒税額が製造場又は蔵置場1場当たり600万円超であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>(注) (同左)</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ イ及びロに掲げるほか、酒類製造者が第10条第10号関係の1《「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義》の(1)から(6)のいずれかに該当する場合</p> <p>(注) (同左)</p> <p>2～21 (同左)</p> <p>第43条 みなし製造</p> <p>第1項関係</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 「混和後のものが酒類であるとき」の範囲</p> <p>法第43条《みなし製造》第1項に規定する「混和後のものが酒類であるとき」には、混和前の<u>酒類の種類又は品目</u>と同一の場合も含まれる。</p> <p>3 清酒にアルコール等を加えた場合の取扱い</p> <p>法第43条《みなし製造》第1項第1号の規定により、清酒にアルコール又はしょうちゅうを加えた場合において、当該アルコール又はしょうちゅうのアルコール分の総量が、当該アルコール又はしょうちゅうを加えた後の酒類のアルコール分の総量の100分の50を超えることとなった場合には、令第50条《みなし製造の規定の適用除外等》第2項の規定の適用がないので、新たに酒類を製造したものとなり、その<u>酒類の種類又は品目</u>は法第3条《その他の用語の定義》により判定する。</p> <p>4 混和酒の取扱い</p>

改正後	改正前
<p>法第43条《みなし製造》第1項第2号の規定により清酒と合成清酒とを混和した場合、同項第3号の規定により<u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅう</u>とを混和した場合又は同項第4号の規定によりウイスキーとブランデーとを混和した場合は、それぞれの酒類の混和酒となる。</p>	<p>法第43条《みなし製造》第1項第2号の規定により清酒と合成清酒とを混和した場合、同項第3号の規定により<u>しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類</u>とを混和した場合又は同項第4号の規定によりウイスキーとブランデーとを混和した場合は、それぞれの酒類の混和酒となる。</p>
<p>5・6 (省略)</p>	<p>5・6 (同左)</p>
<p>7 酒類に酒類を混和した場合の取扱い</p>	<p>7 酒類に酒類を混和した場合の取扱い</p>
<p>法第43条《みなし製造》第1項第5号の規定により合成清酒に清酒以外の酒類を混和した場合において、清酒以外の酒類のアルコール分の総量が合成清酒のアルコール分の総量の100分の5を超えることとなった場合には、新たに酒類を製造したものとなり、その<u>酒類の品目</u>は法第3条《その他の用語の定義》の規定により判定する。</p>	<p>法第43条《みなし製造》第1項第5号の規定により合成清酒に清酒以外の酒類を混和した場合において、清酒以外の酒類のアルコール分の総量が合成清酒のアルコール分の総量の100分の5を超えることとなった場合には、新たに酒類を製造したものとなり、その<u>酒類の種類又は品目</u>は法第3条《その他の用語の定義》の規定により判定する。</p>
<p>8 合成清酒に<u>米を原料の全部又は一部として製造した物品</u>を混和する場合の重量計算</p>	<p>8 合成清酒に清酒以外の<u>米を原料として製造した酒類</u>を混和する場合の重量計算</p>
<p>規則第13条《みなし製造の規定の適用除外等》第1項の規定により、合成清酒に<u>米を原料の全部又は一部として製造した物品</u>を混和する場合の法第3条第8号に規定する米の重量の計算は、<u>当該混和する物品</u>の原料となった米の重量も含めて行う。</p>	<p>規則第13条《みなし製造の規定の適用除外等》第1項の規定により、合成清酒に清酒以外の<u>米を原料として製造した酒類</u>を混和する場合の法第3条第4号《<u>合成清酒の定義</u>》に規定する米の重量の計算は、<u>清酒以外の米を原料として製造した酒類</u>の原料となった米の重量も含めて行う。</p>
<p>9 砂糖等を加えたしょうちゅうと原料用アルコール等との混和の取扱い</p>	<p>9 砂糖等を加えたしょうちゅうと原料用アルコール等との混和の取扱い</p>
<p>法第3条第9号又は第10号への規定に該当する砂糖等を加えたしょうちゅうと原料用アルコール又は<u>連続式蒸留スピリッツ</u>（<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と同一の製造方法で製造したアルコール分36度以上45度以下のスピリッツをいう。以下同じ。）とを混和した酒類は、令第50条《みなし製造の規定の適用除外等》第4項の規定により、混和後の酒類のアルコール分が26度以上であるもの又は規則第13条《みなし製造の規定の適用除外等》第2項の規定により、木製の容器に貯蔵した期間が1年以上である原料用アルコール若しくは<u>連続式蒸留スピリッツ</u>を混和したものは、それぞれスピリッツに該当するが、混和後の酒類のアルコール分が26度未満で、木製の容器に貯蔵した期間が1年未満の原料用アルコール又は<u>連続式蒸留スピリッツ</u>を混和したものは、しょうちゅうとする。</p>	<p>法第3条第5号《<u>しょうちゅうの定義</u>》の規定に該当する砂糖等を加えたしょうちゅうと原料用アルコール又は<u>甲類スピリッツ</u>（<u>しょうちゅう甲類</u>と同一の製造方法で製造したアルコール分36度以上45度以下のスピリッツをいう。以下同じ。）とを混和した酒類は、令第50条《みなし製造の規定の適用除外等》第4項の規定により、混和後の酒類のアルコール分が26度以上であるもの又は規則第13条《みなし製造の規定の適用除外等》第2項の規定により、木製の容器に貯蔵した期間が1年以上である原料用アルコール若しくは<u>甲類スピリッツ</u>を混和したものは、それぞれスピリッツに該当するが、混和後の酒類のアルコール分が26度未満で、木製の容器に貯蔵した期間が1年未満の原料用アルコール又は<u>甲類スピリッツ</u>を混和したものは、しょうちゅうと<u>みなす</u>。</p>
<p>10 (省略)</p>	<p>10 (省略)</p>
<p><u>第2項関係</u> 1 <u>ガス入り酒類として取り扱わないもの</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>温度せつ氏20度の時におけるガス圧が49kPa未満の酒類は、酒類に炭酸ガスを加えた酒類として取り扱わない。</u></p> <p>2 酒類に炭酸ガスを加える場合の取扱い</p> <p><u>酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。3において同じ。）を加える行為は、新たな製造行為となる。したがって、酒類に炭酸ガスを加える場合は、当該酒類の製造免許を有する場合に限られる。</u></p> <p>3 「この法律で別に定める場合」の意義</p> <p><u>法第43条《みなし製造》第2項に規定する「この法律で別に定める場合」とは、同条により酒類に炭酸ガスを加えたことにより、酒類の品目が異なることとなる場合をいう。</u></p>	
<p>第9項関係</p>	<p>第7項関係</p>
<p>1 連続式蒸留アルコール又は連続式蒸留スピリッツと単式蒸留アルコール及び水又は炭酸水とを混和した場合の取扱い</p> <p><u>連続式蒸留機で蒸留した原料用アルコール（以下「連続式蒸留アルコール」という。）又は連続式蒸留スピリッツと、単式蒸留機で蒸留した原料用アルコール（以下「単式蒸留アルコール」という。）及び水又は炭酸水とを混和してアルコール分を36度未満の酒類としたときは、新たに連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうとの混和しょうちゅうを製造したものとす。</u></p> <p>2 連続式蒸留スピリッツと単式蒸留しょうちゅうとを混和した場合の取扱い</p> <p><u>連続式蒸留スピリッツと単式蒸留しょうちゅうとを混和したときは、混和後の酒類のアルコール分に応じ、次のとおり新たに酒類を製造したものとす</u>ことに取扱う。</p> <p>(1) アルコール分が36度未満のものは、<u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうとの混和しょうちゅうを製造したものとす。</u></p> <p>(2) アルコール分が36度以上45度以下のものは、スピリッツを製造したものとす。</p> <p>(3) (2)のスピリッツに水を混和し、アルコール分を36度未満としたものは、<u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうとの混和しょうちゅうを製造したものとす。</u></p> <p>3 連続式蒸留アルコール等と単式蒸留しょうちゅう等を混和した場合の取扱い</p> <p><u>連続式蒸留アルコールと単式蒸留しょうちゅう、単式蒸留アルコールと連続式蒸留しょうちゅう又は連続式蒸留スピリッツと単式蒸留アルコールとを混和したとき</u></p>	<p>1 甲類アルコール又は甲類スピリッツと乙類アルコール及び水又は炭酸水とを混和した場合の取扱い</p> <p><u>連続式蒸留機で蒸留した原料用アルコール（以下「甲類アルコール」という。）又は甲類スピリッツと、連続式蒸留機以外の蒸留機で蒸留した原料用アルコール（以下「乙類アルコール」という。）及び水又は炭酸水とを混和してアルコール分を36度未満の酒類としたときは新たにしょうちゅうを製造したものとみなし、当該しょうちゅうは甲類と乙類との混和しょうちゅうとする。</u></p> <p>2 甲類スピリッツとしょうちゅう乙類とを混和した場合の取扱い</p> <p><u>甲類スピリッツとしょうちゅう乙類とを混和したときは、混和後の酒類のアルコール分に応じ、次のとおり新たに酒類を製造したものとみなす</u>ことに取扱う。</p> <p>(1) アルコール分が36度未満のものは、<u>しょうちゅうを製造したものとみなし、当該しょうちゅうは甲類と乙類の混和しょうちゅうとする。</u></p> <p>(2) アルコール分が36度以上45度以下のものは、スピリッツを製造したものとみなす。</p> <p>(3) (2)のスピリッツに水を混和し、アルコール分を36度未満としたものは、<u>しょうちゅうを製造したものとみなし、当該しょうちゅうは甲類と乙類との混和しょうちゅうとする。</u></p> <p>3 甲類アルコール等としょうちゅう乙類等を混和した場合の取扱い</p> <p><u>甲類アルコールとしょうちゅう乙類、乙類アルコールとしょうちゅう甲類又は甲類スピリッツと乙類アルコールとを混和したときは、混和後のもののアルコール分に</u></p>

改正後	改正前
<p>は、混和後のもののアルコール分に応じ次のとおり新たに酒類を製造したものとす。</p> <p>(1) アルコール分が36度未満のものは、<u>連続式蒸留し ょうちゅうと単式蒸留し ょうちゅうとの混和し ょうちゅうを製造したものとす。</u></p> <p>(2) アルコール分が36度以上45度以下のものは、スピ リッツを製造したものとす。</p> <p>(3) (2)のスピリッツに水を混和し、アルコール分を 36度未満としたものは、<u>連続式蒸留し ょうちゅうと 単式蒸留し ょうちゅうとの混和し ょうちゅうを製造 したものとす。</u></p> <p>(4) アルコール分が45度を超えるものは原料用アルコ ールを製造したものとす。</p> <p>(5) (4)の原料用アルコールに水を混和し、アルコ ール分を36度以上45度以下としたものは、スピリッツ を製造したものとす、これに更に水を混和し、アル コール分が36度未満としたものは、<u>連続式蒸留し ょうちゅうと単式蒸留し ょうちゅうとの混和し ょうちゅうを製造したものとす。</u></p>	<p>応じ次のとおり新たに酒類を製造したものと<u>みなすこと に取り扱</u>う。</p> <p>(1) アルコール分が36度未満のものは、<u>し ょうちゅう を製造したものとみなし、かつ、当該し ょうちゅう は甲類と乙類との混和し ょうちゅうとす。</u></p> <p>(2) アルコール分が36度以上45度以下のものは、スピ リッツを製造したものと<u>みなす</u>。</p> <p>(3) (2)のスピリッツに水を混和し、アルコール分を 36度未満としたものは、<u>し ょうちゅうを製造したも のとみなし、当該し ょうちゅうは甲類と乙類との混 和し ょうちゅうとす。</u></p> <p>(4) アルコール分が45度を超えるものは原料用アルコ ールを製造したものと<u>みなす</u>。</p> <p>(5) (4)の原料用アルコールに水を混和し、アルコ ール分を36度以上45度以下としたものは、スピリッツ を製造したものとみなし、これに更に水を混和し、 アルコール分が36度未満としたものは、<u>し ょうちゅう を製造したものとみなし、当該し ょうちゅうは、 甲類と乙類との混和し ょうちゅうとす。</u></p>
<p>4・5 (省略)</p>	<p>4・5 (同左)</p>
<p>第10項関係 (省略)</p>	<p>第8項関係 (同左)</p>
<p>第11項関係 (省略)</p>	<p>第9項関係 (同左)</p>
<p>第44条 原料用酒類及び酒母等の処分禁止 第2項関係 2 酒母等移出等する場合の承認の取扱い 法第44条《原料用酒類及び酒母等の処分禁止》第2項 の規定により、酒母又はもろみの製造者が酒母又はもろ みを処分し、又はその製造場から移出しようとする場合 の承認は、次による。 (1)～(4) (省略) (5) <u>果実酒等原料用ぶどう果の現地破碎にかかるもろ みの移動等に関する取扱いは、次による。</u> イ もろみの移出の承認の要件 現地破碎にかかるもろみを、もろみの製造場から<u>果実酒等製造場</u>へ移出する場合において、次の 事項に該当する場合には承認を与えても差し支え ない。 (イ) もろみの移出を行なう者は、<u>果実酒等製造者</u> であること。 (ロ) もろみの移出に使用する容器、車両等はすべ て<u>果実酒等製造者の管理</u>にかかるものであるこ</p>	<p>第44条 原料用酒類及び酒母等の処分禁止 第2項関係 2 酒母等移出等する場合の承認の取扱い 法第44条《原料用酒類及び酒母等の処分禁止》第2項 の規定により、酒母又はもろみの製造者が酒母又はもろ みを処分し、又はその製造場から移出しようとする場合 の承認は、次による。 (1)～(4) (同左) (5) <u>果実酒類原料用ぶどう果の現地破碎にかかるもろ みの移動等に関する取扱いは、次による。</u> イ もろみの移出の承認の要件 現地破碎にかかるもろみを、もろみの製造場から<u>果実酒類製造場</u>へ移出する場合において、次の 事項に該当する場合には承認を与えても差し支え ない。 (イ) もろみの移出を行なう者は、<u>果実酒類製造者</u> であること。 (ロ) もろみの移出に使用する容器、車両等はすべ て<u>果実酒類製造者の管理</u>にかかるものであるこ</p>

改正後	改正前
<p>と。この場合の容器は、第47条第1項関係の3 〈容器の容量の測定要領の制定〉の定めに基づ き容量の測定した容器であること。</p> <p>(ハ) もろみは、破砕当日中に<u>果実酒等製造場</u>に移 入されるものであること。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 記帳等の取扱い</p> <p>現地破砕及びもろみの移出事績については、も ろみの製造場ごとに記帳することとし、その帳簿 については、<u>果実酒等製造場</u>において保管させる。</p> <p>(注) 現地破砕にかかる記帳事項については、<u>果 実酒等製造場での果実酒等製造過程</u>における ぶどう果の破砕にかかる記帳事項と同様であ る。</p>	<p>と。この場合の容器は、第47条第1項関係の3 〈容器の容量の測定要領の制定〉の定めに基づ き容量の測定した容器であること。</p> <p>(ハ) もろみは、破砕当日中に<u>果実酒類製造場</u>に移 入されるものであること。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 記帳等の取扱い</p> <p>現地破砕及びもろみの移出事績については、も ろみの製造場ごとに記帳することとし、その帳簿 については、<u>果実酒類製造場</u>において保管させる。</p> <p>(注) 現地破砕にかかる記帳事項については、<u>果 実酒類製造場での果実酒類製造過程</u>における ぶどう果の破砕にかかる記帳事項と同様であ る。</p>
<p>第46条 記帳義務</p> <p>3 酒類製造者等の記帳事項</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 総則</p> <p>イ 数量等の測定は、原則として、実測により行う。 <u>ただし、容器に存する酒類の全量を別の容器に移 動する場合には、払出時の実測を省略することと して差し支えない(受入に係る測定は、実測によ り行う。)</u>。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(3)-4 もろみ関係</p> <p>イ～ヘ (省略)</p> <p>ト 清酒を製造するため調味液を製造する場合は、 調味液について次の事項</p> <p>(イ)～(ハ) (省略)</p> <p>(3)-5 製成関係</p> <p>イ 製成した酒類について次の事項</p> <p>(イ)～(ニ) (省略)</p> <p>(ホ) 深さ、数量、品温、アルコール分及びエキス 分</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 しょうちゅう(砂糖等を加えたしょうち ゅうを除く。)、<u>ウイスキー、ブランデー、 原料用アルコール及び連続式蒸留スピリ ッツ</u>については、エキス分の記載を省略 することができる(以下同じ。)</p> <p>(4)-1 酒類の移動関係</p> <p>容器の異なるごとに次の事項</p> <p>イ 受入酒類の品目、アルコール分及びエキス分並</p>	<p>第46条 記帳義務</p> <p>3 酒類製造者等の記帳事項</p> <p>(同左)</p> <p>(1) 総則</p> <p>イ 数量等の測定は、原則として、実測により行う。</p> <p>(同左)</p> <p>(3)-4 もろみ関係</p> <p>イ～ヘ (同左)</p> <p>ト 清酒の<u>増醸酒</u>を製造するため調味液を製造する 場合は、調味液について次の事項</p> <p>(イ)～(ハ) (同左)</p> <p>(3)-5 製成関係</p> <p>イ 製成した酒類について次の事項</p> <p>(イ)～(ニ) (同左)</p> <p>(ホ) 深さ、数量、品温、アルコール分及びエキス 分</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 しょうちゅう(砂糖等を加えたしょう ちゅうを除く。)、<u>ウイスキー類、原料用 アルコール及び甲類スピリッツ</u>について は、エキス分の記載を省略することがで きる(以下同じ。)</p> <p>(4)-1 酒類の移動関係</p> <p>容器の異なるごとに次の事項</p> <p>イ 受入酒類の<u>種類</u>、品目、アルコール分及びエキ</p>

改正後	改正前
<p>びに連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの混和酒等については混和割合</p> <p>(4)-2 酒類割水関係</p> <p>酒類の割水（新たに酒類を製造することとなる場合を除く。）について次の事項</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 酒類の品目</p> <p>(4)-3 混和関係</p> <p>酒類の混和（新たに酒類を製造することとなる場合及び同一品目に属する酒類の混和の場合を除く。）について次の事項</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 混和前の酒類について次の事項</p> <p>(イ) 酒類の品目</p> <p>ハ 混和する酒類又は物品について次の事項</p> <p>(イ) 酒類については品目、<u>物品</u>については品名</p> <p>ニ 混和後の酒類について次の事項</p> <p>(イ) 酒類の品目</p> <p>ホ 混和前酒類と混和酒類又は物品との合計数量及び合計純アルコール数量に対する混和後の酒類の数量及び純アルコール数量の増減数量並びに連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの混和酒等については混和割合</p> <p>(注) （省略）</p> <p>(5) 詰口関係</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 詰口する酒類について次の事項</p> <p>(イ) 酒類の品目、アルコール分及びエキス分並びに<u>連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅう</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>(6)-1 課税移出関係</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 移出した酒類の品目、アルコール分及びエキス分（果実酒及び<u>リキュール</u>に限る。以下(7)-1を除き同じ。）並びに<u>連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅう</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>(6)-2 移入及び戻入関係</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 移入又は戻入れをした酒類の品目、アルコール分及びエキス分並びに<u>連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅう</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>(6)-3 未納税移出及び輸出免税関係</p>	<p>ス分並びに<u>しょうちゅう甲類及び乙類</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>(4)-2 酒類割水関係</p> <p>酒類の割水（新たに酒類を製造することとなる場合を除く。）について次の事項</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 酒類の<u>種類及び品目</u></p> <p>(4)-3 混和関係</p> <p>酒類の混和（新たに酒類を製造することとなる場合及び同一<u>種類</u>（品目）に属する酒類の混和の場合を除く。）について次の事項</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 混和前の酒類について次の事項</p> <p>(イ) 酒類の<u>種類及び品目</u></p> <p>ハ 混和する酒類又は物品について次の事項</p> <p>(イ) 酒類については、<u>種類、品目及び物品</u>については品名</p> <p>ニ 混和後の酒類について次の事項</p> <p>(イ) 酒類の<u>種類及び品目</u></p> <p>ホ 混和前酒類と混和酒類又は物品との合計数量及び合計純アルコール数量に対する混和後の酒類の数量及び純アルコール数量の増減数量並びに<u>しょうちゅう甲類及び乙類</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>(注) （同左）</p> <p>(5) 詰口関係</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 詰口する酒類について次の事項</p> <p>(イ) 酒類の<u>種類、品目</u>、アルコール分及びエキス分並びに<u>しょうちゅう甲類及び乙類</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>(6)-1 課税移出関係</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 移出した酒類の<u>種類、品目</u>、アルコール分及びエキス分（果実酒及び<u>リキュール類</u>に限る。以下(7)-1を除き同じ。）並びに<u>しょうちゅう甲類及び乙類</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>(6)-2 移入及び戻入関係</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 移入又は戻入れをした酒類の<u>種類、品目</u>、アルコール分及びエキス分並びに<u>しょうちゅう甲類及び乙類</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>(6)-3 未納税移出及び輸出免税関係</p>

改正後	改正前
<p>イ (省略)</p> <p>ロ 移出した酒類の品目、アルコール分及びエキス分並びに連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの混和酒等については混和割合</p> <p>(6)-4 未納税移入及び未納税引取関係</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 移入又は引取りをした酒類の品目、アルコール分及びエキス分並びに連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの混和酒等については混和割合</p> <p>(7)-1 腐敗、廃棄及び亡失関係</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 腐敗、廃棄又は亡失した酒類、酒母又はもろみの区分並びに酒類については品目</p> <p>ニ 腐敗、廃棄又は亡失した酒類、酒母又はもろみのアルコール分及びエキス分並びに連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの混和酒等については混和割合</p> <p>(7)-3 詰口酒類の容器別受払い等関係</p> <p>酒類の品目、銘柄、容器容量、形態、アルコール分、エキス分及び適用税率の別並びに連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの混和酒等については混和割合の別に次の事項</p> <p>イ～へ (省略)</p>	<p>イ (同左)</p> <p>ロ 移出した酒類の<u>種類</u>、品目、アルコール分及びエキス分並びに<u>しょうちゅう甲類及び乙類</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>(6)-4 未納税移入及び未納税引取関係</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 移入又は引取りをした酒類の<u>種類</u>、品目、アルコール分及びエキス分並びに<u>しょうちゅう甲類及び乙類</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>(7)-1 腐敗、廃棄及び亡失関係</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 腐敗、廃棄又は亡失した酒類、酒母又はもろみの区分並びに酒類については<u>種類及び品目</u></p> <p>ニ 腐敗、廃棄又は亡失した酒類、酒母又はもろみのアルコール分及びエキス分並びに<u>しょうちゅう甲類及び乙類</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>(7)-3 詰口酒類の容器別受払い等関係</p> <p>酒類の<u>種類</u>、品目、銘柄、容器容量、形態、アルコール分、エキス分及び適用税率の別並びに<u>しょうちゅう甲類及び乙類</u>の混和酒等については混和割合の別に次の事項</p> <p>イ～へ (同左)</p>
<p>第47条 申告義務</p> <p>第1項関係</p> <p>11 「住所及び氏名又は名称に異動を生じたとき」の取扱い</p> <p>い</p> <p><u>令第54条に規定する「住所及び氏名又は名称に異動を生じたとき」とは、酒類等の製造者又は酒類販売業者である法人が、その組織変更(会社法第2条第26号に規定する組織変更のほか、同法第638条《定款の変更による持分会社の種類の変更》に定める変更及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第45条《株式会社への商号変更》に定める特例有限会社の株式会社への移行を含むものとする。)を行った場合を含むのであるから留意する。</u></p> <p>第2項関係</p> <p>1 「製成数量」の意義</p> <p>法第47条《申告義務》第2項に規定する製成数量は、第3条(共通事項)の15〈酒類の製成の時期〉において定める時期に測定した酒類の数量をいう。</p>	<p>第47条 申告義務</p> <p>第1項関係</p> <p>(新設)</p> <p>第2項関係</p> <p>1 「製成数量」の意義</p> <p>法第47条《申告義務》第2項に規定する製成数量は、第3条(共通事項)の13〈酒類の製成の時期〉において定める時期に測定した酒類の数量をいう。</p>

改 正 後	改 正 前																																								
<p>第4項関係</p> <p>3 酒類の販売先等の報告を求める場合の取扱い</p> <p>酒税の<u>取締り</u>上特に必要があると認められる場合には令第54条の2第2号《酒類の販売先等の報告義務》の規定により、酒類の販売業者に対して、酒類の販売先の住所、氏名又は名称を記載した報告書を提出させる。</p> <p>第50条 承認を受ける義務</p> <p>第1項関係</p> <p>1 承認の取扱い</p> <p>製造等の承認は、承認を受けなければならない行為を行おうとする都度承認を受けることが原則であるが、次表に掲げる承認事項について、酒税の取締り上支障がないと認められるときは、その行為別に次の期間の範囲内において、承認を与えることとして差し支えない。</p> <p>(1) 清酒又は<u>単式蒸留しょうちゅう</u> 毎年7月1日から翌年6月30日までの期間</p> <p>(2) (1)に掲げる酒類以外の酒類 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間</p> <p>表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法条項</th> <th>承認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法50-1-1</td> <td>法第3条第7号ロに規定する清酒を製造する場合の承認</td> </tr> <tr> <td>法50-1-4</td> <td><u>ウイスキー又はブランデー</u>の原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認</td> </tr> <tr> <td>令56-2-1</td> <td>砂糖等を加えたしょうちゅうにアルコール又は砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合の承認</td> </tr> <tr> <td>規則16-0-1</td> <td><u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅう</u>とを混和する場合の承認(砂糖等を加えたしょうちゅうと砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合を除く。)</td> </tr> <tr> <td>規則16-0-3</td> <td>清酒等を原料として<u>リキュール</u>を製造する場合の承認</td> </tr> <tr> <td>令56-3</td> <td>砂糖等を加えたしょうちゅうを製造する場合の承認</td> </tr> <tr> <td>令56-3</td> <td>木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等を移出する場合の承認</td> </tr> <tr> <td>規則17-0-1</td> <td><u>ウイスキー又はブランデー</u>類似スピリッツを製造する場合の承認</td> </tr> <tr> <td>規則17-0-2</td> <td>砂糖等を加えたしょうちゅうを木製の容器に貯蔵する場合の承認</td> </tr> </tbody> </table>	法条項	承認事項	法50-1-1	法第3条第7号ロに規定する清酒を製造する場合の承認	法50-1-4	<u>ウイスキー又はブランデー</u> の原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認	令56-2-1	砂糖等を加えたしょうちゅうにアルコール又は砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合の承認	規則16-0-1	<u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅう</u> とを混和する場合の承認(砂糖等を加えたしょうちゅうと砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合を除く。)	規則16-0-3	清酒等を原料として <u>リキュール</u> を製造する場合の承認	令56-3	砂糖等を加えたしょうちゅうを製造する場合の承認	令56-3	木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等を移出する場合の承認	規則17-0-1	<u>ウイスキー又はブランデー</u> 類似スピリッツを製造する場合の承認	規則17-0-2	砂糖等を加えたしょうちゅうを木製の容器に貯蔵する場合の承認	<p>第4項関係</p> <p>3 酒類の販売先等の報告を求める場合の取扱い</p> <p>酒税の取締り上特に必要があると認められる場合には令第54条の2第2号《酒類の販売先等の報告義務》の規定により、酒類の販売業者に対して、酒類の販売先の住所、氏名又は名称を記載した報告書を提出させる。</p> <p>第50条 承認を受ける義務</p> <p>第1項関係</p> <p>1 承認の取扱い</p> <p>製造等の承認は、承認を受けなければならない行為を行おうとする都度承認を受けることが原則であるが、次表に掲げる承認事項について、酒税の取締り上支障がないと認められるときは、その行為別に次の期間の範囲内において、承認を与えることとして差し支えない。</p> <p>(1) 清酒又は<u>しょうちゅう乙類</u> 毎年7月1日から翌年6月30日までの期間</p> <p>(2) (1)に掲げる酒類以外の酒類 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間</p> <p>表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法条項</th> <th>承認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法50-1-1</td> <td>法第3条第3号ロに規定する清酒を製造する場合の承認</td> </tr> <tr> <td>法50-1-4</td> <td><u>ウイスキー類</u>の原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認</td> </tr> <tr> <td>令56-2-1</td> <td>砂糖等を加えたしょうちゅうにアルコール又は砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合の承認</td> </tr> <tr> <td>規則16-0-1</td> <td><u>しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類</u>とを混和する場合の承認(砂糖等を加えたしょうちゅうと砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合を除く。)</td> </tr> <tr> <td>規則16-0-3</td> <td>清酒等を原料として<u>リキュール類</u>を製造する場合の承認</td> </tr> <tr> <td>令56-3</td> <td>砂糖等を加えたしょうちゅうを製造する場合の承認</td> </tr> <tr> <td>令56-3</td> <td>木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等を移出する場合の承認</td> </tr> <tr> <td>規則17-0-1</td> <td><u>ウイスキー類</u>類似スピリッツを製造する場合の承認</td> </tr> <tr> <td>規則17-0-2</td> <td>砂糖等を加えたしょうちゅうを木製の容器に貯蔵する場合の承認</td> </tr> </tbody> </table>	法条項	承認事項	法50-1-1	法第3条第3号ロに規定する清酒を製造する場合の承認	法50-1-4	<u>ウイスキー類</u> の原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認	令56-2-1	砂糖等を加えたしょうちゅうにアルコール又は砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合の承認	規則16-0-1	<u>しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類</u> とを混和する場合の承認(砂糖等を加えたしょうちゅうと砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合を除く。)	規則16-0-3	清酒等を原料として <u>リキュール類</u> を製造する場合の承認	令56-3	砂糖等を加えたしょうちゅうを製造する場合の承認	令56-3	木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等を移出する場合の承認	規則17-0-1	<u>ウイスキー類</u> 類似スピリッツを製造する場合の承認	規則17-0-2	砂糖等を加えたしょうちゅうを木製の容器に貯蔵する場合の承認
法条項	承認事項																																								
法50-1-1	法第3条第7号ロに規定する清酒を製造する場合の承認																																								
法50-1-4	<u>ウイスキー又はブランデー</u> の原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認																																								
令56-2-1	砂糖等を加えたしょうちゅうにアルコール又は砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合の承認																																								
規則16-0-1	<u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅう</u> とを混和する場合の承認(砂糖等を加えたしょうちゅうと砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合を除く。)																																								
規則16-0-3	清酒等を原料として <u>リキュール</u> を製造する場合の承認																																								
令56-3	砂糖等を加えたしょうちゅうを製造する場合の承認																																								
令56-3	木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等を移出する場合の承認																																								
規則17-0-1	<u>ウイスキー又はブランデー</u> 類似スピリッツを製造する場合の承認																																								
規則17-0-2	砂糖等を加えたしょうちゅうを木製の容器に貯蔵する場合の承認																																								
法条項	承認事項																																								
法50-1-1	法第3条第3号ロに規定する清酒を製造する場合の承認																																								
法50-1-4	<u>ウイスキー類</u> の原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認																																								
令56-2-1	砂糖等を加えたしょうちゅうにアルコール又は砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合の承認																																								
規則16-0-1	<u>しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類</u> とを混和する場合の承認(砂糖等を加えたしょうちゅうと砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合を除く。)																																								
規則16-0-3	清酒等を原料として <u>リキュール類</u> を製造する場合の承認																																								
令56-3	砂糖等を加えたしょうちゅうを製造する場合の承認																																								
令56-3	木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等を移出する場合の承認																																								
規則17-0-1	<u>ウイスキー類</u> 類似スピリッツを製造する場合の承認																																								
規則17-0-2	砂糖等を加えたしょうちゅうを木製の容器に貯蔵する場合の承認																																								

改正後	改正前
<p>2 法第3条第7号ロに規定する清酒を製造する場合の承認の取扱い</p> <p>(1) 清酒の製造方法の承認基準について</p> <p>法第50条第1項第1号に規定する法第3条第7号ロに規定する清酒を製造しようとする場合の承認は、次による。</p> <p>イ アルコール使用限度数量</p> <p>製造場ごとの原料用アルコール（連続式蒸留機又は単式蒸留機により製造されたアルコールをいい、しょうちゅう及びスピリッツ（法第3条第9号及び10号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が36度以上45度以下の酒類をいう。）を含む。ただし、単式蒸留機により製造されたものについては、米（米ぬかを含む）、米こうじ、清酒及び清酒かすを原料とした自製酒（委託製造及び共同製造を含む。）に限る。以下同じ。）の使用数量は、その製造場が毎酒造年度（毎年7月1日から翌年6月30日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に製造する清酒の原料として使用する白米1,000キログラムにつき280リットル（アルコール分100度に換算したもの。）を乗じて得た数量（この数量に1位未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1位にとどめる。以下この数量を「アルコール使用限度数量」という。）の範囲内とする。ただし、同一国税局管内に2以上の製造場を有する製造者が一方の製造場の原料用アルコールの使用数量を減少することにより、他方の製造場の原料用アルコールの使用数量を増加することを希望するときであって、国税局長がやむを得ないと認めた場合には、上記にかかわらず、上記により算出したそれぞれの製造場のアルコール使用限度数量の合計数量を各製造場ごとに適宜あん分した数量をもって、それぞれの製造場のアルコール使用限度数量とすることができる。</p> <p>ロ 政令で定める物品の使用限度数量等</p> <p>令第2条に規定する原料のうち、清酒の製造において使用を認める原料は、原料用アルコール、ぶどう糖、でんぷん質物を分解した糖類、こはく酸、乳酸、くえん酸、グルタミン酸ソーダ及び清酒に限ることとし、法第50条第1項第1号に規定する承認は、これらの物品（原料として使用した清酒を除く。）の重量の合計が、米（こうじ米を含む。）</p>	<p>2 法第3条第3号ロに規定する清酒を製造する場合の承認の取扱い</p> <p>(1) 清酒の製造方法の承認基準について</p> <p>法第50条第1項第1号に規定する法第3条第3号ロ《清酒の定義》に規定する清酒を製造しようとする場合の承認は、次による。</p> <p>イ アルコール使用限度数量</p> <p>製造場ごとの原料用アルコール（連続式蒸留機及び連続式蒸留機以外の蒸留機により製造されたアルコールをいい、しょうちゅう及びスピリッツ（法第3条第5号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が36度以上45度以下の酒類をいう。）を含む。ただし、連続式蒸留機以外の蒸留機により製造されたものについては、米（米ぬかを含む）、米こうじ、清酒及び清酒かすを原料とした自製酒（委託製造及び共同製造を含む。）に限る。以下同じ。）の使用数量は、その製造場が毎酒造年度（毎年7月1日から翌年6月30日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に製造する清酒の原料として使用する白米1,000キログラムにつき280リットル（アルコール分100度に換算したもの。）を乗じて得た数量（この数量に1位未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1位にとどめる。以下この数量を「アルコール使用限度数量」という。）の範囲内とする。ただし、同一国税局管内に2以上の製造場を有する製造者が一方の製造場の原料用アルコールの使用数量を減少することにより、他方の製造場の原料用アルコールの使用数量を増加することを希望するときであって、国税局長がやむを得ないと認めた場合には、上記にかかわらず、上記により算出したそれぞれの製造場のアルコール使用限度数量の合計数量を各製造場ごとに適宜あん分した数量をもって、それぞれの製造場のアルコール使用限度数量とすることができる。</p> <p>ロ 普通醸造法による醸造</p> <p>令第2条各号に掲げる原料のうち、普通醸造法による醸造において使用を認める原料は、原料用アルコール、こはく酸、乳酸、くえん酸及び清酒に限る。</p>

改正後	改正前
<p>用して次による試験醸造を実施したいとする希望を有している者及びりんご酸を使用したいとする者に対しては、(1)にかかわらず、<u>製造場ごとの原料用アルコールの使用数量が(1)のイに定めるところによるものであり、かつ、令第2条に規定する物品の重量が米(こうじ米を含む。)の重量の100分の50を超えない範囲において、これを認めて差し支えない。</u></p> <p>イ 試験醸造は、消費者ニーズに即応する新しいタイプの清酒の開発を目的とし、商品化の可能性と醸造方法の確立を探究するものであること。</p> <p>ロ 各酒造年度において試験醸造により製造する清酒の数量は、製造者ごとに30キロリットル(アルコール分を20度に換算した数量)の範囲内とすること。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>△ 製造した清酒については、業界関係者、一般消費者等に試飲(有料を含む。)させ意見を求めることとし、原則として、通常の流通ルートによる販売は行わないものであること。</p> <p>(注) 試験醸造に係る法第50条《承認を受ける義務》第1項第1号の規定に基づく清酒の製造に関する承認は、試験醸造以外のものと区分して受けることに留意する。</p> <p>なお、試験醸造を実施した者は、製造場ごとに試験醸造した清酒の製造状況、清酒の評価等を税務署長あて提出させることに</p>	<p>ている原料を使用して次による試験醸造を実施したいとする希望を有している者及びリンゴ酸を使用したいとする者に対しては、(1)のイからハにかかわらず、<u>次の範囲において、これを認めて差し支えない。</u></p> <p>イ 試験醸造は、消費者ニーズに即応する新しいタイプの清酒の開発を目的とし、商品化の可能性と醸造方法の確立を探究するものであること。</p> <p>ロ 各酒造年度において試験醸造により製造する清酒の数量は、製造者ごとに30kℓ(アルコール分を20度に換算した数量)の範囲内とすること。</p> <p>△ <u>ニ及びホにおいて使用を認めるアルコール及びしょうちゅうには、(1)のイに定める原料用アルコールのほか、令第2条第1号に掲げる物品を原料として連続式蒸留機以外の蒸留機により製造したものを含む(以下この(2)において「原料用アルコール」という。)ものであること。</u></p> <p><u>なお、製造場ごとの原料用アルコールの使用数量は(1)のイに定めるところによるものであること。</u></p> <p>ニ <u>普通醸造法において使用を認める原料は、令第2条各号に掲げる原料のうち、ぶどう糖、水あめを除いたものであること。</u></p> <p>ホ <u>増醸法において使用を認める原料は、令第2条各号に掲げるすべての原料とするものであること。</u></p> <p><u>なお、製造場ごとの醸造に使用することができる原料白米の数量及び各仕込みに使用する原料用アルコールの数量は、(1)のハに定めるところによるものであること。</u></p> <p>△ 製造した清酒については、業界関係者、一般消費者等に試飲(有料を含む。)させ意見を求めることとし、原則として、通常の流通ルートによる販売は行わないものであること。</p> <p>(注) 試験醸造に係る法第50条《承認を受ける義務》第1項第1号の規定に基づく清酒の製造に関する承認は、試験醸造以外のものと区分して受けることに留意する。なお、試験醸造を実施した者は、製造場ごとに試験醸造した清酒の製造状況、清酒の評価等を税務署長あて提出させることに留意す</p>

改正後	改正前
<p>留意する。</p> <p>3 清酒にアルコール等を加える場合の承認の取扱い</p> <p>法第50条第1項第2号に規定する清酒にアルコール等を加える場合の承認は、<u>次のいずれにも該当するときに限り与える。</u></p> <p>(1) 混和される清酒に使用したアルコールと混和するアルコールの総量が<u>2(1)イに定めるアルコール使用限度数量を超えないとき</u></p> <p>(2) <u>当該アルコールの混和により、令第50条《みなし製造の規定の適用除外等》第2項の規定に該当しないとき</u></p>	<p>る。</p> <p>3 清酒にアルコール等を加える場合の承認の取扱い</p> <p>法第50条第1項第2号に規定する清酒にアルコール等を加える場合の承認は、<u>次による。</u></p> <p>(1) <u>普通醸造法により製造した清酒にアルコールを混和する場合は、混和される清酒に使用したアルコールと混和するアルコールの総量が2に定めるアルコール使用限度数量を超えず、かつ、混和するアルコールの数量が令第50条《みなし製造の規定の適用除外等》第2項の規定により混和することができる数量を超えない場合に限り承認を与える。</u></p> <p>(2) <u>増醸法により製造する清酒の仕込時期に、風水害、雪害等やむを得ない理由のためにアルコールが入手できなかったため、製造方法の申告をした原料として使用するアルコール数量が使用できずに製造した清酒に対し、アルコール混和の申請があった場合は、混和するアルコールの数量が令第50条第2項の規定により混和することができる数量を超えず、かつ、混和される清酒に使用したアルコールの数量と混和するアルコールの数量との合計数量がアルコール分30度に換算して混和される清酒に使用された白米1,000キログラム当たり2,400リットルを超えない場合に限り承認を与える。</u></p> <p>(注) 1 <u>混和するアルコールの数量は令第50条第2項の規定により制限を受けるので、混和される清酒にアルコールが使用されていない場合は、結果として製成数量が減少することになるから、混和される清酒の製成前に適宜アルコールを使用させることが望ましい。</u></p> <p><u>上記により添加するアルコールの数量は、例えば、白米1,000kgの仕込でアルコール使用前のもろみのアルコール分が17.5度、清酒歩合が180%の場合は、アルコール分30度に換算して675ℓ以上となる。</u></p> <p><u>[計算根基]</u></p> <p>① <u>上そう後の見込純アルコール量</u></p> $A = 0.175\ell \times (1,000 \times \frac{180}{100}) = 315\ell$ <p>② <u>増醸用に使用すべき純アルコール量</u></p> $B = 0.3 \times 2,400\ell = 720\ell$ <p>③ <u>Bのうちもろみに添加する純アルコール量をb1、混和する純アルコール量をb2とすれば</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 風水害、雪害<u>その他</u>特別な理由によりアルコールの適時入手が不可能となった<u>とき</u></p> <p>4 (省略)</p> <p>5 製造者が砂糖等を加えたしょうちゅうにアルコール等を混和する場合の承認の取扱い</p> <p>令第56条第2項第1号《承認を受ける義務》に規定する砂糖等を加えたしょうちゅうにアルコール又は砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合の承認の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 砂糖等を加えたしょうちゅうにそれ以外のしょうちゅうを混和する場合は、(1)によるほか8《<u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅう</u>とを混和する場合の承認の取扱い》の定め(アルコール度数に関する規定を除く。)を準用する。</p> <p>6 (省略)</p> <p>7 <u>ウイスキー又はブランデー</u>の原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認の取扱い</p> <p>酒類製造者が法第50条第1項第4号《承認を受ける義務》に規定する<u>ウイスキー原酒又はブランデー原酒</u>(以下「<u>ウイスキー原酒等</u>」という。)をスピリッツ製造の原料に供しようとする場合の承認は、発芽させた穀類、果実又は果実酒(果実酒かすを含む。)を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を95度未満で蒸留した酒類及びこれらの酒類を原料の一部とした酒類に<u>ウイスキー原酒等</u>を混和する場合には、与えないこととし、その他の場合には、次の(1)から(4)までの要件をいずれも満たしている場合に限り<u>与える</u>。</p> <p>(1) 原酒の混和割合</p> <p>混和後のスピリッツのアルコール分の総量に対するスピリッツの製造の原料に供した<u>ウイスキー原酒等</u>のアルコール分の総量(既に加えた<u>ウイスキー原酒等</u>があるときは、その<u>ウイスキー原酒等</u>のアルコール分の総量を加えた数量)の割合が7.9パーセント以下となるもの。</p>	<p><u>$A + b1 \geq b2$ (令第50条第2項)</u></p> <p><u>$b1 + b2 = B$</u></p> <p>となるので、これを解けば</p> <p><u>$b1 = (7200 - 3150) \div 2 = 202.50$</u></p> <p><u>$202.50 \div 0.3 = 6750$</u></p> <p>2 風水害、雪害等の特別な理由によりアルコールの適時入手が不可能となった<u>場合</u>のほかは増醸法による製造についてはアルコール混和は認めない方針であるから留意すること。</p> <p>4 (同左)</p> <p>5 製造者が砂糖等を加えたしょうちゅうにアルコール等を混和する場合の承認の取扱い</p> <p>令第56条第2項第1号《承認を受ける義務》に規定する砂糖等を加えたしょうちゅうにアルコール又は砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合の承認の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 砂糖等を加えたしょうちゅうの<u>甲類又は乙類</u>にそれ以外のしょうちゅうの<u>甲類又は乙類</u>を混和する場合は、(1)によるほか8《<u>しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類</u>とを混和する場合の承認の取扱い》の定め(アルコール度数に関する規定を除く。)を準用する。</p> <p>6 (同左)</p> <p>7 <u>ウイスキー類</u>の原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認の取扱い</p> <p>酒類製造者が法第50条第1項第4号《承認を受ける義務》に規定する<u>ウイスキー原酒又はブランデー原酒</u>をスピリッツ製造の原料に供しようとする場合の承認は、発芽させた穀類、果実又は果実酒(果実酒かすを含む。)を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を95度未満で蒸留した酒類及びこれらの酒類を原料の一部とした酒類に<u>ウイスキー原酒又はブランデー原酒</u>を混和する場合には、与えないこととし、その他の場合には、次の(1)から(4)までの要件をいずれも満たしている場合に限り<u>与えることとする</u>。</p> <p>(1) 原酒の混和割合</p> <p>混和後のスピリッツのアルコール分の総量に対するスピリッツの製造の原料に供した<u>ウイスキー原酒又はブランデー原酒</u>のアルコール分の総量(既に加えた<u>ウイスキー原酒又はブランデー原酒</u>があるときは、その<u>ウイスキー原酒又はブランデー原酒</u>のアルコール分の総量を加えた数量)の割合が7.9パーセント以</p>

改正後	改正前
<p>(2) (省略)</p> <p>(3) 品目の表示</p> <p>酒類の品目(「スピリッツ」)の表示は、第8編第1章第86条の5《酒類の品目等の表示義務》の1の(2)のイ《酒類の容器に対する表示》(イ)のB及びCの定め(以下この7において「酒類の品目の表示の取扱規定」という。)にかかわらず次によるもの(100ml以下の容器を除く。)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 酒類の品目の表示に使用する活字の大きさは、次表に定める大きさ(1文字)又は主たる商標を表示したラベル面積の1,000分の30の大きさ(品目名を表示した部分の総面積)のいずれか大きい方の大きさ以上で、<u>明瞭</u>に表示する。</p> <p>ただし、主たる商標を表示したラベル内に「ウオッカ」、「ラム」又は「ジン」と<u>明瞭</u>に表示された場合に限り、これを適用しないこととしても差し支えない。</p> <p>なお、この場合でも「酒類の品目の表示の取扱規定」による表示が必要であるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(4) その他の表示(包装、説明書等を含む。)及び広告宣伝</p> <p>他の酒類に誤認されるような表示及び広告宣伝をしないもの。</p> <p>(注) 他の酒類に誤認されるような表示及び広告宣伝とは、<u>ウイスキー又はブランデー</u>の特性を主張し、又は<u>ウイスキー又はブランデー</u>のイメージを意識させるような表示等をいう。</p>	<p>下となるもの。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 品目の表示</p> <p>酒類の品目(「スピリッツ」)の表示は、第8編第1章第86条の5《酒類の<u>種類</u>等の表示義務》の1の(2)のイ《酒類の容器に対する表示》(イ)のB及びCの定め(以下この7において「酒類の<u>種類</u>等の表示の取扱規定」という。)にかかわらず次によるもの(100ml以下の容器を除く。)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 酒類の品目の表示に使用する活字の大きさは、次表に定める大きさ(1文字)又は主たる商標を表示したラベル面積の1,000分の30の大きさ(品目名を表示した部分の総面積)のいずれか大きい方の大きさ以上で、<u>明りょう</u>に表示する。</p> <p>ただし、主たる商標を表示したラベル内に「ウオッカ」、「ラム」又は「ジン」と<u>明りょう</u>に表示された場合に限り、これを適用しないこととしても差し支えない。</p> <p>なお、この場合でも「酒類の<u>種類</u>等の表示の取扱規定」による表示が必要であるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(4) その他の表示(包装、説明書等を含む。)及び広告宣伝</p> <p>他の酒類に誤認されるような表示及び広告宣伝をしないもの。</p> <p>(注) 他の酒類に誤認されるような表示及び広告宣伝とは、<u>ウイスキー類</u>の特性を主張し、又は<u>ウイスキー類</u>のイメージを意識させるような表示等をいう。</p>
<p>8 <u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうとを混和する場合の承認の取扱い</u></p> <p>規則第16条第1号《承認を受ける義務》に規定する<u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうとを混和する場合</u>(砂糖等を加えたしょうちゅうに砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合を除く。)の承認の取扱いは、次による。</p> <p>(1) <u>連続式蒸留しょうちゅう</u>の製造免許を受けている製造場(単式蒸留しょうちゅうの製造免許を併せ受けている製造場を除く。)において<u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうとを混和する場合</u>には、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>のアルコール分の総量が混和後のしょうちゅうのアルコール分の総量の100分の50を超えることとなるときで、かつ、混和後</p>	<p>8 <u>しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類とを混和する場合の承認の取扱い</u></p> <p>規則第16条第1号《承認を受ける義務》に規定する<u>しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類とを混和する場合</u>(砂糖等を加えたしょうちゅうに砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合を除く。)の承認の取扱いは、次による。</p> <p>(1) <u>しょうちゅう甲類</u>の製造免許を受けている製造場(しょうちゅう乙類の製造免許を併せ受けている製造場を除く。)において<u>しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類とを混和する場合には</u>、<u>しょうちゅう甲類</u>のアルコール分の総量が混和後のしょうちゅうのアルコール分の総量の100分の50を超えることとなるときで、かつ、混和後のしょうちゅうのアルコール分が36度未満</p>

改正後	改正前
<p>のしょうちゅうのアルコール分が36度未満となるときに限り与える。</p> <p>(2) <u>単式蒸留しょうちゅう</u>の製造免許を受けている製造場（<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>の製造免許を併せ受けている製造場を除く。）において<u>単式蒸留しょうちゅう</u>と<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>とを混和する場合には、<u>単式蒸留しょうちゅう</u>のアルコール分の総量が混和後のしょうちゅうのアルコール分の総量の100分の50を超えることとなるときで、かつ、混和後のしょうちゅうのアルコール分が36度未満となるときに限り与える。</p> <p>(3) <u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の製造免許を併せ受けている製造場において、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と<u>単式蒸留しょうちゅう</u>とを混和する場合には混和後のしょうちゅうのアルコール分が36度未満となるときに限り与える。</p> <p>(4) 販売業者については原則として与えない。</p>	<p>となるときに限り与える。</p> <p>(2) <u>しょうちゅう乙類</u>の製造免許を受けている製造場（<u>しょうちゅう甲類</u>の製造免許を併せ受けている製造場を除く。）において<u>しょうちゅう乙類</u>と<u>しょうちゅう甲類</u>とを混和する場合には、<u>しょうちゅう乙類</u>のアルコール分の総量が混和後のしょうちゅうのアルコール分の総量の100分の50を超えることとなるときで、かつ、混和後のしょうちゅうのアルコール分が36度未満となるときに限り与える。</p> <p>(3) <u>しょうちゅう甲類</u>と<u>しょうちゅう乙類</u>の製造免許を併せ受けている製造場において、<u>しょうちゅう甲類</u>と<u>しょうちゅう乙類</u>とを混和する場合には混和後のしょうちゅうのアルコール分が36度未満となるときに限り与える。</p> <p>(4) 販売業者については原則として与えない。</p>
<p>9 (省略)</p>	<p>9 (同左)</p>
<p>10 税率の適用区分の異なる発泡酒を混和する場合の承認の取扱い</p> <p>規則第16条第4号《承認を受ける義務》に規定する税率の適用区分の異なる発泡酒を混和する場合の承認は、原則として与えないこととし、やむを得ないと認められる場合は、国税局長の指示により承認を<u>与える</u>。</p>	<p>10 税率の適用区分の異なる発泡酒を混和する場合の承認の取扱い</p> <p>規則第16条第5号《承認を受ける義務》に規定する税率の適用区分の異なる発泡酒を混和する場合の承認は、原則として与えないこととし、やむを得ないと認められる場合は、国税局長の指示により承認を<u>与えることとする</u>。</p>
<p>11 酒類に不可飲処置を施す場合の承認の取扱い</p> <p>法第50条第1項第6号に規定する製造者が製造場にある酒類に不可飲処置を施す場合の承認は、やむを得ない事情があると認められるときで、かつ、第44条第3項関係《不可飲処置を命ずる場合の取扱い》に定める処置基準に準じて行う場合に限り<u>与える</u>。</p>	<p>11 酒類に不可飲処置を施す場合の承認の取扱い</p> <p>法第50条第1項第6号に規定する製造者が製造場にある酒類に不可飲処置を施す場合の承認は、やむを得ない事情があると認められるときで、かつ、第44条第3項関係《不可飲処置を命ずる場合の取扱い》に定める処置基準に準じて行う場合に限り<u>与えることとする</u>。</p>
<p>12 砂糖等を加えたしょうちゅうを製造する場合の承認の取扱い</p> <p>令第56条第3項前段《承認を受ける義務》に規定する砂糖等を加えたしょうちゅうを製造する場合の承認は、木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等又は合成着色料を原料とする場合、製造後の着色度が13《木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等移出する場合の承認の取扱い》に定める範囲内のものである場合に限り<u>与える</u>。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>12 砂糖等を加えたしょうちゅうを製造する場合の承認の取扱い</p> <p>令第56条第3項前段《承認を受ける義務》に規定する砂糖等を加えたしょうちゅうを製造する場合の承認は、木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等又は合成着色料を原料とする場合、製造後の着色度が13《木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等移出する場合の承認の取扱い》に定める範囲内のものである場合に限り<u>与えることとする</u>。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>13 木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等移出する場合の承認の取扱い</p> <p>令第56条第3項後段《承認を受ける義務》に規定する</p>	<p>13 木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等移出する場合の承認の取扱い</p> <p>令第56条第3項後段《承認を受ける義務》に規定する</p>

改正後	改正前
<p>木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等移出する場合の承認は、当該酒類を未納税移出する場合には、酒税の取締り上支障のない限り与えることとし、その他の場合には、次の(1)から(3)までの要件をいずれも満たしている場合に限り<u>与える</u>。</p> <p>(注) 同項に規定する「木製の容器に貯蔵したアルコール又は<u>連続式蒸留しょうちゅう若しくは単式蒸留しょうちゅうを含むアルコール又は連続式蒸留しょうちゅう若しくは単式蒸留しょうちゅう</u>」には、木製の容器に貯蔵したアルコール等と、それ以外のアルコール等とを混和したもののほか、木製の容器に貯蔵したアルコール等そのものも含まれるものであるから留意する。</p> <p>(1) 着色度 貯蔵後のしょうちゅう等移出する際にして、当該酒類について光電光度計を用いて430ナノメートル及び480ナノメートルの吸光度をそれぞれ測定し、その着色度がいずれも<u>0.080</u>以下となるもの。</p> <p>(2) 酒類の品目の表示 酒類の品目（「<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>」又は「<u>単式蒸留しょうちゅう</u>」）の表示は、第8編第1章第86条の5《酒類の品目等の表示義務》の1の(2)のイ《酒類の容器に対する表示》(イ)のB及びCの定め（以下この13において「酒類の品目の表示の取扱規定」という。）にかかわらず次によるもの（100ml以下の容器を除く。）。</p> <p>イ 酒類の品目を表示する場所は、主たる商標を表示したラベル内（プリント瓶については、主たる商標を表示した面と同一面）とする。</p> <p>ロ 酒類の品目の表示に使用する活字の大きさは、次表に定める大きさ（1文字）又は主たる商標を表示したラベル面積の1,000分の18の大きさ（品目名を表示した部分の総面積）のいずれか大きい方の大きさ以上で、明瞭に表示する。</p> <p>ただし、主たる商標を表示したラベル内に表示された「焼酎」（又は「しょうちゅう」）の文字が、次表に定める大きさ（1文字）又は主たる商標を表示したラベル面積の1,000分の9の大きさ（品目を表示した部分の総面積）のいずれか大きい方の大きさ以上で、<u>明瞭</u>に表示されている場合に限りこれを適用しないこととしても差し支えない。</p> <p>なお、この場合でも「酒類の品目の表示の取扱規定」による表示は必要であるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等移出する場合の承認は、当該酒類を未納税移出する場合には、酒税の取締り上支障のない限り与えることとし、その他の場合には、次の(1)から(3)までの要件をいずれも満たしている場合に限り<u>与えることとする</u>。</p> <p>(注) 同項に規定する「木製の容器に貯蔵したアルコール又は<u>しょうちゅうを含むアルコール又はしょうちゅう</u>」には、木製の容器に貯蔵したアルコール等と、それ以外のアルコール等とを混和したもののほか、木製の容器に貯蔵したアルコール等そのものも含まれるものであるから留意する。</p> <p>(1) 着色度 貯蔵後のしょうちゅう等移出する際にして、当該酒類について光電光度計を用いて430ナノメートル及び480ナノメートルの吸光度をそれぞれ測定し、その着色度がいずれも<u>0.08</u>以下となるもの。</p> <p>(2) 酒類の品目等の表示 酒類の品目等（「<u>焼酎甲類</u>」又は「<u>焼酎乙類</u>」）の表示は、第8編第1章第86条の5《酒類の種類等の表示義務》の1の(2)のイ《酒類の容器に対する表示》(イ)のB及びCの定め（以下この13において「酒類の種類等の表示の取扱規定」という。）にかかわらず次によるもの（100ml以下の容器を除く。）。</p> <p>イ 酒類の品目等を表示する場所は、主たる商標を表示したラベル内（プリント瓶については、主たる商標を表示した面と同一面）とする。</p> <p>ロ 酒類の品目等の表示に使用する活字の大きさは、次表に定める大きさ（1文字）又は主たる商標を表示したラベル面積の1,000分の18の大きさ（品目等名を表示した部分の総面積）のいずれか大きい方の大きさ以上で、明瞭に表示する。</p> <p>ただし、主たる商標を表示したラベル内に表示された「焼酎」（又は「しょうちゅう」）の文字が、次表に定める大きさ（1文字）又は主たる商標を表示したラベル面積の1,000分の9の大きさ（種類を表示した部分の総面積）のいずれか大きい方の大きさ以上で、<u>明りょう</u>に表示されている場合に限りこれを適用しないこととしても差し支えない。</p> <p>なお、この場合でも「酒類の種類等の表示の取扱規定」による表示は必要であるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(3) その他の表示（包装、説明書等を含む。）及び広告宣伝 他の酒類に誤認されるような表示及び広告宣伝をしないもの。 (注) 他の酒類に誤認されるような表示及び広告宣伝とは、<u>ウイスキー又はブランデー</u>等、他の酒類の特性を主張し、又はこれらの酒類のイメージを意識させるような表示等をいう。</p>	<p>(3) その他の表示（包装、説明書等を含む。）及び広告宣伝 他の酒類に誤認されるような表示及び広告宣伝をしないもの。 (注) 他の酒類に誤認されるような表示及び広告宣伝とは、<u>ウイスキー類</u>等、他の酒類の特性を主張し、又はこれらの酒類のイメージを意識させるような表示等をいう。</p>
<p>14 <u>ウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを製造する場合の承認の取扱い</u></p>	<p>14 <u>ウイスキー類類似スピリッツを製造する場合の承認の取扱い</u></p>
<p>規則第17条第1号《承認を受ける義務》に規定する<u>ウイスキー又はブランデー</u>に類似するスピリッツを製造する場合の承認は、発芽させた穀類、果実又は果実酒（果実酒かすを含む。）を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を95度未満で蒸留した酒類及びこれらの酒類を原料の一部とした酒類を製造する場合には、与えないこととし、その他の場合には、7《<u>ウイスキー又はブランデー</u>の原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認の取扱い》の(2)から(4)までの要件をいずれも満たしている場合に限り<u>与える</u>。</p>	<p>規則第17条第1号《承認を受ける義務》に規定する<u>ウイスキー類</u>に類似するスピリッツを製造する場合の承認は、発芽させた穀類、果実又は果実酒（果実酒かすを含む。）を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を95度未満で蒸留した酒類及びこれらの酒類を原料の一部とした酒類を製造する場合には、与えないこととし、その他の場合には、7《<u>ウイスキー類</u>の原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認の取扱い》の(2)から(4)までの要件をいずれも満たしている場合に限り<u>与えることとする</u>。</p>
<p>なお、「<u>ウイスキー又はブランデー</u>に類似するスピリッツ」とは、発芽させた穀類、果実又は果実酒（果実酒かすを含む。）を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの及びこれらの酒類を原料の一部としたもの（<u>ウイスキー又はブランデー</u>に該当する酒類を除く。）その他香味、色沢その他の性状がウイスキー類に類似するものをいう。</p>	<p>なお、「<u>ウイスキー類</u>に類似するスピリッツ」とは、発芽された穀類、果実又は果実酒（果実酒かすを含む。）を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの及びこれらの酒類を原料の一部としたもの（<u>ウイスキー類</u>に該当する酒類を除く。）その他香味、色沢その他の性状がウイスキー類に類似するものをいう。</p>
<p>附則（平成18年法律第10号関係、平成18年政令第130号関係）</p>	<p>（新設）</p>
<p>1 <u>用語の意義</u></p>	
<p>この附則における用語の意義は、第1編 総則《<u>用語の意義</u>》によるほか、次による。</p>	
<p>(1) 「<u>改正法</u>」とは、<u>所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）</u>をいう。</p>	
<p>(2) 「<u>新酒税法</u>」とは、<u>改正法による改正後の酒税法</u>をいう。</p>	
<p>(3) 「<u>旧酒税法</u>」とは、<u>改正法による改正前の酒税法</u>をいう。</p>	
<p>(4) 「<u>改正令</u>」とは、<u>酒税法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第130号）</u>をいう。</p>	
<p>(5)</p>	
<p>第65条 <u>清酒に係る経過措置</u></p>	
<p>1 「<u>平成19年9月30日までの間、新酒税法第3条第7号に規定する清酒とみなす</u>」旨の意義</p>	

改正後	改正前
<p><u>改正法附則第65条《清酒に係る経過措置》に規定する「平成19年9月30日までの間、新酒税法第3条第7号に規定する清酒とみなす」旨の意義は、改正法の施行日（平成18年5月1日午前零時をいう。以下この附則において同じ。）に製造場に現存する酒類のうち、旧酒税法第3条《その他の用語の定義》第3号ロの規定に該当する酒類でアルコール分が22度以上のもの又はその原料中米、水、清酒かす及び米こうじ以外の物品（以下この附則において「副原料」という。）の重量の合計が米（こうじ米を含む。以下この附則において同じ。）の重量の100分の50を超える酒類（以下この附則において「旧法清酒」という。）について、これに水又は新酒税法第3条《その他の用語の定義》第7号に規定する清酒（以下この附則において「新法清酒」という。）を混和して、アルコール分が22度未満でその原料中副原料の重量が米の重量の100分の50を超えない酒類とするものについては、当該旧法清酒を平成19年9月30日までの間に限り新法清酒とみなすことをいう。</u></p> <p><u>（注）1 平成19年9月30日までの間であっても旧法清酒のまま移出等したものは、新法清酒には該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>なお、改正令附則第2条《清酒に係る経過措置》の規定の適用がある場合は、酒税の取扱いについて、従前の例によることとなることに留意する。</u></p> <p><u>2 平成19年9月30日までの間に、旧法清酒に水又は新法清酒を混和して新法清酒としたものは、平成19年10月1日以降製造場に現存しても新法清酒に該当することに留意する。</u></p> <p>2 「施行の際、酒類の製造場に現存する酒類」の範囲</p> <p>（1）みなし製造場に現存する酒類の取扱い</p> <p><u>改正法附則第65条《清酒に係る経過措置》に規定する「施行の際、酒類の製造場に現存する酒類」には、施行日において製造場に現存する酒類のほか、法第28条《未納税移出》第6項の規定により製造場とみなされた場所に現存する酒類を含むこととする（以下4〈混和委託のための未納税移出の特例〉において同じ。）。</u></p> <p>（2）施行日前に移出した清酒の取扱い</p> <p><u>施行日前に製造場から移出された、又は保税地域から引き取られた旧法清酒が、施行日以後、製造場に戻し入れられた、又は移入された場合は、当該旧法清酒は、改正法附則第65条《清酒に係る経過措置》に規定する「施行の際、酒類の製造場に現存する酒</u></p>	

改正後	改正前
<p>類」には該当しないことに留意する。</p> <p>3 水又は新法清酒との混和の取扱い</p> <p>次のいずれかの場合は、改正法附則第65条《清酒に係る経過措置》に規定する水又は新法清酒との混和に該当することとして取り扱う。</p> <p>(1) 旧法清酒と旧法清酒を混和したものに、更に水又は新法清酒を混和する場合</p> <p>(2) 自己の製造した旧法清酒又は新法清酒に、他の製造者が製造したそれぞれ新法清酒又は旧法清酒（未納税移入したものに限る。）を混和（これに、更に水を混和する場合を含む。）する場合（(1)に該当する場合を含む。）</p> <p>(注) 水又は新法清酒との混和に当たっては、混和しようとする酒類及び混和後の酒類について、アルコール分、原料の種類及び種類ごとの重量、仕込み方法等を明らかにする書類を保存させることに留意する。</p> <p>4 混和委託のための未納税移出の特例</p> <p>自己の製造した旧法清酒又は新法清酒に、他の製造者が製造したそれぞれ新法清酒又は旧法清酒を混和（これに、更に水を混和する場合を含む。）し新法清酒にしようとする場合で、当該混和を当該他の製造者に委託するため、自己の製造した酒類を受託者である当該他の製造者の製造場又は蔵置場に移出しようとするとき及び当該他の製造者の製造場又は蔵置場において混和した後、委託者の製造場又は蔵置場に移入するときで、次に該当する場合には、それぞれ法第28条《未納税移出》第1項第4号の規定により未納税移出承認を与えることとする。</p> <p>なお、混和のための未納税移出の特例承認は、その都度与えることとし、承認申請書には、移出しようとする酒類及び混和後移入しようとする酒類について、アルコール分、原料の種類及び種類ごとの重量、仕込み方法等を明らかにする書類を添付させる。</p> <p>(1) 承認の対象となる移出</p> <p>混和のための未納税移出の特例承認の対象となる移出は、次のいずれかに掲げる場合とする。</p> <p>イ 十分な量の新法清酒が自己の製造場に現存しないため、他の製造者の製造場に現存する新法清酒との混和を委託する目的で、旧法清酒を移出しようとする場合</p> <p>ロ 混和するための設備が不足していることにより、他の製造者に混和を委託する目的で、旧法清酒及び新法清酒を移出しようとする場合</p> <p>(2) 承認の要件</p>	

改正後	改正前
<p><u>混和のための未納税移出の特例承認は、次に掲げる場合に限り与える。</u></p> <p><u>イ 移出しようとする酒類又は混和後移入しようとする酒類について、そのアルコール分、原料の種類及び種類ごとの重量、仕込み方法等が明らかである場合</u></p> <p><u>ロ 混和後、委託者の製造場又は蔵置場に移入することが確実と認められる場合</u></p> <p><u>(注) 1 他の目的により未納税移出しようとするときはこの特例は適用しないことに留意する。</u></p> <p><u>2 旧法清酒又は新法清酒について、施行令第32条《未納税移出の目的及び製造場等》第1号、第2号イ又は第3号ロに規定する目的のため移入する場合には、当該規定の適用があることに留意する。</u></p>	
<p>改正令附則第2条 清酒に係る経過措置</p>	
<p>1 移出の範囲</p>	
<p><u>改正令附則第2条《清酒に係る経過措置》に規定する移出とは、課税移出される場合（法第6条《納税義務者》第1項又は法第6条の3《移出又は引取り等とみなす場合》第1項に規定する移出又は移出とみなす場合をいう。）をいう。</u></p>	
<p><u>(注) 令第32条《未納税移出の目的及び製造場等》第1号、第2号イ又は第3号ロに規定する目的のため移入された後又は戻し入れられた（法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第1項又は第2項に規定する戻し入れられた場合又は移入された場合をいう。）後、更に移出される場合を含むことに留意する。</u></p>	
<p>2 経過措置が適用される酒類の範囲</p>	
<p><u>改正令附則第2条《清酒に係る経過措置》の規定が適用される酒類は、改正令の施行日に製造場に現存する旧酒税法第3条《その他の用語の定義》第3号ロに該当する清酒のうち、アルコール分22度未満のもの（改正令の施行日後に水、旧法清酒（改正令の施行日に製造場に現存するものに限る。）又は新法清酒と混和し、アルコール分22度未満としたものを含む。）が対象となることに留意する。</u></p>	
<p>3 「酒税については、なお従前の例による」の意義</p>	
<p><u>経過措置が適用される酒類に係る「酒税については、なお従前の例による」旨の意義は、旧酒税法第22条《課税標準及び税率》第1号に規定する清酒の税率が適用さ</u></p>	

改正後	改正前
<p>れることをいう。</p> <p><u>(注) 酒税の税率の適用に当たっては、租税特別措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>4 改正法附則第65条《清酒に係る経過措置》との適用関係</p> <p><u>旧法清酒に係るそれぞれの期間における経過措置の適用は次による。</u></p> <p><u>(1) 平成18年12月31日までの期間の適用関係</u></p> <p><u>平成18年12月31日までの期間においては、改正法附則第65条《清酒に係る経過措置》又は改正令附則第2条《清酒に係る経過措置》のいずれかの規定が適用されることに留意する。</u></p> <p><u>(2) 平成19年1月1日から平成19年9月30日までの期間の適用関係</u></p> <p><u>平成19年1月1日から平成19年9月30日までの期間においては、改正法附則第65条《清酒に係る経過措置》の規定のみ適用されることに留意する。</u></p> <p>5 改正法附則第65条《清酒に係る経過措置》の取扱いの準用</p> <p><u>第65条の2「施行の際、酒類の製造場に現存する酒類」の範囲」の定めは、改正令附則第2条《清酒に係る経過措置》の取扱いについて準用する。</u></p> <p>改正令附則第3条 酒類の品目に係る経過措置</p> <p><u>改正令附則第3条《酒類の品目に係る経過措置》第1項及び第2項に規定するみりん及び果実酒に係る経過措置の取扱いは、第65条《清酒に係る経過措置》の定め（(注) 1のただし書を除く。）を準用する。</u></p> <p>第66条 製造免許等に係る経過措置</p> <p>第1項関係</p> <p>1 製造免許等に係る経過措置の対象となる者</p> <p><u>改正法附則第66条《製造免許等に係る経過措置》第1項の規定は、施行日において、同項の表の上欄に掲げる旧酒税法の酒類の種類又は品目の製造免許等を受けているすべての者（製造又は販売する酒類の範囲に条件が付されている者を含む。）が対象となり、当該酒類の製造を休造（製造実績がない場合を含む。）している者又は販売業を休止している者であっても対象となることに留意する。</u></p> <p>2 製造免許等を受けたものとみなされる製造場等の範囲</p> <p><u>改正法附則第66条《製造免許等に係る経過措置》第1項の規定により同項の表の下欄に掲げる新酒税法の酒類</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>の品目の製造免許等を受けたものとみなされる製造場等は、当該品目に係る同表の上欄に掲げる旧酒税法の酒類の種類又は品目の製造免許等を受けている製造場等に限る。</u></p> <p><u>(注) 例えば、一の製造者が、旧酒税法の規定により清酒の製造免許を受けている製造場とビールの製造免許を受けている製造場の2つの製造場を有している場合には、新酒税法の施行により前者の製造場には清酒の製造免許を、後者の製造場にはビールの製造免許をそれぞれ受けたものとみなされることになる。</u></p> <p>3 製造免許に係る経過措置の適用を受けた場合の休造等の取扱い</p> <p><u>改正法附則第66条《製造免許等に係る経過措置》第1項の規定により受けたものとみなされた製造免許に係る同項の表の下欄に掲げる新酒税法の品目の酒類(以下「新法品目酒類」という。)及び同条第2項の規定により受けたものとみなされた製造免許に係る新酒税法の品目の酒類(種類等相違酒類に該当する部分に限る。以下「新法異動品目酒類」という。)の製造に対する法第12条《酒類の製造免許の取消し》第3号又は第4号の適用については、当分の間、次による。</u></p> <p><u>(1) 新法品目酒類の製造に対する法第12条《酒類の製造免許の取消し》第3号の適用については、新法品目酒類と新法異動品目酒類(条件の緩和又は解除を受けている場合を除く。以下同じ。)のいずれか一方の製造実績がある場合には、同条第3号の「酒類を製造しない場合」に該当しないこととする。</u></p> <p><u>(2) 新法品目酒類の製造に対する法第12条《酒類の製造免許の取消し》第4号の適用については、新法品目酒類と新法異動品目酒類の製造数量の合計が新法品目酒類の法定製造数量に達している場合には、同条第4号の「酒類の製造数量が第7条第2項に規定する数量に達しない場合」に該当しないこととする。</u></p> <p><u>(注) 1 新法異動品目酒類の製造に対する法第12条《酒類の製造免許の取消し》第3号又は第4号の適用については、新法異動品目酒類のみの製造実績により判定することに留意する。</u></p> <p><u>2 法第12条《酒類の製造免許の取消し》第4号の判定に当たっては、法第7条《酒類の製造免許》第3項の規定の適用を受ける場合があることに留意する。</u></p>	

改正後	改正前
<p>第2項関係</p> <p>1 新法異動品目酒類の製造免許等に係る経過措置の対象となる酒類の範囲</p> <p>(1) <u>改正法附則第66条《製造免許等に係る経過措置》第2項の規定により製造免許等を受けたものとみなされるのは、例えば、旧酒税法の規定では果実酒に該当し、かつ、新酒税法の規定では甘味果実酒に該当する酒類の範囲に限って甘味果実酒の製造免許等を受けたものとみなされるのであって、旧酒税法の規定では果実酒に該当しない新酒税法の甘味果実酒の製造免許等まで受けたものとみなされるものではないことに留意する。</u></p> <p>(2) <u>改正法附則第66条《製造免許等に係る経過措置》第2項に規定する種類等相違酒類は、別表「新法異動品目酒類の製造免許に係る経過措置」に定めるとおりとする。</u></p> <p>2 新法異動品目酒類に係る製造免許で製造できる酒類の範囲の緩和等の取扱い</p> <p><u>改正法附則第66条《製造免許等に係る経過措置》第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされた酒類の製造免許で製造できる酒類の範囲の緩和又は解除の取扱いについては、第2編第11条第2項関係の2<「製造する酒類の範囲の条件」の緩和又は解除の取扱い>の定めを準用するとともに、当該範囲の緩和又は解除後の製造見込数量が法定製造数量に達している場合に限り当該範囲を緩和又は解除する。</u></p> <p>3 第1項関係の取扱いの準用</p> <p><u>第1項関係の1<製造免許等に係る経過措置の対象となる者>及び2<製造免許等を受けたものとみなされる製造場等の範囲>の定めは、第2項関係の取扱いについて準用する。</u></p> <p>改正令附則第4条 蔵置場の設置許可に係る経過措置</p> <p><u>改正令附則第4条《蔵置場の設置許可に係る経過措置》の規定は、第66条<製造免許等に係る経過措置>の定めを準用する。</u></p> <p>第67条 輸入酒類の移入に係る特例</p> <p>1 みなし製造場の承認の取扱い</p> <p><u>改正法附則第67条《輸入酒類の移入に係る特例》に定める酒類の製造場とみなされる場所（以下この67条において「みなし製造場」という。）の国税庁長官の承認の取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) <u>みなし製造場の承認は、申請場所が販売業者で酒</u></p>	

改正後	改正前
<p>類を保稅地域（關稅法第29條《保稅地域の種類》に規定する保稅地域をいう。以下この67條において同じ。）から引き取る者（以下この第67條において「酒類引取者」という。）の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地にある事業所（一の酒類引取者について各關稅局管内に一場に限る。）に限り与える。</p> <p><u>(2) みなし製造場の承認を受けようとする酒類引取者がある場合には、「みなし製造場承認申請書」（以下この第67條において「申請書」という。）4部（正本、副本各2部）により承認を受けようとする場所の所轄稅務署長に平成18年4月10日までに提出させる。</u></p> <p><u>(3) (2)により申請書の提出を受けた稅務署長は、その申請内容を審査し、申請場所につき酒稅の保全上不適当と認められる事情がある場合には意見を添え、平成18年4月14日までに關稅局長へ送付の上、關稅局長を経由して、平成18年4月20日までに關稅庁長官に進達する。</u></p> <p><u>(4) 承認する又は承認しない旨の通知は、關稅庁長官から当該申請者に対し書面で通知するとともに、申請書の提出を受けた稅務署長に対しては、關稅局長を経由してその旨を通知する。</u></p> <p>2 「酒稅の保全上不適当と認められる事情があるとき」の取扱い</p> <p>改正法附則第67條《輸入酒類の移入に係る特例》第2項に規定する「酒稅の保全上不適当と認められる事情があるとき」とは、次の場合をいう。</p> <p><u>(1) 申請場所における帳簿の備付け、記帳、保存の狀態等が良好でないとして認められる場合</u></p> <p><u>(2) 酒類の受払等の管理が十分にできないと認められる場合</u></p> <p><u>(3) 課稅済みの酒類と区分して蔵置することが困難な場合</u></p> <p>3 輸入酒類の移入に係る特例の対象となる酒類</p> <p>改正法附則第67條《輸入酒類の移入に係る特例》の対象となる酒類は、酒類引取者が、平成18年5月1日前に保稅地域から引き取ったもので、平成18年5月1日前にみなし製造場に移入されたものが対象となることに留意する。</p> <p>4 製造者又は製造場とみなす期間における酒稅法の適用關係</p> <p><u>(1) 申告等</u></p> <p>平成18年4月中にみなし製造場に酒類が移入された場合には、当該移入を戻入れとみなして法第30條</p>	

改正後	改正前
<p><u>《戻入れの場合の酒税額の控除等》第1項の規定を適用し、また、戻入れとみなされた酒類を当該みなし製造場から移出した場合には、法第6条《納税義務者》第1項の規定を適用する。</u></p> <p><u>なお、戻入れとみなされた酒類及び移出した酒類に係る法第30条の2《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第1項の規定の適用は次による。</u></p> <p><u>イ 酒類引取者に対しては、平成18年5月1日午前零時にみなし製造場で所持する酒類について、同日に移出したものとみなし、当該酒類の数量を基に平成18年5月移出分に係る納税申告書を提出させ、これにより法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第1項の控除を適用させるものとする。</u></p> <p><u>ロ 酒類引取者に対しては、納税申告書の提出に際し酒類の受払帳等を持参させ、申告内容を確認の上、当該納税申告書を収受する。</u></p> <p><u>(2) その他</u></p> <p><u>製造者又は製造場とみなす期間（当該酒類を移入した時から平成18年5月1日までの期間）においては、法第46条《記帳義務》その他酒税法の規定の適用があることに留意する。</u></p>	

新法異動品目酒類の製造免許に係る経過措置

旧酒税法の 種類(品目)	新酒税法の品目	製造できる酒類の範囲
清 酒	発泡酒	旧酒税法第3条第3号ロ又はハの規定に該当するもの
	その他の醸造酒	旧酒税法第3条第3号ロの規定に該当するもの
	スピリッツ	旧酒税法第3条第3号の規定に該当するもの
	リキュール	旧酒税法第3条第3号ロ又はハの規定に該当するもの
	雑 酒	旧酒税法第3条第3号イ又はロの規定に該当するもの
合成清酒	発泡酒	旧酒税法第3条第4号の規定に該当するもの
	その他の醸造酒	旧酒税法第3条第4号の規定に該当するもの
	スピリッツ	旧酒税法第3条第4号の規定に該当するもの
	リキュール	旧酒税法第3条第4号の規定に該当するもの
	雑 酒	旧酒税法第3条第4号の規定に該当するもの
しょうちゅう乙類	スピリッツ	旧酒税法第4条第1項に規定するしょうちゅう乙類(旧施行令第3条の2第2項の規定に該当するものに限る。)に該当するもの
みりん	スピリッツ	旧酒税法第3条第6号の規定に該当するもの
	リキュール	旧酒税法第3条第6号の規定に該当するもの
ビール	スピリッツ	旧酒税法第3条第7号の規定に該当するもの
	雑 酒	旧酒税法第3条第7号の規定に該当するもの
果実酒	甘味果実酒	旧酒税法第4条第1項に規定する果実酒(旧酒税法第3条第8号ロ、ハ又はニの規定に該当するものに限る。)に該当するもの
	スピリッツ	旧酒税法第4条第1項に規定する果実酒(旧酒税法第3条第8号イの規定に該当するものに限る。)に該当するもの
	雑 酒	旧酒税法第4条第1項に規定する果実酒(旧酒税法第3条第8号イの規定に該当するものに限る。)に該当するもの
発泡酒	スピリッツ	旧酒税法第4条第1項に規定する発泡酒に該当するもの
	リキュール	旧酒税法第4条第1項に規定する発泡酒に該当するもの
	雑 酒	旧酒税法第4条第1項に規定する発泡酒に該当するもの
その他の雑酒	リキュール	旧酒税法第4条第1項に規定するその他の雑酒に該当するもの
	雑 酒	旧酒税法第4条第1項に規定するその他の雑酒に該当するもの

改 正 後	改 正 前
<p>第3編 租税特別措置法関係</p> <p>第87条 清酒等に係る酒税の税率の特例</p> <p>1 「製造場から移出した数量」等の取扱い</p> <p>措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》に規定する「製造場から移出した数量」及び「製造場から移出する清酒等」のそれぞれの数量は、製造者の清酒、合成清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、果実酒及び発泡酒（<u>法第23条《税率》第2項第1号又は第2号に掲げるものに該当するものに限る。</u>）（以下、第3編においてこれらの酒類を「清酒等」という。）ごとに課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の課税移出数量（<u>以下「純課税移出数量」という。</u>）によることに取り扱う。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>2 税率の特例を適用する場合の数量の取扱い</p> <p>（1）税率の特例の適用は、その年度の開始から順次200klに達するまでの清酒等ごとの純課税移出数量を積算して行う。</p> <p>（注）税率の特例は、純課税移出数量を移出した順に順次積算して適用するものであり、例えば、特定の月分だけ適用することや、同一品目のうち、税率の高いものだけについて適用することはできないのであるから留意する。</p> <p>（2）（省略）</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 税率の特例を適用する場合の酒税額の計算</p> <p>（1）税率の特例を適用する場合の酒税額は、第2編第30条の2第1項、第2項及び第3項関係の2〈税額の端数計算〉及び3〈課税標準数量等の端数計算〉により算出した酒税額に、措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》に掲げる表の区分に応じ、該当する割合を乗じて計算する。</p> <p>なお、再移出控除適用酒類を混和して移出した場合には、<u>第2編第23条の3〈混和酒の税率適用の取扱い〉</u>の定めに準じて算出した税率の特例の適用を受けることのできる酒類について同表の区分に応じ、該当する割合を乗じて計算するのであるから留意する。</p> <p>（2）（省略）</p> <p>5 （省略）</p> <p>6 平成18年改正法の施行に伴う取扱い</p>	<p>第3編 租税特別措置法関係</p> <p>第87条 清酒等に係る酒税の税率の特例</p> <p>1 「製造場から移出した数量」等の取扱い</p> <p>措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》に規定する「製造場から移出した数量」及び「製造場から移出する清酒等」のそれぞれの数量は、製造者の清酒、合成清酒（<u>同法第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》第1項の規定の適用を受けるものを除く。</u>）、<u>しょうちゅう甲類、しょうちゅう乙類、果実酒及び発泡酒（法第22条《課税標準及び税率》第1項第10号イ(1)に該当するものを除く。</u>）（以下、第3編においてこれらの酒類を「清酒等」という。）ごとに課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の課税移出数量（<u>以下、「純課税移出数量」という。</u>）によることに取り扱う。</p> <p>（注）（同左）</p> <p>2 税率の特例を適用する場合の数量の取扱い</p> <p>（1）税率の特例の適用は、その年度の開始から順次200klに達するまでの清酒等ごとの純課税移出数量を積算して行う。</p> <p>（注）税率の特例は、純課税移出数量を移出した順に順次積算して適用するものであり、例えば、特定の月分だけ適用することや、同一種類（品目）のうち、税率の高いものだけについて適用することはできないのであるから留意する。</p> <p>（2）（同左）</p> <p>3 （同左）</p> <p>4 税率の特例を適用場合の酒税額の計算</p> <p>（1）税率の特例を適用場合の酒税額は、第2編第30条の2第1項、第2項及び第3項関係の2〈税額の端数計算〉及び3〈課税標準数量等の端数計算〉により算出した酒税額に、措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》に掲げる表の区分に応じ、該当する割合を乗じて計算する。</p> <p>なお、再移出控除適用酒類を混和して移出した場合には、<u>第2編第22条第1項関係の5〈混和酒の税率適用の取扱い〉</u>の定めに準じて算出した税率の特例の適用を受けることのできる酒類について同表の区分に応じ、該当する割合を乗じて計算するのであるから留意する。</p> <p>（2）（同左）</p> <p>5 （同左）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>平成18年改正法（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）をいう。以下この6において同じ。）第7条の規定の施行に伴い、新酒税法（平成18年改正法による改正後の酒税法をいう。以下この6において同じ。）の規定による品目と異なることとなる旧酒税法（平成18年改正法による改正前の酒税法をいう。以下この6において同じ。）に規定する種類又は品目の酒類について、措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》に規定する平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間に係る「製造場から移出した数量」及び平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間に係る「製造場から移出する清酒等」のそれぞれの数量の取扱いは、次による。</p> <p>（1）製造場から移出した数量の判定</p> <p>製造場から移出した数量は、旧酒税法の規定による種類又は品目ごとの純課税移出数量による。</p> <p>（2）製造場から移出する清酒等の判定</p> <p>イ 新酒税法の規定による品目と異なることとなる旧酒税法の規定による種類又は品目の酒類について、平成18年5月1日前に製造場から移出され、同年5月1日以降戻入れられた酒類がある場合には、当該戻入れられた酒類については、移出時の種類又は品目の区分に対応する新酒税法の規定による品目の課税移出数量から控除する。</p> <p>（注）例えば、旧酒税法の規定では果実酒に該当し、新酒税法の規定では甘味果実酒に該当する酒類について、平成18年5月1日前に製造場から移出され、同年5月1日以降戻入れられた場合には、果実酒の課税移出数量から控除することに留意する。</p> <p>ロ 平成18年改正令（酒税法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第130号）をいう。）附則第2条《清酒に係る経過措置》の規定により、旧酒税法第22条《課税標準及び税率》第1号に規定する清酒の税率が適用された酒類について、平成18年5月1日以降戻入れられた酒類がある場合には、当該戻し入れられた酒類については、新酒税法の規定による清酒の課税移出数量から控除する。</p> <p>第87条の2 低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例</p> <p>1 税率の特例の適用となる酒類</p> <p>措置法第87条の2《低アルコール分の蒸留酒類等に係</p>	<p>第87条の2 低アルコール分のしょうちゅう等に係る酒税の税率の特例</p> <p>（新設）</p>

改 正 後	改 正 前												
<p>る酒税の税率の特例》の規定は、発泡性を有するものは適用がないことに留意する。</p> <p>[例]</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(品目)</th> <th style="text-align: center;">(アルコール分)</th> <th style="text-align: center;">(発泡性)</th> <th style="text-align: center;">(適用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">スピリッツ</td> <td style="text-align: center;">12度</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">スピリッツ</td> <td style="text-align: center;">12度</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">有</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p> <p>第87条の6 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係</p> <p>1 ビールに係る酒税の税率の特例の取扱い 措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》の適用に当たっての取り扱いについては、第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》の<u>1から6</u>の定めを準用する。</p> <p>2 「初めて製造免許を受けた者」の意義 (1) 措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》第1項に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」(以下「ビール製造免許初取得者」という。)とは、平成15年3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間に、酒税法第7条《酒類の製造免許》第1項の規定によりビールの製造免許(期限付免許を含む。)を受けた者(第2編第7条第1項関係の5〈法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い〉の取扱いにより製造免許を受けた者(措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》第3項に定める場合を除く。)及び試験製造免許を受けた者を含む、第2編第7条第5項関係の3〈期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い〉の取扱いにより製造免許を受けた者(平成15年4月1日以後に切り替えの対象となる期限付免許を受けていた場合に限る。))を除く。)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)附則第33条《ビール等に係る製造免許等の経過措置》第1項の規定により製造免許を受けたものとみなされた者をいう。</p> <p>(注) 第2編第7条第5項関係の3〈期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い〉の取扱いにより製造免許を受けた者については、切り替えの対象となる期限付免許を最初に受けたときにおいてビール製造免許初取得者の判定を行う</p>	(品目)	(アルコール分)	(発泡性)	(適用)	スピリッツ	12度	有	無	スピリッツ	12度	無	有	<p>第87条の3 合成清酒等に係る酒税の税率の特例 (省略)</p> <p>第87条の6 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係</p> <p>1 ビールに係る酒税の税率の特例の取扱い 措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》の適用に当たっての取り扱いについては、第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》の<u>1から5</u>の定めを準用する。</p> <p>2 「初めて製造免許を受けた者」の意義 (1) 措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》第1項に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」(以下、「ビール製造免許初取得者」という。)とは、平成15年3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許(期限付免許を含む。)を受けた者(第2編第7条第1項関係の5〈法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い〉の取扱いにより製造免許を受けた者(措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》第3項に定める場合を除く。)及び試験製造免許を受けた者を含む、第2編第7条第5項関係の3〈期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い〉の取扱いにより製造免許を受けた者(平成15年4月1日以後に切り替えの対象となる期限付免許を受けていた場合に限る。))を除く。)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)附則第33条《ビール等に係る製造免許等の経過措置》第1項の規定により製造免許を付されたものとみなされた者をいう。</p> <p>(注) 第2編第7条第5項関係の3《<u>期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い</u>》の取扱いにより製造免許を受けた者については、切り替えの対象となる期限付免許を最初に受けたときにおいてビール製造免許初取得者の判定</p>
(品目)	(アルコール分)	(発泡性)	(適用)										
スピリッツ	12度	有	無										
スピリッツ	12度	無	有										

改 正 後	改 正 前												
<p>のであるから留意する。</p> <p>(2) 平成15年3月31日以前にビールの試験製造免許を受けていた者が、平成15年4月1日以後に法第17条《製造又は販売業の廃止》第1項による申請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受けた後又は法第7条《酒類の製造免許》第4項の規定により付された期限の満了後、改めて平成20年3月31日までの間に試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた場合において、平成15年4月1日から当該試験製造免許の取消しを受けるまで又は当該期限の満了までの間にビールの課税移出がなかったときは、当該試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた時をもってビール製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。</p> <p>(3) 平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第7条《酒類の製造免許》第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者であっても、平成15年3月31日以前においてビールの製造免許を受けていた者、他の製造場にビールの製造免許を受けている者等は、ビール製造免許初取得者に該当しないのであるから留意する。</p> <p>(注) 他の製造場にビールの製造免許を受けている者については、当該製造免許を受けたときにおいてビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。</p> <p>3 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意義 措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》第1項に規定する「製造免許を受けた日から5年を経過する日」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日となるのであるから留意する。</p> <p>(税率の特例の最大適用可能期間の具体例)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>免許を受けた日等の区分</th> <th>最大適用可能期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年4月1日に免許を受けた場合</td> <td>平成15年4月分から平成20年4月分</td> </tr> <tr> <td>平成20年3月31日に免許を受けた場合</td> <td>平成20年3月分から平成25年3月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4編 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係 第80条 内国消費税等に関する特例 第3項関係 2 減税ウイスキー類の引取者 沖特法第80条《内国消費税等に関する特例》第3項の規定の適用を受ける減税ウイスキー類(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による改</p>	免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間	平成15年4月1日に免許を受けた場合	平成15年4月分から平成20年4月分	平成20年3月31日に免許を受けた場合	平成20年3月分から平成25年3月分	<p>を行うのであるから留意する。</p> <p>(2) 平成15年3月31日以前にビールの試験製造免許を受けていた者が、平成15年4月1日以後に法第17条《製造又は販売業の廃止》第1項による申請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受けた後又は法第7条《酒類の製造免許》第4項の規定により付された期限の満了後、改めて平成18年3月31日までの間に試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた場合において、平成15年4月1日から当該試験製造免許の取消しを受けるまで又は当該期限の満了までの間にビールの課税移出がなかったときは、当該試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた時をもってビール製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。</p> <p>(3) 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、法第7条《酒類の製造免許》第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者であっても、平成15年3月31日以前においてビールの製造免許を受けていた者、他の製造場にビールの製造免許を受けている者等は、ビール製造免許初取得者に該当しないのであるから留意する。</p> <p>(注) 他の製造場にビールの製造免許を受けている者については、当該免許を受けたときにおいてビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。</p> <p>3 「製造免許を受けた日から3年を経過する日」の意義 措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》第1項に規定する「製造免許を受けた日から3年を経過する日」とは、免許を受けた日の3年後の応当日となるのであるから留意する。</p> <p>(税率の特例の最大適用可能期間の具体例)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>免許を受けた日等の区分</th> <th>最大適用可能期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年4月1日に免許を受けた場合</td> <td>平成15年4月分から平成18年4月分</td> </tr> <tr> <td>平成18年3月31日に免許を受けた場合</td> <td>平成18年3月分から平成21年3月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4編 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係 第80条 内国消費税等に関する特例 第3項関係 2 減税ウイスキー類の引取者 沖特法第80条《内国消費税等に関する特例》第3項の規定の適用を受ける減税ウイスキー類の引取り及び輸入申告は、同項の施設の指定を受けた者が行う。</p>	免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間	平成15年4月1日に免許を受けた場合	平成15年4月分から平成18年4月分	平成18年3月31日に免許を受けた場合	平成18年3月分から平成21年3月分
免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間												
平成15年4月1日に免許を受けた場合	平成15年4月分から平成20年4月分												
平成20年3月31日に免許を受けた場合	平成20年3月分から平成25年3月分												
免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間												
平成15年4月1日に免許を受けた場合	平成15年4月分から平成18年4月分												
平成18年3月31日に免許を受けた場合	平成18年3月分から平成21年3月分												

改正後	改正前
<p>正前の酒税法第3条第9号に規定する酒類をいう。以下この編において同じ。)の引取り及び輸入申告は、同項の施設の指定を受けた者が行う。</p> <p>なお、上記の指定を受けた者が、輸入手続き等を輸入業者等に依頼することは差し支えない。</p> <p>第7項関係</p> <p>1 指定製造場の設備等に係る確認事項の変更の取扱い 沖特令72条《沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等》第7項に規定する承認申請があった場合は、次の場合を除き、原則として承認する。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに<u>取締り</u>上不相当と認められる場所に製造場を設けようとする場合</p> <p>第5編 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律関係</p> <p>第3条 課税物品の確定の時期</p> <p>1 「性質」の意義 輸徴法第3条《課税物品の確定の時期》に規定する「性質」とは、酒類の品目別、品名等の判断の基礎となる広義の性質をいう。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>第6条 引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例</p> <p>第3項関係</p> <p>1 携帯して輸入する酒類に係る課税標準の口頭申告 輸徴法第6条《引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例》<u>第3項</u>の規定による口頭による課税標準の申告は、関税法上の輸入に関する申告を口頭で行なう場合にさせる。</p> <p>第6項関係</p> <p>1 輸入の許可前における修正申告等 輸徴法第6条《引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例》<u>第6項</u>の規定による修正申告及び賦課決定等の方法については、関税法上の修正申告及び賦課決定等の方法と異ならないようにする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第6編 登録免許税法関係</p> <p>第5条 非課税登記等</p> <p>1 非課税登記等の取扱い 登免法第5条《非課税登記等》、登免令第13条《酒類の</p>	<p>なお、上記の指定を受けた者が、輸入手続き等を輸入業者等に依頼することは差し支えない</p> <p>第7項関係</p> <p>1 指定製造場の設備等に係る確認事項の変更の取扱い 沖特令72条《沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等》第7項に規定する承認申請があった場合は、次の場合を除き、原則として承認する。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに<u>取締</u>上不相当と認められる場所に製造場を設けようとする場合</p> <p>第5編 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律関係</p> <p>第3条 課税物品の確定の時期</p> <p>1 「性質」の意義 輸徴法第3条《課税物品の確定の時期》に規定する「性質」とは、酒類の<u>種類別</u>、品目別、品名等の判断の基礎となる広義の性質をいう。</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>第6条 引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例</p> <p>第2項関係</p> <p>1 携帯して輸入する酒類に係る課税標準の口頭申告 輸徴法第6条《引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例》<u>第2項</u>の規定による口頭による課税標準の申告は、関税法上の輸入に関する申告を口頭で行なう場合にさせる。</p> <p>第5項関係</p> <p>1 輸入の許可前における修正申告等 輸徴法第6条《引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例》<u>第5項</u>の規定による修正申告及び賦課決定等の方法については、関税法上の修正申告及び賦課決定等の方法と異ならないようにする。</p> <p>2 (同左)</p> <p>第6編 登録免許税法関係</p> <p>第5条 非課税登記等</p> <p>1 非課税登記等の取扱い 登免法第5条《非課税登記等》、登免令第7条《酒類の</p>

改正後				改正前			
製造免許で課税しないものの範囲》の規定等により、非課税となる酒類の製造又は販売業免許の区分等の態様ごとの取扱いは、別表2のとおりである。				製造免許で課税しないものの範囲》の規定等により、非課税となる酒類の製造又は販売業免許の区分等の態様ごとの取扱いは、別表2のとおりである。 なお、法人が組織変更した場合における酒類の製造又は販売業免許については、登免法第5条《非課税登記等》第13号に掲げる非課税免許との関係を考慮し、登免法に規定する免許には該当しない免許として取り扱う。			
(別表1) 製造免許等につき課される登録免許税の取扱い				(別表1) 免許等につき課される登録免許税の取扱い			
免許等の態様		登録免許税額	摘要	免許等の態様		登録免許税額	摘要
1	酒類製造免許（期限付を含む。）	円 150,000	登免法別表第1の第65号の(一)に該当する免許	1	酒類製造免許（期限付を含む。）	円 150,000	登免法別表第1の第28号の(一)に該当する免許
2	試験製造免許	—	登免法別表第1の第65号の(一)の()書き	2	試験製造免許	—	登免法別表第1の第28号の(一)の()書き
3	酒母の製造免許	90,000	登免法別表第1の第65号の(二)のイに該当する免許	3	酒母・もろみの製造免許	—	登免法別表第1の第28号の(一)に該当しない
4	もろみの製造免許	120,000	登免法別表第1の第65号の(二)のロに該当する免許				
5	1に掲げる免許に付された条件を緩和又は解除した場合（期限の延長を含む。）	—		4	1に掲げる免許に付された条件を緩和又は解除した場合	—	
6	製造場（試験免許場を除く。）において免許を受けている品目以外の酒類に係る製造免許	150,000	登免令第13条	5	製造場（試験免許場を除く。）において免許を受けている種類（品目）以外のものに係る製造免許	—	登免令第7条第1号該当
	6			期限付製造場（試験免許場を除く。）において期限満了後引き続き酒類を製造するために受ける免許	—		
7	全酒類卸売業免許	90,000	登免法別表第1の第65号の(三)のロに該当する免許	7	全酒類卸売業免許	90,000	登免法別表第1の第28号の(二)のロに該当する免許
8	ビール卸売業免許	〃					
9	洋酒卸売業免許	〃					
10	輸出入酒類卸売業免許	〃					
11	酒類製造者の本支店、出張所等に対する卸売業免許	〃					
12	酒類製造者の企業合同に伴う卸売業免許	〃					
13	酒類製造者の共同販売機関に対する卸売業免許	〃					
14	酒類販売媒介業免許	〃					
15	酒類販売代理業免許	〃	15	酒類販売代理業免許	〃		
16	一般酒類小売業免許	30,000	登免法別表第1の第65号の(三)のイに該当する免許	16	一般酒類小売業免許	30,000	登免法別表第1の第28号の(二)のイに該当する免許
17	通信販売酒類小売業免許	〃					
18	特殊酒類小売業免許	〃					
19	期限付酒類卸売業免許	—	登免法別表第1の第65号の(三)の()書きに該当する免許	19	期限付酒類卸売業免許	—	登免法別表第1の第28号の(二)の()書きに該当する免許
20	期限付酒類小売業免許	—		20	期限付酒類小売業免許	—	

改正後				改正前			
21	16から18に掲げる免許について、卸売ができる旨の条件緩和をした場合	60,000	登免法別表第1の第65号の(三)のハに該当する免許	21	16から18に掲げる免許について、卸売ができる旨の条件緩和をした場合	60,000	登免法別表第1の第28号の(三)のハに該当する免許
22	7から13に掲げる免許について、小売ができる旨の条件緩和をした場合	—	登免法別表第1の第65号の(三)のイ、ロ、ハのいずれにも該当しない	22	7から13に掲げる免許について、小売ができる旨の条件緩和をした場合	—	登免法別表第1の第28号の(二)のイ、ロ、ハのいずれにも該当しない
23	8から13に掲げる免許について、「販売する酒類の範囲」についての条件を緩和した場合	—		23	8から13に掲げる免許について、「販売する酒類の範囲」についての条件を緩和した場合	—	
24	17及び18に掲げる免許について、全酒類の小売ができる旨の条件緩和をした場合	—		24	17及び18に掲げる免許について、全酒類の小売ができる旨の条件緩和をした場合	—	
	(参考) 法人成り、法人からの分離、営業の承継又は営業の譲受に伴う免許	新規免許に準じる		(参考) 法人成り、法人からの分離、営業の承継又は営業の譲受に伴う免許	新規免許に準じる		
(削除)				(注) 期限付製造場（試験免許場を除く。）において期限満了後引き続き酒類を製造するために受ける免許には、期限付免許から永久免許への切替えのほか、受けていた期限付免許の酒類と相違する種類（品目）の期限付免許又は永久免許を新たに受ける時の免許も含まれる。			
(別表2) 登録免許税が非課税等となる製造免許等の取扱い				(別表2) 登録免許税が非課税等となる免許等の取扱い			
免許等の態様		摘要		免許等の態様		摘要	
1	相続により免許を受けた者とみなされる場合の免許	登免法5条13号該当		1	相続により免許を受けた者とみなされる場合の免許	登免法5条13号該当	
2	法人の合併又は分割に伴い、合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により設立する法人若しくは営業を承継する法人が、合併により消滅した法人又は分割をした法人の受けていた免許を引き続いて受ける場合における免許						
3	期限付製造場（試験免許場を除く。）において期限満了後引き続き当該製造免許に係る酒類を製造するために受ける免許			登免令第13条該当	3		
第8編 酒類行政法令関係 第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第5条 原則 1 非営利の原則 組合法第5条《原則》第1号に規定する「営利を目的としないこと。」とは、組合が行うことのできる事業の範囲外において営利行為をしてはならないことはもちろん、組合が行うことのできる事業の範囲内においても営利行為をすることを禁止する趣旨であって、この場合の営利行為とは、営利を目的とする行為をいい、実際に利益を生じたかどうかは問わない。				第8編 酒類行政法令関係 第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第5条 原則 1 非営利の原則 組合法第5条《原則》第1号に規定する「営利を目的としないこと。」とは、組合が行うことのできる事業の範囲外において営利行為をしてはならないことはもちろん、組合が行うことのできる事業の範囲内においても営利行為をすることを禁止する趣旨であって、この場合の営利行為とは、営利を目的とする行為をいい、実際に利益を生じたかどうかは問わない。			

改正後	改正前
<p>(注) 1 組合が物品販売事業を営むことは、目的外の営利事業を営むこととなり、また組合員の共同施設を設けた場合においても、収益目的で運営するときは営利を目的とすることとなるが、組合法第 42 条《事業》第 6 号の規定による「あっせん」については、原則として「営利を目的とすること」には該当しない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(注) 1 組合が物品販売事業を営むことは、目的外の営利事業を営むこととなり、また組合員の共同施設を設けた場合においても、収益目的で運営するときは営利を目的とすることとなるが、組合法第 42 条《事業》第 7 号の規定による「あっせん」については、原則として「営利を目的とすること」には該当しない。</p> <p>2 (同左)</p> <p>2 (同左)</p>
<p>第 6 条 名 称</p> <p>第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項関係</p> <p>1 組合の名称</p> <p>組合の名称は、組合法第 6 条《名称》第 1 項又は第 2 項の規定により、酒類製造業者の組織する組合にあっては「酒造組合」、販売業者の組織する組合にあっては「酒販組合」という文字をそれぞれ連続して用いるとともに、これらの組合の地区を表わす名称及び組合員たる資格に係る酒類の品目（<u>みりん</u>については、組合令第 2 条《酒類業組合等の名称》第 1 項に規定する種別。以下同じ。）又は販売業の業態（「卸売」又は「小売」の別）を、「酒造組合」又は「酒販組合」の文字の上に冠しなければならない。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>2 「一般に慣熟しているもの」の意義</p> <p>組合令第 2 条《酒類業組合等の名称》第 2 項に規定する「一般に慣熟しているもの」とは、<u>ウイスキー、ブランドー、スピリッツ、リキュール</u>等における「洋酒」のように、従前から一般的に使用されていた呼称をいう。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 名称の例外承認</p> <p>組合法第 6 条《名称》第 4 項の規定により、特別の名称の使用につき所轄官庁の承認を受けたときは、酒類の品目若しくは販売業の業態を明らかにすることを省略し又は酒類の品目に代えて、「蒸留酒」等通常それらの酒類を呼称する文字を使用しても差し支えない。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>第 6 条 名 称</p> <p>第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項関係</p> <p>1 組合の名称</p> <p>組合の名称は、組合法第 6 条《名称》第 1 項又は第 2 項の規定により、酒類製造業者の組織する組合にあっては「酒造組合」、販売業者の組織する組合にあっては「酒販組合」という文字をそれぞれ連続して用いるとともに、これらの組合の地区を表わす名称及び組合員たる資格に係る酒類の種類（<u>しょうちゅう、みりん及び果実酒類</u>については、組合令第 2 条《酒類業組合等の名称》第 1 項に規定する種別。以下同じ。）又は販売業の業態（「卸売」又は「小売」の別）を、「酒造組合」又は「酒販組合」の文字の上に冠しなければならない。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>2 「一般に慣熟しているもの」の意義</p> <p>組合令第 2 条《酒類業組合等の名称》第 2 項に規定する「一般に慣熟しているもの」とは、<u>ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類</u>等における「洋酒」のように、従前から一般的に使用されていた呼称をいう。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 名称の例外承認</p> <p>組合法第 6 条《名称》第 4 項の規定により、特別の名称の使用につき所轄官庁の承認を受けたときは、酒類の種類若しくは販売業の業態を明らかにすることを省略し又は酒類の種類に代えて、「蒸留酒」等通常それらの酒類を呼称する文字を使用しても差し支えない。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>第 9 条 組合員の資格</p> <p>第 1 項及び第 3 項関係</p> <p>1 兼業者の加入資格</p> <p>2 以上の品目の酒類を製造する酒類製造業者又は卸売業及び小売業を兼営する販売業者は、組合法第 9 条《組</p>	<p>第 9 条 組合員の資格</p> <p>第 1 項及び第 3 項関係</p> <p>1 兼業者の加入資格</p> <p>2 以上の種類の酒類を製造する酒類製造業者又は卸売業及び小売業を兼営する販売業者は、組合法第 9 条《組</p>

改正後	改正前
<p>合員の資格》第1項又は同条第3項の規定によるそれぞれの品目の酒類の酒造組合又はそれぞれの業態の酒販組合の組合員となる資格を有する。</p>	<p>合員の資格》第1項又は同条第3項の規定によるそれぞれの種類の酒類の酒造組合又はそれぞれの業態の酒販組合の組合員となる資格を有する。</p>
<p>2 同一組合の地区内に2以上の製造場又は販売場を有する者の加入資格</p>	<p>2 同一組合の地区内に2以上の製造場又は販売場を有する者の加入資格</p>
<p>酒類製造業者又は販売業者が、同一組合の地区内において、その組合の組合員たる資格に係る品目の酒類又は販売業の業態につき2以上の製造場又は販売場を有する場合においても、組合法第9条《組合員の資格》第1項又は同条第3項の規定の適用について1組合員として当該組合に加入する。</p>	<p>酒類製造業者又は販売業者が、同一組合の地区内において、その組合の組合員たる資格に係る種類の酒類又は販売業の業態につき2以上の製造場又は販売場を有する場合においても、組合法第9条《組合員の資格》第1項又は同条第3項の規定の適用について1組合員として当該組合に加入する。</p>
<p>3 2以上の組合の地区内に製造場又は販売場を有する者の加入資格</p>	<p>3 2以上の組合の地区内に製造場又は販売場を有する者の加入資格</p>
<p>酒類製造業者又は販売業者が、2以上の組合のそれぞれの地区内において、それぞれの組合の組合員たる資格に係る品目の酒類又は販売業の業態の製造場又は販売場を有する場合においては、組合法第9条《組合員の資格》第1項又は同条第3項の規定により、それぞれの組合に対し、1組合員として加入できる。</p>	<p>酒類製造業者又は販売業者が、2以上の組合のそれぞれの地区内において、それぞれの組合の組合員たる資格に係る種類の酒類又は販売業の業態の製造場又は販売場を有する場合においては、組合法第9条《組合員の資格》第1項又は同条第3項の規定により、それぞれの組合に対し、1組合員として加入できる。</p>
<p>4 (省略)</p>	<p>4 (同左)</p>
<p>第14条 組合の構成要件</p>	<p>第14条 組合の構成要件</p>
<p>第1項関係</p>	<p>第1項関係</p>
<p>1 (省略)</p>	<p>1 (同左)</p>
<p>2 同一組合の地区に2以上の製造場を有する酒類製造業者の数量の算定方法</p>	<p>2 同一組合の地区に2以上の製造場を有する酒類製造業者の数量の算定方法</p>
<p>酒類製造業者が、同一組合の地区内において、組合員たる資格に係る同一品目の酒類につき、2以上の製造場を有する場合における組合法第14条《組合の構成要件》第1項に規定する「製造場から移出した酒類の数量」は、これらの製造場から移出した当該品目の数量を合算した数量による。</p>	<p>酒類製造業者が、同一組合の地区内において、組合員たる資格に係る同一種類の酒類につき、2以上の製造場を有する場合における組合法第14条《組合の構成要件》第1項に規定する「製造場から移出した酒類の数量」は、これらの製造場から移出した当該種類の数量を合算した数量による。</p>
<p>3 「組合令第5条の移出数量」の意義及びその算出方法</p>	<p>3 「組合令第5条の移出数量」の意義及びその算出方法</p>
<p>組合法第14条《組合の構成要件》第1項及び第38条《特別の決議》第2項(組合法第83条《準用》において準用する場合を含む。)に規定する「前年中において当該酒造組合の地区内にある製造場から移出した酒類の数量」(以下「組合令第5条の移出数量」という。)は、その製造場において製造した酒類(法第43条《みなし製造》の規定により、新たに製造したものとみなされた酒類を含む。)の前年中における移出数量(以下「移出数量」という。)から法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第1項に規定する当該製造場への前年中における当該年中における戻し入れ酒類の数量(以下「戻し</p>	<p>組合法第14条《組合の構成要件》第1項及び第38条《特別の決議》第2項(組合法第83条《準用》において準用する場合を含む。)に規定する「前年中において当該酒造組合の地区内にある製造場から移出した酒類の数量」(以下「組合令第5条の移出数量」という。)は、その製造場において製造した酒類(法第43条《みなし製造》の規定により、新たに製造したものとみなされた酒類を含む。)の前年中における移出数量(以下「移出数量」という。)から法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第1項に規定する当該製造場への前年中における当該年中における戻し入れ酒類の数量(以下「戻し</p>

改正後	改正前
<p>入れ数量」という。)を控除した数量をいうものとし、その数量の計算は、次による。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうの混和酒</u>の移出数量は、品目ごとの混和数量の比によりあん分する。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>4 (省略)</p>	<p>入れ数量」という。)を控除した数量をいうものとし、その数量の計算は、次による。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>品目の異なるものを混和したしょうちゅうの移出数量</u>は、品目ごとの混和数量の比によりあん分する。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>4 (同左)</p>
<p>第2項関係及び第4項関係</p>	<p>第2項関係及び第4項関係</p>
<p>1 合体組合の構成要件の算定方法</p> <p>合体組合につき、その構成要件たる人数及び数量を算定する場合は、酒造組合については組合法第14条《組合の構成要件》第2項の規定により、同一<u>品目</u>の酒類を製造する酒類製造業者ごとに、酒販組合については同条第4項の規定により、酒類卸売業者又は酒類小売業者ごとにそれぞれ計算する。この場合において、卸売業及び小売業の双方を兼営する販売業者については、最近1か年間における卸売数量又は小売数量の主従により、その主とする業態に属する販売業者であるとして取り扱う。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>1 合体組合の構成要件の算定方法</p> <p>合体組合につき、その構成要件たる人数及び数量を算定する場合は、酒造組合については組合法第14条《組合の構成要件》第2項の規定により、同一<u>種類</u>の酒類を製造する酒類製造業者ごとに、酒販組合については同条第4項の規定により、酒類卸売業者又は酒類小売業者ごとにそれぞれ計算する。この場合において、卸売業及び小売業の双方を兼営する販売業者については、最近1か年間における卸売数量又は小売数量の主従により、その主とする業態に属する販売業者であるとして取り扱う。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>第15条 発起人</p>	<p>第15条 発起人</p>
<p>1 (省略)</p> <p>2 発起人の定数</p> <p>組合法第15条《発起人》に規定する「発起人は3人以上であることを必要とする」旨の規定は、強行規定であって、この法定数を欠いて設立行為をした場合においては、設立無効の原因となるものであるから留意する。</p> <p>(注) <u>組合法第83条《準用》により、連合会については「その会員になろうとする酒類業組合2以上」と、中央会については「その会員になろうとする連合会又は酒類業組合2以上」と読み替える。</u></p> <p>3 (省略)</p>	<p>1 (同左)</p> <p>2 発起人の定数</p> <p>組合法第15条《発起人》に規定する「発起人は3人以上であることを必要とする」旨の規定は、強行規定であって、この法定数を欠いて設立行為をした場合においては、設立無効の原因となるものであるから留意する。</p> <p>(注) <u>連合会及び中央会についても同様である。この場合、「3人以上」とあるのは「2人以上」と読み替える。</u></p> <p>3 (同左)</p>
<p>第17条 組合員の募集</p>	<p>第17条 組合員の募集</p>
<p>1 組合員の募集</p> <p>組合法第17条《組合員の募集》の規定の趣旨は、設立しようとする組合の組合員たる資格を有する者全員に対して組合設立の趣旨及び目的を周知させて、組合参加の機会を公平に与えることにあるのであり、強行規定であるから設立趣意書を作成しないで、又は定款を添付しないで通知をし、賛成者を募る等この手続に違背して設</p>	<p>1 組合員の募集</p> <p>組合法第17条《組合員の募集》の規定の趣旨は、設立しようとする組合の組合員たる資格を有する者全員に対して組合設立の趣旨及び目的を周知させて、組合参加の機会を公平に与えることにあるのであり、強行規定であるから設立趣意書を作成しないで、又は定款を添付しないで通知をし、賛成者を募る等この手続に違背して設</p>

改正後	改正前
<p>立行為をした場合には、組合法第 58 条《清算等についての<u>会社法等の準用</u>》第 3 項において準用する<u>会社法第 828 条《会社の組織に関する行為の無効の訴え</u>》に規定する設立無効の訴の請求原因となるものであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>第 18 条 創立総会 第 5 項、第 6 項、第 7 項関係</p> <p>1 創立総会の議決事項</p> <p>創立総会においては、<u>組合法第 18 条《創立総会》第 5 項の規定により発起人から組合の創立に関する事項を報告するほか、同条第 6 項の規定により理事及び監事を選任し、並びに同条第 7 項に規定する事項を議決するとともに、規約の設定、役員報酬の決定、初年度の収支予算の承認その他設立に必要な事項を議決する。</u></p> <p>(注) (省略)</p> <p>第 9 項関係</p> <p>1 創立総会の議事等</p> <p>創立総会の議事は、<u>組合法第 18 条《創立総会》第 9 項の規定による特別の議決を要することとなるが、この場合、酒造組合を設立する場合であってその発起人が作成した定款に組合法第 38 条《特別の決議》第 2 項の規定に基づく規定があっても、これを議決の要件とすることはできない。</u></p> <p>(注) (省略)</p> <p>第 22 条 創立総会等についての<u>会社法等の準用</u> (削除)</p> <p>第 23 条 役員 1 役員を選任</p>	<p>立行為をした場合には、組合法第 58 条《清算等についての<u>商法等の準用</u>》第 2 項において準用する<u>商法第 428 条《株式会社の設立無効</u>》に規定する設立無効の訴の請求原因となるものであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>第 18 条 創立総会 第 3 項関係</p> <p>1 創立総会の議決事項</p> <p>創立総会においては、<u>組合法第 18 条《創立総会》第 3 項に規定する事項を議決するほか、組合法第 22 条《創立総会等についての商法等の準用》において準用する商法第 182 条《創立事項の報告》の規定により、発起人から組合の創立に関する事項を報告し、並びに同条において準用する商法第 183 条《取締役及び監査役の選任》の規定により、理事及び監事を選任するとともに、規約の設定、役員報酬の決定、初年度の収支予算の承認その他設立に必要な事項を議決する。</u></p> <p>(注) (同左)</p> <p>第 5 項関係</p> <p>1 創立総会の議事等</p> <p>創立総会の議事は、<u>組合法第 18 条《創立総会》第 5 項の規定による特別の議決を要することとなるが、この場合、酒造組合を設立する場合であってその発起人が作成した定款に組合法第 38 条《特別の決議》第 2 項の規定に基づく規定があっても、これを議決の要件とすることはできない。</u></p> <p>(注) (同左)</p> <p>第 22 条 創立総会等についての<u>商法等の準用</u></p> <p>1 議事録の署名</p> <p><u>組合法第 22 条《創立総会等についての商法等の準用》及び第 39 条《総会についての商法の準用》において準用する商法第 244 条《株主総会の議事録》に規定する議事録の署名は、議長並びに出席した理事及び監事の全員がそれぞれ署名することを要するが、記名押印をもって署名に代えても差し支えない。</u></p> <p>(注) <u>連合会及び中央会についても同様である。</u></p> <p>第 23 条 役員 1 役員を選任</p>

改正後	改正前
<p>組合法第 23 条《役員》に規定する役員は、<u>組合法第 23 条の 3 《役員を選任》</u>の規定により、総会又は総代会において組合員若しくは組合員たる法人の役員又はこれらの者以外の者で酒類製造業若しくは酒類販売業に関し学識若しくは経験を有する者のうちから選任する。この場合において、同一法人の役員から 2 名以上を役員として選任することも差し支えない。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>第 23 条の 2 組合と役員との関係</p> <p>1 組合と役員との関係</p> <p><u>組合法第 23 条の 2 《組合と役員との関係》</u>に規定する組合と役員との関係は、民法第 643 条《委任》から第 656 条《準委任》までに規定する委任契約の関係にあるものであるから、<u>総会又は総代会において役員に選任されても、当該選任された者が就任を承諾しなければ、役員たることの効力は発生しない。また役員は、その一方的意思表示によって辞任することができるが、この場合において、疾病その他やむを得ない事由による場合を除き、その辞任により組合に対し損害を与えたときは、民法第 651 条《各当事者の解除権》第 2 項の規定により組合に対しその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</u></p> <p>第 23 条の 3 役員を選任</p> <p>第 24 条 役員任期</p> <p>第 1 項関係</p> <p>1 (省略)</p> <p>第 3 項関係</p> <p>1 役員任期の伸長</p> <p>役員任期は、<u>組合法第 24 条《役員任期》</u>の規定により、任期中の最終の事業年度に関する通常総会又は通常総代会の終結に至るまでその任期を伸長することができるのであるが、このようにするためには、必ず定款に明定しなければならない。この場合において、上記の通常総会又は通常総代会につき、<u>組合法第 38 条の 2 《延期又は続行の議決》</u>の規定により、延期又は続行の議決がされた場合は、延会又は継続会の終了時まで役員任期が伸長される。</p>	<p>組合法第 23 条《役員》に規定する役員は、<u>組合法第 33 条《役員等についての商法等の準用》</u>において準用する<u>商法第 254 条第 1 項《取締役を選任》</u>の規定により、総会又は総代会において組合員若しくは組合員たる法人の役員又はこれらの者以外の者で酒類製造業若しくは酒類販売業に関し学識若しくは経験を有する者のうちから選任する。この場合において、同一法人の役員から 2 名以上を役員として選任することも差し支えない。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 24 条 役員任期</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 役員任期の伸長</p> <p><u>組合法第 24 条《役員任期》</u>に規定する役員任期は、<u>組合法第 33 条《役員等についての商法等の準用》</u>において準用する<u>商法第 256 条第 3 項《取締役任期の伸長》</u>の規定により、任期中の最終の事業年度に関する通常総会又は通常総代会の終結に至るまでその任期を伸長することができるのであるが、このようにするためには、必ず定款に明定しなければならない。この場合において、上記の通常総会又は通常総代会につき、<u>組合法第 39 条《総会についての商法の準用》</u>において準用する<u>商法第 243 条《延期又は続行の議決》</u>の規定により、延期又は続行の<u>議決</u>がされた場合は、延会又は継続会の終了</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) (省略)</p> <p>第 24 条の 2 役員に欠員を生じた場合の措置</p> <p>第 24 条の 3 役員解任</p> <p>第 24 条の 4 忠実義務</p> <p>第 25 条 理事会 第 2 項関係</p> <p>1 代表理事の選任 組合は、組合法第 25 条《理事会》第 2 項の規定により、理事会の議決で組合を代表すべき理事を定めなければならないが、この場合において、組合を代表すべき理事の呼称は、理事長、代表理事、会長等その者が代表権を有するものと認識できる呼称を用いる。 (注) 連合会及び中央会についても同様である。</p> <p>2 代表理事以外の役付理事の選任 理事のうち、代表理事以外の役付理事（常務理事、専務理事等）の選任は、法には何らの規定がないので、理事会の議決で選任しても、また理事の互選によっても差し支えない。 (注) 連合会及び中央会についても同様である。</p> <p>第 26 条 理事会の議決 第 1 項関係</p> <p>1 理事会の議決要件 理事会の議事は、定款で特別の定めを設けた場合のほか、組合法第 26 条第 1 項に規定する要件に適合することを要する。したがって、書面決議（持ち廻り決議）は認められず、代理人の出席による決議参加も認められない。この場合において、「理事の過半数」の意義は、現に就任している理事の総数の過半数をいうものであるから留意する。 (注) 1 定款で特別の定めを設ける場合においても、組合法第 26 条第 1 項の要件を軽減することはできない。 2 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第 4 項関係</p> <p>1 議事録の署名 議事録の署名は、出席した理事の全員がそれぞれ署名</p>	<p>時まで役員任期が延長される。 (注) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 25 条 理事会 (新設)</p> <p>第 26 条 理事会の議決</p> <p>1 理事会の議決要件 理事会の議事は、定款で特別の定めを設けた場合のほか、組合法第 26 条に規定する要件に適合することを要する。したがって、書面決議（持ち廻り決議）は認められず、代理人の出席による決議参加も認められない。この場合において、「理事の過半数」の意義は、現に就任している理事の総数の過半数をいうものであるから留意する。 (注) 1 定款で特別の定めを設ける場合においても、組合法第 26 条の要件を軽減することはできない。 2 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>することを要するが、記名押印をもって署名に代えても差し支えない。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p> <p>第5項関係</p> <p>1 理事会の招集者</p> <p>理事会は、組合法第26条第5項において準用する会社法第366条《招集権者》第1項の規定により、各理事が招集することができるが、同条第1項ただし書の規定により、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めるときは、その理事が招集することとなる。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p> <p>2 理事会招集の請求</p> <p>理事会招集権を有さない理事は、組合法第26条第5項において準用する会社法第366条《招集権者》第2項の規定により、招集権者に対して理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p> <p>3 招集権を有さない理事による理事会の招集</p> <p>前項の理事会招集の請求をした理事は、組合法第26条第5項において準用する会社法第366条《招集権者》第3項の規定により、理事会招集の請求を行った日から5日以内に、その請求を行った日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、理事会を招集することができる。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p> <p>第26条の2 組合を代表する理事</p> <p>1 代表理事の業務執行</p> <p>代表理事は、総会若しくは総代会又は理事会の決議に従って業務を執行するほか、理事会から委任を受けた範囲内において、業務の執行に関する細目的事項を専決することができる。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p> <p>2 代表理事の権限</p> <p>代表理事は、組合法第26条の2《組合を代表する理事》第1項の規定により、組合を代表して組合の業務に関する一切の裁判上及び裁判外の行為をする権限があり、同条第2項において準用する民法第54条《理事の代理権の制限》の規定により、これを内部的に制約しても、これをもって善意の第三者に対抗し得ない。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p> <p>第29条 組合員名簿</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第29条 組合員名簿</p>

改正後	改正前
<p>第1項関係</p> <p>1 組合員名簿の記載事項</p> <p>酒造組合の組合員名簿には、組合法第29条《組合員名簿》第1項各号に掲げる事項を記載するほか、組合員ごとに組合員たる資格に係る<u>品目</u>の酒類の「令第5条の移出数量」を掲記させる。この場合において当該組合が合体酒造組合であるときは、上記の移出数量は組合員たる資格に係る酒類の<u>品目別</u>に記載させる。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>2 組合員名簿の記載要領</p> <p>組合法第29条《組合員名簿》第1項第2号及び第3号に規定する事項は、組合員たる資格に係る<u>品目</u>の酒類に関する事項のみの記載をもって足りる。</p> <p>第2項関係</p> <p>1 組合員への通知又は催告</p> <p>組合が、組合員に対してする通知又は催告は、組合法第29条《組合員名簿》第2項の規定により、原則として組合員名簿に記載した住所あてに行うものであるが、組合員が通知又は催告を受ける場所を指定して組合に届け出たときはその場所あてに行う。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>第33条 <u>役員</u>についての<u>会社法</u>等の準用</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>第1項関係</p> <p>1 組合員名簿の記載事項</p> <p>酒造組合の組合員名簿には、組合法第29条《組合員名簿》第1項各号に掲げる事項を記載するほか、組合員ごとに組合員たる資格に係る<u>種類</u>の酒類の「令第5条の移出数量」を掲記させる。この場合において当該組合が合体酒造組合であるときは、上記の移出数量は組合員たる資格に係る酒類の<u>種類別</u>に記載させる。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>2 組合員名簿の記載要領</p> <p>組合法第29条《組合員名簿》第1項第2号及び第3号に規定する事項は、組合員たる資格に係る<u>種類</u>の酒類に関する事項のみの記載をもって足りる。</p> <p>第2項関係</p> <p>1 組合員への通知又は催告</p> <p>組合が、組合員に対してする通知又は催告は、組合法第29条《組合員名簿》第2項の規定により、原則として組合員名簿に記載した住所又はその者が組合に届け出た住所あてに行うものであるが、組合員が通知又は催告を受ける場所を指定して組合に届け出たときはその場所あてに行う。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>第33条 <u>役員等</u>についての<u>商法</u>等の準用</p> <p>1 代表理事の選任</p> <p><u>組合は、組合法第33条《役員等についての商法等の準用》において準用する商法第261条第1項《代表取締役の選任》の規定により、理事会の議決で組合を代表すべき理事を定めなければならない。この場合において、組合を代表すべき理事の呼称は、理事長、代表理事、会長等その者が代表権を有するものと認識できる呼称を用いる。</u></p> <p>(注) <u>連合会及び中央会についても同様である。</u></p> <p>2 代表理事以外の役付理事の選任</p> <p><u>理事のうち、代表理事以外の役付理事（常務理事、専務理事等）の選任は、法には何らの規定がないので、理事会の議決で選任しても、また理事の互選によっても差し支えない。</u></p> <p>(注) <u>連合会及び中央会についても同様である。</u></p> <p>3 組合と役員との関係</p> <p><u>組合と役員との関係は、組合法第33条《役員等についての商法等の準用》において準用する商法第254条第3項《会社と取締役との関係》の規定により、民法第</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p>643条《委任》から第656条《準委任》までに規定する委任契約の関係にあるものであるから、総会又は総代会において役員に選任されても、当該選任された者が就任を承諾しなければ、役員たることの効力は発生しない。また役員は、その一方的意思表示によって辞任することができるが、この場合において、疾病その他やむを得ない事由による場合を除き、その辞任により組合に対し損害を与えたときは、民法第651条《各当事者の解除権》第2項の規定により組合に対しその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p>
(削除)	<p>4 理事会の招集者</p> <p>理事会は、組合法第33条《役員等についての商法等の準用》において準用する商法第259条《取締役会の招集者》の規定により、各理事が召集することができるが、同条ただし書の規定により、理事会の決議で代表理事を理事会招集権者と定め、その旨を定款に規定しても差し支えない。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p>
(削除)	<p>5 代表理事の業務執行</p> <p>代表理事は、総会若しくは総代会又は理事会の決議に従って業務を執行するほか、理事会から委任を受けた範囲内において、業務の執行に関する細目的事項を専決することができる。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p>
(削除)	<p>6 組合の共同代表等</p> <p>組合は、組合法第33条《役員等についての商法等の準用》において準用する商法第261条第1項《代表取締役の選任》の規定により、理事会の決議をもって組合を代表すべき理事を定めることを要するが、同条第2項の規定により、数人の代表理事が共同して組合を代表すべきことを定めることができる。</p> <p>(注) 1 代表すべき理事を選任したときは、いずれもその旨を登記しなければ、善意の第三者に対抗することができないから留意する。</p> <p>2 組合を代表すべき理事は、必ずしも1人に限定する必要はないこと。したがって、複数の代表理事を選任した場合は、共同代表の場合を除き、その選任された理事は、それぞれ完全な代表権を有するものである。</p> <p>3 数人の理事が共同して組合を代表することを定めた場合において、第三者がその理事の1人に対してした意思表示は、組合法第33条《役員等についての商法等の準用》の規定により理</p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>第34条 総会の招集</p> <p>第5項関係</p> <p>1 組合員等の総会招集請求</p> <p>組合法第34条《総会の招集》第5項の規定により、組合員又は総代が総会若しくは総代会の招集を請求する書面には、総組合員又は総総代の5分の1以上の同意を得たことを証する書面を添付する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>第11項関係</p> <p>1 総会招集通知書の発送期日の計算方法等</p> <p>組合法第34条《総会の招集》第11項に規定する「十日前までに」とは、通知書を発送した日の翌日から起算し、総会の会日の前日までに10日の期間が存することを必要とする。</p> <p>なお、必要に応じてその招集通知期間を延長することは差し支えない。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>第35条 議決権</p> <p>第1項関係</p> <p>1 部会の組織</p> <p>合体酒造組合又は合体酒販組合にあつては、総会又は総代会の議事を円滑に運行するために、製造する酒類の品目又は販売業の業態を同じくする組合員ごとに部会を設置して、関係事項につき審議することは差し支えないが、当該部会の決議をもって総代会の議決に代え、又は総会の議決とみなすことはできない。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>事について準用する商法第261条第3項《代表取締役についての準用》において準用する商法第39条《共同支配人》第2項の規定により、組合に対してその効力を生ずることとなる。</p> <p>4 連合会及び中央会についても同様である。</p> <p>7 代表理事の権限</p> <p>代表理事は、組合法第33条《役員等についての商法等の準用》において準用する商法第261条《代表取締役》第3項で準用する商法第78条第1項《代表社員の権限》の規定により、組合を代表して組合の業務に関する一切の裁判上及び裁判外の行為をする権限があり、これを内部的に制約しても、これをもって善意の第三者に対抗し得ない。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p> <p>第34条 総会の招集</p> <p>第4項関係</p> <p>1 組合員等の総会招集請求</p> <p>組合法第34条《総会の招集》第4項の規定により、組合員又は総代が総会若しくは総代会の招集を請求する書面には、総組合員又は総総代の5分の1以上の同意を得たことを証する書面を添付する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>第8項関係</p> <p>1 総会招集通知書の発送期日の計算方法等</p> <p>組合法第34条《総会の招集》第8項に規定する「十日前までに」とは、通知書を発送した日の翌日から起算し、総会の会日の前日までに10日の期間が存することを必要とする。</p> <p>なお、必要に応じてその招集通知期間を延長することは差し支えない。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>第35条 議決権</p> <p>第1項関係</p> <p>1 部会の組織</p> <p>合体酒造組合又は合体酒販組合にあつては、総会又は総代会の議事を円滑に運行するために、製造する酒類の種類又は販売業の業態を同じくする組合員ごとに部会を設置して、関係事項につき審議することは差し支えないが、当該部会の決議をもって総代会の議決に代え、又は総会の議決とみなすことはできない。</p> <p>(注) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p><u>2</u> (省略)</p> <p>第2項及び第4項関係</p> <p>1 (省略)</p> <p><u>2</u> <u>書面により議決権を行使した場合の出席者数等の計算</u> <u>組合法第35条《議決権》第2項の規定に基づき書面により議決権を行使した組合員又は総代については、総会又は総代会に出席した者として人数及び数量を計算する。</u> <u>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</u></p> <p><u>3</u> <u>代理議決による場合の出席者数等の計算</u> 組合法第35条《議決権》第2項の規定により組合員又は総代が代理人をもって議決権を行使するため同条第5項の規定により代理権を有することを証する書面(委任状)を組合に差し出して議決権を行使した者は、総会又は総代会に出席した者として人数及び数量を計算する。 (注) (省略)</p> <p><u>4</u> (省略)</p> <p>第36条 総会の議事</p> <p>1 (省略)</p> <p><u>2</u> <u>緊急議案</u> 総会は、組合法第34条《総会の招集》第11項の規定によりあらかじめ通知した事項について議決すべきものであるが、上記の事項以外の事項についても、緊急に議決する必要があると認めた事項に限り議決することができる。ただし、組合法第38条《特別の議決》第1項各号に掲げる事項その他定款で定める事項については、議決することはできない。 (注) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>2</u> <u>書面議決</u> <u>組合員又は総代は、書面をもって議決権を行使することはできない。</u> <u>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</u></p> <p><u>3</u> (同左)</p> <p>第2項及び第3項関係</p> <p>1 (同左) (新規)</p> <p><u>2</u> <u>代理議決による場合の出席者数等の計算</u> 組合法第35条《議決権》第2項の規定により組合員又は総代が代理人をもって議決権を行使するため同条第3項の規定により代理権を有することを証する書面(委任状)を組合に差し出して議決権を行使した者は、総会又は総代会に出席した者として人数及び数量を計算する。 (注) (同左)</p> <p><u>3</u> (同左)</p> <p>第36条 総会の議事</p> <p>1 (同左)</p> <p><u>2</u> <u>緊急議案</u> 総会は、組合法第34条《総会の招集》第8項の規定によりあらかじめ通知した事項について議決すべきものであるが、上記の事項以外の事項についても、緊急に議決する必要があると認めた事項に限り議決することができる。ただし、組合法第38条《特別の議決》第1項各号に掲げる事項その他定款で定める事項については、議決することはできない。 (注) (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p><u>4</u> <u>「延期又は続行」の意義</u> <u>総会は、組合法第39条《総会についての商法の準用》において準用する商法第243条《延期又は続行の決議》の規定により、延期又は続行の決議をすることができるが、この場合の「延期」とは、総会成立後議事に入らないで総会を後日に変更することをいい、「続行」とは、総会が成立し議事に入ったが、時間的制約その他の事情により審議未了となり、残余の議事を後日に継続</u></p>

改正後	改正前
<p>第 38 条 特別の議決</p> <p>第 2 項関係</p> <p>1 合体酒造組合における特別議決の要件たる移出数量の算定方法</p> <p>合体酒造組合が、組合法第 38 条《特別の議決》第 2 項に規定する酒類の移出数量を議決の要件として付加している場合における当該移出数量の算定は、当該組合の定款で定める品目の酒類の移出数量を合算した数量によるものとする。</p> <p>(注) 1 <u>連続式蒸留しょうちゅうとみりん一種の合体酒造組合について本文の規定により移出数量を算定する場合には、連続式蒸留しょうちゅうとみりん一種の移出数量とを単純合計する。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>第 38 条の 2 <u>延期又は続行の議決</u></p> <p>1 「<u>延期又は続行</u>」の意義</p> <p><u>総会は、組合法第 38 の 2 《延期又は続行の議決》の規定により、延期又は続行の決議をすることができるが、この場合の「延期」とは、総会成立後議事に入らないで総会を後日に変更することをいい、「続行」とは、総会が成立し議事に入ったが、時間的制約その他の事情により審議未了となり、残余の議事を後日に継続することをいう。この場合、「延期」によって後日開会される総会を「延会」といい、「続行」の決議によって開会される総会を「継続会」というものとする。</u></p> <p>(注) 1 <u>延期又は続行の決議に基づく総会は改めて招集手続を要しないが、その開催期日は当初に招集した総会日から起算して 2 週間以内に開催することが妥当である。</u></p> <p>2 <u>連合会及び中央会についても同様である。</u></p> <p>第 38 条の 3 議事録</p>	<p>することをいう。この場合、「延期」によって後日開会される総会を「延会」といい、「続行」の決議によって開会される総会を「継続会」というものとする。</p> <p>(注) 1 <u>延期又は続行の決議に基づく総会は改めて招集手続を要しないが、その開催期日は当初に招集した総会日から起算して 2 週間以内に開催することが妥当である。</u></p> <p>2 <u>連合会及び中央会についても同様である。</u></p> <p>第 38 条 特別の議決</p> <p>第 2 項関係</p> <p>1 合体酒造組合における特別議決の要件たる移出数量の算定方法</p> <p>合体酒造組合が、組合法第 38 条《特別の議決》第 2 項に規定する酒類の移出数量を議決の要件として付加している場合における当該移出数量の算定は、当該組合の定款で定める種類の酒類の移出数量を合算した数量によるものとする。</p> <p>(注) 1 <u>しょうちゅう甲類とみりん一種の合体酒造組合について本文の規定により移出数量を算定する場合には、しょうちゅう甲類とみりん一種の移出数量とを単純合計する。</u></p> <p>2 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 39 条 <u>総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについての会社法の準用</u></p> <p>第 39 条の 2 総代会</p> <p>第 1 項関係</p> <p>1 総会と総代会との関係</p> <p>総代会を設けている組合が、特に定款で定めている場合は、総代会の議決事項であっても総会において議決することができる。</p> <p>(注) 上記の総会には、組合法第 34 条《総会の招集》<u>第 5 項、第 8 項又は第 9 項</u>の規定により召集した総会を含む。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第 42 条 事業</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 「国の行う酒税の保全に関する措置に対する協力」の意義</p> <p>組合法第 42 条《事業》第 3 号に規定する「国の行う酒税の保全に関する措置に対する協力」とは、たとえば、組合法第 84 条《酒税の保全のための勧告又は命令》の規定による所轄官庁の勧告又は命令の実施、組合法第 86 条《基準販売価格》の規定による基準販売価格制度の実施及び組合法第 86 条の 5 《酒類の品目等の表示義務》の規定による酒類の品目等の表示の実施に対する協力並びに組合法第 91 条《質問検査権》第 1 項の規定により所轄官庁に提出する業務若しくは財産に関する報告書その他組合又は組合員たる酒類製造業者若しくは販売業者が、任意に所轄官庁に提出する資料等の取りまとめ等をいう。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 「製造する酒類」又は「販売する酒類」の範囲</p> <p>組合法第 42 条《事業》に規定する「製造する酒類」又は「販売する酒類」は、酒類製造業者については、組合員たる資格に係る品目の酒類とし、酒類販売業者については、組合員たる資格に係る業態により販売する酒類に限る。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>5～13 (省略)</p> <p>第 53 条 解散の事由</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3 破産手続開始の決定による解散</p>	<p>第 39 条 <u>総会についての商法の準用</u></p> <p>第 39 条の 2 総代会</p> <p>第 1 項関係</p> <p>1 総会と総代会との関係</p> <p>総代会を設けている組合が、特に定款で定めている場合は、総代会の議決事項であっても総会において議決することができる。</p> <p>(注) 上記の総会には、組合法第 34 条《総会の招集》<u>第 4 項、第 5 項又は第 6 項</u>の規定により召集した総会を含む。</p> <p>2 (同左)</p> <p>第 42 条 事業</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 「国の行う酒税の保全に関する措置に対する協力」の意義</p> <p>組合法第 42 条《事業》第 3 号に規定する「国の行う酒税の保全に関する措置に対する協力」とは、たとえば、組合法第 84 条《酒税の保全のための勧告又は命令》の規定による所轄官庁の勧告又は命令の実施、組合法第 86 条《基準販売価格》の規定による基準販売価格制度の実施及び組合法第 86 条の 5 《酒類の<u>種類</u>等の表示義務》の規定による酒類の<u>種類</u>等の表示の実施に対する協力並びに組合法第 91 条《質問検査権》第 1 項の規定により所轄官庁に提出する業務若しくは財産に関する報告書その他組合又は組合員たる酒類製造業者若しくは販売業者が、任意に所轄官庁に提出する資料等の取りまとめ等をいう。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 「製造する酒類」又は「販売する酒類」の範囲</p> <p>組合法第 42 条《事業》に規定する「製造する酒類」又は「販売する酒類」は、酒類製造業者については、組合員たる資格に係る<u>種類</u>の酒類とし、酒類販売業者については、組合員たる資格に係る業態により販売する酒類に限る。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>5～13 (同左)</p> <p>第 53 条 解散の事由</p> <p>1・2 (同左)</p> <p>3 破産による解散</p>

改正後	改正前
<p>組合が、組合法第 53 条《解散の事由》第 3 号に規定する事由により解散する場合には、<u>破産手続開始の決定</u>により裁判所の監督下に入ることとなり、破産手続により破産管財人によって残務が処理され、清算行為を必要としないものであるから、当該組合は解散及び破産終結の嘱託登記の完了をもって解散し、かつ、消滅することとなる。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>組合が、組合法第 53 条《解散の事由》第 3 号に規定する事由により解散する場合には、<u>破産の宣告</u>により裁判所の監督下に入ることとなり、破産手続により破産管財人によって残務が処理され、清算行為を必要としないものであるから、当該組合は解散及び破産終結の嘱託登記の完了をもって解散し、かつ、消滅することとなる。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>第 54 条 合併</p>	<p>第 54 条 合併</p>
<p>1 酒類の品目を異にする酒造組合又は販売業の業態を異にする酒販組合の合併</p> <p>組合たる資格に係る酒類の品目を異にする酒造組合又は販売業の業態を異にする酒販組合が合併しようとする場合においては、原則として、組合法第 9 条《組合員の資格》第 2 項ただし書又は第 4 項ただし書の規定による所轄官庁の承認を受けた後でなければ、<u>組合法第 54 条《合併》第 4 項</u>において準用する組合法第 19 条《設立の認可》第 1 項に規定する合併の認可を申請することはできない。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>1 酒類の種類を異にする酒造組合又は販売業の業態を異にする酒販組合の合併</p> <p>組合たる資格に係る酒類の種類を異にする酒造組合又は販売業の業態を異にする酒販組合が合併しようとする場合においては、原則として、組合法第 9 条《組合員の資格》第 2 項ただし書又は第 4 項ただし書の規定による所轄官庁の承認を受けた後でなければ、<u>組合法第 57 条《合併についての商法の準用》第 2 項</u>において準用する組合法第 19 条《設立の認可》第 1 項に規定する合併の認可を申請することはできない。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>2 吸収合併の手続</p> <p>組合法第 54 条《合併》の規定により、一つの組合が他の組合を吸収合併しようとする場合においては次の手続により行う。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>組合法第 54 条の 2 《債権者の異議》</u>の規定により、第 2 号の合併契約の承認の後に債権者に対し合併に異議あらば一定の期間内（この期間は 1 か月を下ることができない。）に申し出ることを公告し、かつ、知れたる債権者には各別に催告する。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 吸収組合は、<u>組合法第 54 条《合併》第 4 項</u>において準用する組合法第 19 条《設立の認可》第 1 項及び組合法第 38 条《特別の議決》第 3 項の規定により、合併及び定款の変更につき所轄官庁の許可を受ける。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>3 (省略)</p>	<p>2 吸収合併の手続</p> <p><u>組合法第 54 条《合併》又は組合法第 57 条《合併についての商法の準用》第 2 項</u>において準用する商法第 98 条第 2 項《解散会社の合併》の規定により、一つの組合が他の組合を吸収合併しようとする場合においては次の手続により行う。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) <u>組合法第 57 条《合併についての商法の準用》第 2 項</u>において準用する商法第 100 条第 1 項《債権者の異議》の規定により、第 2 号の合併契約の承認の後 2 週間以内に債権者に対し合併に異議あらば一定の期間内（この期間は 1 か月を下ることができない。）に申し出ることを公告し、かつ、知れたる債権者には各別に催告する。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 吸収組合は、<u>組合法第 57 条《合併についての商法の準用》第 2 項</u>において準用する組合法第 19 条《設立の認可》第 1 項及び組合法第 38 条《特別の議決》第 3 項の規定により、合併及び定款の変更につき所轄官庁の許可を受ける。</p> <p>(7) (同左)</p> <p>3 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>4 新設合併の手続</p> <p>組合法第 54 条《合併》の規定により、合併によって組合を設立しようとする場合においては、次の手続により行う。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) <u>組合法第 54 条の 2 《債権者の異議》</u>の規定により、(2)の合併契約の承認の後に債権者に対し合併に異議あらば一定の期間内（この期間は 1 か月を下ることができない。）に申し出ることを公告し、かつ、知れたる債権者には各別に催告する。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) 設立委員は、<u>組合法第 54 条《合併》第 4 項</u>において準用する組合法第 19 条《設立の認可》第 1 項の規定により、合併につき所轄官庁の認可を受け、遅滞なく、合併によって設立される組合の理事にその事務を引き継ぐ。</p> <p>(8) (省略)</p> <p>第 54 条の 2 債権者の異議</p> <p>第 56 条の 2 合併の時期</p> <p>第 57 条 合併の無効の訴え等についての会社法の準用</p> <p>第 58 条 清算等についての会社法の準用</p> <p>第 1 項関係</p> <p>1 清算人</p> <p>組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除いては、<u>組合法第 58 条《清算等についての会社法の準用》第 1 項</u>において準用する<u>会社法第 478 条《清算人の就任》</u>の規定により、次に掲げる者が清算人となって清算を行う。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2 清算人についての準用規定</p> <p>清算人については、本通達の<u>第 8 編第 1 章第 22 条の 1 《議事録の署名》、第 25 条第 2 項関係の 2 《代表理事以外の役付理事の選任》、第 26 条第 1 項関係の 1 《理事会の議決要件》及び 2 《理事会の議決事項》、第 26 条第 5 項関係の 1 《理事会の招集者》、第 26 条の 2 の 1 《代表理事の業務執行》及び 2 《代表理事の権限》、第 27 条</u></p>	<p>4 新設合併の手続</p> <p>組合法第 54 条《合併》の規定により、合併によって組合を設立しようとする場合においては、次の手続により行う。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) <u>組合法第 57 条《合併についての商法等の準用》第 2 項</u>において準用する<u>商法第 100 条第 1 項《債権者の異議》</u>の規定により、(2)の合併契約の承認の後 2 週間以内に債権者に対し合併に異議あらば一定の期間内（この期間は 1 か月を下ることができない。）に申し出ることを公告し、かつ、知れたる債権者には各別に催告する。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) 設立委員は、<u>組合法第 57 条《合併についての商法等の準用》第 2 項</u>において準用する組合法第 19 条《設立の認可》第 1 項の規定により、合併につき所轄官庁の認可を受け、遅滞なく、合併によって設立される組合の理事にその事務を引き継ぐ。</p> <p>(8) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 57 条 合併についての商法等の準用</p> <p>第 58 条 清算等についての商法等の準用</p> <p>第 1 項関係</p> <p>1 清算人</p> <p>組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、<u>組合法第 58 条《清算等についての商法の準用》第 1 項</u>において準用する<u>商法第 417 条《清算人の決定》</u>の規定により、次に掲げる者が清算人となって清算を行う。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>2 清算人についての準用規定</p> <p>清算人については、本通達の<u>第 22 条 1、第 26 条 1 及び 2、第 27 条 1、第 28 条第 2 項関係 1、第 29 条第 1 項関係 1 及び 2、第 29 条第 2 項関係 1、第 30 条第 1 項関係 1、第 32 条 1、第 33 条 2 及び 4 から 7、第 34 条第 4 項関係 1、第 34 条第 8 項関係 1、第 35 条第 1 項関係 1、第 40 条第 1 項関係 1、第 41 条 1</u>の規定を準用す</p>

改正後	改正前
<p>の1《組合代表の特例》、第28条第2項関係の1《閲覧 <u>謄写の請求を拒否する「正当な理由」の意義</u>》、第29条 第1項関係の1《<u>組合員名簿の記載事項</u>》及び2《<u>組合 員名簿の記載要件</u>》、第29条第2項関係の1《<u>組合員へ の通知及び催告</u>》、第30条第1項関係の1《<u>「理事がそ の任務を怠ったとき」の意義</u>》、第32条の1《<u>理事と使 用人の兼職</u>》、第34条第5項関係の1《<u>組合員等の総会 招集請求</u>》、第34条第11項関係の1《<u>総会招集通知書 の発送期日の計算方法等</u>》、第35条第1項関係の1《<u>部 会の組織</u>》、第40条第1項関係の1《<u>事業報告書等の提 出及び備付期日の計算方法</u>》、第41条の1《<u>会計帳簿等 の閲覧を拒否する「正当な理由」の意義</u>》の規定を準用 する。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>る。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>第59条の2 登記の期間</p>	<p>(新設)</p>
<p>第60条 設立の登記 第2項関係 1 代表権を有する者の「資格」の意義 組合第60条《設立の登記》第2項第6号に規定す る代表権を有する者の「資格」とは、<u>組合法第25条 《理事会》第2項</u>の規定により選任された「<u>組合を代表 する理事</u>」をいい、組合法第78条<u>《商業登記法の準 用》</u>において準用する商業登記法(昭38年法律第125 号)第71条《解散の登記》第3項に規定する「<u>組合を 代表する清算人</u>」を含む。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>第60条 設立の登記 第2項関係 1 代表権を有する者の「資格」の意義 組合法第60条《設立の登記》第2項第6号に規定す る代表権を有する者の「資格」とは、<u>組合法第33条 《役員等についての商法の準用》</u>において準用する<u>商法 第261条《代表取締役》第1項</u>の規定により選任された 「<u>組合を代表すべき理事</u>」をいい、組合法第78条<u>《商 法及び商業登記法の準用》</u>において準用する商業登記法 (昭38年法律第125号)第61条《解散の登記》第3項 に規定する「<u>組合を代表すべき清算人</u>」を含む。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>第61条 従たる事務所の新設の登記 1 登記の期間の計算方法 組合法第61条《従たる事務所の新設の登記》、第62 条《事務所の移転の登記》及び第63条《変更の登記》 の規定により登記すべき事項のうち、定款の変更を要す る事項について登記すべき期間の計算は、当該登記事項 につき定款の変更の認可を受けた日の翌日から起算す る。</p> <p>(注) 1 登記の期間の計算は、<u>組合法第59条の2 《登記の期間》</u>の規定により認可書が組合に到達 したときから起算するものであるが、組合の 設立認可の場合には、当該認可書が組合に到達 し、発起人が組合法第20条《理事の事務引 継》の規定により理事に事務引継をした日から</p>	<p>第61条 従たる事務所の新設の登記 1 登記の期間の計算方法 組合法第61条《従たる事務所の新設の登記》、第62 条《事務所の移転の登記》及び第63条《変更の登記》 の規定により登記すべき事項のうち、定款の変更を要す る事項について登記すべき期間の計算は、当該登記事項 につき定款の変更の認可を受けた日の翌日から起算す る。</p> <p>(注) 1 登記の期間の計算は、<u>組合法第78条《商法 及び商業登記法の準用》</u>において準用する<u>商法 第61条《登記の期間》</u>の規定により認可書が 組合に到達したときから起算するものである が、組合の設立認可の場合には、当該認可書が 組合に到達し、発起人が組合法第20条《理事</p>

改正後	改正前
<p>2週間の登記期間を起算するものであるから、留意すること。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>の事務引継》の規定により理事に事務引継をした日から2週間の登記期間を起算するものであるから、留意すること。</p> <p>2 (同左)</p>
<p>第63条の2 職務執行停止の仮処分等の登記</p>	<p>第63条の2 代表理事の職務執行停止等の登記</p>
<p>第72条 一時役員の職務を行うべき者の登記の手続</p>	<p>第72条 一時理事の職務を行うべき者の登記の手続</p>
<p>(削除)</p>	<p>第77条 設立無効等の登記の手続</p>
<p>第78条 商業登記法の準用</p>	<p>第78条 商法及び商業登記法の準用</p>
<p>1 「組合を代表すべき清算人についてのその資格を証する書面」の意義</p> <p>組合法第78条《商業登記法の準用》において準用する商業登記法第71条《解散の登記》第3項に規定する「組合を代表する清算人についてのその資格を証する書面」とは、清算人会において代表清算人を選任したものであるときは、清算人の選任を議決した清算会の議事録の謄本を、裁判所において清算人を選任したものであるときは、代表清算人の選任に関する裁判所の公文書の写しをいう。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>1 「組合を代表すべき清算人についてのその資格を証する書面」の意義</p> <p>組合法第78条《商法及び商業登記法の準用》において準用する商業登記法第61条《解散の登記》第3項に規定する「組合を代表すべき清算人についてのその資格を証する書面」とは、清算人会において代表清算人を選任したものであるときは、清算人の選任を議決した清算会の議事録の謄本を、裁判所において清算人を選任したものであるときは、代表清算人の選任に関する裁判所の公文書の写しをいう。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>第79条 連合会</p>	<p>第79条 連合会</p>
<p>第1項関係</p>	<p>第1項関係</p>
<p>1 連合会の設立</p> <p>連合会は、組合法第79条《連合会》第1項の規定により、定款で定める酒類の品目又は業態を同じくする組合によって組織されるものであるが、これが設立するに当たっては、特に次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(注) 1 卸売酒販組合と小売酒販組合との関係及び組合法第9条《組合員の資格》第5項及び組合令第4条《組合員の資格》第3項の規定により、ビールの卸売酒販組合が組織された場合の全酒類の卸売酒販組合又は小売酒販組合との関係についても同様である。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(1) 合体酒造組合又は合体酒販組合は、当該酒類の品目又は業態の一部について定款で定める連合会に加入することができる。</p> <p>(注) 清酒及び単式蒸留しょうちゅうの合体酒造組合は、清酒の連合会及び単式蒸留しょうちゅうの連合会のそれぞれに加入することができる。</p>	<p>1 連合会の設立</p> <p>連合会は、組合法第79条《連合会》第1項の規定により、定款で定める酒類の種類又は業態を同じくする組合によって組織されるものであるが、これが設立するに当たっては、特に次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(注) 1 卸売酒販組合と小売酒販組合との関係及び組合法第9条《組合員の資格》第5項及び組合令第4条《組合員の資格》第5項の規定により、ビールの卸売酒販組合が組織された場合の全酒類の卸売酒販組合又は小売酒販組合との関係についても同様である。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(1) 合体酒造組合又は合体酒販組合は、当該酒類の種類又は業態の一部について定款で定める連合会に加入することができる。</p> <p>(注) 清酒及びしょうちゅう乙類の合体酒造組合は、清酒の連合会及びしょうちゅう乙類の連合会のそれぞれに加入することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 連合会が、その定款で2以上の酒類の<u>品目</u>又は業態を定めている場合において、当該酒類の<u>品目</u>又は業態の一部のものだけを定款で定めている組合は、当該連合会に加入することができない。</p> <p>(注) <u>連続式蒸留しょうちゅう</u>の組合及びみりん一種の組合は、いずれも<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>及びみりん一種の合体連合会に加入することができない。したがって、当該合体連合会へ加入するためには、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>及びみりん一種の合体組合を組織しなければならない。</p> <p>(3) 連合会が、その定款で2以上の酒類の<u>品目</u>又は業態を定めている場合において、当該<u>品目</u>又は業態の一部につき、組合の地区内において該当事者が存在しないために当該組合がその該当のない<u>品目</u>又は業態を定款で定めていないことにより、上記の連合会に加入することができない事情にあるときは、組合法第14条《組合の構成要件》の規定にかかわらず、当該組合は、上記の連合会が定款で定めている酒類の<u>品目</u>又は業態と同一の酒類の<u>品目</u>又は業態を定款で定めることができる。</p> <p>(注) (2)の(注)の場合において、組合の地区内にみりん一種の酒類製造業者が皆無であるときは、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>のほか、みりん一種を定款で定めることにより合体連合会に加入することができることとなる。</p>	<p>(2) 連合会が、その定款で2以上の酒類の<u>種類</u>又は業態を定めている場合において、当該酒類の<u>種類</u>又は業態の一部のものだけを定款で定めている組合は、当該連合会に加入することができない。</p> <p>(注) <u>しょうちゅう甲類</u>の組合及びみりん一種の組合は、いずれも<u>しょうちゅう甲類</u>及びみりん一種の合体連合会に加入することができない。したがって、当該合体連合会へ加入するためには、<u>しょうちゅう甲類</u>及びみりん一種の合体組合を組織しなければならない。</p> <p>(3) 連合会が、その定款で2以上の酒類の<u>種類</u>又は業態を定めている場合において、当該<u>種類</u>又は業態の一部につき、組合の地区内において該当事者が存在しないために当該組合がその該当のない<u>種類</u>又は業態を定款で定めていないことにより、上記の連合会に加入することができない事情にあるときは、組合法第14条《組合の構成要件》の規定にかかわらず、当該組合は、上記の連合会が定款で定めている酒類の<u>種類</u>又は業態と同一の酒類の<u>種類</u>又は業態を定款で定めることができる。</p> <p>(注) (2)の(注)の場合において、組合の地区内にみりん一種の酒類製造業者が皆無であるときは、<u>しょうちゅう甲類</u>のほか、みりん一種を定款で定めることにより合体連合会に加入することができることとなる。</p>
<p>2 合体連合会の会員の議決権</p> <p>合体組合が、その定款で定める酒類の<u>品目</u>又は業態と同一の酒類の<u>品目</u>又は業態を会員の資格とする連合会(合体組合の酒類の<u>品目</u>又は業態の一部のみが、連合会の酒類の<u>品目</u>又は業態と同じである場合を除く。)に加入している場合においては、当該合体連合会の総会における議決に関し、一つの<u>品目</u>の酒類又は業態に関する議決事項についても組合法第81条《連合会及び中央会の会員の議決権》第3項の規定を適用せず、その組合の議決権数が行使されることとなる。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>2 合体連合会の会員の議決権</p> <p>合体組合が、その定款で定める酒類の<u>種類</u>又は業態と同一の酒類の<u>種類</u>又は業態を会員の資格とする連合会(合体組合の酒類の<u>種類</u>又は業態の一部のみが、連合会の酒類の<u>種類</u>又は業態と同じである場合を除く。)に加入している場合においては、当該合体連合会の総会における議決に関し、一つの<u>種類</u>の酒類又は業態に関する議決事項についても組合法第81条《連合会及び中央会の議決権》第3項の規定を適用せず、その組合の議決権数が行使されることとなる。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>第83条 準用</p> <p>1 会員名簿の記載事項</p> <p>連合会及び中央会の会員名簿には、組合法第83条《準用》において準用する組合法第29条《組合員名簿》第1項(第2号及び第3号を除く。)の規定により、各会員について名称及び住所ならびに加入の年月日</p>	<p>第83条 準用</p> <p>1 会員名簿の記載事項</p> <p>連合会及び中央会の会員名簿には、組合法第83条《準用》において準用する組合法第29条《組合員名簿》第1項(第2号及び第3号を除く。)の規定により、各会員について名称及び住所ならびに加入の年月日</p>

改正後	改正前
<p>を記載するほか、連合会にあっては、その会員ごとに会員たる組合の組合員の数（酒造組合連合会にあっては、さらに「組合令第5条の移出数量」）を、中央会にあっては、その会員ごとに会員たる連合会を組織する組合員の数又は会員たる組合の組合員の数（酒造組合中央会にあっては、さらに「組合令第5条の移出数量」）を掲記するようにさせる。この場合において、連合会若しくは中央会の会員たる組合又は中央会の会員たる連合会が合体組合であるときは、当該連合会若しくは中央会の会員たる資格に係る酒類の品目又は業態ごとに組合員の数（酒造組合連合会及び酒造組合中央会にあっては、さらに会員たる資格に係る酒類の品目の「組合令第5条の移出数量」）を記載するようにさせる。</p>	<p>を記載するほか、連合会にあっては、その会員ごとに会員たる組合の組合員の数（酒造組合連合会にあっては、さらに「組合令第5条の移出数量」）を、中央会にあっては、その会員ごとに会員たる連合会を組織する組合員の数又は会員たる組合の組合員の数（酒造組合中央会にあっては、さらに「組合令第5条の移出数量」）を掲記するようにさせる。この場合において、連合会若しくは中央会の会員たる組合又は中央会の会員たる連合会が合体組合であるときは、当該連合会若しくは中央会の会員たる資格に係る酒類の種類又は業態ごとに組合員の数（酒造組合連合会及び酒造組合中央会にあっては、さらに会員たる資格に係る酒類の種類「組合令第5条の移出数量」）を記載するようにさせる。</p>
<p>第84条 酒税保全のための勧告又は命令</p> <p>第1項及び第3項関係</p> <p>1・2 （省略）</p> <p>3 「酒類の品種又は意匠」の定義</p> <p>組合法第84条《酒税保全のための勧告又は命令》第1項第5号に規定する「品種」とは、例えばウイスキー等における原酒の混和率又はアルコール添加酒等のように製造方法の差異による区分ごとの品種又はアルコール分、エキス分等の成分規格による区分ごとの品種等をいい、「意匠」とは、容器の型、材質、商標の色彩又はその大きさ、紙質等をいう。</p> <p>第2項関係</p> <p>1 連続式蒸留機の新設及び拡張の承認等の取扱い</p> <p>組合法第84条《酒税保全のための勧告又は命令》第2項の規定に基づく連続式蒸留機の新設及び拡張の臨時制限に関する省令（昭和28年大蔵省令第9号。以下1において「臨時制限省令」という。）に関する連続式蒸留機の新設又は拡張の承認等については、次により取り扱う。</p> <p>(1) 用語の定義</p> <p>1において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>イ 「連続式蒸留機」とは、法第3条《その他の用語の定義》第9号に規定する連続式蒸留機をいう。</p> <p>ロ～ト （省略）</p> <p>(2)・(3) （省略）</p> <p>(4) 蒸留機の新設の承認を与える場合</p> <p>蒸留機の新設は、次に掲げる場合のいずれかに該</p>	<p>第84条 酒税保全のための勧告又は命令</p> <p>第1項及び第3項関係</p> <p>1・2 （同左）</p> <p>3 「酒類の品種又は意匠」の定義</p> <p>組合法第84条《酒税保全のための勧告又は命令》第1項第5号に規定する「品種」とは、例えばウイスキー等における原酒の混和率又は清酒における増醸酒、アルコール添加酒等のように製造方法の差異による区分ごとの品種又はアルコール分、エキス分等の成分規格による区分ごとの品種等をいい、「意匠」とは、容器の型、材質、商標の色彩又はその大きさ、紙質等をいう。</p> <p>第2項関係</p> <p>1 連続式蒸留機の新設及び拡張の承認等の取扱い</p> <p>組合法第84条《酒税保全のための勧告又は命令》第2項の規定に基づく連続式蒸留機の新設及び拡張の臨時制限に関する省令（昭和28年大蔵省令第9号。以下1において「臨時制限省令」という。）に関する連続式蒸留機の新設又は拡張の承認等については、次により取り扱う。</p> <p>(1) 用語の定義</p> <p>1において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>イ 「連続式蒸留機」とは、法第3条《その他の用語の定義》第5号に規定する連続式蒸留機をいう。</p> <p>ロ～ト （同左）</p> <p>(2)・(3) （同左）</p> <p>(4) 蒸留機の新設の承認を与える場合</p> <p>蒸留機の新設は、次に掲げる場合のいずれかに該</p>

改正後	改正前
<p>当し、その申請者について、申請前3か月間に酒税の滞納がなく、かつ、新設により酒税の滞納を生ずるおそれがないと認められる製造者の場合は承認するものとする。</p> <p>なお、蒸留機の新設を認められる製造場は、当該蒸留機により製造される酒類について、法第7条《酒類の製造免許》第1項本文の規定による製造免許を受けている場合（受けられることが確実と認められる場合を含む。）又は同項ただし書の規定に該当する場合に限られるのであるから留意する。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>イ～ニ（省略）</p> <p>ホ 蒸留機を設置している製造者が、企業合理化を図るため、既設の蒸留機により製造している酒類と同一の品目の酒類を製造するために蒸留機を新設する場合</p> <p>（注）（省略）</p> <p>（5）（省略）</p> <p>（6）蒸留機の使用変更に関する留意事項</p> <p>蒸留機をウイスキー原酒等の製造に使用変更をしようとする製造者は、使用変更する蒸留機を使用変更する前の状態のままで引き続き使用する場合には、蒸留機の内部に使用変更前の異品目の酒類が残留していることがあるため、使用に先立って、水蒸留を行う等の方法により残留物を除去し、残留していないことを確認したうえで使用すること。</p> <p>なお、ウイスキー原酒等専用蒸留機でウイスキー原酒とブランデー原酒を前後して引き続き製造しようとする場合においても、同様とする。</p>	<p>当し、その申請者について、申請前3か月間に酒税の滞納がなく、かつ、新設により酒税の滞納を生ずるおそれがないと認められる製造者の場合は承認するものとする。</p> <p>なお、蒸留機の新設を認められる製造場は、当該蒸留機により製造される酒類について、法第7条《酒類の製造免許》第1項本文の規定による製造免許を受けている場合（受けられることが確実と認められる場合を含む。）又は同項ただし書の規定に該当する場合に限られるのであるから留意する。</p> <p>（注）（同左）</p> <p>イ～ニ（同左）</p> <p>ホ 蒸留機を設置している製造者が、企業合理化を図るため、既設の蒸留機により製造している酒類と同一の種類(品目がある場合は品目)の酒類を製造するために蒸留機を新設する場合</p> <p>（注）（同左）</p> <p>（5）（同左）</p> <p>（6）蒸留機の使用変更に関する留意事項</p> <p>蒸留機をウイスキー原酒等の製造に使用変更をしようとする製造者は、使用変更する蒸留機を使用変更する前の状態のままで引き続き使用する場合には、蒸留機の内部に使用変更前の異種類（種類、品目を含む。）の酒類が残留していることがあるため、使用に先立って、水蒸留を行う等の方法により残留物を除去し、残留していないことを確認したうえで使用すること。</p> <p>なお、ウイスキー原酒等専用蒸留機でウイスキー原酒とブランデー原酒を前後して引き続き製造しようとする場合においても、同様とする。</p>
<p>第86条の5 酒類の品目等の表示義務</p> <p>1 酒類の表示の取扱い等</p> <p>（1）総則</p> <p>イ 酒類の表示の意義</p> <p>酒類の表示は、酒税の保全、酒類の取引の円滑な運行及び消費者利益の保護の観点から、適正に行うものとする。</p> <p>（注）酒類には、表示義務事項及び表示基準に基づく表示のほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律134号。以下「景表法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48</p>	<p>第86条の5 酒類の種類等の表示義務</p> <p>1 酒類の表示の取扱い等</p> <p>（1）総則</p> <p>イ 酒類の表示の意義</p> <p>酒類の表示は、酒税の保全、酒類の取引の円滑な運行及び消費者利益の保護の観点から、適正に行うものとする。</p> <p>（注）酒類には、表示義務事項及び表示基準に基づく表示のほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律134号。以下「景表法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48</p>

改正後	改正前
<p>号。以下「リサイクル法」という。)等の表示が行われているが、組合法第 86 条の 5《酒類の品目等の表示義務》及び組合法第 86 条の 6《酒類の表示の基準》では、組合法に規定する酒類の表示（表示義務事項及び表示基準）について定めているものであるから留意する。</p>	<p>号。以下「リサイクル法」という。)等の表示が行われているが、組合法第 86 条の 5《酒類の種類等の表示義務》及び組合法第 86 条の 6《酒類の表示の基準》では、組合法に規定する酒類の表示（表示義務事項及び表示基準）について定めているものであるから留意する。</p>
<p>ロ (省略)</p>	<p>ロ (同左)</p>
<p>ハ 見本用の酒類の表示 組合規則第 11 条の 2《表示方法の届出を要しない見本》に規定する見本用の酒類には「見本」又は「見本用」と明瞭に表示する。</p>	<p>ハ 見本用の酒類の表示 組合規則第 11 条の 2《表示方法の届出を要しない見本》に規定する見本用の酒類には「見本」又は「見本用」とめいりょうに表示する。</p>
<p>ニ～ヘ (省略)</p>	<p>ニ～ヘ (同左)</p>
<p>ト 表示に用いる文字の種別 表示義務事項を表示するために用いる文字の書体は、原則として「楷書体」又は「ゴシック体」とし、種別は次のとおりとする。</p>	<p>ト 表示に用いる文字の種別 表示義務事項を表示するために用いる文字の書体は、原則として「楷書体」又は「ゴシック体」とし、種別は次のとおりとする。</p>
<p>(イ) 酒類の品目は、法又は組合規則に表記されている文字の種別とする。 なお、「焼酎乙類」、「本味酎」等、法が施行される以前に既に慣熟した表記として使用されていたものについては、これを使用することとしても差し支えない。</p>	<p>(イ) 酒類の種類は、法又は組合規則に表記されている文字の種別とする。 なお、「焼酎乙類」、「本味酎」等、法が施行される以前に既に慣熟した表記として使用されていたものについては、これを使用することとしても差し支えない。</p>
<p>(ロ)・(ハ) (省略)</p>	<p>(ロ)・(ハ) (同左)</p>
<p>チ (省略)</p>	<p>チ (同左)</p>
<p>リ アルコール含有医薬品の表示 薬事法の規定により厚生労働大臣から製造（輸入販売を含む。）の許可を受けたアルコール含有医薬品で酒類に該当するものについては、この 1 に定める表示を行わないこととしても差し支えない。</p>	<p>リ アルコール含有医薬品の表示 薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)の規定により厚生労働大臣から製造（輸入販売を含む。）の許可を受けたアルコール含有医薬品で酒類に該当するものについては、この 1 に定める表示を行わないこととしても差し支えない。</p>
<p>ヌ 誤認されるような表示の防止 酒類の容器又は包装に商品名等を表示する場合には、他の品目の酒類と誤認されるような表示を行わないよう啓発する。 (注) 酒類以外の物品であって、酒類と誤認される表示が行われたときには、不正競争防止法（平成 5 年法律第 57 号）又は景表法により対処することになるのであるから留意する。</p>	<p>ヌ 誤認されるような表示の防止 酒類の容器又は包装に商品名等を表示する場合には、他の種類の酒類と誤認されるような表示を行わないよう啓発する。 (注) 酒類以外の物品であって、酒類と誤認される表示が行われたときには、不正競争防止法（平成 5 年法律第 57 号）又は景表法により対処することになるのであるから留意する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>ル <u>みりん小売業免許を付与された食料品店等で販売されるみりん（エキス分 40 度以上で、かつ、1800m l 以下の容器入りのものに限る。）のエキス分の表示</u></p>

改正後	改正前
<p>ル (省略)</p> <p>(2) 酒類の<u>品目</u>等の表示の取扱い</p> <p>イ 酒類の容器に対する表示</p> <p>(イ) 酒類の<u>品目</u>の表示</p> <p>酒類の<u>品目</u>の表示は、次のとおりとする。</p> <p>A 酒類の<u>品目</u>の表示は、次による。</p> <p>(A) 酒類の<u>品目</u>の表示は、表示証等の中に一体性をもたせて行う。したがって、例えば、合成清酒については、「合成」と「清酒」の文字が遊離した表示は行わないものとする。</p> <p>(B)・(C) (省略)</p> <p>(D) キャップシールに表示する場合には、容器を開栓したときに、当該キャップシールの当該容器に付着した残り部分に酒類の<u>品目</u>の表示が残るように行うものとする（容器の容量が 360ml 以下の酒類を除く。）。</p> <p>(E) <u>連続式蒸留しょうちゅう又は単式蒸留しょうちゅう</u>をホワイトリカーと表示する場合には、ホワイトリカーの文字の後に、組合規則第 11 条の 3 《表示方法の届出等》第 4 項に規定する①又は②の記号を一体的に表示する。</p> <p>(F) <u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうの混和酒</u>は「<u>連続式・単式蒸留しょうちゅう混和</u>」、「<u>しょうちゅう甲類・乙類混和</u>」又は「<u>ホワイトリカー①②混和</u>」と表示する。この場合、<u>混和酒</u>に対する混和した一方の品目の割合が純アルコール数量で 5%未満となるものについては、混和量の多い方の品目だけの表示としても差し支えない。</p> <p>(G) 組合規則第 11 条の 5 《<u>品目</u>の例外表示》に規定する「<u>本格しょうちゅう</u>」について、酒造の合理化等の目的で製造工程中使用する僅少（穀類又はいも類のこうじと併用する水以外の原料の重量の 1,000 分の 1 以下に相当する量）の酵素剤は原料として取り扱わない。</p>	<p><u>みりん小売業免許を付与された食料品店等で専ら調味料用として販売されるエキス分 40 度以上のみりんについては、エキス分の表示を行うよう啓発する。</u></p> <p>ヲ (同左)</p> <p>(2) 酒類の<u>種類</u>等の表示の取扱い</p> <p>イ 酒類の容器に対する表示</p> <p>(イ) 酒類の<u>種類</u>の表示</p> <p>酒類の<u>種類</u>の表示は、次のとおりとする。</p> <p>A 酒類の<u>種類</u>の表示は、次による。</p> <p>(A) 酒類の<u>種類</u>の表示は、表示証等の中に一体性をもたせて行う。したがって、例えば、合成清酒については、「合成」と「清酒」の文字が遊離した表示は行わないものとする。</p> <p>(B)・(C) (同左)</p> <p>(D) キャップシールに表示する場合には、容器を開栓したときに、当該キャップシールの当該容器に付着した残り部分に酒類の<u>種類</u>の表示が残るように行うものとする（容器の容量が 360ml 以下の酒類を除く。）。</p> <p>(E) <u>しょうちゅう</u>をホワイトリカーと表示する場合には、ホワイトリカーの文字の後に、組合規則第 11 条の 3 《表示方法の届出等》第 4 項に規定する①又は②の記号を一体的に表示する。</p> <p>(F) <u>しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類とを混和したしょうちゅう</u>は「<u>しょうちゅう甲類・乙類混和</u>」又は「<u>ホワイトリカー①②混和</u>」と表示する。この場合、<u>混和後のしょうちゅう</u>に対する混和した一方の品目の<u>しょうちゅう</u>の割合が純アルコール数量で 5%未満となるものについては、混和量の多い方の品目だけの表示としても差し支えない。</p> <p>(G) 組合規則第 11 条の 5 《<u>種類</u>の例外表示》に規定する「<u>本格しょうちゅう</u>」について、酒造の合理化等の目的で製造工程中使用する僅少（穀類又はいも類のこうじと併用する水以外の原料の重量の 1,000 分の 1 以下に相当する量）の酵素剤は原料として取り扱わない。</p>

改正後	改正前
<p>なお、<u>単式蒸留しょうちゅうと連続式蒸留しょうちゅう</u>の混和酒には、「本格しょうちゅう」の呼称を使用できないことに留意する。</p> <p>(H) 商標中の商品名に「酒類の<u>品目</u>」が表示されている場合で、かつ、その商品名が一般消費者に熟知されているものである場合には、その表示をもって「酒類の<u>品目</u>の表示」に代えることとしても差し支えない。</p> <p>B 表示する場所は、次のとおりとする。</p> <p>ただし、容器の形態等に照らして、次により難しい場合には、適宜の場所、酒類の<u>品目</u>の表示以外の表示義務事項等と一括して表示する場合には、主たる商標を表示する側以外の場所（底部を除く。）に表示することとしても差し支えない。</p> <p>(A)～(C) (省略)</p> <p>(D) <u>(A)から(C)までの容器詰品以外のものについては、その容器の形態等に照らして、(A)から(C)までに準じて表示するものとする。</u></p> <p><u>(注) 酒類の品目は、主たる商標を表示する側の胴部等の場所に表示することとしているが、それらの表示場所は、酒類を陳列棚、陳列ケースその他商品を陳列するための設備に陳列した場合においても、その酒類の品目が消費者に容易に認識できる場所のことをいうものであるから留意する。</u></p> <p>C 表示する文字の大きさは、次の大きさとする。</p> <p>(A) 「酒類の<u>品目</u>」の文字の大きさは、容器の容量、文字の数に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。</p> <p>(表省略)</p> <p>ただし、「粉末酒」の文字の大きさは、粉末酒の重量に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。</p> <p>(表省略)</p> <p>(B) 「組合規則第 11 条の 3 《表示方法の届出等》第 4 項に規定する<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>の①及び<u>単式蒸留しょうちゅう</u></p>	<p>なお、<u>しょうちゅう乙類</u>と<u>しょうちゅう甲類</u>の混和酒には、「本格しょうちゅう」の呼称を使用できないことに留意する。</p> <p>(H) 商標中の商品名に「酒類の<u>種類</u>」が表示されている場合で、かつ、その商品名が一般消費者に熟知されているものである場合には、その表示をもって「酒類の<u>種類</u>の表示」に代えることとしても差し支えない。</p> <p>B 表示する場所は、次のとおりとする。</p> <p>ただし、容器の形態等に照らして、次により難しい場合には、適宜の場所、酒類の<u>種類</u>の表示以外の表示義務事項等と一括して表示する場合には、主たる商標を表示する側以外の場所（底部を除く。）に表示することとしても差し支えない。</p> <p>(A)～(C) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>C 表示する文字の大きさは、次の大きさとする。</p> <p>(A) 「酒類の<u>種類</u>」の文字の大きさは、容器の容量、文字の数に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。</p> <p>(同左)</p> <p>ただし、「粉末酒」の文字の大きさは、粉末酒の重量に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。</p> <p>(同左)</p> <p>(B) 「組合規則第 11 条の 3 《表示方法の届出等》第 4 項に規定する<u>しょうちゅう</u>の①及び②の記号」については、容器の容</p>

改正後	改正前
<p>の②の記号」については、容器の容量に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。</p> <p>(表省略)</p> <p>(C) (省略)</p> <p>D (省略)</p> <p>(㍀) 酒類の<u>品目</u>の表示方法の届出の手続等 酒類の<u>品目</u>の表示方法の届出の手続等は、次による。</p> <p>A・B (省略)</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 製造業者等が届出を行う場合</p> <p>a 他の税務署の管轄区域内に同一の<u>品目</u>の製造場等を有しない製造業者等にあっては、その製造場等又は住所地の所轄税務署長</p> <p>b (省略)</p> <p>C・D (省略)</p> <p>(㍁) 輸入酒類の届出手続等 輸入酒類の届出の手続等は、(㍀)に定めるところに準じて行うこととし、その場合の届出書の提出先等については、次による。</p> <p>A (省略)</p> <p>B 輸入酒類に係る酒類の<u>品目</u>の表示方法について、既に他の税関長に届出済みであることを証する書類を所轄税関長に提示したときは、改めて届出書の提出を要しない。</p> <p>C (省略)</p> <p>(㍂) 届出の効力 届出の効力は、届出の対象となった製造場等ごとに、届出をした表示証等の全部（形、大きさ、内容等の一切）に及ぶものとする。ただし、次の場合は、既に届出をしている表示証等（以下この(㍂)において「届出済表示証等」という。）の効力が及ぶものとして取り扱う。</p> <p>A (省略)</p> <p>B 届出済表示証等の酒類の<u>品目</u>の表示以外の表示義務事項につき、その文字及び模様等の一部を削除するとき若しくは表示証等の全体の構成に影響を及ぼさない範囲で、文字の一部を変更するとき。</p> <p>C～E (省略)</p> <p>F 届出済表示証等の中に、製造場等の所在地を表示している場合において、その表示して</p>	<p>量に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。</p> <p>(同左)</p> <p>(C) (同左)</p> <p>D (同左)</p> <p>(㍀) 酒類の<u>種類</u>の表示方法の届出の手続等 酒類の<u>種類</u>の表示方法の届出の手続等は、次による。</p> <p>A・B (同左)</p> <p>(A) (同左)</p> <p>(B) 製造業者等が届出を行う場合</p> <p>a 他の税務署の管轄区域内に同一の<u>種類</u>の製造場等を有しない製造業者等にあっては、その製造場等又は住所地の所轄税務署長</p> <p>b (同左)</p> <p>C・D (同左)</p> <p>(㍁) 輸入酒類の届出手続等 輸入酒類の届出の手続等は、(㍀)に定めるところに準じて行うこととし、その場合の届出書の提出先等については、次による。</p> <p>A (同左)</p> <p>B 輸入酒類に係る酒類の<u>種類</u>の表示方法について、既に他の税関長に届出済みであることを証する書類を所轄税関長に提示したときは、改めて届出書の提出を要しない。</p> <p>C (同左)</p> <p>(㍂) 届出の効力 届出の効力は、届出の対象となった製造場等ごとに、届出をした表示証等の全部（形、大きさ、内容等の一切）に及ぶものとする。ただし、次の場合は、既に届出をしている表示証等（以下この(㍂)において「届出済表示証等」という。）の効力が及ぶものとして取り扱う。</p> <p>A (同左)</p> <p>B 届出済表示証等の酒類の<u>種類</u>の表示以外の表示義務事項につき、その文字及び模様等の一部を削除するとき若しくは表示証等の全体の構成に影響を及ぼさない範囲で、文字の一部を変更するとき。</p> <p>C～E (同左)</p> <p>F 届出済表示証等の中に、製造場等の所在地を表示している場合において、その表示して</p>

改正後	改正前
<p>いる箇所に「製造場」の文字を冠記し、又は酒類の品目の表示以外の表示義務事項につき、同一の文字以上の大きさの文字でこれらの表示場所を相互に置き換え、又はアルコール分若しくは容器の容量につき、その記載内容を変更するとき。</p> <p>(ホ) 酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示次に掲げる酒類の品目の表示以外の表示義務事項は、それぞれに掲げる方法により表示する。</p> <p>A アルコール分は、法に定める税率適用区分を同じくする1度の範囲内で「〇〇度以上〇〇度未満」と表示する。ただし、次の方法によることとしても差し支ない。</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) <u>ビール、発泡酒、清酒、果実酒又はその他の醸造酒について、アルコール分±1度の範囲内で、例えば、アルコール分 12 度以上 14 度未満のものについて、「アルコール分 13 度」、アルコール分 4.5 度以上 6.5 度未満のものについて、「アルコール分 5.5 度」と表示すること。</u></p> <p><u>(注) 1 アルコール分の度数表示は、1 度単位又は 0.5 度刻みにより表示するものであるから留意する。</u></p> <p><u>2 表示方法は、法に定める品目又は税率適用区分を同じくする範囲内の取扱いであり、例えば、法第 3 条《その他の用語の定義》第 13 号ロ、ハ又はニに規定する果実酒の場合、アルコール分 14 度以上 16 度未満のものについて、「アルコール分 15 度」と表示することは認められないことに留意する。</u></p> <p>(C) <u>輸入酒類について、容器のラベルに輸出で表示されたアルコール分の表示があるものについては、「アルコール分はラベル（表ラベル又は裏ラベル）に記載」の旨の表示をすること。</u></p> <p><u>(注) 当該取扱いが認められるのは、次に掲げる要件を満たす場合であるから留意する。</u></p>	<p>いる箇所に「製造場」の文字を冠記し、又は酒類の種類の表示以外の表示義務事項につき、同一の文字以上の大きさの文字でこれらの表示場所を相互に置き換え、又はアルコール分若しくは容器の容量につき、その記載内容を変更するとき。</p> <p>(ホ) 酒類の種類の表示以外の表示義務事項の表示次に掲げる酒類の種類の表示以外の表示義務事項は、それぞれに掲げる方法により表示する。</p> <p>A アルコール分は、法に定める税率適用区分を同じくする1度の範囲内で「〇〇度以上〇〇度未満」と表示する。ただし、次の方法によることとしても差し支ない。</p> <p>(A) (同左)</p> <p>(B) <u>果実酒について、当分間、「アルコール分〇〇度未満」と表示すること。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>1 <u>アルコール分の適用範囲が、 上記Aの本文又は(B)に該当する 場合</u></p> <p>2 <u>輸出国で表示されたアルコー ル分の表示方法が「アルコール 分」の表示と容易に認識できる 場合</u></p>	<p>B <u>措置法第 87 条の 3 《合成清酒等に係る酒 税の税率の特例》の規定の適用を受ける合成 清酒、みりん又はその他の雑酒について、合 成清酒又はみりんの「措置法第 87 条の 3 の 適用を受ける旨」の表示、その他の雑酒の 「法第 22 条第 1 項第 10 号ハ(1)に掲げるも のに該当する旨及び措置法第 87 条の 3 の適 用を受ける旨」の表示は、次によるものとし る。</u></p> <p><u>(A) 合成清酒は、「合成清酒（措置法）」と 表示する。ただし、アルコール分 16 度以 上のもの及びアルコール分 16 度未満のも ののうちエキス分 5 度未満のもの（エキ ス分を「エキス分〇度」又は「エキス分 5 度未満」と表示しているものに限る。） については、当該表示を省略する ことと しても差し支えない。</u></p> <p><u>(B) みりんは、「みりん（措置法）」と表示 する。ただし、アルコール分 15 度以上の もの及びアルコール分 15 度未満のもの のうちエキス分 40 度未満のもの（エキス分 を「エキス分〇度」又は「エキス分 40 度 未満」と表示しているもの（「エキス分 8 度以上 16 度未満」又は「エキス分 8 度未 満」と表示しているものを含む。）に限 る。）については、当該表示を省略するこ ととしても差し支えない。</u></p> <p><u>(C) その他の雑酒は、「その他の雑酒（みり ん類似・措置法）」と表示する。ただし、 アルコール分 15 度以上のもの及びアルコ ール分 15 度未満のもののうちエキス分 16 度未満のもの（「エキス分〇度」又は「エ キス分 16 度未満」と表示しているもの （「エキス分 8 度以上 16 度未満」又は 「エキス分 8 度未満」と表示しているも のを含む。）に限る。）については、「・措 置法」の表示を省略することとしても差</u></p>

改正後	改正前
<p><u>B 税率適用区分の表示は、次による。</u></p> <p>(A) <u>発泡酒は、「麦芽使用率〇〇%」と表示する。</u> <u>ただし、「麦芽使用率 25%未満」、「麦芽使用率 25%以上 50%未満」、「麦芽使用率 50%以上」のものについては、その旨（「麦芽使用率 50%以上」のものについては「麦芽使用率〇〇%以上）」を表示することとしても差し支えない。</u></p> <p>(B) <u>その他の発泡性酒類は、酒類の「品目」、「発泡性を有する旨」の後に「①」と表示する。</u> <u>ただし、法第 23 条《税率》第 2 項第 3 号かっこ書きに規定する「ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で同号イ又はロに該当しないもの」については「①」に代えて「②」と表示する。</u> <u>(表示例)</u> <u>発泡性を有するその他の醸造酒（アルコール分 5 度）で、法第 23 条《税率》第 2 項第 3 号かっこ書きに規定する「ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で同号イ又はロに該当するもの」</u> <u>「その他の醸造酒(発泡性)①」</u></p> <p>(C) <u>雑酒は、法第 23 条《税率》第 5 項かっこ書きに規定する「その性状がみにんに類似する酒類」に該当するものについては「雑酒①」、それ以外のものについては、「雑酒②」と表示する。</u></p> <p><u>C 発泡性を有する旨の表示は、「発泡性」、「炭酸ガス含有」、「炭酸ガス入り」、「炭酸ガス混合」の表現を用いる。</u></p> <p>(注) <u>炭酸ガスを加えた酒類は、発泡性を有する旨の表示義務が課せられているか否かに係わらず、別途、食品衛生法</u></p>	<p><u>し支えない。</u></p> <p><u>C 税率適用区分の表示は、次による。</u></p> <p>(A) <u>発泡酒は、「麦芽使用率〇〇%」又は法第 22 条課税標準及び税率》第 1 項第 10 号イ(1)に該当するものについては「麦芽使用率 50%以上」、同号イ(2)に該当するものについては「麦芽使用率 25%以上 50%未満」、同号イ(3)に該当するものについては「麦芽使用率 25%未満」と表示する。</u> <u>ただし、号イ(1)に該当するものについては「麦芽使用率〇〇%以上」と表示することとしても差し支えない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(B) <u>その他の雑酒（措置法 87 条の 3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受けるものを除く。）は、法第 22 条《課税標準及び税率》第 1 項第 10 号のハの(1)に該当するものについては「その他の雑酒①」、同号ハの(2)に該当するものについては「その他の雑酒②」と表示する。</u></p> <p><u>D 発泡性を有する旨の表示は、「炭酸ガス含有」、「炭酸ガス入り」、「炭酸ガス混合」の表現を用いる。</u></p> <p>(注) <u>炭酸ガスを加えた酒類は、発泡性を有する旨の表示義務が課せられているか否かに係わらず、別途、食品衛生法</u></p>

改正後	改正前
<p>施行規則第 21 条《表示の基準》第 1 項の規定に基づき、食品添加物としての表示義務があることに留意する。</p> <p>D (省略)</p> <p>ロ 酒類の包装に対する表示</p> <p>(イ) 表示を要する酒類の包装の範囲</p> <p>表示を要する酒類の包装の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>A (省略)</p> <p>B 組合規則第 11 条の 4 《表示を要する酒類の包装》に規定する「当該酒類の品目と同一の品目の酒類の包装に専用されるもの」とは、酒類の品目又は商品名（商標）が表示されている包装で、その品目の酒類の包装に使用されるものとして制作されたものをいう。</p> <p>(ロ) 酒類の包装に対する表示の取扱い</p> <p>酒類の包装に対する表示の取扱いは、原則としてイの(イ)及び(ホ)に準ずるものとするが、次に掲げる事項については、それぞれに次に掲げるところにより取り扱う。</p> <p>A (省略)</p> <p>B 2 個以上の容器を一括して収容する包装に対する「容器の容量」等の表示は、次による。</p> <p>(A)～(C) (省略)</p> <p>(D) 酒類の品目を表示する文字の大きさについては、イの(イ)の C の各表の「容量別」、「重量別」を、それぞれ「総容量別」、「総重量別」に読み替えて準用する。</p> <p>ハ 製造場等の所在地の「記号表示」の取扱い</p> <p>組合令第 8 条の 3 《表示事項》第 5 項及び組合規則第 11 条の 6 《記号表示の届出》に規定する製造場等の所在地を記号で表示する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 表示に用いる記号</p> <p>表示に用いる記号は、他の表示義務事項の表示との混同を避けるとともに、食品衛生法施行規則第 21 条《表示義務》第 10 項の規定に適合するように定めるものとする。</p> <p>(注) 1 酒類製造業者が他の酒類製造業者の酒類の製造場又は蔵置場において容器に詰められた酒類を法第 28 条《未納</p>	<p>施行規則第 5 条《表示の基準》第 1 項の規定に基づき、食品添加物としての表示義務があることに留意する。</p> <p>E (同左)</p> <p>ロ 酒類の包装に対する表示</p> <p>(イ) 表示を要する酒類の包装の範囲</p> <p>表示を要する酒類の包装の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>A (同左)</p> <p>B 組合規則第 11 条の 4 《表示を要する酒類の包装》に規定する「当該酒類の種類と同一の種類」の酒類の包装に専用されるもの」とは、酒類の種類又は商品名（商標）が表示されている包装で、その種類の酒類の包装に使用されるものとして制作されたものをいう。</p> <p>(ロ) 酒類の包装に対する表示の取扱い</p> <p>酒類の包装に対する表示の取扱いは、原則としてイの(イ)及び(ホ)に準ずるものとするが、次に掲げる事項については、それぞれに次に掲げるところにより取り扱う。</p> <p>A (同左)</p> <p>B 2 個以上の容器を一括して収容する包装に対する「容器の容量」等の表示は、次による。</p> <p>(A)～(C) (同左)</p> <p>(D) 酒類の種類を表示する文字の大きさについては、イの(イ)の C の各表の「容量別」、「重量別」を、それぞれ「総容量別」、「総重量別」に読み替えて準用する。</p> <p>ハ 製造場等の所在地の「記号表示」の取扱い</p> <p>組合令第 8 条の 3 《表示事項》第 5 項及び組合規則第 11 条の 6 《記号表示の届出》に規定する製造場等の所在地を記号で表示する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 表示に用いる記号</p> <p>表示に用いる記号は、他の表示義務事項の表示との混同を避けるとともに、食品衛生法施行規則第 5 条《表示義務》第 10 項の規定に適合するように定めるものとする。</p> <p>(注) 1 酒類製造業者が他の酒類製造業者の酒類の製造場又は蔵置場において容器に詰められた酒類を法第 28 条《未納</p>

改正後	改正前
<p>税移出》の規定に基づき未納税移入した後に更に移出する場合には、食品衛生法上は、当該酒類を容器に詰めた者が製造者として取り扱われ、同法に基づく表示義務が課せられることになるが、この場合の製造場等の所在地等の表示は、次のとおり行うことができるのであるから留意する。</p> <p>[表示例]</p> <p>1 当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等の所在地が住所と同一である場合 「販売元 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号 霞が関酒造株式会社A」</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">A：食品衛生法施行規則第21条第10項の規定により届け出た記号 (当該酒類を容器に詰めた者を表す記号)</p> <p>2 当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等の所在地が住所と異なる場合 「販売元 東京都千代田区大手町1丁目3番2号 東京酒造株式会社B C」</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">B：(省略) C：食品衛生法施行規則第21条第10項の規定により届け出た記号 (当該酒類を容器に詰めた者を表す記号)</p> <p>2 酒類販売業者が酒類の製造を酒類製造業者に委託し、酒類の製造場又は蔵置場において容器に詰められた酒類を移入した後に更に移出する場合には、当該酒類の酒類製造業者に組合法及び食品衛生法上の表示義務が課せられることになる。</p> <p>なお、この場合においても、酒類販売業者の住所及び氏名又は名称の表示を行うことはできるが、製造場等の所在地の記号表示と併せて表示する場合</p>	<p>税移出》の規定に基づき未納税移入した後に更に移出する場合には、食品衛生法上は、当該酒類を容器に詰めた者が製造者として取り扱われ、同法に基づく表示義務が課せられることになるが、この場合の製造場等の所在地等の表示は、次のとおり行うことができるのであるから留意する。</p> <p>[表示例]</p> <p>1 当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等の所在地が住所と同一である場合 「販売元 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号 霞が関酒造株式会社A」</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">A：食品衛生法施行規則第5条第10項の規定により届け出た記号 (当該酒類を容器に詰めた者を表す記号)</p> <p>2 当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等の所在地が住所と異なる場合 「販売元 東京都千代田区大手町1丁目3番2号 東京酒造株式会社B C」</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">B：(省略) C：食品衛生法施行規則第5条第10項の規定により届け出た記号 (当該酒類を容器に詰めた者を表す記号)</p> <p>2 酒類販売業者が酒類の製造を酒類製造業者に委託し、酒類の製造場又は蔵置場において容器に詰められた酒類を移入した後に更に移出する場合には、当該酒類の酒類製造業者に組合法及び食品衛生法上の表示義務が課せられることになる。</p> <p>なお、この場合においても、酒類販売業者の住所及び氏名又は名称の表示を行うことはできるが、製造場等の所在地の記号表示と併せて表示する場合</p>

改正後	改正前
<p>は、次のとおり行うこととなるのであるから留意する。</p> <p>[表示例]</p> <p>「製造者 東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号 霞が関酒造株式会社D</p> <p>販売者 東京都千代田区大手町 1 丁目 3 番 2 号 大手町酒販株式会社」</p> <p>D：<u>組合令第 8 条の 3 第 5 項</u>の規定により届け出た記号 (当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等を表す記号)</p> <p><u>食品衛生法施行規則第 21 条</u>第 10 項の規定により届け出た記号 (当該酒類の製造者の製造所所在地を表す記号)</p> <p>(ハ)～(ホ) (省略)</p> <p>ニ 表示義務事項の「省略」又は「異なる表示」の承認の取扱い</p> <p>(イ) 省略することができる表示義務事項</p> <p>組合令第 8 条の 3 《表示事項》第 6 項に規定する表示義務事項を省略することができる表示義務事項は、次のとおりとする。</p> <p>A (省略)</p> <p>B 同一<u>品目</u>の酒類の製造場等を 2 以上有する者が同一の包装を各製造場等で用いる場合において、「製造場等の所在地」</p> <p>なお、承認を与えるときは、製造業者等の「氏名又は名称」は<u>明瞭</u>に表示させるほか、製造業者等の「住所」を記載させるものとする。</p> <p>C <u>品目</u>の異なる酒類を 3 以上一括して収容した包装で、表示義務事項の全部を表示することが技術的に困難な場合又は著しく外観を損なう場合において、「酒類の<u>品目</u>」及び「氏名又は名称」以外の表示義務事項</p> <p>D <u>品目</u>の同一の酒類のいずれの容量の容器にも使用する目的で作られた包装である場合において、「酒類の<u>品目</u>」、「氏名又は名称」及び「製造場等の所在地」以外の表示義務事項</p>	<p>は、次のとおり行うこととなるのであるから留意する。</p> <p>[表示例]</p> <p>「製造者 東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号 霞が関酒造株式会社D</p> <p>販売者 東京都千代田区大手町 1 丁目 3 番 2 号 大手町酒販株式会社」</p> <p>D：<u>組合令第 8 条の 3 第 5 項</u>の規定により届け出た記号 (当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等を表す記号)</p> <p><u>食品衛生法施行規則第 5 条</u>第 10 項の規定により届け出た記号 (当該酒類の製造者の製造所所在地を表す記号)</p> <p>(ハ)～(ホ) (同左)</p> <p>ニ 表示義務事項の「省略」又は「異なる表示」の承認の取扱い</p> <p>(イ) 省略することができる表示義務事項</p> <p>組合令第 8 条の 3 《表示事項》第 6 項に規定する表示義務事項を省略することができる表示義務事項は、次のとおりとする。</p> <p>A (同左)</p> <p>B 同一<u>種類</u>の酒類の製造場等を 2 以上有する者が同一の包装を各製造場等で用いる場合において、「製造場等の所在地」</p> <p>なお、承認を与えるときは、製造業者等の「氏名又は名称」は<u>めいりよう</u>に表示させるほか、製造業者等の「住所」を記載させるものとする。</p> <p>C <u>種類</u>の異なる酒類を 3 以上一括して収容した包装で、表示義務事項の全部を表示することが技術的に困難な場合又は著しく外観を損なう場合において、「酒類の<u>種類</u>」及び「氏名又は名称」以外の表示義務事項</p> <p>D <u>種類</u>の同一の酒類のいずれの容量の容器にも使用する目的で作られた包装である場合において、「酒類の<u>種類</u>」、「氏名又は名称」及び「製造場等の所在地」以外の表示義務事項</p>

改正後	改正前
(ロ)～(ハ) (省略)	(ロ)～(ハ) (同左)
<p>第 86 条の 6 酒類の表示の基準</p>	<p>第 86 条の 6 酒類の表示の基準</p>
<p>1 総則</p>	<p>1 総則</p>
<p>(1) 酒類の表示の基準の意義</p>	<p>(1) 酒類の表示の基準の意義</p>
<p>酒類の表示の基準は、酒類の製法、品質その他これらに類する事項、<u>未成年者の飲酒防止に関する事項又は酒類の消費と健康との関係に関する事項</u>について、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な表示の基準を定めて、表示の適正化を図ることにより、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益を積極的に確保しようとするものである。</p>	<p>酒類の表示の基準は、酒類の製法、品質その他これらに類する事項又は未成年者の飲酒防止に関する事項について、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な表示の基準を定めて、表示の適正化を図ることにより、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益を積極的に確保しようとするものである。</p>
<p>(2)・(3) (省略)</p>	<p>(2)・(3) (同左)</p>
<p>2 清酒の製法品質表示基準の取扱い</p>	<p>2 清酒の製法品質表示基準の取扱い</p>
<p>清酒の製法品質表示基準（平成元年 11 月 22 日付国税庁告示第 8 号。以下この 2 において「表示基準」という。）の取扱いは、次による。</p>	<p>清酒の製法品質表示基準（平成元年 11 月 22 日付国税庁告示第 8 号。以下この 2 において「表示基準」という。）の取扱いは、次による。</p>
<p>(1)・(2) (省略)</p>	<p>(1)・(2) (同左)</p>
<p>(3) 記載事項の表示</p>	<p>(3) 記載事項の表示</p>
<p>イ 表示基準 3 の(1)「原材料名」について</p>	<p>イ 表示基準 3 の(1)「原材料名」について</p>
<p>(イ)・(ロ) (省略)</p>	<p>(イ)・(ロ) (同左)</p>
<p>(ハ) 原材料名の表示に当たっては、ぶどう糖、<u>でんぷん質物を分解した糖類</u>を「糖類」と、有機酸である乳酸、こはく酸等を「酸味料」と、アミノ酸塩であるグルタミン酸ナトリウムを「グルタミン酸 Na」又は「調味料（アミノ酸）」と表示しても差し支えない。</p>	<p>(ハ) 原材料名の表示に当たっては、ぶどう糖、<u>水あめ</u>を「糖類」と、有機酸である乳酸、こはく酸等を「酸味料」と、アミノ酸塩であるグルタミン酸ナトリウムを「グルタミン酸 Na」又は「調味料（アミノ酸）」と表示しても差し支えない。</p>
<p>なお、発酵を助成促進し、又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最低限の有機酸は、原材料に該当しないものとして差し支えない。</p>	<p>なお、発酵を助成促進し、又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最低限の有機酸は、原材料に該当しないものとして差し支えない。</p>
<p>(ニ)・(ホ) (省略)</p>	<p>(ニ)・(ホ) (同左)</p>
<p>ロ～ホ (省略)</p>	<p>ロ～ホ (同左)</p>
<p>(4)・(5) (省略)</p>	<p>(4)・(5) (同左)</p>
<p>3 地理的表示に関する表示基準の取扱い等</p>	<p>3 地理的表示に関する表示基準の取扱い等</p>
<p>組合法第 86 条の 6 《酒類の表示の基準》第 1 項の規定に基づき定めた「地理的表示に関する表示基準」（平成 6 年 12 月 28 日付国税庁告示第 4 号。以下この 3 において「表示基準」という。）第 2 項に規定する日本国で保護するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地のうち国税庁長官が指定する産地（以下この 2 において「長官指定産地」という。）の指定及び我が国で保護する<u>単式蒸留し</u><u>ょうちゅう</u>の地理的表示の取扱い等は、次による。</p>	<p>組合法第 86 条の 6 《酒類の表示の基準》第 1 項の規定に基づき定めた「地理的表示に関する表示基準」（平成 6 年 12 月 28 日付国税庁告示第 4 号。以下この 3 において「表示基準」という。）第 2 項に規定する日本国で保護するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地のうち国税庁長官が指定する産地（以下この 2 において「長官指定産地」という。）の指定及び我が国で保護する<u>し</u><u>ょうちゅう</u><u>乙類</u>の地理的表示の取扱い等は、次による。</p>

改正後	改正前																								
<p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 我が国で保護する地理的表示</p> <p>我が国で保護する<u>単式蒸留しょうちゅう</u>又は清酒（以下「<u>単式蒸留しょうちゅう等</u>」という。）の産地は次に掲げるものとし、当該産地以外の地域を産地とする<u>単式蒸留しょうちゅう等</u>についてはこれらの産地を表示する地理的表示を使用してはならない。なお、当該地理的表示を使用する場合には、次のそれぞれの基準に従うものとする。</p> <p>また、地理的表示を使用するために用いる文字は、日本文字によるか、外国の文字によるかを問わない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">産地</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">壱岐</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">球磨</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琉球</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">薩摩</td> <td>米こうじ又は鹿児島県産のさつまいもを使用したさつまいもこうじ及び鹿児島県産のさつまいも並びに水を原料として発酵させたもろみを、鹿児島県内（奄美市及び大島郡を除く。）において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「薩摩」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">白山</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 未成年者の飲酒防止に関する表示基準の取扱い</p> <p>未成年者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年 11 月 22 日付国税庁告示第 9 号。以下この 4 において「表示基準」という。）の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 「調味料として用いられること又は薬用であることが明らかであるもの」の意義</p> <p>表示基準 3 の(3)に規定する「調味料として用いられること又は薬用であることが明らかであるもの」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ みりん又は<u>雑酒</u>（その性状がみりに類似するものに限る。）等の専ら料理用に限定して消費されている酒類の容器等</p> <p>(注) (省略)</p> <p>ロ 組合規則第 11 条の 5 《<u>品目</u>の例外表示》に規定する「<u>薬剤甘味果実酒</u>」、「<u>薬用甘味果実酒</u>」、</p>	産地	基準	壱岐	(省略)	球磨	(省略)	琉球	(省略)	薩摩	米こうじ又は鹿児島県産のさつまいもを使用したさつまいもこうじ及び鹿児島県産のさつまいも並びに水を原料として発酵させたもろみを、鹿児島県内（奄美市及び大島郡を除く。）において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「薩摩」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。	白山	(省略)	<p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 我が国で保護する地理的表示</p> <p>我が国で保護する<u>しょうちゅう乙類</u>又は清酒（以下「<u>しょうちゅう乙类等</u>」という。）の産地は次に掲げるものとし、当該産地以外の地域を産地とする<u>しょうちゅう乙类等</u>についてはこれらの産地を表示する地理的表示を使用してはならない。なお、当該地理的表示を使用する場合には、次のそれぞれの基準に従うものとする。</p> <p>また、地理的表示を使用するために用いる文字は、日本文字によるか、外国の文字によるかを問わない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">産地</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">壱岐</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">球磨</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琉球</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">薩摩</td> <td>米こうじ又は鹿児島県産のさつまいもを使用したさつまいもこうじ及び鹿児島県産のさつまいも並びに水を原料として発酵させたもろみを、鹿児島県内（<u>名瀬市</u>及び大島郡を除く。）において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「薩摩」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">白山</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 未成年者の飲酒防止に関する表示基準の取扱い</p> <p>未成年者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年 11 月 22 日付国税庁告示第 9 号。以下この 4 において「表示基準」という。）の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 「調味料として用いられること又は薬用であることが明らかであるもの」の意義</p> <p>表示基準 3 の(3)に規定する「調味料として用いられること又は薬用であることが明らかであるもの」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ みりん (<u>エキス分 40 度以上のものに限る。</u>) 又は<u>その他の雑酒</u>（その性状がみりに類似するもので、<u>エキス分 40 度以上のものに限る。</u>）等の専ら料理用に限定して消費されている酒類の容器等</p> <p>(注) (同左)</p> <p>ロ 組合規則第 11 条の 5 《<u>種類</u>の例外表示》に規定する「<u>薬剤甘味果実酒</u>」、「<u>薬用甘味果実酒</u>」、</p>	産地	基準	壱岐	(同左)	球磨	(同左)	琉球	(同左)	薩摩	米こうじ又は鹿児島県産のさつまいもを使用したさつまいもこうじ及び鹿児島県産のさつまいも並びに水を原料として発酵させたもろみを、鹿児島県内（ <u>名瀬市</u> 及び大島郡を除く。）において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「薩摩」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。	白山	(同左)
産地	基準																								
壱岐	(省略)																								
球磨	(省略)																								
琉球	(省略)																								
薩摩	米こうじ又は鹿児島県産のさつまいもを使用したさつまいもこうじ及び鹿児島県産のさつまいも並びに水を原料として発酵させたもろみを、鹿児島県内（奄美市及び大島郡を除く。）において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「薩摩」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。																								
白山	(省略)																								
産地	基準																								
壱岐	(同左)																								
球磨	(同左)																								
琉球	(同左)																								
薩摩	米こうじ又は鹿児島県産のさつまいもを使用したさつまいもこうじ及び鹿児島県産のさつまいも並びに水を原料として発酵させたもろみを、鹿児島県内（ <u>名瀬市</u> 及び大島郡を除く。）において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「薩摩」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。																								
白山	(同左)																								

改正後	改正前
<p>「薬味酒」又は「薬用酒」の表示がされている酒類の容器等</p> <p>(5) 酒類の陳列場所における「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示の取扱い</p> <p>イ 表示基準4に規定する「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示とは、例えば、以下のような文言を表示することをいい、陳列されている酒類が特定の品目の酒類である場合については、「酒」又は「酒類」の文言に代えて当該品目の名称を用いることとして差し支えない。</p> <p>(イ)・(ロ) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(6)～(13) (省略)</p>	<p>「薬味酒」又は「薬用酒」の表示がされている酒類の容器等</p> <p>(5) 酒類の陳列場所における「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示の取扱い</p> <p>イ 表示基準4に規定する「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示とは、例えば、以下のような文言を表示することをいい、陳列されている酒類が特定の種類の酒類である場合については、「酒」又は「酒類」の文言に代えて当該種類の名称を用いることとして差し支えない。</p> <p>(イ)・(ロ) (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(6)～(13) (同左)</p>
<p>5 酒類における有機等の表示基準の取扱い等</p> <p>酒類における有機等の表示基準(平成12年12月26日付国税庁告示第7号。以下この5において「表示基準」という。)の取扱い等は、次による。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 有機農産物加工酒類の製造方法等の基準</p> <p>イ 表示基準2の(1)「原材料」について</p> <p>(イ)・(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 有機農産物加工酒類に同一の品目の有機農産物加工酒類以外の酒類を混和した場合の表示基準の適用は、次による。</p> <p>A・B (省略)</p> <p>ロ・ハ (省略)</p> <p>ニ 表示基準2の(4)「品目の表示」について</p> <p>(イ) 「品目の前若しくは後又は近接する場所」とは、消費者が「(有機農産物加工酒類)」の表示を見たときに当該表示の文字と品目の文字とが一体に表示されていると判断できる場所をいう。</p> <p>なお、「(有機農産物加工酒類)」の表示は、消費者が品目の文字と一体に表示されていると判断できるものであれば、2段書き等により表示することとしても差し支えない。</p> <p>(ロ) 「品目の表示に用いている文字」とは、第8条の5《酒類の品目等の表示義務》の1《酒類の表示の取扱い等》の(1)のト及び(2)のイの</p>	<p>5 酒類における有機等の表示基準の取扱い等</p> <p>酒類における有機等の表示基準(平成12年12月26日付国税庁告示第7号。以下この5において「表示基準」という。)の取扱い等は、次による。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 有機農産物加工酒類の製造方法等の基準</p> <p>イ 表示基準2の(1)「原材料」について</p> <p>(イ)・(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 有機農産物加工酒類に同一の種類又は品目の有機農産物加工酒類以外の酒類を混和した場合の表示基準の適用は、次による。</p> <p>A・B (同左)</p> <p>ロ・ハ (同左)</p> <p>ニ 表示基準2の(4)「種類又は品目の表示」について</p> <p>(イ) 「種類又は品目の前若しくは後又は近接する場所」とは、消費者が「(有機農産物加工酒類)」の表示を見たときに当該表示の文字と種類又は品目の文字とが一体に表示されていると判断できる場所をいう。</p> <p>なお、「(有機農産物加工酒類)」の表示は、消費者が種類又は品目の文字と一体に表示されていると判断できるものであれば、2段書き等により表示することとしても差し支えない。</p> <p>(ロ) 「種類又は品目の表示に用いている文字」とは、第86条の5《酒類の種類等の表示義務》の1《酒類の表示の取扱い等》の(1)のト及び</p>

改正後	改正前
<p>(イ)のC又はロの(ロ)に定める文字の大きさをいう。</p> <p>(4) 表示基準3「有機農産物加工酒類の名称等の表示」について</p> <p>イ (1)に規定する「有機農産物加工酒類であることを表す事項」には、例えば、有機果実酒(ワイン)、有機ビールなどのように有機等の文字と酒類の一般的な名称(酒類の<u>品目</u>を含む。)又は商品名の文字を一体的に表示する場合を含むものとする。</p> <p>ロ・ハ (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 表示基準5「有機農産物等を原材料に使用した酒類における有機農産物等の使用表示」について</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 「<u>品目</u>の前若しくは後又は近接する場所」及び「<u>品目</u>の表示に用いている文字」の取扱いは、(3)のニに定めるところによる。</p> <p>ニ～ヘ (省略)</p> <p>(7)・(8) (省略)</p>	<p>(2)のイの(イ)のC又はロの(ロ)に定める文字の大きさをいう。</p> <p>(4) 表示基準3「有機農産物加工酒類の名称等の表示」について</p> <p>イ (1)に規定する「有機農産物加工酒類であることを表す事項」には、例えば、有機果実酒(ワイン)、有機ビールなどのように有機等の文字と酒類の一般的な名称(酒類の<u>種類又は品目</u>を含む。)又は商品名の文字を一体的に表示する場合を含むものとする。</p> <p>ロ・ハ (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 表示基準5「有機農産物等を原材料に使用した酒類における有機農産物等の使用表示」について</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 「<u>種類又は品目</u>の前若しくは後又は近接する場所」及び「<u>種類又は品目</u>の表示に用いている文字」の取扱いは、(3)のニに定めるところによる。</p> <p>ニ～ヘ (同左)</p> <p>(7)・(8) (同左)</p>